

令和
2
年版

水道・公共下水道・工業用水道事業年報

鹿児島市
水道局

令和 2 年版

水道・公共下水道・工業用水道事業年報

(H31. 4. 1 ~ R2. 3. 31)



鹿児島市水道局

目 次

第1編 総説		第3編 公共下水道事業	
第1章 組織・人事		第1章 総説	
1. 機構図	1	1. 沿革	103
2. 事務分掌	2	2. 事業計画	106
3. 年度別職員定数	9	3. 令和元年度事業概要	107
4. 年齢別・職種別職員構成表	9	第2章 排水	
5. 勤続年数別・職種別職員構成表	9	1. 事業の推移	108
6. 職種別給与内訳表	10	2. 処理人口・処理水量	110
7. 勘定別職員数	10	3. 処理場別処理水量	112
第2章 広報広聴活動		4. 水質濃度別有収水量	112
1. 広報活動	11	5. 用途別件数及び有収水量	114
2. 広聴活動	14	6. 水量区画別件数及び有収水量	116
3. インターネットの活用	14	第3章 業務	
第3章 経営審議会	15	1. 下水道使用料調定状況	117
第2編 水道事業		2. 下水道使用料収納状況	117
第1章 総説		3. 受益者負担金収入状況	117
1. 沿革	17	4. 排水設備	117
2. 基本計画	20	5. 水洗便所改造資金 融資あつ旋・助成金制度	118
3. 令和元年度事業概要	21	6. 低宅地汚水ポンプ施設 設置補助金制度	119
第2章 給水		7. 電力使用状況	119
1. 事業の推移	22	8. 薬品使用状況	120
2. 給水人口・給水量	24	9. 下水汚泥処分状況	121
3. 水源別給水量	26	10. 水質試験成績表	122
4. 給水量分析比較表	36	第4章 施設の概要	
5. 口径別件数及び有収水量	36	1. 処理場・汚泥堆肥化場・ ポンプ場施設概要	123
6. 用途別件数及び有収水量	38	2. 污水管布設状況	130
7. 水量区画別件数及び有収水量	40	第5章 工事	
第3章 業務		1. 建設改良工事	133
1. 検針業務状況	42	2. 污水管路施設補修工事	134
2. 水道料金調定状況	42	第6章 財務	
3. 水道料金収納状況	42	1. 損益計算比較	136
4. 給水負担金調定状況	43	2. 資本的収支比較	138
5. 水道メーター	43	3. 貸借対照比較	140
6. 給水装置	44	4. 費用構成比較	144
7. 漏水防止	44	5. 処理原価構成比較	146
8. 電力使用状況	46	6. 経営分析	148
9. 薬品使用状況	47	7. 財務分析	148
10. 水質検査結果表	48	8. 企業債に関する調べ	150
第4章 施設の概要		第7章 料金制度等	
1. 主要施設一覧表	53	1. 下水道使用料の変遷	151
2. 浄水場施設概要	61	2. 受益者負担金	155
3. 導・送・配水管布設状況	68	3. 区域外流入分担金	155
第5章 工事		第4編 工業用水道事業	
1. 建設改良工事	74	第1章 総説	
第6章 財務		1. 沿革	157
1. 損益計算比較	76	2. 令和元年度事業概要	157
2. 資本的収支比較	78	第2章 給水	
3. 貸借対照比較	80	1. 事業の推移	158
4. 費用構成比較	84	2. 給水件数・給水量	158
5. 給水原価構成比較	86	第3章 業務	
6. 経営分析	88	1. 工業用水道料金調定状況	160
7. 財務分析	88	2. 電力使用状況	160
8. 企業債に関する調べ	90	3. 水質検査結果表	160
第7章 料金制度等			
1. 水道料金の変遷	92		
2. 平成16年11月1日に合併した5地域に 係る水道料金の段階的調整	98		
3. 給水負担金の変遷	100		

目 次

第4章 施設の概要

1. 施設概要 162
2. 送・配水管布設状況 162

第5章 財務

1. 損益計算比較 164
2. 資本的収支比較 164
3. 貸借対照比較 166
4. 費用構成比較 168
5. 給水原価構成比較 170
6. 経営分析 172
7. 財務分析 172

第6章 料金制度

1. 工業用水道料金 174

第5編 参考資料

1. 年度別降水量(月間) 176
2. 年度別降灰量(月間) 176
3. 年度別気温(月間) 178
4. 年度別日照時間(月間) 178
5. 指定給水装置工事事業者・
指定排水設備工事事業者数 180
6. 事業年表 181
7. 関係法令 189
8. 中核市・九州県都一覧表 214
9. 関係団体一覧表 222

第1編 総説

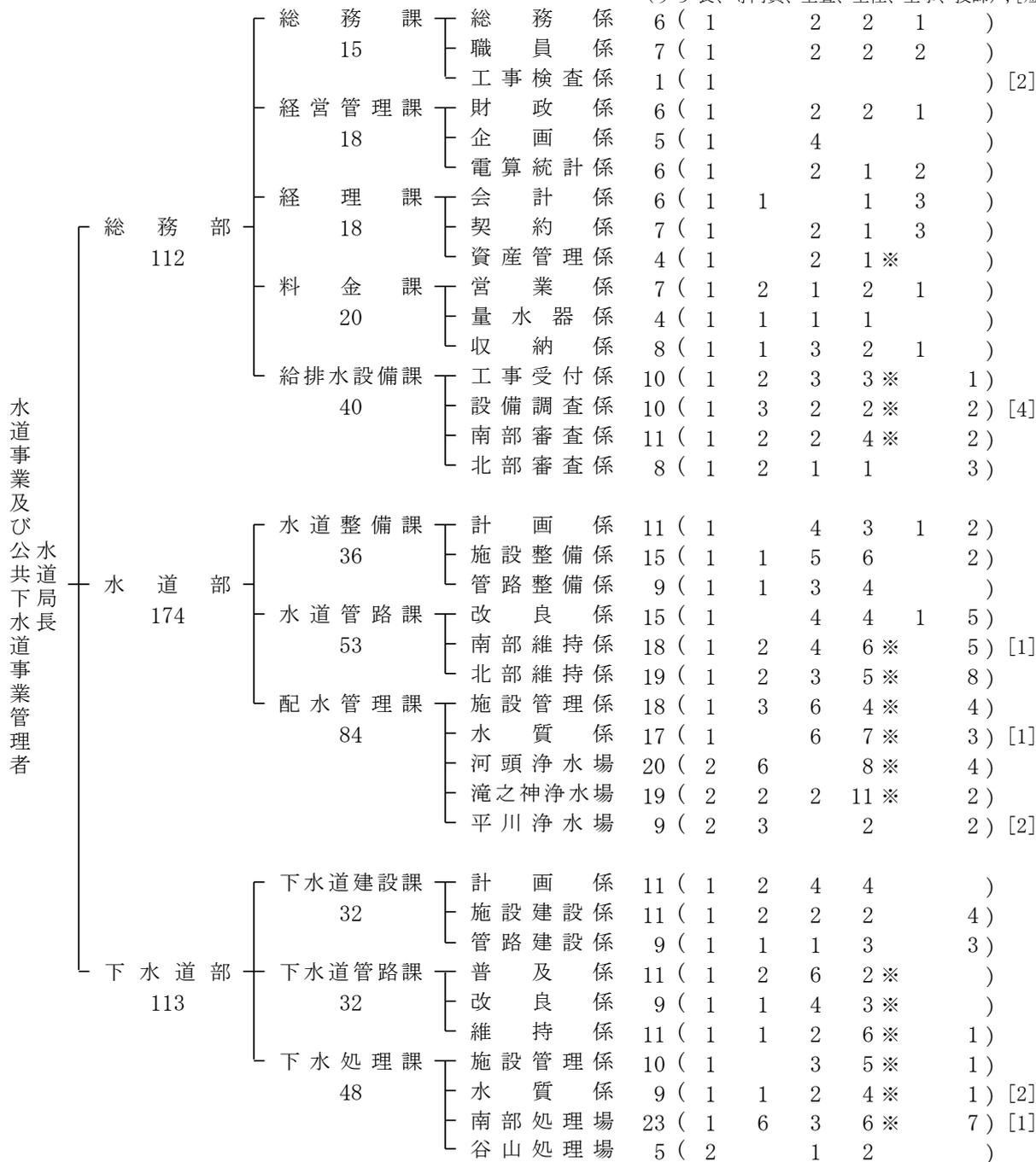
第1章 組織・人事

1. 機構図

(令和2年3月31日現在)

(単位：人)

(うち 長、専門員、主査、主任、主事、技師), [短時間再任用]



※フルタイム再任用職員を含む。

399 (管理者及び休職 (2人) は除く)

(注) 浄水場・処理場の長には副場長を含む。
南部処理場長は下水処理課長が兼ねる。

2. 事務分掌

令和2年3月31日現在

部・課・係名		事務分掌
総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> ① 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。 ② 公印の保管に関する事。 ③ 儀式及び交際に関する事。 ④ 日本水道協会、日本工業用水協会及び日本下水道協会の事務に関する事。 ⑤ 災害対策の総括に関する事。 ⑥ 局議・部課長会議の招集に関する事。 ⑦ 水道史の編さんに関する事。 ⑧ 万之瀬川水源基金との連絡調整に関する事。 ⑨ 車両管理の総括に関する事。 ⑩ 自動車の損害保険に関する事。 ⑪ 庁舎及び公舎の維持管理に関する事。 ⑫ 電話管理の総括に関する事。 ⑬ 防火管理の総括に関する事。 ⑭ 庁内の警備及び取締りに関する事。 ⑮ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑯ 局・部内の連絡調整に関する事。 ⑰ 課の予算及び経理に関する事。 ⑱ 課の文書に関する事。 ⑲ 局、部及び課の庶務に関する事。
	職員係	<ol style="list-style-type: none"> ① 職員の配置に関する事。 ② 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。 ③ 職員の給与及び児童手当に関する事。 ④ 職員の諸税の源泉徴収及び納付に関する事。 ⑤ 退職者に対する給付に関する事。 ⑥ 職員及び職員以外の者の旅費計算に関する事。 ⑦ 職員の研修に関する事。 ⑧ 職員の労務管理並びに労働協約及び団体交渉に関する事。 ⑨ 職員の損害賠償に関する事。 ⑩ 職員の交通事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑪ 職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。 ⑫ 鹿児島県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関する事。 ⑬ 職員の被服の貸与に関する事。
	工事検査係	<ol style="list-style-type: none"> ① 請負工事等の検査に関する事。 ② 開発行為等に係る水道施設及び排水施設の工事検査に関する事。 ③ 請負工事に係る資機材等の検査に関する事。
	経営管理課	<ol style="list-style-type: none"> ① 財政計画の策定に関する事。 ② 予算の編成、配当及び統制に関する事。 ③ 企業債の借入れ及び償還並びに一時借入金に関する事。 ④ 補助金の受入れに関する事。 ⑤ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑥ 公印の保管に関する事。 ⑦ 課の予算及び経理に関する事。 ⑧ 課の文書及び庶務に関する事。
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> ① 経営に係る重要事項の企画、調整、調査及び研究に関する事。 ② 料金制度の企画及び研究に関する事。 ③ 事務・事業の考査に関する事。 ④ 事務改善の計画及び調整に関する事。 ⑤ 職員定数、組織及び事務分掌に関する事。

部 ・ 課 ・ 係 名		事 務 分 掌	
総 務 部	経営管理課	企 画 係	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 市議会に係る事項の総括に関する事。 ⑦ 経営審議会に関する事。 ⑧ 重要文書の審査に関する事。 ⑨ 条例、規則、規程及びその他法務に関する事。 ⑩ 管理規程の公布に関する事。 ⑪ 告示に関する事。 ⑫ 広報及び広聴に関する事。 ⑬ 情報公開制度の総括に関する事。 ⑭ 水道局が保有する個人情報の保護制度の総括に関する事。 ⑮ 報道機関との連絡に関する事。 ⑯ 特命事項に関する事。
		電算統計係	<ul style="list-style-type: none"> ① O A機器の利用に関する事。 ② 電算利用の企画及び調整に関する事。 ③ 電算の管理及び運営（上・下水道施設の制御等に係るものを除く。）に関する事。 ④ 電算利用業務の開発及び保存に関する事。 ⑤ データベースの管理に関する事。 ⑥ 統計の総括及び事業年報の作成に関する事。
	経 理 課	会 計 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 決算及び財務諸表に関する事。 ② 業務状況の報告に関する事。 ③ 消費税及び地方消費税に関する事。 ④ 会計伝票等の審査及び執行に関する事。 ⑤ 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。 ⑥ 会計伝票及び証拠書類の保管及び整理に関する事。 ⑦ 預り金及び預り有価証券の保管に関する事。 ⑧ 資金計画及び資金の運用に関する事。 ⑨ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑪ 公印の保管に関する事。 ⑫ 課の予算及び経理に関する事。 ⑬ 課の文書及び庶務に関する事。
		契 約 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種工事の請負及び資機材の購入の契約に関する事。 ② 物品の購入及び修繕の契約に関する事。 ③ 印刷及び製本の発注契約に関する事。 ④ 委託業務の契約（別に定めがある場合を除く。）に関する事。 ⑤ 入札保証金、契約保証金及び違約金の徴収及び還付に関する事。 ⑥ 物品等の検収に関する事。 ⑦ 不用品の売却に関する事。
		資 産 管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> ① 資産管理の総括並びに固定資産台帳の保管及び整理に関する事。 ② 不動産の取得に係る登記及び不動産の借用に関する事。 ③ 行政財産の使用許可に関する事。 ④ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関する事。 ⑤ 資産の評価及び減価償却に関する事。 ⑥ 庁用備品管理の総括に関する事。 ⑦ 建物の損害保険に関する事。 ⑧ 水道、工業用水道及び下水道施設の事故による損害賠償の総括に関する事。 ⑨ 水道、工業用水道及び下水道施設等の賠償責任保険に関する事。

部・課・係名		事務分掌
総務部	料金課	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用水量及び排除汚水量（以下「使用水量等」という。）の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金、工業用水道の料金及び下水道使用料（鹿児島市地域下水道条例第11条に規定する使用料を含む。）（以下「水道料金等」という。）に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。 ⑤ 共同住宅（店舗又は事務所が併設されている共同住宅を含む。）又は所有者の負担となる遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤が取り付けられている建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥ 私設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 船舶給水に関すること。 ⑧ 検針業務等の委託契約に関すること。 ⑨ 給水装置の漏水等の調査の委託及び処理に関すること。 ⑩ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑪ 公印の保管に関すること。 ⑫ 課の予算及び経理に関すること。 ⑬ 課の文書及び庶務に関すること。
	量水器係	<ul style="list-style-type: none"> ① 量水器の入庫、出庫及び保管並びに貯蔵計画に関すること。 ② 量水器の整備、試験及び検査に関すること。 ③ 量水器の取替えに関すること。 ④ 量水器の設置を伴う給水及び排水の開始並びに量水器の撤去を伴う給水及び排水の休止の実施に関すること。 ⑤ 量水器に係る調査及び研究に関すること。 ⑥ 量水器の亡失及び損傷に伴う損害賠償に関すること。
	収納係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道料金等の収納に関すること。 ② 転居精算等の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の過誤納金の還付に関すること。 ④ 滞納に係る水道料金等の収納及び納付督促に関すること。 ⑤ 給水の停止処分及び給水の再開に関すること。 ⑥ 滞納に係る水道料金等債権の差押処分等に関すること。 ⑦ 水道料金等の不納欠損処分に関すること。
	給排水設備課	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る工事の受付及び諸届出の受付並びに連絡に関すること。 ② 指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定、指導及び講習に関すること。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の構造及び材質等の基準に関すること。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の修繕に関すること。 ⑤ 給水負担金並びに指定、設計審査及び工事検査に係る手数料（地域下水道条例第13条に規定するものを含む。）に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 公印の保管に関すること。 ⑧ 課の予算及び経理に関すること。 ⑨ 課の文書及び庶務に関すること。

部・課・係名		事務分掌	
総務部	給排水設備課	設備調査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備に係る相談、問い合わせ等の受付、検査及び処理並びに連絡に関すること。 ② 井戸等水道以外の水の排除汚水量の認定の定期調査及び処理並びに連絡に関すること。 ③ 給水装置、給水施設及び排水設備の適正使用等の調査及び処理並びに連絡に関すること。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備の改善指導に関すること。 ⑤ 給水装置、給水施設及び排水設備工事に伴う鹿児島市道の占用許可等の申請に関すること。
		南部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。 ④ 給水装置台帳及び排水設備台帳のファイリングに関すること。
		北部審査係	<ul style="list-style-type: none"> ① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。
水道部	水道整備課	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設及び工業用水道施設建設に係る各種許認可の申請に関すること。 ② 水道事業及び工業用水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関すること。 ③ 水道施設及び工業用水道施設建設改良計画の基本調査及び設計に関すること。 ④ 小規模水道との調整に関すること。 ⑤ 開発行為等に伴う水道施設の建設の協議及び工事負担金に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 部内の連絡調整に関すること。 ⑧ 公印の保管に関すること。 ⑨ 課の予算及び経理に関すること。 ⑩ 課の文書に関すること。 ⑪ 部及び課の庶務に関すること。
		施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場施設及びその他関連施設（以下「浄水施設等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 水源地、配水池及びその他関連施設（以下「水源地等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 導水管（ずい道を含む。以下同じ。）、送水管、配水本管、配水支管等（以下「管路施設等」という。）のうち、土地区画整理事業区域内を除く導水管、送水管及び配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 開発行為等に係る水道施設工事のうち浄水施設等及び水源地等の設計審査に関すること。 ⑤ 小規模水道の浄水施設等及び水源地等に係る技術指導に関する

部・課・係名			事務分掌
水道部	水道整備課	管路整備係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等のうち、配水支管の建設改良工事（水道管路課の所掌に係るものを除く。）及び土地区画整理事業区域内で行う導水管、送水管、配水本管に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る水道施設工事のうち管路施設等の設計審査に関すること。 ③ 小規模水道の管路施設等に係る技術指導に関すること。
	水道管路課	改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設等の移設依頼工事の受付に関すること。 ② 管路施設等の移設依頼工事及び配水支管の改良工事に係る設計及び施行に関すること。（土地区画整理事業区域内及び配水管理課が所管する用地内を除く。） ③ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ④ 公印の保管に関すること。 ⑤ 課の予算及び経理に関すること。 ⑥ 課の文書及び庶務に関すること。
		南部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管（送水管で配水管を兼ねるものを含む。以下同じ。）及びその他付属施設（以下「配水管等」という。）の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑧ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑨ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
		北部維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 配水管等の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路内の老朽給水管の取替えに関すること。 ⑧ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑨ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑩ 管路施設等（配水管理課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
	配水管理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄水場等の総括及び連絡調整に関すること。 ② 水源地等及び当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の管理図の調製及び保管に関すること。

部・課・係名		事務分掌
水道部	配水管理課	施設管理係 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 配水管理の総括に関する事。 ⑥ 配水区域の調整に関する事。 ⑦ 無線電話の管理の総括に関する事。 ⑧ 受水及び分水に関する事。 ⑨ 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ⑩ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑪ 水源のかん養に関する事。 ⑫ 取水に伴う関係機関との連絡調整に関する事。 ⑬ 庁舎及び公舎の改良工事及び50万円以上の修繕工事の設計及び施行に関する事。 ⑭ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑮ 公印の保管に関する事。 ⑯ 課の予算及び経理に関する事。 ⑰ 課の文書及び庶務に関する事。
		水質係 <ul style="list-style-type: none"> ① 水道及び工業用水道の水質管理に関する事。 ② 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び試験分析に関する事。 ③ 水道及び工業用水道に係る水質の試験の委託に関する事。
		河頭浄水場 滝之神浄水場 平川浄水場 <ul style="list-style-type: none"> ① 浄水施設等の運転操作及び維持管理に関する事。 ② 水源地等の運転操作及び維持管理に関する事。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関する事。 ④ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関する事。 ⑤ 取水に伴う申請及び報告に関する事。
下水道部	下水道建設課	計画係 <ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設（雨水管きよを含む。）の建設に係る各種許認可の申請に関する事。 ② 下水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関する事。 ③ 下水道及び関連水路の実施の調整に関する事。 ④ 建設改良事業の基本計画に関する事。 ⑤ 開発行為等に伴う排水施設の設置の協議に関する事。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関する事。 ⑦ 部内の連絡調整に関する事。 ⑧ 公印の保管に関する事。 ⑨ 課の予算及び経理に関する事。 ⑩ 課の文書に関する事。 ⑪ 部及び課の庶務に関する事。
		施設建設係 <ul style="list-style-type: none"> ① 処理場施設、ポンプ場施設、汚水管幹線（管路建設係の所掌に係るものを除く。）その他附属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうちポンプ場施設、汚水管幹線その他附属施設の設計審査に関する事。
		管路建設係 <ul style="list-style-type: none"> ① 面整備に係る汚水管幹線及び汚水管枝線その他附属施設の建設改良工事の設計及び施行に関する事。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうち汚水管枝線その他附属施設の設計審査に関する事。

部・課・係名			事務分掌
下水道部	下水道管路課	普及係	<ul style="list-style-type: none"> ① 排水設備の設置及び水洗化の普及促進に関すること。 ② 水洗便所改造資金の融資あっ旋及び助成に関すること。 ③ 既設の污水管に設置する取付管の設計及び施行に関すること。 ④ 既設の污水管に接続する私道の污水管その他付属施設の設計及び施行に関すること。 ⑤ 受益者負担金及び区域外流入分担金の賦課及び徴収に関すること。 ⑥ 受益者負担金及び区域外流入分担金の徴収猶予及び減免に関すること。 ⑦ 滞納に係る受益者負担金及び区域外流入分担金の収納に関すること。 ⑧ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑨ 公印の保管に関すること。 ⑩ 課の予算及び経理に関すること。 ⑪ 課の文書及び庶務に関すること。
		改良係	<ul style="list-style-type: none"> ① 污水管その他付属施設（以下「污水管等」という。）の移設依頼工事の受付に関すること。 ② 污水管等の移設依頼工事及び改良工事等の設計及び施行に関すること。 ③ 老朽管路の改良計画の策定に関すること。
		維持係	<ul style="list-style-type: none"> ① 污水管等の維持管理に関すること。 ② 污水管等に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ③ 他工事現場における事故等の防止対策に係る巡視、点検に関すること。 ④ 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。 ⑤ 道路等の占用許可申請及び更新に関すること。 ⑥ 取付管の廃止に関すること。
	下水処理課	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理場の総括管理及び連絡調整に関すること。 ② 下水汚泥堆肥化場の運転操作、維持管理並びに維持補修工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 錦江処理場等の運転操作、維持管理並びに維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 処理場施設及びポンプ場施設の改良工事の設計及び施行に関すること。 ⑤ 下水汚泥の堆肥化その他処分に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 公印の保管に関すること。 ⑧ 課の予算及び経理に関すること。 ⑨ 課の文書及び庶務に関すること。
			水質係
		南部処理場 谷山処理場	<ul style="list-style-type: none"> ① 処理施設等の運転操作及び維持管理に関すること。 ② 処理施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。

3. 年度別職員定数

年度	区分	職員定数	職員数
		(人)	(人)
27		425	415
28		423	418
29		424	412
30		414	403
令和元		407	401

注 各年度末の数。管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

4. 年齢別・職種別職員構成表

令和2年3月31日現在

年齢	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
21歳未満		1	1.1	6	1.9	7	1.7
21歳以上 26歳未満		4	4.4	12	3.9	16	4.0
26歳以上 31歳未満		8	8.9	37	11.9	45	11.2
31歳以上 36歳未満		7	7.8	53	17.0	60	15.0
36歳以上 41歳未満		9	10.0	26	8.4	35	8.7
41歳以上 46歳未満		16	17.8	44	14.1	60	15.0
46歳以上 51歳未満		18	20.0	28	9.0	46	11.5
51歳以上 56歳未満		12	13.3	40	12.9	52	13.0
56歳以上		15	16.7	65	20.9	80	20.0
計		90	100.0	311	100.0	401	100.0
総年齢		3,973		13,420		17,393	
職員1人当たりの平均年齢		44歳2月		43歳2月		43歳4月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 勤続年数別・職種別職員構成表

令和2年3月31日現在

年数	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)	職員数 (人)	比率 (%)
1年未満		4	4.4	16	5.1	20	5.0
1年以上 5年未満		6	6.7	36	11.6	42	10.5
5年以上 10年未満		12	13.3	60	19.3	72	18.0
10年以上 15年未満		3	3.3	31	10.0	34	8.5
15年以上 20年未満		12	13.3	23	7.4	35	8.7
20年以上 25年未満		19	21.1	38	12.2	57	14.2
25年以上 30年未満		11	12.2	32	10.3	43	10.7
30年以上 35年未満		13	14.4	22	7.1	35	8.7
35年以上		10	11.1	53	17.0	63	15.7
計		90	100.0	311	100.0	401	100.0
総勤続年数		1,858		5,652		7,510	
職員1人当たりの勤続年数		20年8月		18年2月		18年9月	

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

6. 職種別給与内訳表

令和2年3月31日現在

職 種		事 務 職 員	技 術 職 員	計
区 分				
年間延職員数	(A)	1,086 人	3,732 人	4,818 人
給 料	(B)	348,406 千円	1,172,354 千円	1,520,760 千円
平均給料額	(B)/(A)	321 千円	314 千円	316 千円
基本給	(C)	357,085 千円	1,216,496 千円	1,573,581 千円
平均基本給額	(C)/(A)	329 千円	326 千円	327 千円
時間外勤務手当		18,003 千円	85,306 千円	103,309 千円
特殊勤務手当		72 千円	7,380 千円	7,452 千円
期末勤勉手当		140,558 千円	465,735 千円	606,293 千円
その他手当		25,579 千円	80,057 千円	105,636 千円
手当小計	(D)	184,212 千円	638,478 千円	822,690 千円
年間支給額	(E)=(C)+(D)	541,297 千円	1,854,974 千円	2,396,271 千円
平均月収額	(E)/(A)	498 千円	497 千円	497 千円

注1 管理者及び再任用短時間勤務職員を除く。

注2 基本給＝給料＋扶養手当

注3 手当小計は扶養手当を含まない。

7. 勘定別職員数

(1) 水道事業

令和2年3月31日現在

職 名	特 別 職	一 般 職	計
勘 定	(人)	(人)	(人)
損益勘定所属職員数	1	223(6)	224(6)
資本勘定所属職員数	0	32	32
計	0	255(6)	256(6)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(2) 公共下水道事業

令和2年3月31日現在

職 名	特 別 職	一 般 職	計
勘 定	(人)	(人)	(人)
損益勘定所属職員数	0	114(7)	114(7)
資本勘定所属職員数	0	32	32
計	0	146(7)	146(7)

注 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

第2章 広報広聴活動

1. 広報活動

市民に水道・公共下水道事業への理解と協力を得て、円滑な事業運営を図るため、令和元年度は次のような取組みを行った。

(1) 市民のひろばへの掲載

- (4月号) ・水道メーターボックスの取り換え、給水装置の修繕
- (5月号) ・公共下水道事業受益者負担金
 - ・今年度の公共下水道の整備
 - ・6月1日～7日は水道週間 高齢者宅給水装置の無料点検
- (6月号) ・水道料金・下水道使用料は期限内に納めましょう
 - ・水洗化工事はお早めに
 - ・水道管と井戸などの管との接続は法律で禁止されています
 - ・飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理
- (7月号) ・水の再生工場探検参加者募集
 - ・夏休み親子水教室参加者募集
 - ・水道料金の各戸検針・各戸徴収
 - ・飲食店などのグリーストラップは定期的に清掃を
- (8月号) ・水道メーターの取り換えにご協力を
 - ・排水設備の維持管理をお願いします
 - ・下水道展かごしま
- (9月号) ・水道事業・公共下水道事業経営審議会委員募集
 - ・排水管清掃の訪問営業に注意
 - ・9月10日は「下水道の日」
- (10月号) ・今月から消費税率が8%から10%に（水道料金、下水道使用料）
 - ・水道料金などの滞納料金収納
 - ・洗濯排水などの汚水は汚水用の排水管へ
 - ・サツマソイルの無料配布
- (11月号) ・水を守り、生活を支え、今年で100年（水道100周年）
 - ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
 - ・排水口から臭いがしませんか
 - ・自己材メーターの取り換え
- (12月号) ・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の業務委託等）
 - ・水道管を寒さから守りましょう
 - ・水漏れの確認を
 - ・暮らしのカレンダー
(年末年始の市営施設などの休業・休館日/お客様料金センター)
- (1月号) ・入札参加資格の追加登録受け付け
(水道局の業務委託等、水道局の建設工事、測量・設計業務等)
 - ・水道料金・下水道使用料のアパート料金制度
 - ・汚水ますは定期的に掃除を

- (2月号) ・水道モニター募集
 - ・水道管を寒さから守りましょう
 - ・水道メーターの取り換えにご協力を
 - ・家屋解体・改造工事も事前に水道局へ工事申請を
- (3月号) ・引っ越しのときの手続き（水道の手続き）
 - ・サツマソイルの販売・無料配布
 - ・水道メーターの検針にご協力を
 - ・生ごみを粉砕する単体型ディスポーザは使用できません

(2) パンフレット類の作成（経営管理課作成分）

①「こんにちは！水道局です」

市の水道・公共下水道を使用している全世帯・事務所等へ配布

(前期号) 2019年鹿児島市水道100周年！、令和元年度水道事業・公共下水道事業の主な取組み、水道事業・公共下水道事業の予算（令和元年度）の概要、水道局からのお知らせ・お願い

(後期号) カラーデザインマンホール蓋を設置しました、地面にある、この「ふた」は何のふた？、マンホールカード配布中です、下水道に油は流さないで！！、水道事業・公共下水道事業の決算（平成30年度）の概要、家庭でできる防災対策～水の備蓄～、応急給水拠点一覧、水道局からのお知らせ

②「かごしま市の水道」

鹿児島市の水道事業の主要施設や給水状況などを紹介

(3) 市政広報番組での放送

(10月～1月) ・市政広報テレビ（KKB）かごしま元気BOXオープニング

(4) 各種行事

①「水道週間」行事の実施

スローガン：いつものむ いつもの水に 日々感謝

・高齢者宅訪問点検サービス 令和元年6月3日（月）～5日（水）

給水区域内の70歳以上の人のみの世帯を対象とした給水装置の無料点検サービス
（訪問世帯数 100世帯）

②「水の再生工場探検」の実施 令和元年8月2日（金）

目的：処理場の施設見学や微生物と処理水の観察等を通して、下水道の役割やしくみに対する理解を深めてもらう。

（参加者 小学生33人、中学生3人、保護者29人）

- ・下水道のしくみや役割の説明
- ・南部処理場の施設見学
- ・微生物・処理水の観察
- ・水質実験

③「夏休み親子水教室」の実施 令和元年7月27日(土)

目的：親子での浄水場見学や水に関する各種実験等を通して、水道に対する理解と関心を深めてもらう。

(参加者 小中学生 28 人、保護者 23 人、幼児 2 人)

- ・水道のしくみについての説明
- ・平川浄水場の施設見学
- ・水の飲みくらべ
- ・かんたん工作
- ・水質実験

④「下水道展かごしま」の実施 令和元年8月15日(木)～19日(月)

目的：公共下水道について、仕組みや維持管理状況等を紹介することで、市民に理解を深めてもらう。

場所：市立科学館2階 エントランスホール

- ・パネル、水処理模型展示
- ・微生物の顕微鏡観察
- ・ペットボトル実験 など

⑤「下水道の日」行事の実施

標語：下水道 見えないしごと 金メダル

- ・未水洗家屋等の戸別訪問 令和元年9月10日(火)

処理告示区域の戸別訪問 (訪問戸数 41 戸)

元年度下水道整備地区の戸別訪問 (訪問戸数 19 戸)

(5) 施設見学の受入れ状況

(単位：人、団体)

施設 見学者	河頭 浄水場	滝之神 浄水場	平川 浄水場	水道応 急・維持 管理セン ター	南部 処理場	谷山 処理場	下水汚泥 堆肥化場	合計
子供	3,252	841	2,141	4	519	0	0	6,757
大人	238	50	136	13	153	0	101	691
合計 (団体数)	59	13	30	3	18	0	7	130
(人数)	3,490	891	2,277	17	672	0	101	7,448

※ 子供は中学生以下

2. 広聴活動

(1) 水道モニター活動

① 目的

水道・公共下水道に対する利用者のニーズや意見を継続的に把握し、それらを事業運営に反映させサービスの向上を図る。

② 第25期水道モニター活動実施状況（平成31年4月委嘱）

- ・第1回モニター会議（委嘱式、水道施設見学会） 平成31年4月24日（水）河頭浄水場他
- ・第2回モニター会議（下水道施設見学会） 令和元年5月21日（火）南部処理場他
- ・第3回モニター会議（研修会他） 令和元年7月29日（月）水道局大会議室他
- ・第4回モニター会議（意見交換会） 令和2年1月29日（水）水道局大会議室

(2) 市政出前トークの実施

月	テーマ	内容	対象	参加者数
4月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	20人
7月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	26人
8月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	8人
8月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	19人
8月	わが家の水道と下水道	水まわりの簡易な修繕方法など	食改善推進協議 会郡山ブロック	14人
11月	わが家の水道と下水道	水まわりの簡易な修繕方法など	お達者クラブ (宮川ゆうゆう)	20人
11月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	17人
1月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	18人
2月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	17人

3. インターネットの活用

水道・公共下水道及び工業用水道事業について、あらましや主要施設の概要、経営状況、統計等の情報（12項目）を鹿児島市水道局のホームページで公表している。（開設：平成10年9月1日、リニューアル：平成27年3月20日）

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>

第3章 経営審議会

1. 名称 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会
2. 設置根拠 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会規程
3. 設置年月日 昭和43年4月15日
4. 目的 本市の水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図る。

5. 所掌事務
 - (1) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の運営に関すること。
 - (2) 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
 - (3) 水道事業及び公共下水道事業管理者からの諮問に関すること。
 - (4) その他特に管理者が必要と認める事項

6. 委員
 - (1) 委員の数 10人以内（現在10人）
 - (2) 現委員の構成

経済界	労働界	報道機関	学識経験者	利用者代表 (公募1人を含む)
2人	1人	1人	2人	4人

- (3) 現委員の任期 2年（令和2年1月1日～令和3年12月31日）

7. 謝金

1回の会議出席あたり	会長	11,200円
	委員	10,000円

※鹿児島市報酬及び費用弁償条例第2条別表第2に規定する額に準じて支払っている。（平成20年6月1日改定）

8. 開催状況

年度	回次	議 題
平成29	第1回	平成29年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について
	第2回	上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成29年度実施計画について 平成28年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成28年度実施状況について
30	第1回	平成30年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上・下水道事業及び工業用水道事業の中期財政計画（平成30～32年度）の概要について
	第2回	上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成30年度実施計画について 水道施設及び下水道施設の視察
	第3回	平成29年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成29年度実施状況について
令和元	第1回	平成31年度上・下水道事業及び工業用水道事業の予算の概要について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成31年度実施計画について
	第2回	平成30年度上・下水道事業及び工業用水道事業の決算について 上下水道事業経営計画に掲げる実現方策の平成30年度実施状況について

第2編 水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市水道の歴史は、享保8年（1723年）に第22代当主島津継豊が現在の冷水町の湧水を水源とし、延長1,345mの耐圧石管の水路により、鹿児島（鶴丸）城内及び城下の一部に給水したものが始まりである。この水道は、天保10年（1839年）に大改修され、その後も再三改修が行われた。廃藩置県後は鹿児島県が管理し、明治22年鹿児島市制施行に伴い翌23年2月本市に移管された。

明治37年8月には水源の改修及び水路工事を行うとともに、城山配水池の築造を開始し、明治39年に完成したが、施設が小規模であるうえに給水区域も市街地のごく一部に限定されていたため、市勢の発展と人口の増加による水需要の増大に応じ得るものではなかった。用水の需要増大と相まって、たまたま市内に伝染病が大流行し、火災も頻発したため、防疫、防火上大規模水道建設の必要性が叫ばれ、当時の有川市長は、明治45年度予算編成に当たり2か年の継続事業費をもって水道建設を試み、市議会もこれを可決したものの、計画水源が水量水質面で適当でなかったため、この計画は一時中止となった。しかしその後、七窪水源の買収交渉が円満に解決し、明治45年3月これを買収し、大正2年2月市議会において臨時水道調査費の支出が可決され、いよいよ本市の近代水道創設の道が開かれた。

創設工事は、中島鋭治工学博士を顧問として計画設計を行い、工事長に堀江勝巳技師を招いて大正4年9月上之原配水池予定地で起工した。第1次世界大戦勃発により物価が高騰し、資材入手が困難であったほか、施工においては隧道工事が難関であったが、大正8年11月には一部通水を開始し、同年11月26日上之原配水池において通水式が挙行された。

その後、隣村合併に伴い給水人口が増加し、昭和5年夏には水量不足の現象が現れたので、昭和7年に滝之神水源地の築造工事に着手し、昭和14年には鳥越配水池も完成し、七窪、滝之神二大水源をもって本市の給水体制を整えた。

第2次世界大戦下の空襲により一時壊滅状態に陥った本市の都市機能は、戦後の復興事業の推進に伴い徐々に回復するとともに、水道施設の復旧も着実に進んだ。戦後は人口も増加し、特に郡元・鴨池地区において住宅、工場等が急増し、配水量の不足と水圧低下が見られたので、昭和23年旧海軍施設の郡元水源地を買収し、改良を加え、同じく旧海軍の配水施設を利用してこの方面への給水を開始した。また、標高200mの高台である吉野地区における水道施設を整備するため、昭和24年吉野水道組合の水源施設を買収し、改良を加え、同地区における給水の万全を期した。

昭和25年編入した東桜島町では、飲料水を天水にたよるなど水の便が悪く、産業振興、観光行政面からも水道施設の整備が急務となったため、牛根村（現在垂水市）散花平に水源を新設し、昭和27年7月通水を開始した。旧市内においては、市勢の発展に伴い住宅、工場等の建設が進み、既設の水源施設ではこれらの水需要に対応できなくなり、水道の拡張が必要となってきたため、昭和24年以来数回の拡張を行い、市民の生活用水の確保に努めてきた。中でも昭和37年に着手した第7回水道拡張事業計画においては、従来地下水だけ取水していた本市の水道に初めて甲突川の表流水を水源とする河頭浄水場が建設され、昭和40年4月3日から給水を開始した。

昭和42年4月29日谷山市との合併に伴い、昭和26年度創設の「谷山市水道事業」を廃止し、本市水道事業に統合した。また、市域の拡大と人口の増加、生活様式の近代化、産業の興隆発展等により、水需要は更に増大が予想され、その対策の必要に迫られたので、昭和43年度より第9回水道拡張事業に着手し、昭和47年度までに第一期工事として河頭浄水場その他の施設の整備拡充を行うとともに、市内各所に配水池を築造した。さらに、昭和47年度を初年度とする第二期工事においては、地下水水源開発による水源築造を行うとともに、昭和47年度に滝之神発電施設を買収し、昭和49年2月8日に滝之神浄水場建設工事に着手し、昭和50年3月29日には一部通水を開始し、昭和52年度に完成した。

一方、昭和51年5月には、総工事費10億4,800万円を投じた新庁舎が鴨池新町に完成し、同年6月松原町の旧庁舎から移転し、執務を開始した。

また、昭和48年6月には、将来の工業用水及び生活用水の確保を図るため、計画取水量を日量162,000

m³とする万之瀬川からの市域外導水事業計画を発表し、関係市町に協力を求めた。しかし、同計画は取水量が膨大であったため、関係市町は、万之瀬川流域水利用対策協議会を結成し、導水事業反対の表明を行った。その後昭和49年9月同対策協議会の意向をうけ、計画取水量が日量95,000m³に削減されたものの、同計画は暗礁に乗り上げた格好となった。

一方、オイルショック後、高度経済成長は終焉を迎えたものの、依然として鹿児島市への人口集中や臨海部の発展が続き、昭和53年、54年には渇水となったことから、同計画の早期実現の必要性が高まった。当面の水需要増に対処するため、昭和54年3月5日万之瀬川から甲突川への取水地点変更の許可を得て、甲突川から日量40,000m³を追加取水することとなり、このための施設として昭和55年5月24日石井手取水場、昭和58年1月31日小野取水場がそれぞれ日量20,000m³の取水能力をもって完成した。また、昭和56年6月には河頭浄水場管理本館などの大幅な改良工事を行った。第9回水道拡張事業計画は、昭和58年度見寄水源地等の工事完成をもって終了した。これにより、施設能力240,000m³/日の給水体制が確保されるとともに、浄水施設、送水施設及び配水施設の改良並びに配水管網の整備により給水の円滑化が図られた。また、この間、昭和52年1月には金峰町を除く1市4町については条件つきながら万之瀬川取水に対し賛意を表明していたが、同意が得られていない金峰町については、昭和56年9月1日金峰町議会全員協議会において鹿児島県知事及び鹿児島市長から取水要請を行った結果、取水同意の表明が金峰町長からなされた。この取水同意をもって、計画一日最大取水量を95,000m³から75,000m³（上水道55,000m³、工業用水道20,000m³）へ削減したうえで、万之瀬川流域水利用対策協議会に協力要請することとなった。

その後昭和56年9月14日、鹿児島県、鹿児島市及び同対策協議会の三者により「万之瀬川取水に関する協定」が調印、交換され、地元関係者からの同意も得られた。昭和56年12月には費用負担、施行者等について、県及び市が協議を開始し、昭和57年2月には「万之瀬川導水事業に関する基本協定書」を締結し、ここに万之瀬川からの市域外導水を基軸とする第10回水道拡張事業計画の実施に踏み出すこととなった。昭和57年9月に「万之瀬川導水事業に係る共同施設の建設に関する協定書」が、鹿児島県、鹿児島市及び鹿児島開発事業団の三者で締結され、鹿児島開発事業団が導水部門を担当することとなり、本市では、この導水事業とあわせて平川浄水場を建設することとなった。また、昭和61年度には、万之瀬川からの取水・導水をさらに安定させるため、鹿児島県が調査を進めていた川辺ダムに参画した。

万之瀬川からの市域外導水事業は、約6年の歳月を経て、平成元年6月に万之瀬川導水工事と平川浄水場の一期工事が完成し、同年7月1日から1日30,000m³の能力を有する平川浄水場の運転を開始した。

平成5年8月6日の集中豪雨によって、河頭浄水場が冠水し、また、滝之神浄水場では稲荷川からの導水管等が破損したため、全給水戸数の約40%にあたる76,000戸が断水するという未曾有の災害となり、さらに、同年9月3日の台風13号により散花平水源地等に被害を受けた。これらの災害復旧のために、平成5年度から平成7年度において災害復旧事業が行われ、滝之神水源地等の被災箇所の復旧をもって終了した。

さらには、平成5年8月の豪雨災害及び平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、災害時の応急復旧、応急給水や水道管の日常の維持管理等の拠点となる水道応急・維持管理センターを平成12年6月に開所した。

平成15年3月には鹿児島市の都市用水の安定供給のほか、万之瀬川の洪水調節、流域の正常な機能の維持を目的とする、堤高53.5m、堤長147.0m、有効貯水容量2,460,000m³の川辺ダム（重力式コンクリートダム）が17年の歳月を経て完成し、同年4月から供用を開始した。

平成16年11月1日に、隣接する吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の5町と合併したことに伴い、平成17年4月1日に、5町が運営していた26箇所の簡易水道事業を統合し、第11回水道拡張事業を開始した。

なお、本市の令和元年度末の施設能力は、表流水4か所179,200m³/日、湧水31か所78,050m³/日、地下水72か所51,510m³/日、伏流水2か所150m³/日、合計308,910m³/日である。

拡張計画推移

区分 期別	着工年月日	完成(予定) 年 月 日	工 事 費 (千円)	計 画 給 水 量		計 画 給水人口 (人)	主 要 施 設
				1人1日最大 (ℓ/人・日)	1日最大 (m ³ /日)		
創 設	大正 5年1月9日	大正 11年3月31日	1,283	97.4	9,740	100,000	七窪水源地 上之原配水池
第1回拡張	昭和 7年9月14日	昭和 14年5月30日	375	126	17,000	135,000	滝之神水源地 鳥越配水池
第2回拡張	昭和 23年10月9日	昭和 24年3月31日	4,355	130	19,240	148,000	郡元水源地
第3回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 25年3月31日	1,662	150	22,950	153,000	寺山水源地
第4回拡張	昭和 25年2月13日	昭和 27年3月31日	19,561	150	23,700	158,000	福昌寺水源地
第5回拡張	昭和 26年9月25日	昭和 28年3月31日	25,656	170	28,320	167,000	散花平水源地
第6回拡張	昭和 30年11月10日	昭和 35年3月31日	210,000	180	52,560	292,000	新郡元水源地
第7回拡張	昭和 37年7月21日	昭和 43年3月31日	1,000,000	340	102,000	300,000	河頭浄水場 (40,000m ³ /日)
第8回拡張	昭和42年12月19日(認可)		—	335	114,000	340,000	慈眼寺水源地 (合併により谷山市 水道編入)
第9回拡張	昭和 43年9月17日	昭和 59年3月31日	28,380,000	500	240,000	480,000	河頭浄水場 (110,000m ³ /日) 滝之神浄水場 (40,000m ³ /日)
第10回拡張	昭和 57年12月8日	平成 24年3月31日	86,080,869	430	238,000	553,000	平川浄水場 (30,000m ³ /日)
第11回拡張	平成 17年4月1日	令和 4年3月31日	40,043,599	377	220,800	586,200	(合併により5町 の簡易水道編入)

2. 基本計画

〈第11回水道拡張事業計画〉概要

- (1) 計画給水区域 鹿児島市の区域内並びに姶良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。

西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部

吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部

- (2) 計画給水人口 586,200人
- (3) 計画給水量 計画1人1日最大給水量 3770 /人・日
計画1日最大給水量 220,800m³/日
- (4) 目標年次 令和3年度
- (5) 工事期間 平成17年度～令和3年度
- (6) 工事費の予定総額及び予定財源
- | | |
|-----------|---------------------|
| 工事総額 | 40,043,599千円 |
| 予定財源 国庫補助 | 428,398千円(1.0%) |
| 企業債 | 24,337,700千円(60.8%) |
| 一般会計繰入金 | 4,393,554千円(11.0%) |
| その他 | 10,883,947千円(27.2%) |
- (7) 認可年月日 平成17年4月1日(平成25年3月11日 変更)
- (8) 施設能力 目標年次(令和3年度)の施設能力

(単位：m³/日)

種 別	施設能力
表流水水源	178,800
湧水水源	77,660
地下水水源	51,210
伏流水水源	50
合 計	307,720

3. 令和元年度事業概要

(総括)

水道事業においては、市民に安全で良質な水を安定的に供給するため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、地域の水需要に応じた水道施設の建設改良に努めた。

(業務量)

本年度末の給水件数は 30 万 9,689 件で、前年度末に比べて 2,174 件 (0.71%) の増、給水人口は 57 万 4,400 人で 1,200 人 (0.21%) の減、年間総有収水量は 5,895 万 5,411 m³で、前年度に比べて 57 万 8,209 m³ (0.97%) の減となった。

なお、有収率は 92.22%となった。

(建設改良事業)

第 1 1 回水道拡張事業においては 19 億 6,728 万 9,738 円を投じて、滝之神浄水場の機械設備の更新、新郡元水源地の電気計装設備の更新、伊敷台ポンプ所の機械設備の更新、上谷口第一配水池の電気計装設備の新設などを行うとともに、導水管、送水管及び配水管を延長 6,900m 布設した。

配水管整備事業においては 7 億 1,338 万 4,745 円を投じて、市内一円に配水管を延長 1 万 1,252m 布設した。

水道建設改良事業においては 14 億 4,917 万 3,050 円を投じて、滝之神浄水場の計測機器の改良などを行うとともに、送水管及び配水管を延長 2 万 1,517m 布設した。

(経営状況)

決算の結果、総収益は 113 億 9,235 万 8,553 円、総費用は 98 億 7,022 万 6,821 円となり、15 億 2,213 万 1,732 円の純利益が生じた。この純利益に建設改良積立金の取り崩しによって生じたその他未処分利益剰余金変動額 10 億円を加えた額 25 億 2,213 万 1,732 円が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、その他営業収益は増加したものの、給水収益や給水負担金が減少したことなどから、前年度に比べて 1 億 1,470 万 8,335 円 (1.00%) の減となった。

総費用は、原水及び浄水費は増加したものの、支払利息及び手数料や減価償却費が減少したことなどから、前年度に比べて 3,445 万 7,349 円 (0.35%) の減となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目		年度		22	23	24	25
		単位					
行政区域内	世帯数	世帯		267,309	267,094	269,029	271,017
	人口(A)	人		605,682	605,609	605,883	605,695
給水区域内	世帯数	世帯		261,600	261,400	263,300	265,400
	人口(B)	人		591,100	591,100	591,400	591,700
給水	世帯数	世帯		258,200	258,100	260,100	262,200
	人口(C)	人		583,100	583,300	583,700	584,200
普及率	(C)/(A)	%		96.3	96.3	96.3	96.5
	(C)/(B)	%		98.6	98.7	98.7	98.7
給水件数		件		287,698	290,691	294,031	296,375
年間総給水量		m ³		68,299,476	68,152,191	67,692,766	67,169,608
1日最大給水量	月日	—		7月21日	9月12日	7月25日	8月19日
	水量	m ³		210,490	207,734	209,327	203,691
1日最小給水量	月日	—		1月1日	1月1日	1月1日	1月1日
	水量	m ³		167,862	163,692	165,014	163,039
1日平均給水量		m ³		187,122	186,208	185,460	184,026
1人1日最大給水量		ℓ		361	355	358	348
1人1日最小給水量		ℓ		287	280	282	279
1人1日平均給水量		ℓ		320	318	317	314
年間総有収水量		m ³		62,655,208	62,314,506	61,734,592	61,622,249
有収率		%		91.7	91.4	91.2	91.7
年間総有効水量		m ³		63,307,284	62,987,980	62,388,150	62,279,693
有効率		%		92.7	92.4	92.2	92.7
施設能力		m ³ /日		289,690	289,690	310,680	310,420
配水池容量		m ³		295,690	296,390	295,690	295,690
配水管延長		m		2,933,761	2,956,005	2,977,023	3,005,275

注1 給水件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 1日平均給水量＝年間総給水量÷年間総日数

注3 1人1日最大給水量＝1日最大給水量÷1日最大給水量の属する月の給水人口

注4 1人1日最小給水量＝1日最小給水量÷1日最小給水量の属する月の給水人口

注5 1人1日平均給水量＝1日平均給水量÷(年間延べ給水人口÷12月)

※ 注3～注5の数値については、「2. 給水人口・給水量」を参照

26	27	28	29	30	令和元	2 (当初予算)
272,681	274,655	272,002	273,542	275,287	276,840	—
604,697	603,779	597,375	596,319	594,943	593,474	594,000
267,000	269,000	266,700	268,100	269,900	271,400	—
590,800	590,000	584,100	583,100	581,800	580,400	—
263,900	265,900	264,000	265,500	267,200	268,800	—
583,300	582,500	578,000	576,900	575,600	574,400	574,400
96.5	96.5	96.8	96.7	96.7	96.8	96.7
98.7	98.7	99.0	98.9	98.9	99.0	—
298,263	299,994	302,796	305,364	307,515	309,689	312,000
65,833,881	65,539,116	64,645,105	65,023,211	64,506,338	63,932,314	63,332,000
7月29日	1月26日	7月6日	7月13日	7月18日	7月31日	—
196,100	219,984	195,355	194,718	195,339	186,794	190,700
1月2日	1月1日	1月1日	8月6日	9月30日	1月1日	—
159,079	158,643	158,053	158,600	158,307	158,744	—
180,367	179,069	177,110	178,146	176,730	174,678	173,500
335	376	335	337	338	324	—
272	271	273	274	274	276	—
308	307	305	308	306	303	—
60,082,080	60,006,569	59,880,136	59,766,609	59,533,620	58,955,411	58,407,000
91.3	91.6	92.6	91.9	92.3	92.2	92.2
60,713,722	60,748,561	60,561,324	60,410,989	60,173,153	59,589,163	—
92.2	92.7	93.7	92.9	93.3	93.2	—
309,190	309,040	308,910	308,910	308,910	308,910	308,450
295,690	295,560	296,160	296,160	296,660	296,660	—
3,023,429	3,037,027	3,082,522	3,092,247	3,106,524	3,120,798	—

給水装置が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 給水人口・給水量

項目			月		4	5	6	7	8
			単位						
行 区 域	政 内	世帯数	世帯		276,486	276,428	276,373	276,532	276,492
		人口	人		595,787	595,692	595,437	595,433	595,279
給 区 域	水 内	世帯数	世帯		271,100	271,000	270,900	271,100	271,100
		人口	人		582,600	582,600	582,300	582,300	582,200
給	水	世帯数	世帯		268,400	268,400	268,300	268,500	268,400
		人口	人		576,500	576,400	576,200	576,200	576,100
給水件数			件		307,522	308,351	308,700	308,932	309,065
給水量			m ³		5,177,560	5,330,177	5,220,552	5,479,463	5,495,188
1日最大給水	大量	月日	—		4月18日	5月30日	6月20日	7月31日	8月1日
		水量	m ³		181,920	181,667	182,922	186,794	185,899
1日最小給水	小量	月日	—		4月29日	5月19日	6月2日	7月3日	8月14日
		水量	m ³		160,626	160,561	164,500	162,121	163,078
1日平均給水量			m ³		172,585	171,941	174,018	176,757	177,264
1人1日最大給水量			ℓ		316	315	317	324	323
1人1日最小給水量			ℓ		279	279	285	281	283
1人1日平均給水量			ℓ		299	298	302	307	308
有収水量			m ³		4,692,109	4,834,254	4,886,509	4,965,657	4,943,323

9	10	11	12	1	2	3	計
276,581	276,630	276,600	276,524	276,353	276,239	276,840	—
595,319	595,285	595,161	595,049	594,752	594,561	593,474	—
271,200	271,200	271,200	271,100	271,000	270,800	271,400	—
582,200	582,200	582,000	582,000	581,700	581,500	580,400	—
268,500	268,600	268,600	268,500	268,300	268,200	268,800	—
576,100	576,100	575,900	575,800	575,600	575,400	574,400	—
309,334	309,407	309,448	309,403	309,689	309,618	309,689	—
5,325,969	5,482,537	5,277,024	5,484,586	5,322,023	5,027,029	5,310,206	63,932,314
9月11日	10月9日	11月26日	12月28日	1月28日	2月27日	3月11日	7月31日
184,357	183,404	180,182	186,559	180,423	180,178	177,834	186,794
9月22日	10月21日	11月24日	12月22日	1月1日	2月29日	3月22日	1月1日
160,843	168,090	164,446	167,556	158,744	162,813	164,031	158,744
177,532	176,856	175,901	176,922	171,678	173,346	171,297	174,678
320	318	313	324	313	313	310	324
279	292	286	291	276	283	286	276
308	307	305	307	298	301	298	303
5,102,476	4,906,565	4,940,121	4,898,317	4,995,715	5,032,326	4,758,039	58,955,411

3. 水源別給水量

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
吉 野	花 棚	水源地	湧 水	917	290	15	37,716	49,634
	川 上	水源地	湧 水	42,265	41,452	41,104	112,529	125,149
	七 窪	水源地	湧 水	291,895	296,576	290,251	379,440	384,167
	滝 之 神	水源地	湧 水	268,801	269,380	252,108	405,456	436,266
	花 棚 第 二	水源地	地下水	70,936	72,546	73,430	42,602	0
	下 花 棚	水源地	地下水	9,360	9,605	9,360	454	0
	下 田 第 二	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	金 水	水源地	地下水	7,920	7,257	8,600	9,672	9,529
	明ヶ窪第二	水源地	地下水	29,293	29,718	29,659	28,662	0
	小 計			721,387	726,824	704,527	1,016,531	1,004,745
中 央	河 頭	浄水場	表流水	2,539,131	2,620,353	2,600,523	2,072,046	1,910,824
	滝 之 神	浄水場	表流水	470,191	500,115	553,811	967,656	1,033,524
	日 当 平	水源地	湧 水	16,479	17,063	16,448	17,391	18,303
	冷 水	水源地	湧 水	43,671	44,737	42,305	39,758	39,581
	福 昌 寺	水源地	湧 水	37,709	38,477	36,956	3,338	0
	仁 王 堂	水源地	湧 水	46,943	51,807	50,494	50,162	45,559
	玉 里	水源地	地下水	40,212	42,726	43,629	43,796	42,392
	田 上	水源地	地下水	22,319	23,055	22,082	22,540	23,070
	郡 元	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	新 郡 元	水源地	地下水	32,970	0	0	0	0
	脇 田	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	宇 宿	水源地	地下水	43,473	45,419	43,493	42,517	45,423
	小 計			3,293,098	3,383,752	3,409,741	3,259,204	3,158,676
谷 山	平 川	浄水場	表流水	176,126	154,222	179,704	164,418	175,498
	谷 合	水源地	湧 水	85,486	86,913	0	0	20,916
	慈 眼 寺	水源地	湧 水	54,517	76,834	56,699	109,526	146,971
	和 田	水源地	湧 水	50,636	53,066	51,236	47,167	55,792
	清 泉 寺	水源地	湧 水	75,435	82,908	85,912	16,763	83,799
	影 原	水源地	湧 水	116,324	132,463	117,617	234,617	178,931
	五ヶ別府	水源地	湧 水	57,539	59,726	55,474	44,958	89,230

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
35,236	33,707	25,570	21,227	17,189	13,930	10,859	246,290	0.4
93,121	87,156	67,876	59,157	51,161	45,606	48,971	815,547	1.3
357,286	351,058	322,328	323,944	315,004	290,035	309,956	3,911,940	6.1
412,731	418,593	372,665	350,377	320,767	283,855	293,028	4,084,027	6.4
0	0	0	0	0	0	39,128	298,642	0.5
0	120	10,080	10,416	9,933	10,733	12,314	82,375	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
9,360	9,672	9,360	9,672	9,641	9,048	9,671	109,402	0.2
0	421	32,471	33,081	31,747	29,903	31,300	276,255	0.4
907,734	900,727	840,350	807,874	755,442	683,110	755,227	9,824,478	15.4
1,987,109	2,090,581	2,157,260	2,303,374	2,264,165	2,136,459	2,027,369	26,709,194	41.8
976,673	1,017,089	976,809	986,415	955,413	859,736	1,027,975	10,325,407	16.2
17,650	18,062	16,618	17,013	16,831	15,677	16,405	203,940	0.3
38,201	40,616	41,225	44,355	40,759	37,882	37,585	490,675	0.8
0	0	0	0	0	0	24,796	141,276	0.2
50,742	52,412	50,658	52,184	52,234	48,738	51,960	603,893	1.0
43,003	44,188	41,364	42,634	42,921	39,823	42,574	509,262	0.8
22,320	23,064	22,320	23,074	23,057	21,383	22,706	270,990	0.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	0	0	0	0	14,002	36,601	83,573	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
42,871	44,947	44,685	45,746	45,613	42,516	45,702	532,405	0.8
3,178,569	3,330,959	3,350,939	3,514,795	3,440,993	3,216,216	3,333,673	39,870,615	62.4
130,418	158,362	114,428	151,446	140,411	145,875	157,453	1,848,361	2.9
62,050	88,122	85,843	91,083	80,869	81,325	85,820	768,427	1.2
122,534	83,969	48,930	57,293	58,562	76,934	84,745	977,514	1.5
53,852	53,655	51,080	51,621	52,289	50,307	52,443	623,144	1.0
88,570	90,074	81,155	81,305	73,986	76,309	82,533	918,749	1.4
138,062	117,131	84,563	88,958	93,353	109,025	124,280	1,535,324	2.4
83,582	77,341	66,771	64,203	62,231	62,492	68,250	791,797	1.2

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
谷 山	皇徳寺第一	水源地	地下水	18,113	18,098	16,156	15,399	23,490
	皇徳寺第二	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	皇徳寺第三	水源地	地下水	17,496	20,201	19,327	21,666	23,482
	皇徳寺第四	水源地	地下水	8,420	8,571	8,293	9,826	10,583
	皇徳寺第五	水源地	地下水	9,539	9,769	9,203	10,174	5,331
	皇徳寺第六	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	本 城	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	谷 合 第 二	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	影 原 第 二	水源地	地下水	66,476	68,703	65,625	75,803	70,621
	錫 山	水源地	地下水	2,045	2,268	1,928	1,933	1,864
	小 計			738,152	773,742	667,174	752,250	886,508
東 桜 島	散 花 平	水源地	湧 水	6,873	6,793	6,620	6,577	6,511
	桜 島 口	水源地	湧 水	2,084	2,233	2,112	2,232	2,316
	小 浜	水源地	湧 水	2,640	3,571	2,937	3,025	3,169
	古 河 良	水源地	湧 水	3,691	3,339	3,573	3,955	4,051
	白 浜	水源地	地下水	3,415	4,862	4,151	4,170	4,338
	小 計			18,703	20,798	19,393	19,959	20,385
旧 鹿 児 島 市 計				4,771,340	4,905,116	4,800,835	5,047,944	5,070,314

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
22,420	20,794	16,915	18,786	17,412	15,346	18,401	221,330	0.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
22,181	21,687	18,885	19,162	19,763	18,556	19,375	241,781	0.4
10,169	9,729	8,433	8,839	8,832	8,385	8,914	108,994	0.2
11,992	11,975	10,249	10,943	10,314	9,506	9,541	118,536	0.2
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
66,315	65,269	62,646	66,720	66,367	63,923	67,889	806,357	1.3
1,873	2,024	2,026	2,147	2,102	1,968	2,031	24,209	0.0
814,018	800,132	651,924	712,506	686,491	719,951	781,675	8,984,523	14.1
6,166	6,499	6,037	4,983	4,378	4,451	4,640	70,528	0.1
2,082	2,154	1,840	2,486	2,534	1,879	1,573	25,525	0.0
2,891	3,795	2,656	3,542	3,876	3,675	4,292	40,069	0.1
3,947	3,453	3,403	892	720	2,945	2,952	36,921	0.0
4,024	4,780	3,717	3,610	4,454	3,715	4,428	49,664	0.1
19,110	20,681	17,653	15,513	15,962	16,665	17,885	222,707	0.3
4,919,431	5,052,499	4,860,866	5,050,688	4,898,888	4,635,942	4,888,460	58,902,323	92.2

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
吉 田	諸 木	水源地	表流水	0	0	0	0	0
	福ヶ野	水源地	湧水	298	311	295	323	318
	神園	水源地	湧水	0	0	0	0	0
	山神山	水源地	湧水	3,392	3,424	3,217	3,453	3,794
	芝原	水源地	湧水	15,057	14,654	14,749	13,536	15,715
	早田尻	水源地	地下水	5,938	6,236	6,135	84	0
	牟礼岡第一	水源地	地下水	8,478	8,802	8,860	8,667	8,651
	牟礼岡第二	水源地	地下水	7,146	7,554	7,612	7,573	7,506
	牟礼岡第三	水源地	地下水	10,647	10,949	11,036	10,745	10,771
	白坂下	水源地	地下水	4,386	4,700	4,766	4,823	4,732
	狐迫	水源地	地下水	8,984	9,261	8,953	9,279	9,226
	倉谷	水源地	地下水	9,971	11,027	10,190	11,559	11,092
	南ヶ丸	水源地	地下水	15,934	16,204	16,623	16,249	16,233
	小計			90,231	93,122	92,436	86,291	88,038
桜 島	藤野第一	水源地	地下水	2,964	3,817	4,191	3,967	4,745
	藤野第二	水源地	地下水	6,400	8,247	8,814	8,260	9,697
	藤野第三	水源地	地下水	11,936	12,366	11,933	12,345	12,341
	武第一	水源地	地下水	5,852	6,212	6,048	6,169	6,299
	二俣第一	水源地	地下水	6,533	6,539	6,546	7,300	7,330
	二俣第二	水源地	地下水	6,763	6,752	6,728	7,473	7,528
	小計			40,448	43,933	44,260	45,514	47,940
喜 入	渕田第一	水源地	伏流水	0	0	0	0	0
	宮坂第二	水源地	伏流水	2,813	2,917	2,963	3,080	3,089
	渕田第二	水源地	湧水	0	0	0	0	0
	生見	水源地	湧水	9,757	10,451	9,820	13,809	14,439
	前之浜第一	水源地	湧水	7,617	7,265	6,845	502	7,679
	帖地第一	水源地	湧水	0	0	0	0	0
	宮坂第三	水源地	地下水	17,548	18,670	16,448	16,341	16,303
	宮坂第四	水源地	地下水	25,322	26,254	26,668	27,717	27,803

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
320	286	251	256	319	384	417	3,778	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
3,157	3,512	2,727	2,557	2,720	3,753	4,299	40,005	0.1
14,274	16,185	15,530	16,392	14,305	13,152	14,011	177,560	0.3
2,247	6,180	6,024	6,286	6,029	5,747	5,822	56,728	0.1
8,338	8,636	9,033	8,872	8,782	8,231	8,999	104,349	0.1
7,216	7,450	7,825	7,710	7,646	7,146	7,854	90,238	0.1
10,373	10,761	11,272	11,049	10,919	10,253	11,230	130,005	0.2
4,578	4,724	4,513	4,674	4,470	4,298	4,497	55,161	0.1
8,965	9,254	8,984	9,216	9,269	8,632	9,247	109,270	0.2
11,541	11,134	11,778	11,442	11,811	11,761	11,787	135,093	0.2
15,674	16,328	14,433	13,392	12,662	11,948	12,541	178,221	0.3
86,683	94,450	92,370	91,846	88,932	85,305	90,704	1,080,408	1.7
4,123	4,694	5,017	6,032	6,170	3,627	3,814	53,161	0.1
8,454	9,242	9,105	10,075	9,335	5,347	5,541	98,517	0.2
11,981	12,361	11,961	12,327	12,376	11,574	12,289	145,790	0.2
6,060	6,240	6,045	6,345	6,355	5,661	6,051	73,337	0.1
6,583	6,587	6,128	7,690	7,299	6,014	6,491	81,040	0.1
6,796	6,826	6,365	8,014	7,632	6,367	6,744	83,988	0.1
43,997	45,950	44,621	50,483	49,167	38,590	40,930	535,833	0.8
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
2,923	3,087	2,938	3,089	3,073	2,854	3,057	35,883	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
13,346	13,568	12,001	10,298	10,412	10,204	10,841	138,946	0.2
7,372	6,124	7,076	7,998	8,303	6,085	6,360	79,226	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
16,324	16,664	15,330	17,004	16,474	16,083	17,031	200,220	0.3
26,311	27,787	26,441	27,803	27,656	25,689	27,511	322,962	0.5

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
喜 入	一倉第二	水源地	地下水	2,705	2,961	2,980	3,009	3,700
	中名第一	水源地	地下水	21,063	22,498	23,756	26,448	20,766
	中名第二	水源地	地下水	4,574	4,829	5,119	5,593	4,538
	前之浜第二	水源地	地下水	2,796	3,183	4,164	10,528	3,092
	帖地第二	水源地	地下水	465	496	463	486	514
	瀬々串第二	水源地	地下水	8,211	8,575	7,603	8,504	10,604
	瀬々串第四	水源地	地下水	8,324	8,566	8,302	8,643	8,693
	星和台	水源地	地下水	6,107	6,197	5,834	6,036	6,113
	小田代第二	水源地	地下水	4,482	4,576	4,483	4,629	4,627
	小計			121,784	127,438	125,448	135,325	131,960
松 元	松元春山第一	水源地	地下水	8,462	8,318	7,999	9,620	10,450
	松元春山第三第1	水源地	地下水	2,610	2,632	2,519	2,545	2,433
	松元春山第三第2	水源地	地下水	2,608	2,631	2,515	1,789	1,832
	松元春山第四	水源地	地下水	20,705	21,479	20,644	21,655	21,666
	折尾第一	水源地	地下水	2,069	2,153	2,035	2,084	1,887
	折尾第二	水源地	地下水	8,341	8,625	8,302	8,657	8,650
	折尾第三第1	水源地	地下水	5,640	5,903	5,699	6,646	4,843
	折尾第三第2	水源地	地下水	4,739	5,003	4,537	4,583	3,404
	上谷口第一第1	水源地	地下水	4,605	4,974	4,903	4,597	3,675
	上谷口第一第2	水源地	地下水	4,614	4,835	4,930	4,525	3,933
	上谷口第二第1	水源地	地下水	3,010	3,153	3,192	2,952	2,554
	上谷口第二第2	水源地	地下水	3,003	3,244	3,220	2,997	2,407
	石谷第一	水源地	地下水	873	843	790	753	729
	石谷第二	水源地	地下水	3,810	4,035	4,031	4,067	4,020
	石谷第三	水源地	地下水	4,878	5,193	4,992	5,193	5,282
	四元	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	東昌第一	水源地	地下水	3,657	3,977	3,610	3,675	3,650
	東昌第二	水源地	地下水	3,158	3,416	3,317	3,387	2,877
東昌第三	水源地	地下水	2,096	2,289	2,135	2,160	2,096	

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
3,565	3,491	3,595	3,344	3,680	3,245	3,685	39,960	0.1
22,958	25,927	25,570	28,517	24,762	23,508	25,725	291,498	0.4
4,998	5,662	6,016	6,828	5,934	5,636	6,101	65,828	0.1
2,775	4,487	3,465	2,924	2,648	3,936	4,314	48,312	0.1
477	505	461	572	663	641	631	6,374	0.0
12,368	13,281	10,163	10,666	10,482	9,620	10,214	120,291	0.2
8,270	8,516	8,306	8,628	8,620	8,133	8,493	101,494	0.2
5,823	6,100	5,887	6,293	6,253	5,875	6,344	72,862	0.1
4,485	4,643	4,480	4,632	4,627	4,272	4,546	54,482	0.1
131,995	139,842	131,729	138,596	133,587	125,781	134,853	1,578,338	2.5
8,762	8,521	8,521	8,083	5,182	5,187	7,560	96,665	0.2
1,623	2,113	2,285	2,203	0	0	2,160	23,123	0.0
1,556	2,111	2,284	2,218	4,861	5,324	2,367	32,096	0.0
20,972	21,644	20,974	21,672	21,699	20,286	21,665	255,061	0.4
1,828	1,842	1,842	2,529	2,541	2,402	2,603	25,815	0.0
8,382	8,589	8,355	8,616	8,633	8,074	8,649	101,873	0.2
4,840	5,131	5,217	5,667	5,457	4,977	6,063	66,083	0.1
3,130	3,406	4,000	3,746	3,419	3,189	3,593	46,749	0.1
951	0	0	1,719	4,724	4,561	4,239	38,948	0.1
894	0	613	0	3,592	4,562	4,826	37,324	0.1
3,620	4,115	3,821	4,137	1,487	0	2,293	34,334	0.0
3,714	4,301	3,923	4,234	1,520	0	968	33,531	0.0
713	652	601	549	88	0	0	6,591	0.0
3,844	4,076	4,078	4,113	4,264	3,981	4,257	48,576	0.1
5,182	5,261	5,193	5,362	5,509	5,187	5,653	62,885	0.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
3,221	3,398	2,869	3,071	3,063	2,592	2,704	39,487	0.1
2,769	3,080	2,788	2,960	2,971	2,595	2,788	36,106	0.0
1,937	2,027	1,862	1,904	1,916	1,677	1,805	23,904	0.0

所在地 区	水源施設名		水源種別	月				
				4	5	6	7	8
松 元	東昌第四	水源地	地下水	3,702	4,062	4,010	4,059	3,992
	小計			92,580	96,765	93,380	95,944	90,380
郡 山	油須木	水源地	湧水	13,117	13,520	15,424	16,394	17,066
	郡山第一	水源地	湧水	7,772	8,096	5,308	9,715	10,213
	郡山第三	水源地	湧水	7,778	8,883	8,803	7,489	6,904
	常盤第一	水源地	湧水	9,198	8,137	9,173	8,690	10,383
	常盤第二	水源地	湧水	2,550	2,685	2,518	2,786	2,750
	東俣第一	水源地	地下水	0	0	0	0	0
	東俣第二	水源地	地下水	4,150	4,586	4,407	4,162	3,053
	郡山第二	水源地	地下水	7,418	8,737	8,915	7,080	6,039
	西有里第一	水源地	地下水	4,399	4,222	4,821	6,363	4,848
	西有里第二	水源地	地下水	4,795	4,937	4,824	5,766	5,300
	小計			61,177	63,803	64,193	68,445	66,556
5地域計				406,220	425,061	419,717	431,519	424,874
合計				5,177,560	5,330,177	5,220,552	5,479,463	5,495,188
水源種別水量		表流水	4か所	3,185,448	3,274,690	3,334,038	3,204,120	3,119,846
		伏流水	2か所	2,813	2,917	2,963	3,080	3,089
		湧水	31か所	1,280,441	1,345,054	1,188,013	1,591,307	1,779,606
		地下水	72か所	708,858	707,516	695,538	680,956	592,647
合計			109か所	5,177,560	5,330,177	5,220,552	5,479,463	5,495,188

(単位：m³)

9	10	11	12	1	2	3	合 計	構成比 (%)
3,807	4,000	3,560	3,576	3,681	3,183	3,437	45,069	0.1
81,745	84,267	82,786	86,359	84,607	77,777	87,630	1,054,220	1.6
15,112	17,624	18,195	19,173	19,135	18,549	20,470	203,779	0.3
9,594	9,368	8,681	9,123	8,856	7,589	8,328	102,643	0.2
6,203	7,547	8,116	7,623	8,412	8,392	8,665	94,815	0.1
9,778	9,568	9,372	8,480	9,495	8,860	9,107	110,241	0.2
2,618	2,747	2,501	2,673	2,524	2,303	2,476	31,131	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
3,970	2,739	2,063	2,159	1,955	2,832	3,037	39,113	0.1
5,493	6,326	6,518	8,307	6,955	6,604	6,646	85,038	0.1
4,511	4,673	4,492	4,322	4,858	4,243	4,255	56,007	0.1
4,839	4,937	4,714	4,754	4,652	4,262	4,645	58,425	0.1
62,118	65,529	64,652	66,614	66,842	63,634	67,629	781,192	1.2
406,538	430,038	416,158	433,898	423,135	391,087	421,746	5,029,991	7.8
5,325,969	5,482,537	5,277,024	5,484,586	5,322,023	5,027,029	5,310,206	63,932,314	100.0
3,094,200	3,266,032	3,248,497	3,441,235	3,359,989	3,142,070	3,212,797	38,882,962	60.8
2,923	3,087	2,938	3,089	3,073	2,854	3,057	35,883	0.1
1,650,477	1,614,326	1,413,668	1,399,196	1,331,224	1,284,336	1,390,062	17,267,710	27.0
578,369	599,092	611,921	641,066	627,737	597,769	704,290	7,745,759	12.1
5,325,969	5,482,537	5,277,024	5,484,586	5,322,023	5,027,029	5,310,206	63,932,314	100.0

4. 給水量分析比較表

項目		年度	27		28	
			水量	構成比	水量	構成比
給水量			65,539,116	100.00	64,645,105	100.00
有効水量	有収水量	料金水量	60,006,569	91.56	59,880,136	92.63
	無収水量	洗浄用水量	180,486	0.28	125,538	0.19
		消火用水量	555	0.00	545	0.00
		メーター不感水量	452,911	0.69	454,857	0.70
		水道施設関係水量	106,829	0.16	99,218	0.15
		料金免除（震災）	1,211	0.00	1,030	0.00
	有効水量合計		60,748,561	92.69	60,561,324	93.68
無効（無収）水量		調定減額水量	143,741	0.22	93,717	0.14
		漏水量その他	4,646,814	7.09	3,990,064	6.17
		無効水量合計	4,790,555	7.31	4,083,781	6.32

注 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

5. 口径別件数及び有収水量

口径	年度	27			28		
		件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
13 mm		1,686,169	46,101,461	13.67	1,699,352	46,036,386	13.55
20 mm		81,605	3,230,492	19.79	81,721	3,184,778	19.49
25 mm		13,731	1,342,682	48.89	13,712	1,322,412	48.22
30 mm		5,359	1,150,445	107.34	5,482	1,126,071	102.71
40 mm		7,516	2,774,142	184.55	7,548	2,741,106	181.58
50 mm		3,482	2,731,335	392.21	3,512	2,756,170	392.39
75 mm		960	1,533,081	798.48	977	1,560,334	798.53
100 mm		214	689,978	1,612.10	206	691,936	1,679.46
150 mm以上		36	425,054	5,903.53	36	413,106	5,737.58
私設消火栓・臨時用		370	27,899	37.70	302	47,837	79.20
計		1,799,442	60,006,569	16.67	1,812,848	59,880,136	16.52

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

(単位：m³，%)

29		30		令和元	
水 量	構成比	水 量	構成比	水 量	構成比
65,023,211	100.00	64,506,338	100.00	63,932,314	100.00
59,766,609	91.92	59,533,620	92.29	58,955,411	92.22
110,658	0.17	125,507	0.19	114,205	0.18
786	0.00	602	0.00	779	0.00
445,298	0.68	431,184	0.67	431,095	0.67
87,232	0.13	82,147	0.13	87,616	0.14
406	0.00	93	0.00	57	0.00
60,410,989	92.91	60,173,153	93.28	59,589,163	93.21
119,997	0.18	98,929	0.15	95,442	0.15
4,492,225	6.91	4,234,256	6.56	4,247,709	6.64
4,612,222	7.09	4,333,185	6.72	4,343,151	6.79

(単位：件，m³)

29			30			令和元		
件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位	件 数	有収水量	原単位
1,716,152	46,032,709	13.41	1,729,050	45,872,127	13.27	1,740,652	45,687,176	13.12
81,542	3,145,652	19.29	82,161	3,138,102	19.10	82,205	3,102,218	18.87
13,742	1,315,923	47.88	13,726	1,286,081	46.85	13,776	1,256,417	45.60
5,617	1,103,860	98.26	5,754	1,106,169	96.12	5,890	1,090,730	92.59
7,686	2,771,588	180.30	7,776	2,764,004	177.73	7,831	2,674,447	170.76
3,500	2,725,585	389.37	3,538	2,730,015	385.81	3,536	2,738,495	387.23
967	1,532,331	792.31	989	1,538,020	777.56	972	1,365,424	702.38
210	704,957	1,678.47	207	717,030	1,731.96	214	713,919	1,668.04
36	401,768	5,580.11	36	340,669	4,731.51	36	292,120	4,057.22
370	32,236	43.56	364	41,403	56.87	331	34,465	52.06
1,829,822	59,766,609	16.33	1,843,601	59,533,620	16.15	1,855,443	58,955,411	15.89

口径13mmのメーターを使用しているものとみなして換算した数値を示す。

6. 用途別件数及び有収水量

用途			年度			28		
			27			28		
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位
生活用水	一般家庭用	家事用	1,285,095	38,161,955	14.85	1,299,054	38,300,476	14.74
		共用	101	2,137	10.58	96	1,723	8.97
		共同住宅用	332,223	7,493,117	11.28	329,889	7,338,985	11.12
		小計	1,617,419	45,657,209	14.11	1,629,039	45,641,184	14.01
	家事兼営業用	家事兼営業用	19,481	746,601	19.16	19,325	730,278	18.89
	複合ビル用	複合ビル用	9,377	311,377	16.60	9,437	316,740	16.78
	公衆浴場用	公衆浴場用	189	220,327	582.88	192	222,044	578.24
	計		1,646,466	46,935,514	14.25	1,657,993	46,910,246	14.15
都市生活動用水	官公署・学校用	官公署用	3,406	705,090	103.51	3,311	689,311	104.09
		学校用	2,335	920,414	197.09	2,349	906,529	192.96
		プール用	234	128,868	275.36	260	137,695	264.80
		公共用	6,459	349,192	27.03	6,471	348,067	26.89
		下水道施設用	98	29,625	151.15	101	32,834	162.54
		小計	12,532	2,133,189	85.11	12,492	2,114,436	84.63
	事務所用	事務所用	27,033	956,897	17.70	27,162	926,772	17.06
	病院用	病院用	5,340	1,659,548	155.39	5,332	1,625,437	152.42
	営業用	船舶給水用	90	54,140	300.78	95	74,815	393.76
		娯楽用	738	214,537	145.35	709	216,840	152.92
		旅館用	1,089	917,404	421.21	1,006	894,924	444.79
		飲食店用	14,794	1,426,752	48.22	14,867	1,403,160	47.19
		私設消火栓	42	0	0.00	30	0	0.00
臨時用		328	27,899	42.53	272	47,837	87.94	
その他		87,056	4,982,806	28.62	89,004	4,958,485	27.86	
小計	104,137	7,623,538	36.60	105,983	7,596,061	35.84		
工場用	工場用	3,934	697,883	88.70	3,886	707,184	90.99	
計		152,976	13,071,055	42.72	154,855	12,969,890	41.88	
合計			1,799,442	60,006,569	16.67	1,812,848	59,880,136	16.52

注1 件数は、給水条例第21条を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件，m³)

29			30			令和元			構成比(%) (令和元年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,314,489	38,366,101	14.59	1,325,975	38,308,698	14.45	1,335,042	38,160,494	14.29	71.95	64.73
97	1,600	8.25	95	1,652	8.69	96	1,703	8.87	0.01	0.00
329,809	7,303,492	11.07	331,119	7,224,993	10.91	332,767	7,245,729	10.89	17.93	12.29
1,644,395	45,671,193	13.89	1,657,189	45,535,343	13.74	1,667,905	45,407,926	13.61	89.89	77.02
19,171	714,530	18.64	19,046	698,551	18.34	18,810	682,387	18.14	1.01	1.16
9,378	317,250	16.91	9,366	313,866	16.76	9,378	311,636	16.62	0.51	0.53
194	224,689	579.10	184	187,066	508.33	171	110,864	324.16	0.01	0.19
1,673,138	46,927,662	14.02	1,685,785	46,734,826	13.86	1,696,264	46,512,813	13.71	91.42	78.89
3,283	631,271	96.14	3,310	633,391	95.68	3,237	625,003	96.54	0.17	1.06
2,344	890,123	189.87	2,384	878,564	184.26	2,767	858,455	155.12	0.15	1.46
249	129,632	260.31	253	147,748	291.99	247	115,814	234.44	0.01	0.20
6,472	314,230	24.28	6,473	337,092	26.04	6,449	290,258	22.50	0.35	0.49
102	33,575	164.58	102	33,168	162.59	108	32,627	151.05	0.01	0.06
12,450	1,998,831	80.27	12,522	2,029,963	81.06	12,808	1,922,157	75.04	0.69	3.26
27,221	903,086	16.59	27,341	887,036	16.22	27,576	873,053	15.83	1.49	1.48
5,287	1,578,263	149.26	5,289	1,492,924	141.13	5,350	1,452,189	135.72	0.29	2.46
99	90,354	456.33	102	76,482	374.91	102	79,203	388.25	0.01	0.13
687	207,046	150.69	664	198,090	149.16	647	190,149	146.95	0.03	0.32
978	928,505	474.70	970	924,803	476.70	962	922,032	479.23	0.05	1.56
14,759	1,365,889	46.27	14,560	1,339,515	46.00	14,339	1,299,874	45.33	0.77	2.20
30	0	0.00	30	0	0.00	30	0	0.00	0.00	0.00
340	32,236	47.41	334	41,403	61.98	301	34,465	57.25	0.02	0.06
91,014	5,040,455	27.69	92,265	5,107,556	27.68	93,368	4,994,973	26.75	5.03	8.47
107,907	7,664,485	35.51	108,925	7,687,849	35.29	109,749	7,520,696	34.26	5.91	12.76
3,819	694,282	90.90	3,739	701,022	93.74	3,696	674,503	91.25	0.20	1.14
156,684	12,838,947	40.97	157,816	12,798,794	40.55	159,179	12,442,598	39.08	8.58	21.11
1,829,822	59,766,609	16.33	1,843,601	59,533,620	16.15	1,855,443	58,955,411	15.89	100.00	100.00

ごとに給水装置が設置されているものとみなして換算した数値を示す。

7. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画			27			28			
用途	口径	水量区画 (m ³)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	
一 般 用	13mm	0~10	1,435,589	7,640,352	1,442,962,180	1,464,774	7,720,737	1,467,842,412	
		11~20	1,237,793	18,539,717	2,333,633,377	1,242,119	18,588,863	2,339,713,349	
		21~30	539,659	13,120,854	1,897,131,679	536,644	13,052,439	1,887,644,417	
		31以上	178,815	6,797,545	1,284,934,389	175,934	6,671,650	1,259,364,065	
		小計	3,391,856	46,098,468	6,958,661,625	3,419,471	46,033,689	6,954,564,243	
	20mm	0~10	60,588	295,593	93,004,683	61,507	297,337	94,268,048	
		11~20	50,967	764,368	124,678,932	50,693	761,703	124,227,491	
		21~30	28,399	695,937	116,990,140	28,021	686,956	115,501,864	
		31以上	24,460	1,471,554	350,328,090	24,398	1,435,604	339,889,795	
		小計	164,414	3,227,452	685,001,845	164,619	3,181,600	673,887,198	
	25mm	0~50	19,832	341,691	116,983,370	20,040	339,304	116,759,834	
		51~100	3,909	277,259	75,162,778	3,852	275,965	74,789,095	
		101以上	3,740	718,594	212,332,511	3,558	701,963	207,934,771	
		小計	27,481	1,337,544	404,478,659	27,450	1,317,232	399,483,700	
	30mm	0~50	5,156	101,963	37,989,578	5,442	106,667	39,871,033	
		51~100	1,657	120,874	34,213,456	1,787	130,743	36,997,492	
		101以上	3,911	922,713	281,007,472	3,767	884,149	269,179,836	
		小計	10,724	1,145,550	353,210,506	10,996	1,121,559	346,048,361	
	40mm	0~50	5,090	111,718	50,709,647	5,164	111,211	50,965,444	
		51~100	2,458	182,296	56,713,969	2,480	183,824	57,200,260	
101以上		7,531	2,474,112	782,932,403	7,509	2,439,593	771,809,528		
小計		15,079	2,768,126	890,356,019	15,153	2,734,628	879,975,232		
50mm	全	6,942	2,692,599	937,660,585	7,002	2,708,935	943,581,189		
75mm	全	1,861	1,371,435	484,530,240	1,883	1,405,847	495,915,103		
100mm	全	430	689,978	241,564,748	412	691,936	241,527,108		
150mm以上	全	73	425,054	145,677,744	72	413,106	141,806,592		
計			3,618,860	59,756,206	11,101,141,971	3,647,058	59,608,532	11,076,788,726	
一 般 用 以 外	共 用	0~10	98	302	88,742	117	378	106,762	
		11~20	78	1,095	137,670	52	672	84,256	
		21~30	14	325	45,732	12	274	38,160	
		31以上	12	415	74,002	12	399	69,254	
		小計	202	2,137	346,146	193	1,723	298,432	
	公 衆 浴 場 用	13mm	全	86	856	128,965	84	974	137,102
		20mm	全	96	3,040	356,274	96	3,178	366,702
		25mm	全	72	5,138	519,040	72	5,180	522,224
		30mm	全	48	4,895	499,644	48	4,512	470,688
		40mm	全	30	6,016	599,298	36	6,478	663,122
		50mm	全	12	38,736	3,042,356	12	47,235	3,684,876
		75mm	全	36	161,646	13,015,910	36	154,487	12,474,690
		小計	380	220,327	18,161,487	384	222,044	18,319,404	
私設消火栓	全	84	0	136,080	60	0	97,200		
臨時用	全	0	27,899	13,106,514	0	47,837	22,473,475		
計			666	250,363	31,750,227	637	271,604	41,188,511	
合 計			3,619,526	60,006,569	11,132,892,198	3,647,695	59,880,136	11,117,977,237	

(单位: 件, m³, 円)

29			30			令和元		
基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)	基本料金 件数	有収水量	水道料金(税込)
1,494,207	7,793,970	1,492,825,323	1,530,991	7,951,177	1,528,134,869	1,555,716	8,016,516	1,558,377,297
1,250,648	18,709,313	2,354,924,365	1,248,987	18,689,959	2,352,594,602	1,261,637	18,872,467	2,390,262,243
535,968	13,019,173	1,881,477,185	534,026	12,958,482	1,871,578,698	523,899	12,703,529	1,845,733,841
171,802	6,506,243	1,227,188,005	165,631	6,267,930	1,181,746,073	161,216	6,090,194	1,154,532,061
3,452,625	46,028,699	6,956,414,878	3,479,635	45,867,548	6,934,054,242	3,502,468	45,682,706	6,948,905,442
62,756	299,549	95,885,478	63,955	306,420	97,752,307	64,439	307,207	98,987,833
49,430	745,327	121,458,017	49,642	748,802	121,970,611	49,822	750,508	123,100,126
28,081	687,646	115,572,554	28,197	689,189	115,748,794	27,805	681,013	115,192,288
24,084	1,410,321	333,543,260	23,674	1,391,194	329,261,453	23,332	1,361,124	323,536,960
164,351	3,142,843	666,459,309	165,468	3,135,605	664,733,165	165,398	3,099,852	660,817,207
20,157	337,312	116,473,452	20,294	342,202	117,887,095	20,470	338,600	118,080,754
3,739	267,052	72,385,115	3,705	263,554	71,437,786	3,778	270,009	73,618,504
3,612	706,796	209,210,019	3,509	675,610	199,659,221	3,336	643,592	191,409,545
27,508	1,311,160	398,068,586	27,508	1,281,366	388,984,102	27,584	1,252,201	383,108,803
5,653	110,779	41,350,373	5,774	109,354	41,369,495	6,099	116,307	44,103,639
1,860	135,839	38,440,870	2,044	150,055	42,445,765	2,038	149,494	42,558,577
3,732	852,478	259,069,007	3,704	841,660	255,692,046	3,681	821,269	250,728,768
11,245	1,099,096	338,860,250	11,522	1,101,069	339,507,306	11,818	1,087,070	337,390,984
5,228	112,737	51,696,216	5,385	116,430	53,272,638	5,480	118,915	54,662,567
2,614	195,257	60,678,140	2,591	193,254	60,083,099	2,637	195,792	61,333,127
7,578	2,456,841	777,218,718	7,622	2,446,702	773,840,602	7,595	2,351,772	747,662,981
15,420	2,764,835	889,593,074	15,598	2,756,386	887,196,339	15,712	2,666,479	863,658,675
6,985	2,670,485	930,871,178	7,060	2,683,307	935,712,561	7,062	2,679,546	940,134,284
1,862	1,384,241	488,483,349	1,913	1,420,519	501,356,796	1,895	1,334,486	475,859,061
422	704,957	246,100,890	416	717,030	249,793,702	428	713,919	250,659,931
72	401,768	138,133,080	72	340,669	118,337,004	72	292,120	103,190,616
3,680,490	59,508,084	11,052,984,594	3,709,192	59,303,499	11,019,675,217	3,732,437	58,808,379	10,963,725,003
127	397	114,749	126	419	115,590	126	419	116,346
38	452	56,506	40	536	67,286	42	549	69,208
18	437	63,138	12	292	42,246	12	317	48,070
10	314	52,216	12	405	71,032	12	418	75,550
193	1,600	286,609	190	1,652	296,154	192	1,703	309,174
96	2,410	254,223	96	2,927	293,820	96	2,767	283,498
96	2,809	338,812	90	2,497	306,391	84	2,366	291,184
72	4,763	490,692	72	4,715	487,066	68	4,216	444,047
48	4,764	489,738	45	5,100	506,871	36	3,660	376,212
29	6,753	647,148	24	7,618	691,516	24	7,968	722,336
12	55,100	4,279,474	12	46,708	3,645,040	12	58,949	4,597,920
36	148,090	11,991,072	33	117,501	9,593,010	24	30,938	2,882,732
389	224,689	18,491,159	372	187,066	15,523,714	344	110,864	9,597,929
60	0	97,200	60	0	97,200	60	0	97,800
0	32,236	15,144,026	0	41,403	19,450,706	0	34,465	16,358,905
642	258,525	34,018,994	622	230,121	35,367,774	596	147,032	26,363,808
3,681,132	59,766,609	11,087,003,588	3,709,814	59,533,620	11,055,042,991	3,733,033	58,955,411	10,990,088,811

第3章 業 務

1. 検針業務状況

(単位：人、件)

項目 年度	職員検針		委託検針		合 計	
	検針人員	検針件数	検針人員	検針件数	検針人員	検針件数
27			1,275	1,686,798	1,275	1,686,798
28			1,306	1,708,656	1,306	1,708,656
29			1,323	1,730,787	1,323	1,730,787
30			1,249	1,758,015	1,249	1,758,015
令和元			1,310	1,771,062	1,310	1,771,062

注 検針件数は、休止中のメーター点検件数を含む。人員・件数は年度の延べ数。

2. 水道料金調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納 付 制		口 座 振 替 制		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
27	264,499 17.4	2,381,759,779 21.4	1,252,647 82.6	8,751,132,419 78.6	1,517,146	11,132,892,198 (10,308,233,517)
28	270,558 17.7	2,374,019,024 21.4	1,260,280 82.3	8,743,958,213 78.6	1,530,838	11,117,977,237 (10,294,423,368)
29	278,033 18.0	2,394,829,054 21.6	1,269,695 82.0	8,692,174,534 78.4	1,547,728	11,087,003,588 (10,265,744,063)
30	284,484 18.2	2,392,408,215 21.6	1,276,980 81.8	8,662,634,776 78.4	1,561,464	11,055,042,991 (10,236,150,918)
令和元	290,256 18.5	2,323,277,772 21.1	1,281,104 81.5	8,666,811,039 78.9	1,571,360	10,990,088,811 (10,113,626,171)

注 ()内は、消費税抜額である。

3. 水道料金収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度末 未 収		当年度 調 定		当年度 収 納		不納欠損		当年度末 未 収	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
27	194,574	1,363,761,026	1,517,146	11,132,892,198	1,515,294	11,114,681,220	3,307	24,678,432	193,119 (135,171)	1,357,293,572 (990,825,706)
28	193,119	1,357,293,572	1,530,838	11,117,977,237	1,528,952	11,141,227,356	3,598	24,658,574	191,407 (136,111)	1,309,384,879 (973,018,147)
29	191,407	1,309,384,879	1,547,728	11,087,003,588	1,541,600	11,074,099,471	4,258	22,733,941	193,277 (136,668)	1,299,555,055 (965,723,772)
30	193,277	1,299,555,055	1,561,464	11,055,042,991	1,558,680	11,043,814,148	4,463	18,059,271	191,598 (137,526)	1,292,724,627 (969,150,892)
令和元	191,598	1,292,724,627	1,571,360	10,990,088,811	1,572,975	10,985,481,295	3,097	11,046,090	186,886 (138,623)	1,286,286,053 (990,954,189)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

収納方法別内訳

(単位：件、円)

項目 年度	金融機関窓口		口 座 振 替		水 道 局 窓 口		コ ン ビ ニ		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
27	55,358 3.7	1,485,948,905 13.4	1,199,853 79.2	8,459,424,061 76.1	41,490 2.7	219,740,858 2.0	218,593 14.4	949,567,396 8.5	1,515,294	11,114,681,220
28	53,288 3.5	1,454,676,494 13.1	1,209,255 79.1	8,506,260,343 76.3	38,617 2.5	199,825,657 1.8	227,792 14.9	980,464,862 8.8	1,528,952	11,141,227,356
29	53,511 3.5	1,449,718,577 13.1	1,219,346 79.1	8,455,799,129 76.4	30,311 2.0	153,037,207 1.4	238,432 15.5	1,015,544,558 9.2	1,541,600	11,074,099,471
30	51,532 3.3	1,410,066,585 12.8	1,228,293 78.8	8,430,861,702 76.3	32,114 2.1	159,433,538 1.4	246,741 15.8	1,043,452,323 9.4	1,558,680	11,043,814,148
令和元	50,532 3.2	1,336,153,476 12.2	1,232,918 78.4	8,415,640,621 76.6	37,147 2.4	185,903,924 1.7	252,378 16.0	1,047,783,274 9.5	1,572,975	10,985,481,295

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

4. 給水負担金調定状況

(単位：件、円)

年度	新 設		改 造		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
27	2,259	199,810,800	237	97,702,200	2,496	297,513,000 (275,475,000)
28	3,082	230,882,400	274	119,005,200	3,356	349,887,600 (323,970,000)
29	1,921	204,103,800	244	102,357,000	2,165	306,460,800 (283,760,000)
30	1,780	172,859,400	235	110,570,400	2,015	283,429,800 (262,435,000)
令和元	1,589	175,472,800	190	89,918,100	1,779	265,390,900 (244,390,000)

注 ()内は、消費税抜額である。

5. 水道メーター

(1) メーター設置状況

(単位：個)

年度	新 設 (新設+口変等)	受 贈	撤 去 (撤去+口変等)	取 替
	27	4,496	2,197	2,124
28	5,298	1,067	2,023	31,036
29	4,245	984	2,228	37,411
30	3,842	663	1,931	34,530
令和元	3,446	982	2,151	33,012

(2) 口径別設置状況

(単位：個)

年度	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
	27		221,200	11,706	3,489	1,714	2,322	1,039	284	45	7	1
28		225,265	11,834	3,470	1,799	2,396	1,046	285	46	7	1	246,149
29		227,984	11,998	3,464	1,856	2,459	1,050	286	45	7	1	249,150
30		230,262	12,214	3,445	1,917	2,493	1,050	289	46	7	1	251,724
令和元		232,150	12,478	3,446	1,989	2,538	1,057	288	47	7	1	254,001

(3) メーター取替状況

(単位：個)

原因	口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合 計
	検 定 有 効 期 間 満 了		29,510	1,408	409	191	299	129	40	4	0	0
不 動		12	2	1	0	2	2	0	0	0	0	19
感 度 不 良		3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	6
そ の 他 (ネジ変更等)		950	25	10	3	4	4	1	0	0	0	997
合 計		30,475	1,436	421	194	305	135	42	4	0	0	33,012

(4) メーター修理状況

(単位:個)

年度	口径 (mm)										
	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	合計
27	24,261	1,691	617	232	381	142	25	9	2	0	27,360
28	29,966	1,490	512	208	190	177	45	3	1	0	32,592
29	33,003	1,850	520	304	320	170	40	0	0	0	36,207
30	32,350	1,360	416	254	270	158	31	16	1	0	34,856
令和元	32,100	1,650	464	256	342	142	52	8	1	1	35,016

6. 給水装置

(単位:件)

年度	項目	工 事 件 数 (完 成)			
		新 設	改 造	撤 去	合 計
27		2,368	3,337	484	6,189
28		3,099	3,281	451	6,831
29		2,542	3,431	366	6,339
30		2,311	3,539	499	6,349
令和元		1,990	3,652	385	6,027

7. 漏水防止

(1) 老朽配水管布設替延長・老朽給水管取替件数

区分	年度		27	28	29	30	令和元
	単位						
老朽配水管布設替延長	m		14,008	16,693	17,480	25,820	20,948
老朽給水管取替	鉛管	箇所	7,507	2,618	843	332	412
	その他	箇所	306	444	297	303	253
	計	箇所	7,813	3,062	1,140	635	665

(2) 地下漏水調査・修繕件数

区分	年度		27	28	29	30	令和元
	単位						
調査対象管延長	km		900.0	991.0	849.0	1,472.0	1,530.7
修 繕	配水管	箇所	21	26	17	37	19
		箇所/km	0.02	0.03	0.02	0.03	0.01
	給水管	箇所	121	96	147	188	262
	計	箇所	142	122	164	225	281
防止水量換算値	配水管	m ³ /日	525	413	447	788	324
		m ³ /日/km	0.58	0.42	0.53	0.54	0.21
	給水管	m ³ /日	964	434	518	856	990
	計	m ³ /日	1,489	847	965	1,644	1,314

(3) 公道漏水修繕件数

種 別	漏水形態	箇所 口径(mm)	管 類							
			鑄 鉄 管		鋼 管		硬質塩化ビニル管		鉛 管	
			管	継 手	管	継 手	管	継 手	管	継 手
送水管	地上	—					1	1		
	地下									
配水本管	地上	300超		1						
	地下									
配水支管	地上	300以下	2	2	6	4	39	47	1	
	地下						4	9	1	
給水管	地上	—			7	9	13	35	36	3
	地下				6	1	4	10	3	4
合 計			2	3	19	14	61	102	41	7

(単位:箇所)

管 類				弁栓類	その他	合 計
ポリエチレン管		銅 管				
管	継 手	管	継 手			
						2
						0
						1
						0
1				1	2	105
				2	1	17
90	36	3	1		6	239
28	6			1	2	65
119	42	3	1	4	11	429

(4) 原因状況別漏水件数

(単位:箇所)

種 別	原因 状況	腐食老化	荷重振動	水 撃 圧	施工不良	材質欠陥	他工事 損 傷	地盤沈下	凍 結	埋戻不良	そ の 他	合 計
送水管	折 損											0
	穴 ア キ											0
	亀 裂	1										1
	抜け・ゆるみ	1										1
	そ の 他											0
配水本管	折 損											0
	穴 ア キ	1										1
	亀 裂											0
	抜け・ゆるみ											0
	そ の 他											0
配水支管	折 損	4		1			8					13
	穴 ア キ	16	1									17
	亀 裂	41	5	27	1						1	75
	抜け・ゆるみ	3		7								11
	そ の 他	4									2	6
給水管	折 損	7		1	3		12				2	25
	穴 ア キ	88		8		1	3			1		101
	亀 裂	58	6	31	5						1	101
	抜け・ゆるみ	18	1	16	3		2	1				41
	そ の 他	28		3	1		1				3	36
合 計		270	13	94	13	1	26	1	0	1	10	429

8. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名 \ 年度	27	28	29	30	令和元
河 頭 浄 水 場 (石井手・小野取水場含む)	9,709,038	9,100,344	10,600,206	10,060,962	10,800,555
滝 之 神 浄 水 場	955,631	845,631	794,381	774,016	758,550
平 川 浄 水 場 (万之瀬取水場含む)	1,442,532	1,402,140	1,362,066	1,596,744	1,183,426
ポ ン プ 所 そ の 他	26,472,975	26,219,106	25,948,768	26,365,142	27,219,846
合 計	38,580,176	37,567,221	38,705,421	38,796,864	39,962,377

(2) 電力料金

(単位：円)

施設名 \ 年度	27	28	29	30	令和元
河 頭 浄 水 場 (石井手・小野取水場含む)	159,284,007	140,737,749	169,252,221	173,715,769	187,453,289
滝 之 神 浄 水 場	17,521,001	15,059,612	15,070,331	15,361,852	15,405,021
平 川 浄 水 場 (万之瀬取水場含む)	30,354,801	28,271,209	29,534,031	36,073,124	23,523,486
ポ ン プ 所 そ の 他	491,244,495	454,619,910	482,365,460	519,812,838	542,416,712
合 計	698,404,304	638,688,480	696,222,043	744,963,583	768,798,508

9. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

薬品名	施設名	年度				令和元
		27	28	29	30	
ポリ塩化アルミニウム	河頭浄水場	1,423,140	1,324,850	1,002,090	632,050	762,060
	滝之神浄水場	641,530	582,690	592,250	511,780	340,770
	平川浄水場	55,120	85,460	150,700	84,870	60,150
	計	2,119,790	1,993,000	1,745,040	1,228,700	1,162,980
液体苛性ソーダ	河頭浄水場	480,560	360,160	139,860	20,000	60,220
	滝之神浄水場	210,240	239,900	235,980	196,100	86,200
	平川浄水場	18,080	25,080	45,080	29,840	20,080
	計	708,880	625,140	420,920	245,940	166,500
粉末活性炭(50%WET換算)	河頭浄水場	109,200	72,740	120,640	109,040	119,420
	滝之神浄水場	108,000	126,000	162,240	75,600	96,480
	平川浄水場	7,200	7,200	10,080	1,800	0
	計	224,400	205,940	292,960	186,440	215,900
次亜塩素酸ナトリウム		677,490	643,550	656,390	644,690	674,850

(2) 薬品費

(単位：円)

薬品名	施設名	年度				令和元
		27	28	29	30	
ポリ塩化アルミニウム	河頭浄水場	30,788,361	25,494,720	27,363,202	25,939,328	35,268,499
	滝之神浄水場	13,926,869	11,175,654	13,085,287	17,106,613	15,794,707
	平川浄水場	1,200,427	1,631,485	3,433,169	2,582,692	2,373,661
	計	45,915,657	38,301,859	43,881,658	45,628,633	53,436,867
液体苛性ソーダ	河頭浄水場	11,314,301	6,906,404	3,323,073	691,199	2,198,952
	滝之神浄水場	4,949,889	4,421,692	6,031,278	6,777,214	3,153,663
	平川浄水場	425,675	495,633	1,157,932	1,031,269	733,247
	計	16,689,865	11,823,729	10,512,283	8,499,682	6,085,862
粉末活性炭(50%WET換算)	河頭浄水場	23,052,006	14,364,486	14,903,244	14,353,111	16,579,570
	滝之神浄水場	28,226,880	26,617,248	24,424,156	12,219,205	16,157,618
	平川浄水場	1,905,120	1,143,072	1,459,555	289,656	0
	計	53,184,006	42,124,806	40,786,955	26,861,972	32,737,188
次亜塩素酸ナトリウム		45,590,263	43,289,668	42,819,995	42,414,814	44,230,343
水質試験用試薬・その他		22,541,471	18,336,416	19,268,598	17,184,643	16,947,859
合計		183,921,262	153,876,478	157,269,489	140,589,744	153,438,119

10. 水質検査結果表(給水栓水)

項目	系統	単位	河頭浄水場	滝之神浄水場	平川浄水場	大明ヶ丘配水池
			表流水 (甲突川)	表流水 (稲荷川)	表流水 (万之瀬川)	表流水・湧水 (稲荷川)
水温	℃		21.3	19.3	19.7	19.4
一般細菌	個/ml		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
大腸菌			不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	mg/L		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀及びその化合物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム化合物	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L		1.0	2.2	1.3	3.4
フッ素及びその化合物	mg/L		0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
ホウ素及びその化合物	mg/L		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四塩化炭素	mg/L		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4-ジオキサン	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジクロロメタン	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩素酸	mg/L		0.06 未満	0.06 未満	0.07	0.06 未満
クロロ酢酸	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
クロロホルム	mg/L		0.0078	0.0020	0.0048	0.0005 未満
ジクロロ酢酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジブromokロロメタン	mg/L		0.0042	0.0060	0.0081	0.0015
臭素酸	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン	mg/L		0.019	0.014	0.022	0.0032
トリクロロ酢酸	mg/L		0.006	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ブromokロロメタン	mg/L		0.0067	0.0042	0.0071	0.0006
ブromホルム	mg/L		0.0005 未満	0.0020	0.0020	0.0011
ホルムアルデヒド	mg/L		0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物	mg/L		0.04	0.03	0.02 未満	0.02 未満
鉄及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ナトリウム及びその化合物	mg/L		12	17	14	14
マンガン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	mg/L		10	17	14	15
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L		34	54	69	61
蒸発残留物	mg/L		138	176	170	197
陰イオン界面活性剤	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジオスミン	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000002	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フェノール類	mg/L		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.5	0.6	0.3	0.2 未満
pH値			7.4	7.4	7.6	6.7
味			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁度	度		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊離残留塩素	mg/L		0.37	0.49	0.38	0.37

注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点69か所のうち代表的なものの年間平均値である。

玉里第一配水池	上之原第二配水池	紫原第二配水池	桜ヶ丘配水池	水 質 基 準
湧 水	湧 水	表流水・地下水 (甲突川)	表流水・地下水 (甲突川)	
19.5	19.5	20.3	19.8	—
1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	100 以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
3.2	3.3	1.5	1.5	10 以下
0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下
0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下
0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0062	0.0050	0.06 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.004	0.003 未満	0.03 以下
0.0005 未満	0.0008	0.0046	0.0047	0.1 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
0.0011	0.0018	0.018	0.016	0.1 以下
0.003 未満	0.003 未満	0.006	0.004	0.03 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0060	0.0052	0.03 以下
0.0008	0.0010	0.0013	0.0013	0.09 以下
0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.04	0.03	0.2 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3 以下
0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下
12	13	13	13	200 以下
0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下
12	13	13	12	200 以下
60	62	40	44	300 以下
176	182	144	156	500 以下
0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下
0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
0.2 未満	0.2 未満	0.5	0.5	3 以下
6.8	6.9	7.4	7.2	5.8 以上 8.6 以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5 以下
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
0.36	0.41	0.39	0.46	(0.1 以上)

項目	系統	単位	笠木配水池	野頭配水池	坂之上第二配水池	藤野配水池
			湧水	湧水・地下水	湧水・地下水	地下水
水	温	℃	18.9	20.9	20.6	19.0
一般細菌	個/ml		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
大腸菌			不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	mg/L		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
水銀及びその化合物	mg/L		0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.002
六価クロム化合物	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L		1.6	2.1	3.0	0.6
フッ素及びその化合物	mg/L		0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.32
ホウ素及びその化合物	mg/L		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
四塩化炭素	mg/L		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,4-ジオキサン	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
ジクロロメタン	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリクロロエチレン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩素酸	mg/L		0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
クロロ酢酸	mg/L		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
クロロホルム	mg/L		0.0020	0.0014	0.0005 未満	0.0005 未満
ジクロロ酢酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ジブromクロロメタン	mg/L		0.0014	0.0035	0.0012	0.0005 未満
臭素酸	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
総トリハロメタン	mg/L		0.0053	0.0086	0.0022	0.0005 未満
トリクロロ酢酸	mg/L		0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
ブromジクロロメタン	mg/L		0.0015	0.0026	0.0005 未満	0.0005 未満
ブromホルム	mg/L		0.0005 未満	0.0011	0.0009	0.0005 未満
ホルムアルデヒド	mg/L		0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
亜鉛及びその化合物	mg/L		0.02	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルミニウム及びその化合物	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
鉄及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
銅及びその化合物	mg/L		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ナトリウム及びその化合物	mg/L		10	13	14	22
マンガン及びその化合物	mg/L		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	mg/L		8	11	11	26
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L		36	49	47	118
蒸発残留物	mg/L		122	142	145	292
陰イオン界面活性剤	mg/L		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	mg/L		0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	mg/L		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
フェノール類	mg/L		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満
pH	値		6.8	6.8	6.8	6.2
味			異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭	気		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色	度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁	度	度	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
遊離残留塩素	mg/L		0.33	0.46	0.44	0.42

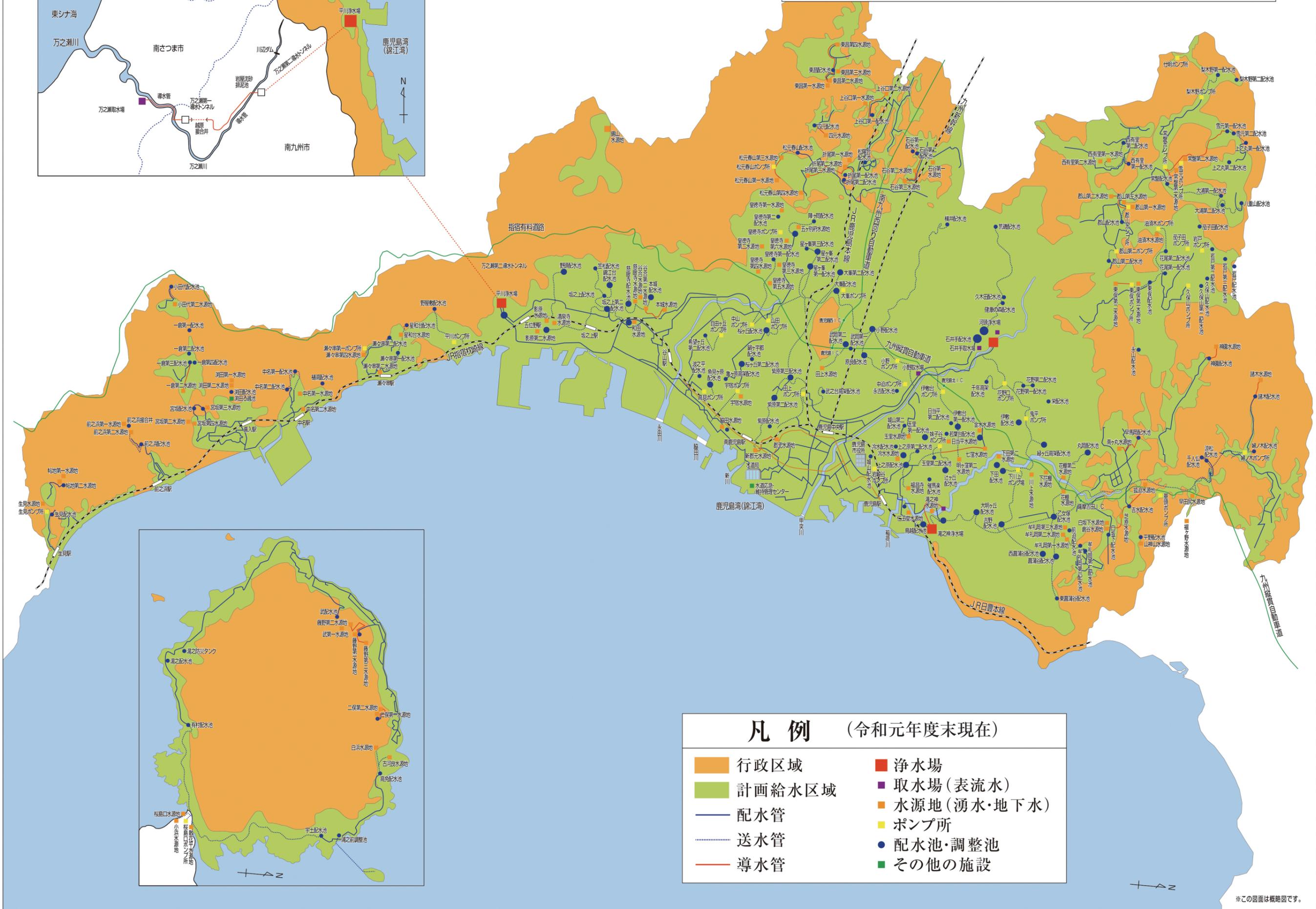
注 上記水質検査結果は、給水栓水の定期採水点69か所のうち代表的なものの年間平均値である。

吉水配水池	郡山配水池	上谷口第一配水池	宮坂配水池	水質基準
湧水・地下水	湧水・地下水	地下水	伏流水・地下水	
18.3	21.2	21.3	21.1	—
1未満	1未満	1未満	1未満	100以下
不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.003	0.001未満	0.002	0.001未満	0.01以下
0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.7	0.9	0.2	0.4	10以下
0.08未満	0.09	0.14	0.08未満	0.8以下
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下
0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下
0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.06以下
0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
0.0005未満	0.0005	0.0008	0.0005未満	0.1以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
0.0005未満	0.0009	0.0016	0.0005未満	0.1以下
0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.03以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.09以下
0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下
0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.3以下
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下
8	12	22	14	200以下
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下
7	7	7	10	200以下
41	28	52	32	300以下
126	148	147	107	500以下
0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下
0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	3以下
7.0	6.8	8.1	7.0	5.8以上 8.6以下
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2以下
0.43	0.38	0.46	0.46	(0.1以上)

万之瀬川導水共同施設・川辺ダム



計画給水区域と主要施設位置図



凡例 (令和元年度末現在)

- | | |
|--|---|
| 行政区域 | 浄水場 |
| 計画給水区域 | 取水場(表流水) |
| 配水管 | 水源地(湧水・地下水) |
| 送水管 | ポンプ所 |
| 導水管 | 配水池・調整池 |
| | その他の施設 |

※この図面は概略図です。

第4章 施設の概要

1. 主要施設一覧表

(1) 庁舎

ア. 本部

所在地	鹿児島市鴨池新町1番10号
敷地面積	5,367 m ²
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造（地上5階，地下1階，塔屋2階） 鉄骨造（別棟2階）
延床面積	5,605 m ²
完成年月日	昭和51年5月29日

イ. 水道応急・維持管理センター

所在地	鹿児島市鴨池新町7番3号
敷地面積	3,292 m ²
構造	鉄骨造（地上2階）
延床面積	1,173 m ²
完成年月日	平成12年3月10日

(2) 浄水場・水源地

所在地区	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所在地
吉野	七窪水源地	湧水	13,000	下田町207
	滝之神水源地	湧水	17,400	坂元町1377-2
	川上水源地	湧水	4,100	川上町329
	花棚水源地	湧水	1,800	川上町1437-1
	花棚第二水源地	地下水	2,700	川上町1412-1
	明ヶ窪第二水源地	地下水	1,200	伊敷台七丁目1638-2
	金水水源地	地下水	700	下田町238-2
	下花棚水源地	地下水	500	川上町1361-1
	下田第二水源地	地下水	500	下田町1336
中央	河頭浄水場 (石井手取水場) (小野取水場)	表流水	109,100	犬迫町1272-1 (伊敷町4839-3) (小野二丁目369-2)
	滝之神浄水場	表流水	39,700	吉野町1125-1
	仁王堂水源地	湧水	1,900	清水町7-8
	冷水水源地	湧水	1,800	冷水町23

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
中 央	福 昌 寺 水 源 地	湧 水	1,800	池之上町 19
	日 当 平 水 源 地	湧 水	700	若葉町 1923-7
	郡 元 水 源 地	地 下 水	3,500	郡元一丁目 757-2
	新 郡 元 水 源 地	地 下 水	2,700	南郡元町 7-1
	宇 宿 水 源 地	地 下 水	1,900	宇宿町 2431-3
	玉 里 水 源 地	地 下 水	1,600	玉里町 21
	脇 田 水 源 地	地 下 水	1,600	宇宿一丁目 46-2
	田 上 水 源 地	地 下 水	1,200	田上五丁目 23
谷 山	平 川 浄 水 場 (万之瀬取水場)	表 流 水	30,000	平川町 5702-1 (南さつま市加世田川畑 12635-1)
	影 原 水 源 地	湧 水	9,900	下福元町 7906
	五ヶ別府水源地	湧 水	3,800	五ヶ別府町 132-2
	和 田 水 源 地	湧 水	2,200	和田二丁目 35
	慈 眼 寺 水 源 地	湧 水	6,200	下福元町 2543-1
	谷 合 水 源 地	湧 水	4,500	下福元町 1179
	清 泉 寺 水 源 地	湧 水	3,400	下福元町 6899
	影 原 第 二 水 源 地	地 下 水	3,000	下福元町 7906
	谷 合 第 二 水 源 地	地 下 水	1,400	下福元町 1200-3
	本 城 水 源 地	地 下 水	500	上福元町 6495
	皇 德 寺 第 一 水 源 地	地 下 水	1,000	五ヶ別府町 1489-2
	皇 德 寺 第 二 水 源 地	地 下 水	500	五ヶ別府町 401-2
	皇 德 寺 第 三 水 源 地	地 下 水	1,000	山田町 3520-2
	皇 德 寺 第 四 水 源 地	地 下 水	800	山田町 1081-3
	皇 德 寺 第 五 水 源 地	地 下 水	700	山田町 2729-3
	皇 德 寺 第 六 水 源 地	地 下 水	1,000	五ヶ別府町 181-3
	錫 山 水 源 地	地 下 水	250	下福元町 11866-2
	東桜島	古 河 良 水 源 地	湧 水	210
散 花 平 水 源 地		湧 水	500	垂水市牛根麓 4381-1
桜 島 口 水 源 地		湧 水	160	垂水市海潟 2579-1
小 浜 水 源 地		湧 水	280	垂水市海潟 2550-5
白 浜 水 源 地		地 下 水	600	桜島白浜町 1729-1
桜 島	藤 野 第 一 水 源 地	地 下 水	400	桜島藤野町 316-1
	藤 野 第 二 水 源 地	地 下 水	460	桜島武町 824-6
	藤 野 第 三 水 源 地	地 下 水	400	桜島藤野町 1114-2
	武 第 一 水 源 地	地 下 水	390	桜島武町 979-3
	二 俣 第 一 水 源 地	地 下 水	320	桜島二俣町 682
	二 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	320	桜島二俣町 133-4
吉 田	諸 木 水 源 地	表 流 水	400	西佐多町 3635-2
	福ヶ野水源地	湧 水	30	始良市平松 1725
	早 田 尻 水 源 地	地 下 水	500	本城町 1600-1
	神 園 水 源 地	湧 水	60	本名町 6761
	牟 礼 岡 第 一 水 源 地	地 下 水	750	宮之浦町 3430-3
	牟 礼 岡 第 二 水 源 地	地 下 水	950	宮之浦町 3418-2

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
吉 田	牟礼岡第三水源地	地 下 水	1,100	宮之浦町 3407-4
	白坂下水源地	地 下 水	420	宮之浦町 2253-2
	山神山水源地	湧 水	210	宮之浦町 4271-2
	狐迫水源地	地 下 水	300	宮之浦町 36-5
	倉谷水源地	地 下 水	420	宮之浦町 2669-3
	芝原水源地	湧 水	600	宮之浦町 1595
	南ヶ丸水源地	地 下 水	650	本名町 1787-3
喜 入	湊田第一水源地	伏流水	50	喜入町 10597-10
	湊田第二水源地	湧 水	30	喜入町 10597-7
	宮坂第二水源地	伏流水	100	喜入町 9142-2
	宮坂第三水源地	地 下 水	1,110	喜入町 9098-4
	宮坂第四水源地	地 下 水	900	喜入町 7895-5
	一倉第二水源地	地 下 水	120	喜入一倉町 5121-2
	生見水源地	湧 水	750	喜入生見町 4548
	中名第一水源地	地 下 水	1,100	喜入中名町 2392-3
	中名第二水源地	地 下 水	1,300	喜入中名町 845-2
	前之浜第一水源地	湧 水	520	喜入前之浜町 10914-13
	前之浜第二水源地	地 下 水	700	喜入前之浜町 10843-2
	帖地第一水源地	湧 水	10	喜入生見町 7295-2
	帖地第二水源地	地 下 水	40	喜入生見町 7337-3
	瀬々串第二水源地	地 下 水	500	喜入瀬々串町 3196-4
	瀬々串第四水源地	地 下 水	500	喜入瀬々串町 4628-1
	星和台水源地	地 下 水	440	喜入瀬々串町 1786-1
小田代第二水源地	地 下 水	150	喜入一倉町 5861-18	
松 元	松元春山第一水源地	地 下 水	350	春山町 2744-2
	松元春山第三水源地第1地下水	地 下 水	450	春山町 2593-4
	松元春山第三水源地第2地下水	地 下 水	420	春山町 2593-4
	松元春山第四水源地	地 下 水	700	春山町 47-3
	折尾第一水源地	地 下 水	200	春山町 1699-3
	折尾第二水源地	地 下 水	280	春山町 1721-7
	折尾第三水源地第1地下水	地 下 水	380	春山町 291-2
	折尾第三水源地第2地下水	地 下 水	380	春山町 291-2
	上谷口第一水源地第1地下水	地 下 水	470	上谷口町 4273
	上谷口第一水源地第2地下水	地 下 水	450	上谷口町 4273
	上谷口第二水源地第1地下水	地 下 水	300	上谷口町 2926-11
	上谷口第二水源地第2地下水	地 下 水	300	上谷口町 2926-11
	石谷第一水源地	地 下 水	200	石谷町 3476
	石谷第二水源地	地 下 水	210	石谷町 1475-4
	石谷第三水源地	地 下 水	200	石谷町 1429-1
	四元水源地	地 下 水	200	四元町 3954-8
東昌第一水源地	地 下 水	180	直木町 2353-3	

所在地区	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	所 在 地
松 元	東 昌 第 二 水 源 地	地 下 水	260	直木町 2360-18
	東 昌 第 三 水 源 地	地 下 水	200	直木町 3018-2
	東 昌 第 四 水 源 地	地 下 水	400	直木町 4337-2
郡 山	油 須 木 水 源 地	湧 水	750	油須木町 1008-1 先
	東 俣 第 一 水 源 地	地 下 水	240	東俣町 661-4
	東 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	210	東俣町 879-2
	郡 山 第 一 水 源 地	湧 水	430	郡山町 3976-2
	郡 山 第 二 水 源 地	地 下 水	890	郡山町 2301-4
	郡 山 第 三 水 源 地	湧 水	410	郡山町 3921-2
	常 盤 第 一 水 源 地	湧 水	480	郡山町 3465-32
	常 盤 第 二 水 源 地	湧 水	120	郡山町 3406 の一部
	西 有 里 第 一 水 源 地	地 下 水	360	西俣町 2891
	西 有 里 第 二 水 源 地	地 下 水	190	西俣町 2934-2
合 計	表流水 4 か所	179,200	308,910	
	湧 水 31 か所	78,050		
	地下水 72 か所	51,510		
	伏流水 2 か所	150		

(3) 配水池

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
吉 野	滝之神水源地	配水池	9,000	66.5	坂元町 1377-2
	大明ヶ丘配水池	1号配水池	500	185.1	吉野町 1779-2
		2号配水池	3,000	189.6	
	吉野配水池	1号配水池	1,000	221.1	吉野町 3224
		2号配水池	2,000	224.2	
	乙女塚配水池	1号配水池	500	254.2	川上町 2629
		2号配水池	1,000	254.2	
		3号配水池	3,000	254.2	
	菖蒲谷配水池	配水池	1,000	305.6	吉野町 4585-3
	東菖蒲谷配水池	2号配水池	400	374.6	吉野町 10775-73
	西菖蒲谷配水池	配水池	3,000	287.0	吉野町 4261-5
	丸岡配水池	配水池	200	247.1	岡之原町 1036-3
	下川上ポンプ所	調整池	800	141.8	川上町 48-1
	下田配水池	配水池	1,000	191.8	下田町 772-4
	下田第二水源地	配水池	1,000	121.4	下田町 1336
	金水水源地	配水池	1,500	61.9	下田町 238-2
	緑ヶ丘高架配水池	高架配水池	500	223.9	緑ヶ丘町 241-120
	伊敷配水池	1号配水池	1,600	168.1	西伊敷七丁目 34
		2号配水池	2,000	168.1	
	栄配水池	配水池	300	206.0	皆与志町 2294-2
花野第一配水池	配水池	550	148.8	花野光ヶ丘一丁目 4300-588	
花野第二配水池	配水池	900	185.5	皆与志町 322-1	
花野口ポンプ所	調整池	3,900	51.3	伊敷町 4479-1	
千年高架配水池	高架配水池	700	143.8	千年二丁目 3965-569	
催馬楽配水池	配水池	120	128.1	東坂元一丁目 557-93	
辻ヶ丘配水池	配水池	1,500	177.7	東坂元二丁目 2932-2	
中 央	鳥越配水池	1号配水池	4,130	50.1	稲荷町 198-1
		2号配水池	7,000	56.9	
	仁王堂水源地	配水池	250	5.7	清水町 7-8
	岩崎谷ポンプ所	調整池	800	18.2	城山町 10-22
	城山配水池	配水池	300	97.9	城山町 22
	城山第二配水池	配水池	1,000	90.2	草牟田二丁目 3694-10
	上之原配水池	配水池	5,410	61.6	西坂元町 2
	上之原第二配水池	配水池	500	157.2	西坂元町 2148-19
	冷水水源地	調整池	1,000	37.7	冷水町 23
	冷水配水池	配水池	800	63.8	城山二丁目 84-1
	玉里第一配水池	配水池	1,000	143.3	玉里団地二丁目 2277-128
	玉里第二配水池	配水池	600	91.5	玉里団地三丁目 2762-78
	若葉台配水池	配水池	450	44.1	若葉町 39
	日当平第二配水池	配水池	120	115.4	下伊敷町 1126-2
伊敷台第一配水池	配水池	2,870	137.5	伊敷台六丁目 7602-1	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
中 央	河 頭 浄 水 場	1号配水池	10,000	75.6	犬迫町 1272-1
		2号配水池	13,000	75.6	
		3号配水池	16,000	75.6	
	健康の森配水池	配水池	200	162.0	犬迫町 803
	久木田配水池	配水池	500	169.3	犬迫町 762
	荒磯配水池	配水池	700	199.0	小山田町 4971-2
	石井手配水池	1号配水池	35,000	59.0	伊敷町 4822
		2号配水池	35,000	59.0	
	永吉配水池	配水池	100	86.0	明和五丁目 765-94
	小野配水池	配水池	1,300	154.7	小野町 5644-22
		調整池	400	145.0	
	原良配水池	配水池	5,000	136.2	明和二丁目 10
	武岡第一配水池	配水池	100	107.8	武岡三丁目 33-1
	武岡第二配水池	配水池	2,000	68.4	武岡三丁目 27-8
	武之台高架配水池	高架配水池	340	108.7	武三丁目 1073-80
	紫原配水池	配水池	500	82.4	紫原一丁目 10-14
	紫原第二配水池	配水池	2,000	104.0	紫原六丁目 23-4
	紫原第三配水池	配水池	3,000	120.2	紫原七丁目 19-8
	大峯配水池	配水池	3,400	137.2	西別府町 3260-2
	大峯第二配水池	配水池	2,500	152.0	五ヶ別府町 3591-23
	脇田水源地	配水池	450	3.9	宇宿一丁目 46-2
	亀ヶ原高架配水池	高架配水池	250	84.8	桜ヶ丘八丁目 2000-70
	桜ヶ丘配水池	高架配水池	170	144.0	桜ヶ丘一丁目 1-2
		配水池	4,400	127.5	
	桜ヶ丘第二配水池	配水池	1,600	76.5	桜ヶ丘四丁目 19
	鍋ヶ宇都配水池	配水池	420	76.6	宇宿町 1726-373
星ヶ峯第一配水池	配水池	1,600	126.0	星ヶ峯四丁目 31	
星ヶ峯第二配水池	配水池	2,260	157.0	星ヶ峯四丁目 1669-4	
星ヶ峯第三配水池	配水池	330	189.0	五ヶ別府町 116-1	
横井配水池	配水池	600	204.0	犬迫町 10471-1	
谷 山	魚見ヶ原配水池	配水池	1,000	66.6	小原町 2313-1
	波之平配水池	配水池	340	47.9	魚見町 1622-6
	希望ヶ丘第二配水池	配水池	850	81.7	希望ヶ丘町 2815-2
	皇徳寺第一配水池	配水池	2,500	115.2	皇徳寺台五丁目 2
	皇徳寺第二配水池	配水池	1,700	155.5	皇徳寺台五丁目 363-46
	五ヶ別府水源地	1号配水池	1,000	80.3	五ヶ別府町 132-2
		2号配水池	1,000	80.3	
		3号配水池	2,000	80.3	
	陣ヶ岡配水池	1号配水池	100	223.9	五ヶ別府町 1553-3
		2号配水池	400	223.9	
	和田水源地	調整池	500	6.9	和田二丁目 35
本城配水池	配水池	5,000	53.7	下福元町 1574-1	
慈眼寺水源地	調整池	1,500	22.4	下福元町 2543-1	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
谷 山	慈眼寺配水池	配水池	1,000	48.0	下福元町 3787
	坂之上配水池	配水池	750	96.5	錦江台二丁目 9400-4
	坂之上第二配水池	1号配水池	3,000	65.9	坂之上三丁目 5030-1
		2号配水池	3,000	65.9	
	錦江台配水池	1号配水池	300	147.0	錦江台一丁目 9524-31
		2号配水池	1,500	147.0	
	笠松配水池	1号配水池	500	163.8	下福元町 9076-2
		2号配水池	500	163.8	
	影原水源地	調整池	9,000	6.3	下福元町 7906
	野頭配水池	1号配水池	1,000	97.9	下福元町 8435-2
		2号配水池	2,000	97.9	
	平川浄水場	1号配水池	12,200	68.5	平川町 5702-1
		2号配水池	12,200	68.5	
3号配水池		3,000	97.8		
野屋敷配水池	1号配水池	300	131.5	平川町 4771-2	
	2号配水池	140	132.8		
東桜島	有村配水池	1号配水池	140	88.1	有村町 12-4
		2号配水池	460	88.1	
		3号配水池	400	88.1	
	湯之配水池	配水池	550	73.4	東桜島町 1158-2
	湯之防災タンク	配水池	100	49.7	東桜島町 863-1
	高免配水池	1号配水池	100	125.9	高免町 535-103
2号配水池		100	125.9		
宇土配水池	1号配水池	100	86.7	黒神町 2654-76	
桜 島	藤野第一水源地	配水池	441	74.5	桜島藤野町 316-1
	武配水池	1号配水池	295	83.6	桜島武町 1539-1
		2号配水池	475	83.6	
二俣第一水源地	配水池	370	76.5	桜島二俣町 682	
吉 田	諸木配水池	配水池	151	103.9	西佐多町 3630-2
	千人仏配水池	配水池	121	202.0	本城町 319-2
	神園配水池	配水池	210	232.0	本名町 6203-2
	婦ノ木配水池	配水池	220	82.1	西佐多町 3459-2
	牟礼岡第一配水池	配水池	280	331.8	牟礼岡一丁目 3966-1098
	牟礼岡第二配水池	配水池	860	384.3	牟礼岡一丁目 3966-1101
	白坂下配水池	配水池	250	255.5	宮之浦町 2440-2
	吉水配水池	2号配水池	105	273.8	宮之浦町 295-8
		3号配水池	225	268.0	
		4号配水池	100	268.0	
5号配水池		192	268.0		
早馬岡配水池	配水池	544	259.0	本名町 2389-3	
涼松配水池	配水池	500	185.2	本城町 161-5	

所在地区	名 称	設 備 名	容 量 (m ³)	最高水位 (m)	所 在 地
喜 入	宮坂配水池	配水池	162	70.3	喜入町7903-4
	宮坂第三水源地	配水池	426	74.5	喜入町9098-4
		調整池	304	81.7	
	生見配水池	1号配水池	158	80.0	喜入生見町6678
		2号配水池	140	80.0	
	中名第一配水池	配水池	450	107.4	喜入中名町2095-1
	中名第二配水池	配水池	144	62.2	喜入中名町2233
	前之浜第二水源地	調整池	102	111.0	喜入前之浜町10843-2
	前之浜配水池	配水池	168	66.8	喜入前之浜町9524-2
	瀬々串第一配水池	1号配水池	150	58.4	喜入瀬々串町1282-2
2号配水池		150	58.4		
瀬々串第二配水池	配水池	510	109.1	喜入瀬々串町2562-6	
星和台配水池	配水池	310	144.9	喜入瀬々串町1660-20	
松 元	松元春山配水池	1号配水池	200	260.2	春山町2324-4
		2号配水池	275	260.2	
		3号配水池	300	260.2	
		4号配水池	1,000	264.0	
	折尾第一配水池	配水池	235	228.3	春山町1509-54
	折尾第二配水池	配水池	1,000	230.1	春山町1509-56
	松陽台配水池	配水池	600	196.5	松陽台町1509-64
	上谷口第一配水池	1号配水池	374	176.0	上谷口町4891-1
		2号配水池	700	179.2	
	石谷第二配水池	配水池	158	193.5	石谷町2995-1
四元配水池	配水池	205	191.6	四元町793-3	
東昌配水池	1号配水池	100	194.7	直木町2963-2	
	3号配水池	254	194.7		
郡 山	花尾第一配水池	配水池	220	211.5	花尾町242-4
	花尾第二配水池	配水池	192	233.7	花尾町355-3
	東俣配水池	配水池	268	184.1	東俣町2866-2
	郡山配水池	配水池	405	185.0	油須木町542-2
	郡山第二配水池	配水池	462	204.0	東俣町1726
	常盤配水池	配水池	173	209.5	郡山町3530-2
	雪元第一配水池	配水池	129	294.1	郡山町5211-2の一部
	西有里第一配水池	配水池	231	214.5	西俣町1554-2
西有里第二配水池	配水池	116	260.5	郡山岳町604-1の一部	
合 計	124場 160池 容量：296,660m ³	内 容	調整池 10場 10池 18,306m ³ 配水池 116場 150池 278,354m ³		(注)容量100m ³ 未満は除く。

2. 浄水場施設概要

(1) 河頭浄水場

所在地 鹿児島市犬迫町1272番1

敷地面積 39,547 m²

通水開始 昭和40年4月3日

能力 109,100 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設	1門	河頭取水口	鉄筋コンクリート造
石井手取水場	1門	石井手取水口	鉄筋コンクリート造 (W)2.9~1.1m (L) 6.4m (H)1.0m
伊敷町4839番3 (2,316m ²)	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)11.0m (H)3.0m
	1池	ポンプ井	鉄筋コンクリート造 (W)8.7m (L) 4.5m (H)3.0m
	3台	導水ポンプ	(Q)6.95 m ³ /分 (H)29m (P)55KW 1号~3号
	2棟	電気室 132.40m ² 導水ポンプ室 67.27m ²	鉄筋コンクリート造
小野取水場	1門	小野取水口	鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L) 6.1m (H)1.8m
小野二丁目369番2 (2,870m ²)	2池	一次沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)1.8m (L)10.9m (H)9.4m(有効高1.8m)
	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)4.4m (L)15.0m (H)3.5m
	1池	ポンプ井	鉄筋コンクリート造 (W)9.4m (L) 6.3m (H)5.0m
	3台	導水ポンプ	(Q)6.95 m ³ /分 (H)30m (P)55KW 1号~3号
	2棟	機械電気室 166.10m ² ポンプ室 88.30m ²	鉄筋コンクリート造
導水施設	1池	原水調整槽	鉄筋コンクリート造
		導水管	DIP φ700mm 2,950m SP φ600mm 55m DIP φ500mm 648m SP φ500mm 21m
沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)3.9m (L)11.7m (H)3.1m	3,4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)5.5m (L)16.0m (H)3.1m	1,2号
取水ポンプ	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)10m (P) 55KW	甲系 1号
	2台	(Q)15.5 m ³ /分 (H)10m (P) 45KW	甲系 2,3号
	1台	(Q)31.0 m ³ /分 (H)10m (P) 70KW	甲系 4号
	1台	(Q)23.0 m ³ /分 (H)32m (P)170KW	乙系 1号
	1台	(Q)28.0 m ³ /分 (H)31m (P)200KW	乙系 2号
着水井	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 6.8m (H)3.5m	甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 7.5m (H)3.5m	乙系
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W) 4.0m (L) 4.0m (H)4.0m	甲系 1,2号
	1池	鉄筋コンクリート造 (W) 3.5m (L) 3.5m (H)3.7m	乙系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)18.2m (L)10.5m (H)3.0m	甲系 1,2号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.4m (L)11.7m (H)3.0m	乙系 1,2系
薬品沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造 (W) 8.7m (L)47.0m (H)4.2m	甲系 1・2号, 3・4号
	2池	鉄筋コンクリート造 (W)13.0m (L)19.4m (H)3.3m	乙系 1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 60m ²	甲系 1号~4号
	8池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 50m ²	甲系 5号~12号
	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 84.6m ²	乙系 1号~4号
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)24.0m (L)24.0m (H)2.95m	甲系 容量 1,700 m ³
	1池	鉄筋コンクリート造 (W)18.0m (L)18.0m (H)3.00m	乙系 容量 955 m ³
配水池	3池	プレストレストコンクリート造 (φ)36.0m (H)10m	容量 10,000 m ³ 1号
		プレストレストコンクリート造 (φ)40.8m (H)10m	容量 13,000 m ³ 2号
		プレストレストコンクリート造 (φ)32.0m (H)20m	容量 16,000 m ³ 3号

主要施設	数量	概	要
洗浄用タンク	1池	鉄筋コンクリート造 (φ)11.0m (H)3.0m	容量 285 m ³
送水ポンプ	3台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW	甲系 1,3,5号 (陸上型)
	2台	(Q)14.0 m ³ /分 (H)66m (P)210KW	甲系 2,4号 (水中型)
	2台	(Q)21.0 m ³ /分 (H)45m (P)210KW	乙系 1,4号 (陸上型)
	2台	(Q)7.0 m ³ /分 (H)45m (P)75KW	乙系 2,3号 (陸上型)
薬品タンク	4基	ポリ塩化アルミニウム FRP製	容量 25 m ³ 1~4号
	2基	苛性ソーダ 鋼製(内面ゴムライニング)	容量 25 m ³ 1,2号
	2基	次亜塩素酸ナトリウム FRP製(内面硬質塩ビライニング)	容量 10 m ³ 1,2号
	1基	粉末活性炭 ステンレス鋼製	容量 63 m ³
	1基	液化炭酸ガス 鋼製(内筒:ステンレス鋼製)	容量 15 m ³
管 理 棟	1棟	管理本館 地上4階	鉄筋鉄骨コンクリート造
		床面積 1階 524.86m ²	薬品注入機室, 玄関ホール, 会議室, 着水井等
		2階 536.92m ²	水質試験室
		3階 536.92m ²	事務室, 資料室, 分析計室, 水質試験室
		4階 566.92m ²	中央管理室, 作業員控室, 計算機室
	R階 67.20m ²		
	1棟	機械本館 地下1階 地上2階	鉄筋コンクリート造
		床面積 1階 346m ²	ポンプ室, 次亜塩素酸ナトリウム注入機室
	1棟	2階 458m ²	電気室(第1, 第3)
		電気室 地上2階	鉄筋コンクリート造
1棟	床面積 1階 126m ²	車庫, 油倉庫, 工作室	
	2階 156m ²	電気室(第2)	
1棟	薬品注入棟(乙系) 地上2階	鉄筋コンクリート造	
	床面積 1階 49.5m ²	薬品注入機室	
1棟	2階 39.8m ²	貯蔵タンク室	
	発電機棟 地上2階	鉄筋コンクリート造	
1棟	床面積 1階 390.65m ²	発電機室, ボンベ室等	
	2階 363.00m ²	電気室(第4)	
1棟	送水ポンプ室(甲系) 平屋建	鉄筋コンクリート造 床面積 288m ²	
1棟	活性炭注入機室 平屋建	鉄骨造 床面積 90.2m ²	
排水処理施設 犬迫町1266番 (7,030m ²)	2棟	脱水機室 地上2階	鉄骨造
		床面積 1階 512.58m ²	機械室
		2階 384.73m ²	管理室, 電気室
	第二脱水機室 地上3階	鉄筋コンクリート造	
		床面積 1階 320.14m ²	補機室
		2階 337.60m ²	電気室, 機械室
	3階 355.18m ²	管理室, 機械室	
		3台	脱水機 加圧圧搾脱水方式
		ろ過面積 1号機 77m ² , 2号機 168m ² , 3号機 247m ²	
	1池	調整槽 鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)7.0m (H)3.0m	
4池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.3m	1,2号	
	鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m	3号	
	鉄筋コンクリート造 (W)11.5m (L)11.5m (H)4.85m	4号	
2床	天日乾燥床 鉄筋コンクリート造 (W)14.5m (L)38.0m	1号	
	天日乾燥床 鉄筋コンクリート造 (W)14.5m (L)18.0m	2号	
1棟	ケーキヤード 平屋建	鉄骨造 床面積 262.6m ²	

(2) 滝之神浄水場

所在地 鹿児島市吉野町1125番1

敷地面積 6,375 m²

通水開始 昭和50年3月29日

能力 39,700 m³/日

主要施設	数量	概	要
取水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	取水堰 重力式無筋コンクリート造 1号隧道 鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L)12.8m (H)1.7m 1号開きよ 石積みコンクリート造 (W)1.2m (L)5.6m (H)1.2m 沈砂池 鉄筋コンクリート造 (W)1.2~8.7m (L)30.2m (H)1.1~3.8m	容量 30,000 m ³
導水施設 坂元町1499番1 (滝之神水源内)	1池	2号隧道 鉄筋コンクリート造 (W)1.2m (L)130.6m (H)1.1m 2号開きよ 石積みコンクリート造 (W)1.8m (L)298.5m (H)0.6m 調整池 (W)2.4~6.8m (L)24.7m (H)0.6~3.8m 水圧鉄管 SP φ800mm 167m 導水管 SP φ800mm 799m	
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)5.0m (H)3.5m	
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)4.0m (L)4.0m (H)2.7m	1,2系
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)14.3m (L)9.75m (H)3.25m	1,2系
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)14.0m (L)19.6m (H)3.35m	1,2系
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 84.8m ² 1号~4号	
浄水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)25.0m (L)45.0m (H)3.5m	容量 3,937 m ³
洗浄用タンク	1池	高架水槽 プレストレストコンクリート造 (φ)10.0m (H)8.0m	容量 600 m ³
薬品タンク	3基 2基 2基	ポリ塩化アルミニウム ポリエチレン製 苛性ソーダ ポリエチレン製 次亜塩素酸ナトリウム FRP製(内面硬質塩ビライニング)	容量 20 m ³ No.1~3 容量 15 m ³ No.1,2 容量 8 m ³ No.1,2
活性炭注入棟	1棟	活性炭注入棟 地上2階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 85.25m ² 注入機室, 混和槽室 2階 67.18m ² 注入室, 活性炭置場	
管理棟	1棟	管理本館 地上3階 鉄筋コンクリート造 床面積 1階 616m ² 次亜塩素タンク室, 配電盤室, 次亜塩素注入機室 2階 622m ² 事務室, 分析計室, 会議室, 水質試験室 3階 355m ² 中央管理室 1棟 発電機室 平屋建 鉄筋コンクリート造 床面積 112m ²	
配水池 稲荷町198番1 (8,418m ²)	2池	鳥越配水池 1号池 鉄筋コンクリート造 2号池 プレストレストコンクリート造	容量 4,130 m ³ 容量 7,000 m ³

主要施設	数量	概	要
排水処理施設 稲荷町251番2 (23,211m ²)	2棟	排水処理管理棟	地上3階 鉄骨造
		床面積	1階 158.33m ² 機械室
			2階 244.97m ² 機械室, 電気室
			中3階 38.46m ² 機械室
			3階 233.20m ² 管理室
		2号排水処理管理棟	地上3階 鉄筋コンクリート造
	床面積	1階 259.43m ² 機械室	
		2階 262.49m ² 機械室, 電気室	
		3階 259.56m ² 機械室, 管理室	
	2台	脱水機	加圧脱水方式
2池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造	(W)11.5m (L)11.5m (H)4.5m
1池	濃縮槽	鉄筋コンクリート造	(W)10.0m (L)20.0m (H)3.0m
1池	調整槽	鉄筋コンクリート造	(W)5.0m (L)12.0m (H)3.0m
1池	分配槽	鉄筋コンクリート造	(W)4.6m (L)2.6m (H)0.8m

(3) 平川浄水場

所在地 鹿児島市平川町5702番1

敷地面積 121,741 m²

通水開始 平成元年7月1日

能力 30,000 m³/日

主要施設	数量	概要	
取水施設 南さつま市 加世田川畑 12635番1 (13,634m ²)	1門	取水口	鉄筋コンクリート造 7.5m～2.0m (取り入れ幅)
	2連	取水管渠	鉄筋コンクリート造 (W)1.0m (L)48.0m (H)2.0m
	2池	沈砂池	鉄筋コンクリート造 (W)6.0m (L)24.0m (H)1.8m (有効水深)
	1棟	管理棟	鉄筋コンクリート造一部2階建 床面積 1階 843.98m ² 事務室, 監視室, 自家用発電機室, 電気室 2階 115.01m ² 排気ダクト室
	1池 4台	導水ポンプ井 導水ポンプ	鉄筋コンクリート造 (W)6.75m (L)14.2m (H)10.2m (Q)17.36 m ³ /分 (H)102m (P)420KW No.1～4
導水施設 南九州市 川辺町清水 1142番2ほか	1池	接合井(越原)	鉄筋コンクリート造 容量 516 m ³ (流入側) (W)11.1m (L)7.95m (H)4.7m (流出側) (W)11.1m (L)4.05m (H)2.3m
	2池	沈砂排泥池	鉄筋コンクリート造(野間) 容量 450 m ³ 鉄筋コンクリート造(岩屋) 容量 1,660 m ³
	1池	分水井(平川) 導水トンネル	鉄筋コンクリート造 (W)8.0m (L)8.4m (H)7.55m 全断面覆工ホロ型コンクリート造 9,522.2m 第一導水トンネル (W)1.8m (H)1.95m (L)1,324.5m 第二導水トンネル (W)2.0m (H)2.3m (L)8,197.7m
		導水管 水管橋及び伏越	φ1,000mm 鋼管及びダクタイル鋳鉄管 10,834.5m φ1,000mm 424m 万之瀬川水管橋4か所, 支流宮田川水管橋1か所, 支流神殿川伏越1か所
着水井	1池	鉄筋コンクリート造 (φ)8.2m (H)3.0m	
活性炭接触池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)22.0m (L)18.0m (H)3.0m	
薬品混和池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)4.5m (L)4.5m (H)4.5m	
フロック形成池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)9.5m (H)3.0m	
薬品沈殿池	2池	鉄筋コンクリート造 (W)11.0m (L)25.3m (H)2.5m	
急速ろ過池	4池	鉄筋コンクリート造 ろ過面積 70m ² 1～4号	
1号配水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m	容量 12,200 m ³
2号配水池	1池	鉄筋コンクリート造 (W)38.8m (L)53.8m (H)6.0m	容量 12,200 m ³
3号配水池	1池	プレストレストコンクリート造 (φ)27.4m (H)5.1m	容量 3,000 m ³
薬品タンク	2基	ポリ塩化アルミニウム	ポリエチレン製 容量 20 m ³ No.1,2
	2基	苛性ソーダ	ポリエチレン製 容量 10 m ³ No.1,2
	2基	次亜塩素酸ナトリウム	ポリエチレン製 容量 6 m ³ No.1,2
	2基	活性炭スラリー	鋼製(内面コーティング) 容量 8 m ³ No.1,2

主要施設	数量	概 要
送水ポンプ	3台	(Q)3.5 m ³ /分 (H)40m (P)37KW 1~3号
管理棟	1棟	管理本館 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 190.77m ² 共同溝 1階 1,130.62m ² 事務室, 自家用発電機室, 電気室, 会議室, 工作室, 見学者説明室 2階 1,014.00m ² 管理室, 計算機室, 分析計室, 水質試験室 R階 47.88m ²
	1棟	薬注棟 地下1階, 地上2階塔屋付 鉄筋コンクリート造 床面積 地下 482.97m ² 薬品タンク室, 薬品注入室 1階 480.29m ² 薬品注入室, ブロアー室 2階 480.29m ² 電気室, 活性炭貯蔵室
排水処理施設	2池	濃縮槽 鉄筋コンクリート造 (W)10.5m (L)10.5m (H)5.1m 1,2号
	2床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)12.1m (L)30.8m 1,2号
	1床	天日乾燥床 コンクリート造 (W)11.0m (L)32.4m 3号
	1棟	ケーキヤード 鉄骨造平屋建 床面積 100m ²

3. 導・送・配水管布設状況

(1) 導水管・渠

管種 口径	鑄 鉄 管				ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管					
	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
開きよ										
隧道										
40mm										
50mm										
75mm					1,696.0				1,696.0	
100mm					1,840.0				1,840.0	
150mm	88.0			88.0	11,456.0				11,456.0	
200mm					6,070.0				6,070.0	
250mm					4,059.0				4,059.0	
300mm					846.0				846.0	
350mm	402.0			402.0						
400mm	190.0			190.0						
500mm					414.0				414.0	
600mm					137.0				137.0	
700mm					346.0				346.0	
800mm										
900mm										
1000mm					8,050.3				8,050.3	
計	680.0			680.0	34,914.3				34,914.3	

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管				ポ リ エ チ レ ン 管					
	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
開きよ										
隧道										
40mm	217.0			217.0						
50mm	4,182.0			4,182.0						
75mm	5,819.0			5,819.0						
100mm	12,157.0			12,157.0						
150mm	9,401.0			9,401.0	1,358.0				1,358.0	
200mm										
250mm										
300mm										
350mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	31,776.0			31,776.0	1,358.0				1,358.0	

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
28.0				28.0					
94.0				94.0					
536.0				536.0					
520.0				520.0					
47.0				47.0					
882.0				882.0					
215.0				215.0	219.0				219.0
2,529.0				2,529.0					
235.0				235.0					
2,839.3				2,839.3					
7,925.3				7,925.3	219.0				219.0

(単位：m)

合 計				
30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
304.1				304.1
11,931.2				11,931.2
245.0				245.0
4,276.0				4,276.0
8,051.0				8,051.0
14,517.0				14,517.0
22,350.0				22,350.0
6,070.0				6,070.0
4,941.0				4,941.0
1,280.0				1,280.0
402.0				402.0
190.0				190.0
414.0				414.0
137.0				137.0
2,875.0				2,875.0
235.0				235.0
10,889.6				10,889.6
76,872.6				76,872.6

(2) 送水管

管種 口径	鑄 鉄 管				ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管					
	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
25mm										
30mm										
40mm										
50mm										
75mm					10,717.6	462.0		4.0	11,175.6	
100mm					13,720.0				13,720.0	
125mm										
150mm					30,475.4				30,475.4	
200mm	71.0			71.0	48,593.0	72.0		142.0	48,523.0	
250mm	15.0			15.0	12,022.0	11.0		4.0	12,029.0	
300mm					17,018.0	2,906.0			19,924.0	
400mm	205.0			205.0	22,076.0	756.0		2,909.0	19,923.0	
500mm					18,756.0			502.0	18,254.0	
600mm					3,758.0				3,758.0	
700mm					832.0				832.0	
1000mm					290.0				290.0	
計	291.0			291.0	178,258.0	4,207.0		3,561.0	178,904.0	

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管				ポ リ エ チ レ ン 管					
	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
25mm					80.0				80.0	
30mm										
40mm	2,469.0			2,469.0						
50mm	8,751.0		145.0	8,606.0	2,052.0				2,052.0	
75mm	8,778.0			8,778.0	290.0				290.0	
100mm	3,985.0			3,985.0	30.0				30.0	
125mm										
150mm	5,854.0			5,854.0						
200mm					383.0				383.0	
250mm										
300mm										
400mm										
500mm										
600mm										
700mm										
1000mm										
計	29,837.0		145.0	29,692.0	2,835.0				2,835.0	

(単位：m)

鋼 管				遠 心 力 コ ン ク リ ー ト 管					
30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
137.0				137.0					
1,575.0				1,575.0					
2,800.0				2,800.0					
321.0				321.0					
1,033.0				1,033.0	293.0				293.0
					319.0				319.0
578.0				578.0					
1,478.0				1,478.0					
1,997.8				1,997.8					
9,919.8				9,919.8	612.0				612.0

(単位：m)

合 計				
30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
80.0				80.0
2,469.0				2,469.0
10,940.0			145.0	10,795.0
21,360.6	462.0		4.0	21,818.6
20,535.0				20,535.0
36,650.4				36,650.4
50,373.0	72.0		142.0	50,303.0
12,356.0	11.0		4.0	12,363.0
17,018.0	2,906.0			19,924.0
22,859.0	756.0		2,909.0	20,706.0
20,234.0			502.0	19,732.0
5,755.8				5,755.8
832.0				832.0
290.0				290.0
221,752.8	4,207.0		3,706.0	222,253.8

(3) 配水管

管種 口径	鑄 鉄 管					ダ ク タ イ ル 鑄 鉄 管				
	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
13mm										
16mm										
20mm										
25mm										
30mm										
40mm										
50mm						8,463.0				8,463.0
75mm	2,152.0			35.0	2,117.0	244,887.0	3,731.0	411.0	157.0	248,872.0
100mm	11,468.0			1,388.0	10,080.0	757,570.0	11,436.0		940.0	768,066.0
125mm										
150mm	5,073.0			1,788.0	3,285.0	389,355.0	2,670.0		608.0	391,417.0
200mm	2,870.0			1,145.0	1,725.0	176,685.0	1,516.0		254.0	177,947.0
250mm	291.0				291.0	33,706.0	4.0		218.0	33,492.0
300mm	478.0				478.0	50,585.0	215.0		776.0	50,024.0
400mm						27,760.0	586.0		649.0	27,697.0
450mm						264.0				264.0
500mm						20,274.0				20,274.0
600mm						24,683.0			211.0	24,472.0
700mm						4,399.0				4,399.0
800mm						21,848.0				21,848.0
900mm						1,882.0				1,882.0
1000mm						7,264.0				7,264.0
計	22,332.0			4,356.0	17,976.0	1,769,625.0	20,158.0	411.0	3,813.0	1,786,381.0

管種 口径	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管					ポ リ エ チ レ ン 管				
	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
		布 設	受 贈	撤 去			布 設	受 贈	撤 去	
13mm	4,352.0			260.0	4,092.0	173.0				173.0
16mm	908.0			0.0	908.0					
20mm	14,687.0			42.0	14,645.0	231.0				231.0
25mm	22,830.0			265.0	22,565.0	4,349.0		303.0		4,652.0
30mm	38,882.0			278.0	38,604.0					
40mm	47,230.0		44.0	258.0	47,016.0	5,698.0		1,097.0		6,795.0
50mm	546,084.0			10,832.0	535,252.0	123,193.0	15,099.0	1,335.0	24.0	139,603.0
75mm	158,741.0			3,012.0	155,729.0	1,028.0				1,028.0
100mm	95,113.0			2,063.0	93,050.0	1,600.0	22.0			1,622.0
125mm	87.0				87.0					
150mm	52,145.0			667.0	51,478.0	1,330.0				1,330.0
200mm	5,827.0				5,827.0	517.0				517.0
250mm						83.0				83.0
300mm						47.0				47.0
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
計	986,886.0		44.0	17,677.0	969,253.0	138,249.0	15,121.0	2,735.0	24.0	156,081.0

(4) 配水管付属施設

(単位：基)

年度	項目	公 設 消 火 栓		
		事業費設置分	維持管理費設置分	合 計
平成30年度末現在設置数		6,716	37	6,753
令和元年度設置数	新 設	58	0	58
	受 贈	0	0	0
	撤 去	50	6	56
令和元年度末現在設置数		6,724	31	6,755

(単位：m)

鋼 管				
30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
30.0				30.0
633.0				633.0
972.0				972.0
502.0				502.0
3,351.0			16.0	3,335.0
168,479.0		12.0	670.0	167,821.0
6,945.0			1.0	6,944.0
2,912.0			14.0	2,898.0
77.0				77.0
1,282.0			32.0	1,250.0
651.0				651.0
304.0				304.0
172.0				172.0
25.0				25.0
1,246.0				1,246.0
413.0				413.0
327.0				327.0
3,270.0				3,270.0
237.0				237.0
191,828.0		12.0	733.0	191,107.0

(単位：m)

合 計				
30年度末 総延長	元 年 度			元年度末 総延長
	布 設	受 贈	撤 去	
4,525.0			260.0	4,265.0
938.0				938.0
15,551.0			42.0	15,509.0
28,151.0		303.0	265.0	28,189.0
39,384.0			278.0	39,106.0
56,279.0		1,141.0	274.0	57,146.0
846,219.0	15,099.0	1,347.0	11,526.0	851,139.0
413,753.0	3,731.0	411.0	3,205.0	414,690.0
868,663.0	11,458.0		4,405.0	875,716.0
164.0				164.0
449,185.0	2,670.0		3,095.0	448,760.0
186,550.0	1,516.0		1,399.0	186,667.0
34,384.0	4.0		218.0	34,170.0
51,282.0	215.0		776.0	50,721.0
27,785.0	586.0		649.0	27,722.0
264.0				264.0
21,520.0				21,520.0
25,096.0			211.0	24,885.0
4,726.0				4,726.0
25,118.0				25,118.0
1,882.0				1,882.0
7,501.0				7,501.0
3,108,920.0	35,279.0	3,202.0	26,603.0	3,120,798.0

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 第11回水道拡張事業

()は完成予定年月日

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日 令和年月日	完成年月日 令和年月日	備 考
滝之神浄水場 ほか2場	機械設備更新、電気計装設備更新 ほか	460,327,005 円	(平成年月日) 30. 8. 16	2. 3. 27	
新郡元水源地 ほか3場	機械設備更新、電気計装設備更新 ほか	334,306,327 円	(平成年月日) 30. 11. 16	2. 3. 23	
伊敷台ポンプ所 ほか3場	機械設備更新、電気計装設備更新 ほか	73,121,253 円	(平成年月日) 30. 7. 17	2. 3. 23	
上谷口第一配水池 ほか8場	電気計装設備新設 ほか	97,732,098 円	(平成年月日) 30. 11. 16	2. 3. 23	
導 水 管	口 径： 75mm 延 長： 744m	39,156,272 円	元. 5. 31	元. 10. 30	
送 水 管	口 径： 75～500mm 延 長： 5,608m	719,745,068 円	(平成年月日) 30. 7. 17	2. 3. 24	
配 水 管	口 径： 50～400mm 延 長： 548m	111,853,754 円	(平成年月日) 30. 7. 17	2. 3. 24	
調 査 設 計 等	実施設計等	130,281,576 円	元. 5. 24	2. 3. 23	
そ の 他	土木積算システム導入業務委託	766,385 円	元. 7. 1	元. 9. 30	
合 計		1,967,289,738 円			

(2) 配水管整備事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
配 水 管	口 径： 50mm～300mm 延 長： 11,252m	712,158,530 円	(平成年月日) 30. 11. 29	2. 3. 24	
そ の 他	土木積算システム導入業務委託	1,226,215 円	元. 7. 1	元. 9. 30	
合 計		713,384,745 円			

(3) 水道建設改良事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日	備 考
滝之神浄水場 ほか2場	計測機器改良 ほか	17,579,556 円	元. 10. 18	2. 3. 13	(取水場含む)
松元春山第一水源地 ほか4場	取水ポンプ改良 ほか	13,798,663 円	2. 1. 22	2. 3. 13	
桜島口ポンプ所	空調設備改良 ほか	1,713,028 円	元. 10. 4	2. 3. 3	
上谷口第一配水池 ほか12場	逆洗ポンプ設備改良 ほか	50,737,754 円	元. 10. 24	2. 3. 13	
送 水 管	口 径： 75mm～200mm 延 長： 49m	4,023,906 円	(平成年月日) 31. 3. 14	2. 1. 14	
配 水 管	口 径： 50mm～200mm 延 長： 21,468m	1,318,917,156 円	(平成年月日) 31. 3. 11	2. 3. 25	
調 査 設 計	実施設計	24,938,568 円	元. 12. 27	2. 3. 27	
そ の 他	水道管路技術研修施設、土木積算システム導入業務委託 ほか	17,464,419 円	元. 5. 24	2. 3. 9	
合 計		1,449,173,050 円			

(4) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
機 械 及 び 装 置	量 水 器	2,968 個	5,158,329 円	13mm
	〃	245 個	624,202 円	20mm
	〃	72 個	209,353 円	25mm
	〃	78 個	620,771 円	30mm
	〃	60 個	646,813 円	40mm
	〃	17 個	799,239 円	50mm
	〃	5 個	327,997 円	75mm
	〃	1 個	119,010 円	100mm
	量 水 器 計	3,446 個	8,505,714 円	
	小 型 無 停 電 電 源 装 置	14 台	3,974,400 円	
	水 中 ボ ン プ	3 台	1,759,300 円	
量 水 器	8 個	131,382 円	100mm	
そ の 他 計	—	5,865,082 円		
小 計	—	14,370,796 円		
車 両 運 搬 具	軽 貨 物 自 動 車	1 台	1,265,000 円	
	小 型 貨 物 自 動 車	1 台	1,969,000 円	
	小 計	2 台	3,234,000 円	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	空 気 呼 吸 器	8 台	1,632,960 円	
	ガ ス 検 知 器	2 台	271,080 円	
	純 水 製 造 装 置	2 台	4,593,852 円	
	ジ ャ ー テ ス タ ー	1 台	437,400 円	
	携 帯 用 無 線 機	1 台	286,740 円	
	ロ ー プ 式 水 位 計	1 台	214,920 円	
	赤 外 線 水 分 計	1 台	143,640 円	
	p H メ ー タ ー	1 台	166,320 円	
	固 相 抽 出 装 置	4 台	7,360,200 円	
	実 験 台	5 台	2,467,800 円	
	濁 度 ・ 色 度 計	3 台	3,238,920 円	
	湯 沸 器	1 台	118,800 円	
	車 載 型 陸 上 移 動 局 無 線 設 備	1 台	293,328 円	
	鉄 管 ・ ケ ー ブ ル 探 知 器	1 台	853,740 円	
	デ ー タ ロ ガ (水 圧 測 定 器)	2 台	535,680 円	
	エ ン ジ ン カ ッ タ ー	1 台	118,584 円	
	電 子 式 テ ス ト メ ー タ	1 台	241,920 円	
	ネ ッ ト ワ ー ク デ ィ ス ク	1 式	159,280 円	
	住 基 用 ク ラ イ ア ン ト 機 器 一 式	1 式	125,400 円	
	設 備 情 報 管 理 シ ス テ ム 機 器	1 式	1,972,667 円	
土 木 積 算 シ ス テ ム (サ ー バ ー)	1 台	1,620,000 円		
小 計	—	26,853,231 円		
合 計		44,458,027 円		

(5) ソフトウェア

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
土 木 積 算 シ ス テ ム (ソ フ ト ウ ェ ア)		27 台	12,997,411 円	

総 合 計			4,187,302,971 円	
-------	--	--	-----------------	--

第6章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度		金額			
	27	28	29	30	令和元	(円) 2(当初予算)
収入	11,595,845,169	11,647,112,215	11,549,836,200	11,507,066,888	11,392,358,553	11,238,380,000
営業収益	(12,442,185,037)	(12,498,316,695)	(12,393,560,063)	(12,349,391,329)	(12,293,844,161)	(12,264,367,000)
給水収益	10,650,315,347	10,689,173,878	10,612,272,970	10,595,361,782	10,481,162,445	10,338,328,000
給水負担金	(11,497,550,606)	(11,539,464,258)	(11,456,701,284)	(11,438,063,137)	(11,383,009,254)	(11,365,476,000)
その他営業収益	10,308,233,517	10,294,423,368	10,265,744,063	10,236,150,918	10,113,626,198	10,014,852,000
営業外収益	(11,132,892,198)	(11,117,977,237)	(11,087,003,588)	(11,055,042,991)	(10,990,088,811)	(11,016,338,000)
受取利息	275,475,000	323,970,000	283,760,000	262,435,000	244,390,000	185,512,000
補償金	(297,513,000)	(349,887,600)	(306,460,800)	(283,429,800)	(265,390,900)	(204,064,000)
他会計負担金	66,606,830	70,780,510	62,768,907	96,775,864	123,146,247	137,964,000
他会計補助金	(67,145,408)	(71,599,421)	(63,236,896)	(99,590,346)	(127,529,543)	(145,074,000)
長期前受金戻入	944,019,298	947,119,409	931,563,862	909,275,151	901,717,193	900,052,000
雑収益	(943,010,140)	(947,646,371)	(930,707,795)	(908,710,030)	(901,257,406)	(898,891,000)
特別利益	11,878,529	10,809,385	7,380,236	5,127,633	6,486,552	4,911,000
固定資産売却益	(11,878,529)	(10,809,385)	(7,380,236)	(5,127,633)	(6,486,552)	(4,911,000)
過年度損益修正益	1,517,920	2,019,134	1,157,657	2,048,487	2,460,856	1,769,000
その他特別利益	(1,517,920)	(2,019,134)	(1,157,657)	(2,048,487)	(2,460,856)	(1,769,000)
支出	10,349,917,426	9,979,311,607	10,076,133,142	9,904,684,170	9,870,226,821	9,827,995,000
営業費用	(11,009,196,627)	(10,579,830,225)	(10,654,282,393)	(10,481,176,457)	(10,432,965,500)	(10,367,600,000)
原水及び浄水費	9,397,062,081	9,074,507,249	9,267,055,757	9,163,690,827	9,182,083,850	9,178,384,000
配水費	(9,601,809,507)	(9,258,105,983)	(9,454,235,753)	(9,368,819,312)	(9,432,531,478)	(9,461,040,000)
漏水防止費	1,701,567,525	1,609,919,592	1,670,768,863	1,750,144,632	1,785,443,321	1,872,870,000
給水費	(1,798,814,403)	(1,699,972,338)	(1,764,511,581)	(1,850,912,533)	(1,903,419,229)	(2,011,139,000)
業務費	920,233,016	941,110,344	966,364,889	810,252,943	822,850,528	886,155,000
総係費	(963,115,464)	(986,706,751)	(1,012,881,293)	(858,007,496)	(881,793,889)	(954,639,000)
鉛管対策費	136,513,189	168,579,902	156,579,357	204,888,311	217,430,501	226,864,000
減価償却費	(143,286,557)	(176,515,840)	(163,202,626)	(215,427,959)	(231,484,876)	(242,123,000)
資産減耗費	322,497,546	340,553,731	380,463,013	362,646,567	374,278,956	423,422,000
雑支出	(329,314,480)	(347,869,285)	(389,011,562)	(370,825,050)	(384,142,646)	(435,181,000)
営業外費用	459,524,456	477,920,167	488,300,843	514,154,948	490,722,132	485,720,000
支払利息及び手数料	(479,458,501)	(499,162,849)	(509,201,040)	(542,484,871)	(521,942,350)	(521,268,000)
消費税及び地方消費税	1,003,632,069	1,037,073,840	1,041,606,399	1,038,319,965	1,053,459,743	693,926,000
雑支出	(1,015,049,987)	(1,048,174,047)	(1,052,244,878)	(1,047,745,942)	(1,071,766,939)	(707,263,000)
特別損失	266,122,422	0	0	0	0	0
固定資産売却損	(285,798,257)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
災害対策費	4,416,153,515	4,367,610,341	4,405,731,381	4,370,974,406	4,329,119,538	4,470,334,000
臨時損失	(4,416,153,515)	(4,367,610,341)	(4,405,731,381)	(4,370,974,406)	(4,329,119,538)	(4,470,334,000)
過年度損益修正損	170,818,343	131,739,332	157,241,012	112,309,055	108,779,131	119,093,000
その他特別損失	(170,818,343)	(132,094,532)	(157,451,392)	(112,441,055)	(108,862,011)	(119,093,000)
予備費	946,268,620	893,823,711	803,955,972	739,520,729	681,135,876	636,014,000
当年度純利益	(1,400,639,868)	(1,310,069,583)	(1,194,825,763)	(1,110,771,014)	(993,202,368)	(891,633,000)
▲ 当年度純損失	941,744,105	873,163,129	801,804,324	735,446,019	678,412,384	628,040,000
▲ 当年度未処分利益	(941,744,105)	(873,163,129)	(801,804,324)	(735,446,019)	(678,412,384)	(628,040,000)
▲ 当年度未処分利益剰余金	457,588,800	415,740,800	391,701,500	371,942,600	313,173,600	261,589,000
▲ 当年度未処分利益剰余金	(457,588,800)	(415,740,800)	(391,701,500)	(371,942,600)	(313,173,600)	(261,589,000)
▲ 当年度未処分利益剰余金	4,524,515	20,660,582	2,151,648	4,074,710	2,723,492	7,974,000
▲ 当年度未処分利益剰余金	(1,306,963)	(21,165,654)	(1,319,939)	(3,382,395)	(1,616,384)	(2,004,000)
▲ 当年度未処分利益剰余金	6,586,725	10,980,647	5,121,413	1,472,614	7,007,095	2,688,000
▲ 当年度未処分利益剰余金	(6,747,252)	(11,654,659)	(5,220,877)	(1,586,131)	(7,231,654)	(2,927,000)
▲ 当年度未処分利益剰余金	117,610	96,887	0	0	0	0
▲ 当年度未処分利益剰余金	(117,610)	(96,887)	(0)	(0)	(0)	(0)
▲ 当年度未処分利益剰余金	1,893,265	0	0	0	0	0
▲ 当年度未処分利益剰余金	(2,015,989)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
▲ 当年度未処分利益剰余金	4,062,212	0	0	0	0	0
▲ 当年度未処分利益剰余金	(4,062,212)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
▲ 当年度未処分利益剰余金	513,638	10,883,760	1,312,442	1,464,614	5,658,235	2,688,000
▲ 当年度未処分利益剰余金	(551,441)	(11,557,772)	(1,411,906)	(1,577,491)	(5,882,794)	(2,927,000)
▲ 当年度未処分利益剰余金	0	0	3,808,971	8,000	1,348,860	0
▲ 当年度未処分利益剰余金	(0)	(0)	(3,808,971)	(8,640)	(1,348,860)	(0)
▲ 当年度未処分利益剰余金	0	0	0	0	0	10,909,000
▲ 当年度未処分利益剰余金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(12,000,000)
▲ 当年度未処分利益剰余金	1,245,927,743	1,667,800,608	1,473,703,058	1,602,382,718	1,522,131,732	1,410,385,000
▲ 当年度未処分利益剰余金	0	0	598,425,340	1,000,000,000	1,000,000,000	0
▲ 当年度未処分利益剰余金	1,245,927,743	1,667,800,608	2,072,128,398	2,602,382,718	2,522,131,732	1,410,385,000
▲ 当年度未処分利益剰余金	1,251,003,944	1,667,962,327	1,472,825,103	1,601,425,377	1,519,659,912	1,423,982,000
▲ 当年度未処分利益剰余金						

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 営業外費用雑支出税抜欄には、特定収入等にかかる消費税及び地方消費税が含まれる。

注4 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当子)	27	28	29	30	令和元	2(当子)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.4	100.4	99.2	99.6	99.0	98.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.8)	(100.5)	(99.2)	(99.6)	(99.6)	(99.8)
91.8	91.8	91.9	92.1	92.0	92.0	99.5	100.4	99.3	99.8	98.9	98.6
(92.4)	(92.3)	(92.4)	(92.6)	(92.6)	(92.7)	(100.0)	(100.4)	(99.3)	(99.8)	(99.5)	(99.8)
88.9	88.4	88.9	89.0	88.8	89.1	99.7	99.9	99.7	99.7	98.8	99.0
(89.5)	(89.0)	(89.5)	(89.5)	(89.4)	(89.8)	(100.1)	(99.9)	(99.7)	(99.7)	(99.4)	(100.2)
2.4	2.8	2.5	2.3	2.1	1.7	95.9	117.6	87.6	92.5	93.1	75.9
(2.4)	(2.8)	(2.5)	(2.3)	(2.2)	(1.7)	(95.9)	(117.6)	(87.6)	(92.5)	(93.6)	(76.9)
0.6	0.6	0.5	0.8	1.1	1.2	90.3	106.3	88.7	154.2	127.2	112.0
(0.5)	(0.6)	(0.5)	(0.8)	(1.0)	(1.2)	(90.2)	(106.6)	(88.3)	(157.5)	(128.1)	(113.8)
8.1	8.1	8.1	7.9	7.9	8.0	98.3	100.3	98.4	97.6	99.2	99.8
(7.6)	(7.6)	(7.5)	(7.4)	(7.3)	(7.3)	(98.3)	(100.5)	(98.2)	(97.6)	(99.2)	(99.7)
0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	111.6	91.0	68.3	69.5	126.5	75.7
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(111.6)	(91.0)	(68.3)	(69.5)	(126.5)	(75.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59.9	133.0	57.3	177.0	120.1	71.9
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(59.9)	(133.0)	(57.3)	(177.0)	(120.1)	(71.9)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	97.0	96.2	95.6	100.5	104.1	100.0
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(97.0)	(96.2)	(95.6)	(100.5)	(104.1)	(100.0)
0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	91.7	107.7	76.6	88.9	88.5	87.8
(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(91.7)	(107.7)	(76.6)	(88.9)	(88.5)	(87.8)
7.4	7.1	7.4	7.2	7.2	7.2	98.8	96.9	102.7	96.8	99.7	99.0
(6.9)	(6.6)	(6.9)	(6.7)	(6.7)	(6.6)	(98.8)	(96.9)	(102.7)	(96.8)	(99.7)	(99.0)
0.3	0.5	0.3	0.4	0.3	0.4	89.8	198.7	55.4	127.1	87.2	132.0
(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.4)	(90.1)	(207.7)	(53.4)	(128.7)	(87.3)	(130.4)
0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	64.0	716.2	55.5	40.5	390.1	皆減
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(65.9)	(689.9)	(54.9)	(42.6)	(365.8)	(皆減)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	皆増	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆減)	(—)	(—)	(—)	(皆増)	(皆減)
0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	68.0	744.6	17.6	121.4	254.9	皆減
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(70.1)	(715.2)	(18.2)	(122.4)	(240.4)	(皆減)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.3	39.1	17,244.2	2.9	1,234.1	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(42.4)	(40.7)	(16,602.0)	(3.0)	(1,153.1)	(皆減)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.3	96.4	101.0	98.3	99.7	99.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.0)	(96.1)	(100.7)	(98.4)	(99.5)	(99.4)
90.8	90.9	92.0	92.5	93.0	93.4	99.3	96.6	102.1	98.9	100.2	100.0
(87.2)	(87.5)	(88.7)	(89.4)	(90.4)	(91.3)	(99.1)	(96.4)	(102.1)	(99.1)	(100.7)	(100.3)
16.4	16.1	16.6	17.7	18.1	19.1	100.0	94.6	103.8	104.8	102.0	104.9
(16.3)	(16.1)	(16.6)	(17.7)	(18.2)	(19.4)	(100.0)	(94.5)	(103.8)	(104.9)	(102.8)	(105.7)
8.9	9.4	9.6	8.2	8.3	9.0	94.0	102.3	102.7	83.8	101.6	107.7
(8.7)	(9.3)	(9.5)	(8.2)	(8.5)	(9.2)	(93.9)	(102.4)	(102.7)	(84.7)	(102.8)	(108.3)
1.3	1.7	1.6	2.1	2.2	2.3	78.4	123.5	92.9	130.9	106.1	104.3
(1.3)	(1.7)	(1.5)	(2.1)	(2.2)	(2.3)	(77.9)	(123.2)	(92.5)	(132.0)	(107.5)	(104.6)
3.1	3.4	3.8	3.7	3.8	4.3	101.2	105.6	111.7	95.3	103.2	113.1
(3.0)	(3.3)	(3.7)	(3.5)	(3.7)	(4.2)	(101.2)	(105.6)	(111.8)	(95.3)	(103.6)	(113.3)
4.4	4.8	4.8	5.2	5.0	4.9	89.4	104.0	102.2	105.3	95.4	99.0
(4.4)	(4.7)	(4.8)	(5.2)	(5.0)	(5.0)	(89.3)	(104.1)	(102.0)	(106.5)	(96.2)	(99.9)
9.7	10.4	10.3	10.5	10.7	7.1	108.9	103.3	100.4	99.7	101.5	65.9
(9.2)	(9.9)	(9.9)	(10.0)	(10.3)	(6.8)	(109.1)	(103.3)	(100.4)	(99.6)	(102.3)	(66.0)
2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.4	皆減	—	—	—	—
(2.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(70.4)	(皆減)	(—)	(—)	(—)	(—)
42.7	43.8	43.7	44.1	43.9	45.5	101.1	98.9	100.9	99.2	99.0	103.3
(40.1)	(41.3)	(41.4)	(41.7)	(41.5)	(43.1)	(101.1)	(98.9)	(100.9)	(99.2)	(99.0)	(103.3)
1.7	1.3	1.6	1.1	1.1	1.2	155.1	77.1	119.4	71.4	96.9	109.5
(1.6)	(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.0)	(1.1)	(154.9)	(77.3)	(119.2)	(71.4)	(96.8)	(109.4)
9.1	9.0	8.0	7.5	6.9	6.5	94.6	94.5	89.9	92.0	92.1	93.4
(12.7)	(12.4)	(11.2)	(10.6)	(9.5)	(8.6)	(101.7)	(93.5)	(91.2)	(93.0)	(89.4)	(89.8)
9.1	8.7	8.0	7.4	6.9	6.4	94.7	92.7	91.8	91.7	92.2	92.6
(8.6)	(8.3)	(7.5)	(7.0)	(6.5)	(6.1)	(94.7)	(92.7)	(91.8)	(91.7)	(92.2)	(92.6)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(4.2)	(3.9)	(3.7)	(3.5)	(3.0)	(2.5)	(120.2)	(90.9)	(94.2)	(95.0)	(84.2)	(83.5)
0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	86.0	456.6	10.4	189.4	66.8	292.8
(0.0)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(84.7)	(1,619.5)	(6.2)	(256.3)	(47.8)	(124.0)
0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	3.9	166.7	46.6	28.8	475.8	38.4
(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(4.0)	(172.7)	(44.8)	(30.4)	(455.9)	(40.5)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.4	82.4	皆減	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(98.4)	(82.4)	(皆減)	(—)	(—)	(—)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	皆減	—	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆増)	(皆減)	(—)	(—)	(—)	(—)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	皆減	—	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆増)	(皆減)	(—)	(—)	(—)	(—)
0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	15.4	2,119.0	12.1	111.6	386.3	47.5
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(16.1)	(2,095.9)	(12.2)	(111.7)	(372.9)	(49.8)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	皆増	0.2	16,860.8	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆減)	(—)	(皆増)	(0.2)	(15,611.8)	(皆減)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 資本的収支比較

科 目	金 額 (円)					
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
収入	1,983,322,543 (1,987,382,886)	1,105,800,360 (1,112,052,187)	1,132,352,448 (1,135,063,772)	759,886,477 (770,030,378)	1,053,723,856 (1,054,787,203)	2,015,719,000 (2,020,940,000)
国庫補助金	72,137,000 (72,137,000)	37,549,000 (37,549,000)	43,412,000 (43,412,000)	0 (0)	0 (0)	27,187,000 (27,187,000)
他会計補助金	301,042,000 (301,042,000)	292,732,000 (292,732,000)	115,612,000 (115,612,000)	88,955,000 (88,955,000)	84,858,000 (84,858,000)	87,156,000 (87,156,000)
企業債	1,341,100,000 (1,341,100,000)	488,500,000 (488,500,000)	706,200,000 (706,200,000)	304,000,000 (304,000,000)	762,300,000 (762,300,000)	1,488,100,000 (1,488,100,000)
他会計出資金	22,597,000 (22,597,000)	14,377,000 (14,377,000)	13,562,000 (13,562,000)	91,540,000 (91,540,000)	0 (0)	40,781,000 (40,781,000)
工事負担金	199,937,774 (203,939,977)	226,663,297 (232,843,841)	215,662,448 (218,361,452)	240,204,743 (249,841,066)	176,158,289 (177,151,980)	292,359,000 (292,771,000)
消火せん設置負担金	45,782,000 (45,782,000)	45,088,000 (45,088,000)	37,750,000 (37,750,000)	28,842,000 (28,842,000)	29,274,000 (29,274,000)	32,049,000 (32,049,000)
庁舎改良負担金	625,379 (675,409)	707,000 (763,560)	154,000 (166,320)	6,310,734 (6,815,592)	796,570 (866,226)	48,087,000 (52,896,000)
固定資産売却代金	101,390 (109,500)	184,063 (198,786)	0 (0)	34,000 (36,720)	336,997 (336,997)	0 (0)
支出	6,218,184,483 (6,446,880,335)	6,438,616,680 (6,691,615,037)	6,692,725,218 (6,956,815,146)	6,062,894,157 (6,335,248,760)	6,262,502,358 (6,598,491,299)	7,594,657,000 (8,069,900,000)
建設改良費	3,058,881,800 (3,287,577,652)	3,380,927,034 (3,633,925,391)	3,538,190,316 (3,802,280,244)	3,641,297,874 (3,913,652,477)	3,851,314,030 (4,187,302,971)	5,011,373,000 (5,484,797,000)
第11回水道拡張事業費	1,456,316,446 (1,566,140,847)	1,613,902,417 (1,734,640,208)	1,897,519,549 (2,040,102,921)	1,420,975,419 (1,524,746,509)	1,811,633,044 (1,967,289,738)	2,102,280,000 (2,299,073,000)
配水管整備事業費	722,833,445 (774,825,688)	669,485,223 (717,651,379)	624,432,012 (669,036,550)	604,599,210 (648,118,043)	659,242,297 (713,384,745)	975,934,000 (1,066,399,000)
水道建設改良事業費	802,918,639 (864,415,891)	1,009,882,809 (1,087,892,320)	967,558,328 (1,041,369,329)	1,480,538,891 (1,595,426,522)	1,326,790,252 (1,449,173,050)	1,887,118,000 (2,070,146,000)
営業設備費	76,813,270 (82,195,226)	87,656,585 (93,741,484)	48,680,427 (51,771,444)	135,184,354 (145,361,403)	53,648,437 (57,455,438)	46,041,000 (49,179,000)
企業債償還金	3,159,302,683 (3,159,302,683)	3,057,689,646 (3,057,689,646)	3,150,714,658 (3,150,714,658)	2,418,327,616 (2,418,327,616)	2,411,188,328 (2,411,188,328)	2,565,102,000 (2,565,102,000)
その他資本的支出	0 (0)	0 (0)	3,820,244 (3,820,244)	3,268,667 (3,268,667)	0 (0)	1,000 (1,000)
予備費	0 (0)	18,181,000 (20,000,000)				
収支差引	▲ 4,234,861,940 (▲ 4,459,497,449)	▲ 5,332,816,320 (▲ 5,579,562,850)	▲ 5,560,372,770 (▲ 5,821,751,374)	▲ 5,303,007,680 (▲ 5,565,218,382)	▲ 5,208,778,502 (▲ 5,543,704,096)	▲ 5,578,938,000 (▲ 6,048,960,000)
補填	4,243,664,018 (0)	5,334,113,572 (0)	4,963,121,056 (598,425,340)	4,304,122,697 (1,000,000,000)	4,210,264,937 (1,000,000,000)	4,470,128,000 (1,108,810,000)
財源	182,433,431 (33,400,000)	245,449,278 (0)	260,204,978 (0)	261,095,685 (0)	333,439,159 (0)	470,022,000 (0)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 繰越工事資金は、過年度からの繰越財源と次年度への繰越財源を相殺した額である。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.4	55.8	102.4	67.1	138.7	191.3
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(81.5)	(56.0)	(102.1)	(67.8)	(137.0)	(191.6)
3.6	3.4	3.8	0.0	0.0	1.3	116.9	52.1	115.6	皆減	—	皆増
(3.6)	(3.4)	(3.8)	(0.0)	(0.0)	(1.3)	(116.9)	(52.1)	(115.6)	(皆減)	(—)	(皆増)
15.2	26.5	10.2	11.7	8.1	4.3	106.9	97.2	39.5	76.9	95.4	102.7
(15.1)	(26.3)	(10.2)	(11.6)	(8.0)	(4.3)	(106.9)	(97.2)	(39.5)	(76.9)	(95.4)	(102.7)
67.6	44.2	62.4	40.0	72.3	73.8	75.1	36.4	144.6	43.0	250.8	195.2
(67.5)	(43.9)	(62.2)	(39.5)	(72.3)	(73.6)	(75.1)	(36.4)	(144.6)	(43.0)	(250.8)	(195.2)
1.1	1.3	1.2	12.0	0.0	2.0	178.3	63.6	94.3	675.0	皆減	皆増
(1.1)	(1.3)	(1.2)	(11.9)	(0.0)	(2.0)	(178.3)	(63.6)	(94.3)	(675.0)	(皆減)	(皆増)
10.1	20.5	19.0	31.6	16.7	14.5	78.9	113.4	95.1	111.4	73.3	166.0
(10.3)	(20.9)	(19.2)	(32.4)	(16.8)	(14.5)	(80.4)	(114.2)	(93.8)	(114.4)	(70.9)	(165.3)
2.3	4.1	3.3	3.8	2.8	1.6	107.8	98.5	83.7	76.4	101.5	109.5
(2.3)	(4.1)	(3.3)	(3.7)	(2.8)	(1.6)	(107.8)	(98.5)	(83.7)	(76.4)	(101.5)	(109.5)
0.0	0.1	0.0	0.8	0.1	2.4	217.2	113.1	21.8	4,097.9	12.6	6,036.8
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.9)	(0.1)	(2.6)	(217.2)	(113.1)	(21.8)	(4,097.9)	(12.7)	(6,106.5)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.6	181.5	皆減	皆増	991.2	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(55.6)	(181.5)	(皆減)	(皆増)	(917.7)	(皆減)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.8	103.5	103.9	90.6	103.3	121.3
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(94.7)	(103.8)	(104.0)	(91.1)	(104.2)	(122.3)
49.2	52.5	52.9	60.1	61.5	66.0	93.8	110.5	104.7	102.9	105.8	130.1
(51.0)	(54.3)	(54.7)	(61.8)	(63.5)	(68.0)	(93.7)	(110.5)	(104.6)	(102.9)	(107.0)	(131.0)
23.4	25.1	28.4	23.4	28.9	27.7	87.8	110.8	117.6	74.9	127.5	116.0
(24.3)	(25.9)	(29.3)	(24.1)	(29.8)	(28.5)	(87.7)	(110.8)	(117.6)	(74.7)	(129.0)	(116.9)
11.6	10.4	9.3	10.0	10.5	12.9	94.9	92.6	93.3	96.8	109.0	148.0
(12.0)	(10.7)	(9.6)	(10.2)	(10.8)	(13.2)	(94.9)	(92.6)	(93.2)	(96.9)	(110.1)	(149.5)
12.9	15.7	14.5	24.4	21.2	24.8	101.9	125.8	95.8	153.0	89.6	142.2
(13.4)	(16.3)	(15.0)	(25.2)	(22.0)	(25.7)	(102.0)	(125.9)	(95.7)	(153.2)	(90.8)	(142.9)
1.2	1.4	0.7	2.2	0.9	0.6	141.6	114.1	55.5	277.7	39.7	85.8
(1.3)	(1.4)	(0.7)	(2.3)	(0.9)	(0.6)	(141.8)	(114.0)	(55.2)	(280.8)	(39.5)	(85.6)
50.8	47.5	47.1	39.9	38.5	33.8	95.8	96.8	103.0	76.8	99.7	106.4
(49.0)	(45.7)	(45.3)	(38.2)	(36.5)	(31.8)	(95.8)	(96.8)	(103.0)	(76.8)	(99.7)	(106.4)
0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	—	—	皆増	85.6	皆減	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(皆増)	(85.6)	(皆減)	(皆増)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	102.7	125.9	104.3	95.4	98.2	107.1
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(102.1)	(125.1)	(104.3)	(95.6)	(99.6)	(109.1)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金額					(円)
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)	
固定資産	92,335,960,805	91,604,058,950	90,770,807,531	90,107,083,200	89,599,177,383	91,048,604,000	
有形固定資産	91,955,192,844	91,273,170,540	90,486,947,672	89,873,673,092	89,400,350,464	90,904,049,000	
土地	7,088,305,849	7,088,316,349	7,094,336,569	7,100,163,857	7,099,873,176	7,102,895,000	
建物	4,233,040,729	4,076,781,122	3,933,288,399	3,810,222,268	3,669,257,817	3,986,366,000	
構築物	67,308,386,843	67,604,471,991	67,278,443,964	66,743,756,613	66,670,825,521	67,429,687,000	
機械及び装置	11,884,320,577	11,713,747,128	11,358,534,730	11,280,303,088	11,021,030,324	11,293,692,000	
車両運搬具	22,388,045	20,851,416	23,467,210	22,965,752	19,770,688	18,953,000	
工具、器具及び備品	174,005,171	198,681,763	173,099,297	286,908,555	246,312,456	215,827,000	
建設仮勘定	1,244,745,630	570,320,771	625,777,503	629,352,959	673,280,482	856,629,000	
無形固定資産	352,767,961	302,888,410	255,859,859	205,410,108	170,826,919	116,555,000	
水利権	349,156,864	299,277,313	249,397,762	199,518,211	149,638,660	99,758,000	
電話加入権	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,097	3,611,000	
地上権	—	—	2,851,000	2,280,800	1,710,600	1,710,000	
ソフトウェア	—	—	—	—	15,866,562	11,476,000	
投資その他の資産	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000	
水源基金出資金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	
地方公共団体 金融機構出資金	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	
流動資産	11,412,969,377	11,618,814,204	11,653,022,141	11,847,675,908	11,481,309,243	10,102,817,000	
現金・預金	9,559,416,862	9,806,583,205	10,090,513,763	10,104,966,916	9,858,205,837	8,538,149,000	
未収金	1,681,069,166	1,633,014,404	1,434,992,946	1,508,052,120	1,358,955,406	1,436,658,000	
未収金	1,707,069,166	1,659,042,508	1,458,992,946	1,530,052,120	1,379,955,406	1,455,658,000	
貸倒引当金	▲ 26,000,000	▲ 26,028,104	▲ 24,000,000	▲ 22,000,000	▲ 21,000,000	▲ 19,000,000	
貯蔵品	113,362,856	113,944,135	108,836,617	106,571,872	109,143,000	125,535,000	
保管預り有価証券	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	
前払金	56,645,493	62,797,460	16,203,815	125,610,000	152,530,000	0	
資産合計	103,748,930,182	103,222,873,154	102,423,829,672	101,954,759,108	101,080,486,626	101,151,421,000	

注1 令和2年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
89.0	88.7	88.6	88.4	88.6	90.0	98.5	99.2	99.1	99.3	99.4	101.6
88.6	88.4	88.3	88.2	88.4	89.9	98.5	99.3	99.1	99.3	99.5	101.7
6.8	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0	100.1	100.0	100.1	100.1	100.0	100.0
4.1	3.9	3.8	3.7	3.6	3.9	97.3	96.3	96.5	96.9	96.3	108.6
64.9	65.5	65.7	65.5	66.0	66.7	98.8	100.4	99.5	99.2	99.9	101.1
11.5	11.3	11.1	11.1	10.9	11.2	96.0	98.6	97.0	99.3	97.7	102.5
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	97.3	93.1	112.5	97.9	86.1	95.9
0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	111.6	114.2	87.1	165.7	85.9	87.6
1.2	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	101.6	45.8	109.7	100.6	107.0	127.2
0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	87.6	85.9	84.5	80.3	83.2	68.2
0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	87.5	85.7	83.3	80.0	75.0	66.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	皆増	80.0	75.0	100.0
—	—	—	—	0.0	0.0	—	—	—	—	皆増	72.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
11.0	11.3	11.4	11.6	11.4	10.0	113.0	101.8	100.3	101.7	96.9	88.0
9.2	9.5	9.9	9.9	9.8	8.4	117.2	102.6	102.9	100.1	97.6	86.6
1.6	1.6	1.4	1.5	1.3	1.4	99.3	97.1	87.9	105.1	90.1	105.7
1.6	1.6	1.4	1.5	1.4	1.4	99.3	97.2	87.9	104.9	90.2	105.5
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	96.3	100.1	92.2	91.7	95.5	90.5
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	98.8	100.5	95.5	97.9	102.4	115.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	42.5	110.9	25.8	775.2	121.4	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.5	99.2	99.5	99.1	100.1

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額					(円)
		27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
固定負債		41,929,743,958	39,615,106,191	38,202,981,972	36,173,237,852	34,301,022,397	33,138,260,000
企業債		40,456,531,813	37,794,165,155	36,128,092,893	34,027,354,565	32,229,119,907	31,314,752,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		40,456,531,813	37,794,165,155	36,128,092,893	34,027,354,565	32,229,119,907	31,314,752,000
引当金		1,473,212,145	1,820,941,036	2,074,889,079	2,145,883,287	2,071,902,490	1,823,508,000
退職給付引当金		793,222,654	1,140,951,545	1,394,899,588	1,637,842,805	1,751,861,965	1,692,420,000
修繕引当金		679,989,491	679,989,491	679,989,491	508,040,482	320,040,525	131,088,000
流動負債		4,889,331,327	4,838,061,797	4,214,380,334	4,368,458,809	4,294,458,983	4,439,214,000
企業債		3,103,593,000	3,196,770,012	2,418,327,616	2,404,738,328	2,554,084,658	2,724,450,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債		3,103,593,000	3,196,770,012	2,418,327,616	2,404,738,328	2,554,084,658	2,724,450,000
未払金		1,596,022,777	1,458,034,415	1,607,619,387	1,744,067,246	1,524,472,698	1,498,334,000
預り金		41,710,550	31,674,370	31,129,331	55,511,155	54,659,627	55,511,000
預り有価証券		2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000	2,475,000
前受金		0	0	0	2,674,080	0	0
引当金		145,530,000	149,108,000	154,829,000	158,993,000	158,767,000	158,444,000
賞与引当金		145,530,000	149,108,000	154,829,000	158,993,000	158,767,000	158,444,000
繰延収益		16,057,361,505	16,215,023,666	15,964,520,808	15,677,193,171	15,227,004,238	15,144,431,000
長期前受金		34,141,323,392	35,001,430,796	35,399,308,307	35,802,422,227	36,011,895,982	36,903,979,000
国庫補助金		5,050,962,641	5,074,436,208	5,092,066,112	5,068,347,312	5,049,985,601	5,127,619,000
県費補助金		63,087,643	62,630,963	62,029,561	61,464,152	60,685,320	61,464,000
他会計補助金		3,266,932,834	3,554,224,128	3,649,797,723	3,728,168,676	3,803,598,462	3,900,183,000
工事負担金		14,306,939,008	14,442,556,323	14,534,386,932	14,695,065,938	14,760,119,106	15,185,093,000
補償金		3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,319	3,643,000
受贈財産評価額		9,455,754,100	9,827,370,671	9,992,775,498	10,155,566,882	10,218,310,895	10,390,437,000
庁舎建設負担金		314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,390	314,663,000
庁舎改良負担金		262,416,008	263,113,957	259,639,293	261,182,149	261,901,053	342,343,000
その他長期前受金		1,416,924,449	1,458,791,837	1,490,306,479	1,514,320,409	1,538,988,836	1,578,534,000
収益化累計額		▲ 18,083,961,887	▲ 18,786,407,130	▲ 19,434,787,499	▲ 20,125,229,056	▲ 20,784,891,744	▲ 21,759,548,000
国庫補助金		▲ 2,313,523,851	▲ 2,414,461,323	▲ 2,509,719,206	▲ 2,603,705,474	▲ 2,696,207,463	▲ 2,824,401,000
県費補助金		▲ 41,298,371	▲ 42,082,569	▲ 42,750,791	▲ 43,363,908	▲ 43,749,275	▲ 45,615,000
他会計補助金		▲ 1,624,519,829	▲ 1,733,397,747	▲ 1,840,572,279	▲ 1,950,679,486	▲ 2,057,481,347	▲ 2,180,931,000
工事負担金		▲ 8,112,793,878	▲ 8,352,497,172	▲ 8,560,296,094	▲ 8,797,812,800	▲ 9,006,996,765	▲ 9,426,434,000
補償金		▲ 3,020,953	▲ 3,046,772	▲ 3,072,591	▲ 3,098,411	▲ 3,124,230	▲ 3,148,000
受贈財産評価額		▲ 5,048,162,520	▲ 5,256,073,586	▲ 5,456,514,208	▲ 5,669,640,328	▲ 5,879,737,652	▲ 6,128,306,000
庁舎建設負担金		▲ 191,187,393	▲ 196,851,333	▲ 202,515,273	▲ 208,179,213	▲ 213,843,154	▲ 219,505,000
庁舎改良負担金		▲ 199,255,740	▲ 208,696,218	▲ 212,288,758	▲ 212,289,189	▲ 217,062,651	▲ 224,523,000
その他長期前受金		▲ 550,199,352	▲ 579,300,410	▲ 607,058,299	▲ 636,460,247	▲ 666,689,207	▲ 706,685,000
資本金		34,078,694,352	34,813,746,717	35,515,249,963	36,905,460,873	38,584,824,823	38,673,734,000
剰余金		6,793,799,040	7,740,934,783	8,526,696,595	8,830,408,403	8,673,176,185	9,755,782,000
資本剰余金		1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,426,830	1,082,427,000
国庫補助金		16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,361,439	16,362,000
他会計補助金		871,300	871,300	871,300	871,300	871,300	871,000
工事負担金		0	0	0	0	0	0
受贈財産評価額		1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,091	1,065,194,000
庁舎改良負担金		0	0	0	0	0	0
その他資本剰余金		0	0	0	0	0	0
利益剰余金		5,711,372,210	6,658,507,953	7,444,269,765	7,747,981,573	7,590,749,355	8,673,355,000
建設改良積立金		4,465,444,467	4,990,707,345	5,372,141,367	5,145,598,855	5,068,617,623	3,959,808,000
当年度未処分利益剰余金		1,245,927,743	1,667,800,608	2,072,128,398	2,602,382,718	2,522,131,732	4,713,547,000
負債・資本合計		103,748,930,182	103,222,873,154	102,423,829,672	101,954,759,108	101,080,486,626	101,151,421,000

注1 令和2年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
40.4	38.4	37.3	35.5	33.9	32.8	96.5	94.5	96.4	94.7	94.8	96.6
39.0	36.6	35.3	33.4	31.9	31.0	95.8	93.4	95.6	94.2	94.7	97.2
39.0	36.6	35.3	33.4	31.9	31.0	95.8	93.4	95.6	94.2	94.7	97.2
1.4	1.8	2.0	2.1	2.0	1.8	119.3	123.6	113.9	103.4	96.6	88.0
0.8	1.1	1.4	1.6	1.7	1.7	142.9	143.8	122.3	117.4	107.0	96.6
0.7	0.7	0.7	0.5	0.3	0.1	100.0	100.0	100.0	74.7	63.0	41.0
4.7	4.7	4.1	4.3	4.2	4.4	106.9	99.0	87.1	103.7	98.3	103.4
3.0	3.1	2.4	2.4	2.5	2.7	98.2	103.0	75.6	99.4	106.2	106.7
3.0	3.1	2.4	2.4	2.5	2.7	98.2	103.0	75.6	99.4	106.2	106.7
1.5	1.4	1.6	1.7	1.5	1.5	129.2	91.4	110.3	108.5	87.4	98.3
0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	127.5	75.9	98.3	178.3	98.5	101.6
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	皆増	皆減	—
0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	101.7	102.5	103.8	102.7	99.9	99.8
0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	101.7	102.5	103.8	102.7	99.9	99.8
15.5	15.7	15.6	15.4	15.1	15.0	98.8	101.0	98.5	98.2	97.1	99.5
32.9	33.9	34.6	35.1	35.6	36.5	101.3	102.5	101.1	101.1	100.6	102.5
4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1	100.8	100.5	100.3	99.5	99.6	101.5
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	99.3	99.3	99.0	99.1	98.7	101.3
3.1	3.4	3.6	3.7	3.8	3.9	108.6	108.8	102.7	102.1	102.0	102.5
13.8	14.0	14.2	14.4	14.6	15.0	100.3	100.9	100.6	101.1	100.4	102.9
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9.1	9.5	9.8	10.0	10.1	10.3	100.7	103.9	101.7	101.6	100.6	101.7
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	100.2	100.3	98.7	100.6	100.3	130.7
1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	103.0	103.0	102.2	101.6	101.6	102.6
▲ 17.4	▲ 18.2	▲ 19.0	▲ 19.7	▲ 20.6	▲ 21.5	103.7	103.9	103.5	103.6	103.3	104.7
▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 2.7	▲ 2.8	104.1	104.4	103.9	103.7	103.6	104.8
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	102.1	101.9	101.6	101.4	100.9	104.3
▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 2.2	106.5	106.7	106.2	106.0	105.5	106.0
▲ 7.8	▲ 8.1	▲ 8.4	▲ 8.6	▲ 8.9	▲ 9.3	102.4	103.0	102.5	102.8	102.4	104.7
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	100.9	100.9	100.8	100.8	100.8	100.8
▲ 4.9	▲ 5.1	▲ 5.3	▲ 5.6	▲ 5.8	▲ 6.1	104.5	104.1	103.8	103.9	103.7	104.2
▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	103.1	103.0	102.9	102.8	102.7	102.6
▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	105.0	104.7	101.7	100.0	102.2	103.4
▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.7	105.8	105.3	104.8	104.8	104.7	106.0
32.8	33.7	34.7	36.2	38.2	38.2	228.3	102.2	102.0	103.9	104.6	100.2
6.5	7.5	8.3	8.7	8.6	9.6	27.5	113.9	110.2	103.6	98.2	112.5
1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	20.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	37.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
5.5	6.5	7.3	7.6	7.5	8.6	29.5	116.6	111.8	104.1	98.0	114.3
4.3	4.8	5.2	5.0	5.0	3.9	107.1	111.8	107.6	95.8	98.5	78.1
1.2	1.6	2.0	2.6	2.5	4.7	8.2	133.9	124.2	125.6	96.9	186.9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.5	99.2	99.5	99.1	100.1

4. 費用構成比較

項目	年度					
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
職員給与費	2,074,981,453 (2,076,677,885)	2,103,977,714 (2,105,666,010)	2,182,109,195 (2,183,777,149)	2,117,701,982 (2,119,313,170)	2,034,740,063 (2,036,551,619)	1,769,231,000 (1,771,374,000)
給料	878,822,980 (878,822,980)	862,159,279 (862,159,279)	879,537,238 (879,537,238)	862,056,276 (862,056,276)	842,605,505 (842,605,505)	872,750,000 (872,750,000)
手当	399,307,066 (401,003,498)	396,113,179 (397,801,475)	409,762,572 (411,430,526)	384,132,765 (385,743,953)	364,394,500 (366,206,056)	401,183,000 (403,326,000)
賞与引当金繰入額	129,690,000 (129,690,000)	132,492,000 (132,492,000)	137,586,000 (137,586,000)	140,039,000 (140,039,000)	138,102,000 (138,102,000)	137,111,000 (137,111,000)
報酬	3,705,748 (3,705,748)	6,891,917 (6,891,917)	1,637,402 (1,637,402)	4,906,800 (4,906,800)	5,079,879 (5,079,879)	0 (0)
退職給付費	391,590,983 (391,590,983)	446,878,621 (446,878,621)	473,498,187 (473,498,187)	460,919,851 (460,919,851)	424,586,501 (424,586,501)	90,510,000 (90,510,000)
法定福利費	271,864,676 (271,864,676)	259,442,718 (259,442,718)	280,087,796 (280,087,796)	265,647,290 (265,647,290)	259,971,678 (259,971,678)	267,677,000 (267,677,000)
委託料	1,043,786,049 (1,127,288,931)	843,893,351 (911,404,816)	830,747,779 (897,207,597)	1,037,421,139 (1,120,414,826)	1,162,800,125 (1,271,811,796)	1,151,770,000 (1,267,034,000)
修繕費	495,148,304 (529,634,543)	522,675,039 (558,911,480)	520,547,882 (555,462,622)	352,002,658 (387,720,648)	354,027,415 (397,675,934)	413,300,000 (462,365,000)
動力費	646,670,652 (698,404,304)	591,378,223 (638,688,480)	644,650,040 (696,222,043)	689,781,097 (744,963,583)	706,835,466 (768,798,508)	738,692,000 (812,565,000)
薬品費	170,297,465 (183,921,262)	142,478,221 (153,876,478)	145,619,898 (157,269,489)	130,175,689 (140,589,744)	140,849,413 (153,438,119)	163,636,000 (180,003,000)
資本費	5,357,897,620 (5,357,897,620)	5,240,773,470 (5,240,773,470)	5,207,535,705 (5,207,535,705)	5,106,420,425 (5,106,420,425)	5,007,531,922 (5,007,531,922)	5,098,374,000 (5,098,374,000)
減価償却費	4,416,153,515 (4,416,153,515)	4,367,610,341 (4,367,610,341)	4,405,731,381 (4,405,731,381)	4,370,974,406 (4,370,974,406)	4,329,119,538 (4,329,119,538)	4,470,334,000 (4,470,334,000)
企業債利息	941,744,105 (941,744,105)	873,163,129 (873,163,129)	801,804,324 (801,804,324)	735,446,019 (735,446,019)	678,412,384 (678,412,384)	628,040,000 (628,040,000)
その他経費	561,135,883 (1,035,372,082)	534,135,589 (970,509,491)	544,922,643 (956,807,788)	471,181,180 (861,754,061)	463,442,417 (797,157,602)	492,992,000 (775,885,000)
合計	10,349,917,426 (11,009,196,627)	9,979,311,607 (10,579,830,225)	10,076,133,142 (10,654,282,393)	9,904,684,170 (10,481,176,457)	9,870,226,821 (10,432,965,500)	9,827,995,000 (10,367,600,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
20.0	21.1	21.7	21.4	20.6	18.0	101.4	101.4	103.7	97.0	96.1	87.0
(18.9)	(19.9)	(20.5)	(20.2)	(19.5)	(17.1)	(101.4)	(101.4)	(103.7)	(97.0)	(96.1)	(87.0)
8.5	8.6	8.7	8.7	8.5	8.9	101.8	98.1	102.0	98.0	97.7	103.6
(8.0)	(8.1)	(8.3)	(8.2)	(8.1)	(8.4)	(101.8)	(98.1)	(102.0)	(98.0)	(97.7)	(103.6)
3.9	4.0	4.1	3.9	3.7	4.1	102.4	99.2	103.4	93.7	94.9	110.1
(3.6)	(3.8)	(3.9)	(3.7)	(3.5)	(3.9)	(102.4)	(99.2)	(103.4)	(93.8)	(94.9)	(110.1)
1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	101.6	102.2	103.8	101.8	98.6	99.3
(1.2)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(1.3)	(101.6)	(102.2)	(103.8)	(101.8)	(98.6)	(99.3)
0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	80.0	186.0	23.8	299.7	103.5	皆減
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(80.0)	(186.0)	(23.8)	(299.7)	(103.5)	(皆減)
3.8	4.5	4.7	4.7	4.3	0.9	104.1	114.1	106.0	97.3	92.1	21.3
(3.6)	(4.2)	(4.4)	(4.4)	(4.1)	(0.9)	(104.1)	(114.1)	(106.0)	(97.3)	(92.1)	(21.3)
2.6	2.6	2.8	2.7	2.6	2.7	95.5	95.4	108.0	94.8	97.9	103.0
(2.5)	(2.5)	(2.6)	(2.5)	(2.5)	(2.6)	(95.5)	(95.4)	(108.0)	(94.8)	(97.9)	(103.0)
10.1	8.5	8.2	10.5	11.8	11.7	87.8	80.8	98.4	124.9	112.1	99.1
(10.2)	(8.6)	(8.4)	(10.7)	(12.2)	(12.2)	(87.8)	(80.8)	(98.4)	(124.9)	(113.5)	(99.6)
4.8	5.2	5.2	3.6	3.6	4.2	98.0	105.6	99.6	67.6	100.6	116.7
(4.8)	(5.3)	(5.2)	(3.7)	(3.8)	(4.5)	(98.0)	(105.5)	(99.4)	(69.8)	(102.6)	(116.3)
6.2	5.9	6.4	7.0	7.2	7.5	96.3	91.4	109.0	107.0	102.5	104.5
(6.3)	(6.0)	(6.5)	(7.1)	(7.4)	(7.8)	(96.5)	(91.4)	(109.0)	(107.0)	(103.2)	(105.7)
1.6	1.4	1.4	1.3	1.4	1.7	88.9	83.7	102.2	89.4	108.2	116.2
(1.7)	(1.5)	(1.5)	(1.3)	(1.5)	(1.7)	(88.9)	(83.7)	(102.2)	(89.4)	(109.1)	(117.3)
51.8	52.5	51.7	51.6	50.7	51.9	99.9	97.8	99.4	98.1	98.1	101.8
(48.7)	(49.5)	(48.9)	(48.7)	(48.0)	(49.2)	(99.9)	(97.8)	(99.4)	(98.1)	(98.1)	(101.8)
42.7	43.8	43.7	44.1	43.9	45.5	101.1	98.9	100.9	99.2	99.0	103.3
(40.1)	(41.3)	(41.4)	(41.7)	(41.5)	(43.1)	(101.1)	(98.9)	(100.9)	(99.2)	(99.0)	(103.3)
9.1	8.7	8.0	7.4	6.9	6.4	94.7	92.7	91.8	91.7	92.2	92.6
(8.6)	(8.3)	(7.5)	(7.0)	(6.5)	(6.1)	(94.7)	(92.7)	(91.8)	(91.7)	(92.2)	(92.6)
5.4	5.4	5.4	4.8	4.7	5.0	84.0	95.2	102.0	86.5	98.4	106.4
(9.4)	(9.2)	(9.0)	(8.2)	(7.6)	(7.5)	(97.2)	(93.7)	(98.6)	(90.1)	(92.5)	(97.3)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.3	96.4	101.0	98.3	99.7	99.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.0)	(96.1)	(100.7)	(98.4)	(99.5)	(99.4)

5. 給水原価構成比較

年度 項目	金額									
	27		28		29		30		令和元	
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)								
職員給与費	2,074,981,453 (2,076,677,885)	34.58 (34.61)	2,103,977,714 (2,105,666,010)	35.14 (35.16)	2,182,109,195 (2,183,777,149)	36.51 (36.54)	2,117,701,982 (2,119,313,170)	35.57 (35.60)	2,034,740,063 (2,036,551,619)	34.51 (34.54)
給料	878,822,980 (878,822,980)	14.65 (14.65)	862,159,279 (862,159,279)	14.40 (14.40)	879,537,238 (879,537,238)	14.72 (14.72)	862,056,276 (862,056,276)	14.48 (14.48)	842,605,505 (842,605,505)	14.29 (14.29)
手当	399,307,066 (401,003,498)	6.65 (6.68)	396,113,179 (397,801,475)	6.62 (6.64)	409,762,572 (411,430,526)	6.86 (6.88)	384,132,765 (385,743,953)	6.45 (6.48)	364,394,500 (366,206,056)	6.18 (6.21)
賞与引当金 繰入額	129,690,000 (129,690,000)	2.16 (2.16)	132,492,000 (132,492,000)	2.21 (2.21)	137,586,000 (137,586,000)	2.30 (2.30)	140,039,000 (140,039,000)	2.35 (2.35)	138,102,000 (138,102,000)	2.34 (2.34)
報酬	3,705,748 (3,705,748)	0.06 (0.06)	6,891,917 (6,891,917)	0.12 (0.12)	1,637,402 (1,637,402)	0.03 (0.03)	4,906,800 (4,906,800)	0.08 (0.08)	5,079,879 (5,079,879)	0.09 (0.09)
退職給付費	391,590,983 (391,590,983)	6.53 (6.53)	446,878,621 (446,878,621)	7.46 (7.46)	473,498,187 (473,498,187)	7.92 (7.92)	460,919,851 (460,919,851)	7.74 (7.74)	424,586,501 (424,586,501)	7.20 (7.20)
法定福利費	271,864,676 (271,864,676)	4.53 (4.53)	259,442,718 (259,442,718)	4.33 (4.33)	280,087,796 (280,087,796)	4.69 (4.69)	265,647,290 (265,647,290)	4.46 (4.46)	259,971,678 (259,971,678)	4.41 (4.41)
委託料	1,043,786,049 (1,127,288,931)	17.39 (18.79)	843,893,351 (911,404,816)	14.09 (15.22)	830,747,779 (897,207,597)	13.90 (15.01)	1,037,421,139 (1,120,414,826)	17.43 (18.82)	1,162,800,125 (1,271,811,796)	19.72 (21.57)
修繕費	495,148,304 (529,634,543)	8.25 (8.83)	522,675,039 (558,911,480)	8.73 (9.33)	520,547,882 (555,462,622)	8.71 (9.29)	352,002,658 (387,720,648)	5.91 (6.51)	354,027,415 (397,675,934)	6.01 (6.75)
動力費	646,670,652 (698,404,304)	10.78 (11.64)	591,378,223 (638,688,480)	9.88 (10.67)	644,650,040 (696,222,043)	10.79 (11.65)	689,781,097 (744,963,583)	11.59 (12.51)	706,835,466 (768,798,508)	11.99 (13.04)
薬品費	170,297,465 (183,921,262)	2.84 (3.07)	142,478,221 (153,876,478)	2.38 (2.57)	145,619,898 (157,269,489)	2.44 (2.63)	130,175,689 (140,589,744)	2.19 (2.36)	140,849,413 (153,438,119)	2.39 (2.60)
資本費	4,531,237,720 (4,531,237,720)	75.51 (75.51)	4,428,384,040 (4,428,384,040)	73.95 (73.95)	4,388,649,787 (4,388,649,787)	73.43 (73.43)	4,302,041,522 (4,302,041,522)	72.26 (72.26)	4,209,426,266 (4,209,426,266)	71.40 (71.40)
減価償却費	4,416,153,515 (4,416,153,515)	73.59 (73.59)	4,367,610,341 (4,367,610,341)	72.94 (72.94)	4,405,731,381 (4,405,731,381)	73.72 (73.72)	4,370,974,406 (4,370,974,406)	73.42 (73.42)	4,329,119,538 (4,329,119,538)	73.43 (73.43)
長期前受金 戻入	▲ 826,659,900 (▲ 826,659,900)	▲ 13.78 (▲ 13.78)	▲ 812,389,430 (▲ 812,389,430)	▲ 13.57 (▲ 13.57)	▲ 818,885,918 (▲ 818,885,918)	▲ 13.70 (▲ 13.70)	▲ 804,378,903 (▲ 804,378,903)	▲ 13.51 (▲ 13.51)	▲ 798,105,656 (▲ 798,105,656)	▲ 13.54 (▲ 13.54)
企業債利息	941,744,105 (941,744,105)	15.69 (15.69)	873,163,129 (873,163,129)	14.58 (14.58)	801,804,324 (801,804,324)	13.42 (13.42)	735,446,019 (735,446,019)	12.35 (12.35)	678,412,384 (678,412,384)	11.51 (11.51)
その他経費	525,124,115 (999,199,787)	8.75 (16.65)	506,072,806 (941,772,696)	8.45 (15.73)	506,704,329 (918,490,010)	8.48 (15.37)	449,070,766 (839,530,130)	7.54 (14.10)	431,814,397 (765,305,023)	7.32 (12.98)
その他経費	554,549,158 (1,028,624,830)	9.24 (17.14)	523,154,942 (958,854,832)	8.74 (16.01)	539,801,230 (951,586,911)	9.03 (15.92)	469,708,566 (860,167,930)	7.89 (14.45)	456,435,322 (789,925,948)	7.74 (13.40)
長期前受金 戻入	▲ 29,425,043 (▲ 29,425,043)	▲ 0.49 (▲ 0.49)	▲ 17,082,136 (▲ 17,082,136)	▲ 0.29 (▲ 0.29)	▲ 33,096,901 (▲ 33,096,901)	▲ 0.55 (▲ 0.55)	▲ 20,637,800 (▲ 20,637,800)	▲ 0.35 (▲ 0.35)	▲ 24,620,925 (▲ 24,620,925)	▲ 0.42 (▲ 0.42)
合計 (給水原価)	9,487,245,758 (10,146,364,432)	158.10 (169.09)	9,138,859,394 (9,738,704,000)	152.62 (162.64)	9,219,028,910 (9,797,078,697)	154.25 (163.92)	9,078,194,853 (9,654,573,623)	152.49 (162.17)	9,040,493,145 (9,603,007,265)	153.34 (162.89)
1m ³ あたりの 供給単価	— * 171.79 (190.49) (* 185.53)	176.38 — —	— * 171.92 (191.51) (* 185.67)	177.33 — —	— * 171.76 (190.63) (* 185.50)	176.51 — —	— * 171.94 (190.45) (* 185.69)	176.35 — —	— * 171.55 (190.92) (* 186.41)	175.69 — —
差益(▲差損)	— — —	* 13.69 (21.40) (* 16.44)	— — —	* 19.30 (28.87) (* 23.03)	— — —	* 17.51 (26.71) (* 21.58)	— — —	* 19.45 (28.28) (* 23.52)	— — —	* 18.21 (28.03) (* 23.52)
年間有収水量	60,006,569 m ³		59,880,136 m ³		59,766,609 m ³		59,533,620 m ³		58,955,411 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入

注2 1m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1m³あたりの供給単価＝(給水収益＋給水負担金)÷年間有収水量

注4 1m³あたりの供給単価の欄中*は、給水負担金収入分を控除した額を示す。

注5 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注6 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
27	28	29	30	令和元	27	28	29	30	令和元
21.9	23.0	23.7	23.3	22.5	101.5	101.6	103.9	97.4	97.0
(20.5)	(21.6)	(22.3)	(22.0)	(21.2)	(101.5)	(101.6)	(103.9)	(97.4)	(97.0)
9.3	9.4	9.5	9.5	9.3	101.9	98.3	102.2	98.4	98.7
(8.7)	(8.9)	(9.0)	(8.9)	(8.8)	(101.9)	(98.3)	(102.2)	(98.4)	(98.7)
4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	102.5	99.5	103.6	94.0	95.8
(4.0)	(4.1)	(4.2)	(4.0)	(3.8)	(102.5)	(99.4)	(103.6)	(94.2)	(95.8)
1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	101.4	102.3	104.1	102.2	99.6
(1.3)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(101.4)	(102.3)	(104.1)	(102.2)	(99.6)
0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	75.0	200.0	25.0	266.7	112.5
(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(75.0)	(200.0)	(25.0)	(266.7)	(112.5)
4.1	4.9	5.1	5.1	4.7	104.3	114.2	106.2	97.7	93.0
(3.9)	(4.6)	(4.8)	(4.8)	(4.4)	(104.3)	(114.2)	(106.2)	(97.7)	(93.0)
2.9	2.8	3.0	2.9	2.9	95.6	95.6	108.3	95.1	98.9
(2.7)	(2.7)	(2.9)	(2.8)	(2.7)	(95.6)	(95.6)	(108.3)	(95.1)	(98.9)
11.0	9.2	9.0	11.4	12.9	87.9	81.0	98.7	125.4	113.1
(11.1)	(9.4)	(9.2)	(11.6)	(13.2)	(87.9)	(81.0)	(98.6)	(125.4)	(114.6)
5.2	5.7	5.6	3.9	3.9	98.1	105.8	99.8	67.9	101.7
(5.2)	(5.7)	(5.7)	(4.0)	(4.1)	(98.2)	(105.7)	(99.6)	(70.1)	(103.7)
6.8	6.5	7.0	7.6	7.8	96.4	91.7	109.2	107.4	103.5
(6.9)	(6.6)	(7.1)	(7.7)	(8.0)	(96.7)	(91.7)	(109.2)	(107.4)	(104.2)
1.8	1.6	1.6	1.4	1.6	89.0	83.8	102.5	89.8	109.1
(1.8)	(1.6)	(1.6)	(1.5)	(1.6)	(89.2)	(83.7)	(102.3)	(89.7)	(110.2)
47.8	48.5	47.6	47.4	46.6	100.4	97.9	99.3	98.4	98.8
(44.7)	(45.5)	(44.8)	(44.6)	(43.8)	(100.4)	(97.9)	(99.3)	(98.4)	(98.8)
46.5	47.8	47.8	48.1	47.9	101.2	99.1	101.1	99.6	100.0
(43.5)	(44.8)	(45.0)	(45.3)	(45.1)	(101.2)	(99.1)	(101.1)	(99.6)	(100.0)
▲ 8.7	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 8.8	97.9	98.5	101.0	98.6	100.2
(▲ 8.1)	(▲ 8.3)	(▲ 8.4)	(▲ 8.3)	(▲ 8.3)	(97.9)	(98.5)	(101.0)	(98.6)	(100.2)
9.9	9.6	8.7	8.1	7.5	94.7	92.9	92.0	92.0	93.2
(9.3)	(9.0)	(8.2)	(7.6)	(7.1)	(94.7)	(92.9)	(92.0)	(92.0)	(93.2)
5.5	5.5	5.5	4.9	4.8	109.9	96.6	100.4	88.9	97.1
(9.8)	(9.7)	(9.4)	(8.7)	(8.0)	(114.4)	(94.5)	(97.7)	(91.7)	(92.1)
5.8	5.7	5.9	5.2	5.0	111.2	94.6	103.3	87.4	98.1
(10.1)	(9.8)	(9.7)	(8.9)	(8.2)	(115.0)	(93.4)	(99.4)	(90.8)	(92.7)
▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	140.0	59.2	189.7	63.6	120.0
(▲ 0.3)	(▲ 0.2)	(▲ 0.3)	(▲ 0.2)	(▲ 0.3)	(140.0)	(59.2)	(189.7)	(63.6)	(120.0)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.9	96.5	101.1	98.9	100.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.6)	(96.2)	(100.8)	(98.9)	(100.4)
—	—	—	—	—	99.7	100.5	99.5	99.9	99.6
					* 99.8	* 100.1	* 99.9	* 100.1	* 99.8
					(100.2)	(100.5)	(99.5)	(99.9)	(100.2)
					(* 100.3)	(* 100.1)	(* 99.9)	(* 100.1)	(* 100.4)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	99.9	99.8	99.8	99.6	99.0

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
負荷率	%	81.40	90.66	91.49	90.47	$\frac{174,678}{186,794} \times 100 =$	93.51	$\frac{1}{1} \frac{\text{日平均給水量}}{\text{日最大給水量}} \times 100$
施設利用率	%	57.94	57.33	57.67	57.21	$\frac{174,678}{308,910} \times 100 =$	56.55	$\frac{1}{1} \frac{\text{日平均給水量}}{\text{日給水能力}} \times 100$
最大稼働率	%	71.18	63.24	63.03	63.23	$\frac{186,794}{308,910} \times 100 =$	60.47	$\frac{1}{1} \frac{\text{日最大給水量}}{\text{日給水能力}} \times 100$
配水管使用効率	m ³ /m	19.65	19.10	19.15	18.93	$\frac{63,932,314}{3,419,924.4} =$	18.69	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{導送配水管延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	7.13	7.08	7.19	7.18	$\frac{63,932,314}{8,940,035} =$	7.15	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{有形固定資産}}$
職員1人当たり 給水人口	人	2,533	2,491	2,465	2,558	$\frac{574,400}{224} =$	2,564	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり 有収水量	m ³	260,898	258,104	255,413	264,594	$\frac{58,955,411}{224} =$	263,194	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
職員1人当たり 営業収益	千円	46,306	46,074	45,352	47,090	$\frac{10,481,162}{224} =$	46,791	$\frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
固定資産構成比率	%	89.00	88.74	88.62	88.38	$\frac{89,599,177,383}{101,080,486,626} \times 100 =$	88.64	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$
固定負債構成比率	%	40.41	38.38	37.30	35.48	$\frac{34,301,022,397}{101,080,486,626} \times 100 =$	33.93	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	54.87	56.93	58.59	60.24	$\frac{62,485,005,246}{101,080,486,626} \times 100 =$	61.82	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
固定資産対 長期資本比率	%	93.40	93.11	92.43	92.34	$\frac{89,599,177,383}{96,786,027,643} \times 100 =$	92.57	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債}} \times 100$
固定比率	%	162.19	155.87	151.27	146.72	$\frac{89,599,177,383}{62,485,005,246} \times 100 =$	143.39	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$
流動比率	%	233.43	240.15	276.51	271.21	$\frac{11,481,309,243}{4,294,458,983} \times 100 =$	267.35	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	229.90	236.45	273.48	265.84	$\frac{11,217,161,243}{4,294,458,983} \times 100 =$	261.20	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
現金比率	%	195.52	202.70	239.43	231.32	$\frac{9,858,205,837}{4,294,458,983} \times 100 =$	229.56	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
総資本回転率	回	0.10	0.10	0.10	0.10	$\frac{10,481,162,445}{101,517,622,867}$	= 0.10	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.19	0.18	0.18	0.17	$\frac{10,481,162,445}{61,949,033,847}$	= 0.17	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.11	0.12	0.12	0.12	$\frac{10,481,162,445}{89,853,130,292}$	= 0.12	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	0.99	0.93	0.91	0.90	$\frac{10,481,162,445}{11,664,492,576}$	= 0.90	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	6.22	6.35	6.81	7.09	$\frac{10,481,162,445}{1,455,003,763}$	= 7.20	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	5.00	4.95	5.04	5.04	$\frac{4,329,119,538}{86,123,532,166} \times 100$	= 5.03	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
総資本利益率	%	1.20	1.61	1.43	1.57	$\frac{1,522,131,732}{101,517,622,867} \times 100$	= 1.50	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	112.04	116.71	114.63	116.18	$\frac{11,392,358,553}{9,870,226,821} \times 100$	= 115.42	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	113.34	117.79	114.52	115.62	$\frac{10,481,162,445}{9,182,083,850} \times 100$	= 114.15	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
利子負担率	%	2.16	2.13	2.08	2.02	$\frac{678,412,384}{34,783,204,565} \times 100$	= 1.95	$\frac{\text{支払利息}}{\text{有利子負債}} \times 100$
企業債償還元金対減価償却費比率	%	88.74	86.42	88.66	68.20	$\frac{2,411,188,328}{3,506,392,957} \times 100$	= 68.77	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
企業債償還元金対料金収入比率	%	30.65	29.70	30.69	23.63	$\frac{2,411,188,328}{10,113,626,198} \times 100$	= 23.84	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$
企業債利息対料金収入比率	%	9.14	8.48	7.81	7.18	$\frac{678,412,384}{10,113,626,198} \times 100$	= 6.71	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$
企業債元利償還元金対料金収入比率	%	39.78	38.18	38.50	30.81	$\frac{3,089,600,712}{10,113,626,198} \times 100$	= 30.55	$\frac{\text{企業債元利償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$
職員給与対料金収入比率	%	20.13	20.44	21.26	20.69	$\frac{2,034,740,063}{10,113,626,198} \times 100$	= 20.12	$\frac{\text{職員給与}}{\text{給水収益}} \times 100$
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{10,481,162,445} \times 100$	= -	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{10,481,162,445} \times 100$	= -	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等}) - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

8. 企業債に関する調べ

(単位：円)

1. 平成30年度末 残高	(A)	36,432,092,893
2. 令和元年度 借入高	(B)	762,300,000
3. 令和元年度 償還額	(C)	2,411,188,328
4. 令和元年度末 残高	(D) = (A) + (B) - (C)	34,783,204,565
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	14,982,690,990
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	19,800,513,575
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	3,368,160,216
	(2) 1.0%以上2.0%未満	13,819,780,951
	(3) 2.0%以上3.0%未満	15,739,035,776
	(4) 3.0%以上4.0%未満	1,037,566,000
	(5) 4.0%以上5.0%未満	813,786,006
	(6) 5.0%以上6.0%未満	4,875,616

第7章 料金制度等

1. 水道料金の変遷

年月日	専 用					栓				
大正8 (創設)	放 任 給 水 料					計 量 給 水 料				
	専用栓 1家内2栓以下 1人1か月 0.1円 1栓加えるごと 0.02円					専用栓0.18m ³ 0.01円 動力用0.18m ³ 0.02円 湯屋0.18m ³ 0.006円 庭園用0.18m ³ 0.03円 私設共用0.18m ³ 0.008円 船舶用0.18m ³ 0.35円				
大正 13.1.1	量 水 器 口 径 別 料 金									
	13mm	16mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm
	基本水量11m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.03円 その他0.06円									
昭和 20.3.28	0.90	0.95	1.00	1.15	1.65	2.15	2.65	3.65	4.65	5.65
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和 21.4.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.05円 その他0.10円									
	1.25	1.35	1.45	1.60	2.30	3.00	3.70	5.00	6.50	8.00
昭和 21.10.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.10円 その他0.20円									
	2.50	2.70	3.00	3.50	5.00	6.00	7.50	10.00	15.00	20.00
昭和 21.10.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.20円 その他0.40円									
	5.00	5.40	6.00	7.00	10.00	12.00	15.00	20.00	30.00	40.00
昭和 22.4.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋0.40円 その他0.60円									
	7.50	8.00	9.00	10.00	15.00	18.00	22.50	30.00	45.00	60.00
昭和 22.10.1	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 湯屋1.00円 その他1.50円									
	15.00	16.00	18.00	20.00	30.00	36.00	45.00	60.00	90.00	120.00
昭和 23.6.23	基本水量10m ³ 基本料金は口径別料金, 超過料金1m ³ 3.00円									
	30.00	32.00	36.00	40.00	60.00	72.00	90.00	120.00	180.00	240.00
昭和 24.1.1	基本水量10m ³ 基本料金60.00円, 超過料金1m ³ 8.00円									
	20.00	—	30.00	50.00	70.00	150.00	230.00	310.00	400.00	450.00
昭和 26.4.1	基本水量10m ³ 基本料金75円, 超過料金1m ³ 10円									
	20	—	30	50	70	150	230	310	400	450
昭和 28.4.1	基本水量10m ³ 基本料金90円, 超過料金1m ³ 12円									
	20	—	30	50	70	150	230	310	400	450
昭和 33.4.1	量 水 器 使 用 料 廃 止									
	基本料金1か月10m ³ まで110円 超過料金1か月1m ³ 13円									
昭和 36.4.1	基本料金1か月10m ³ まで150円 超過料金1か月1m ³ 18円									
昭和 43.12.1 改定率 52.1%	専 用 給 水 装 置 (一 般 用)									
	基本料金 1か月 150円									
	従量料金 5m ³ までの分					1m ³ につき 5円				
	5m ³ を超え10m ³ までの分					1m ³ につき10円				
	10m ³ を超え20m ³ までの分					1m ³ につき25円				
20m ³ を超え30m ³ までの分					1m ³ につき30円					
30m ³ を超える分					1m ³ につき34円					

特 別 栓	共 用 栓	消火栓
	共用栓使用で次の各号に該当するときは、その料金は専用栓の料金による。(大正13.1.1) 1. 賃貸価格1か月15円以上を納めるもの 2. 直接国税年額15円以上を納めるもの 3. 家屋税年額15円以上を納めるもの	
基本水量5 m ³ 超過料金1 m ³ 0.12円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 m ³ 0.30円 超過料金1 m ³ 0.03円	演習1回につき 2円
基本水量5 m ³ 超過料金1 m ³ 0.25円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 m ³ 0.45円 超過料金1 m ³ 0.05円	演習1回につき 2円
基本水量5 m ³ 超過料金1 m ³ 0.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 m ³ 1.00円 超過料金1 m ³ 0.10円	演習1回につき 2円
基本水量5 m ³ 超過料金1 m ³ 1.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 m ³ 2.00円 超過料金1 m ³ 0.20円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5 m ³ 超過料金1 m ³ 1.50円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金5 m ³ 4.00円 超過料金1 m ³ 0.40円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5 m ³ 超過料金1 m ³ 3.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金10m ³ 20.00円 超過料金1 m ³ 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量5 m ³ 超過料金1 m ³ 5.00円 基本料金は量水器口径別料金に準ずる。	基本料金10m ³ 20.00円 超過料金1 m ³ 2.00円	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量10m ³ 100円 超過料金1 m ³ 12円 (量水器使用料徴収)	基本料金5 m ³ 30円 超過料金1 m ³ 4円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 5円
基本水量10m ³ 125円 超過料金1 m ³ 15円 (量水器使用料徴収)	基本料金5 m ³ 45円 超過料金1 m ³ 6円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 60円
基本水量10m ³ 150円 超過料金1 m ³ 18円 (量水器使用料徴収)	基本料金5 m ³ 55円 超過料金1 m ³ 8円 (量水器使用料徴収)	使用時間 5分ごとに 100円
(特 別 用)	共 用 栓	私設消火栓
基本料金10m ³ 180円 超過料金1 m ³ 20円	基本料金5 m ³ 60円 超過料金1 m ³ 10円 使用水量10m ³ を超えたとき1 m ³ につき13円	5分ごとに 300円
基本料金10m ³ 250円 超過料金1 m ³ 28円	基本料金5 m ³ 80円 超過料金1 m ³ 14円 使用水量10m ³ を超えたとき1 m ³ につき18円	5分ごとに 300円
基本料金 250円 従量料金 10m ³ までの分 1 m ³ につき17円 10m ³ を超える分 1 m ³ につき47円	基本料金 80円 従量料金 5m ³ までの分 1 m ³ につき 5円 5m ³ を超え10m ³ までの分 1 m ³ につき24円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1 m ³ につき25円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1 m ³ につき30円 30m ³ を超える分 1 m ³ につき34円	使用水量 1m ³ につき 50円

昭和 47.8.1 改定率 44.7%	一 般 用								
	基本料金								
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm以上	
	200円	300円	400円	700円	1,800円	2,700円	3,300円	6,500円	
	・ 公衆浴場用水 1 m ³ につき35円								
昭和 50.12.1 改定率 66.39%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	310円	490円	660円	1,500円	3,000円	7,000円	13,000円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 10円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 45円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 70円 30m ³ を超える分 1m ³ について 100円		50m ³ までの分 1m ³ について 75円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 90円 100m ³ を超える分 1m ³ について 110円		1m ³ について 110円			
昭和 53.10.1 改定率 23.23%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	360円	610円	820円	1,900円	4,000円	9,000円	16,000円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 15円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 50円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 90円 30m ³ を超える分 1m ³ について 125円		50m ³ までの分 1m ³ について 95円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 110円 100m ³ を超える分 1m ³ について 130円		1m ³ について 135円			
昭和 56.4.1 改定率 27.98%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	
	基本料金	420円	760円	1,060円	2,680円	5,600円	12,500円	23,300円	
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 65円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 115円 30m ³ を超える分 1m ³ について 160円		50m ³ までの分 1m ³ について 125円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 140円 100m ³ を超える分 1m ³ について 170円		1m ³ について 175円			
昭和 59.9.1 改定率 35.31%	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	560円	960円	1,320円	1,960円	3,410円	6,820円	15,840円	30,070円
	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 85円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 160円 30m ³ を超える分 1m ³ について 215円		50m ³ までの分 1m ³ について 170円 50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 190円 100m ³ を超える分 1m ³ について 235円		1m ³ について 235円			

		共 用			私 設 消 火 栓
従量料金 ・一般用水 10m ³ までの分 1m ³ につき 10円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円		基本料金 100円 従量料金 10m ³ までの分 1m ³ につき 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき 30円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ につき 40円 30m ³ を超える分 1m ³ につき 59円			使用時間5分間 ごとに 1,000円
		公 衆 浴 場 用			公 設 プール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
34,000円	210円	310円	490円	660円	
	10m ³ までの分 1m ³ について 20円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 45円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 70円 30m ³ を超える分 1m ³ について 100円	200m ³ までの分 1m ³ について 35円 200m ³ を超える分 1m ³ について 50円			500m ³ までの分 1m ³ について 55円 500m ³ を超える分 1m ³ について 75円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
		公 衆 浴 場 用			公 設 プール 用
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	一般用に同じ
43,000円	260円	360円	610円	820円	
	10m ³ までの分 1m ³ について 25円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 50円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 90円 30m ³ を超える分 1m ³ について 125円	1m ³ について 40円			1m ³ について 80円 私 設 消 火 栓 使用時間5分間 ごとに 1,500円
		公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	13mm	20mm	25mm以上	1個について 1,000円
62,000円	320円	420円	760円	1,060円	
	10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 65円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 115円 30m ³ を超える分 1m ³ について 160円	1m ³ について 45円			使用時間5分まで ごとに 2,000円
		公 衆 浴 場 用			私 設 消 火 栓
150mm以上	一世帯について	一般用に同じ			1個について 1,200円
78,710円	560円				
	10m ³ までの分 1m ³ について 30円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 85円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 160円 30m ³ を超える分 1m ³ について 215円	1m ³ について 55円			使用時間5分まで ごとに 2,000円

平成 3.4.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	670円	1,160円	1,570円	2,320円	4,120円	8,200円	18,850円	35,850円
改定率 18.49%	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 40円	50m ³ までの分 1m ³ について 200円		1m ³ について 270円				
		10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円	50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 220円						
		20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円	100m ³ を超える分 1m ³ について 270円						
平成 7.1.1	種 別	一 般 用							
	口 径 別	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	基本料金	700円	1,220円	1,680円	2,500円	4,460円	8,790円	20,460円	38,970円
改定率 10.83% (税込改定率 14.16%)	従量料金	10m ³ までの分 1m ³ について 45円	50m ³ までの分 1m ³ について 220円		1m ³ について 300円				
		10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円	50m ³ を超え100m ³ までの分 1m ³ について 245円						
		20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円	100m ³ を超える分 1m ³ について 300円						
	消費税	3%を転嫁							
平成 9.4.1	消費税	5%を転嫁							
平成 26.4.1	消費税	8%を転嫁							
令和 元.10.1	消費税	10%を転嫁							

現行料金に係る注記

注1 料金は、1か月について上表に定める種別、用途及び口径別等の区別に従い、基本料金と、使用があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

注2 上記に該当しない料金は使用水量に1m³について435円を乗じて算出した額に100分の110を乗じ

注3 月の中途において、水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

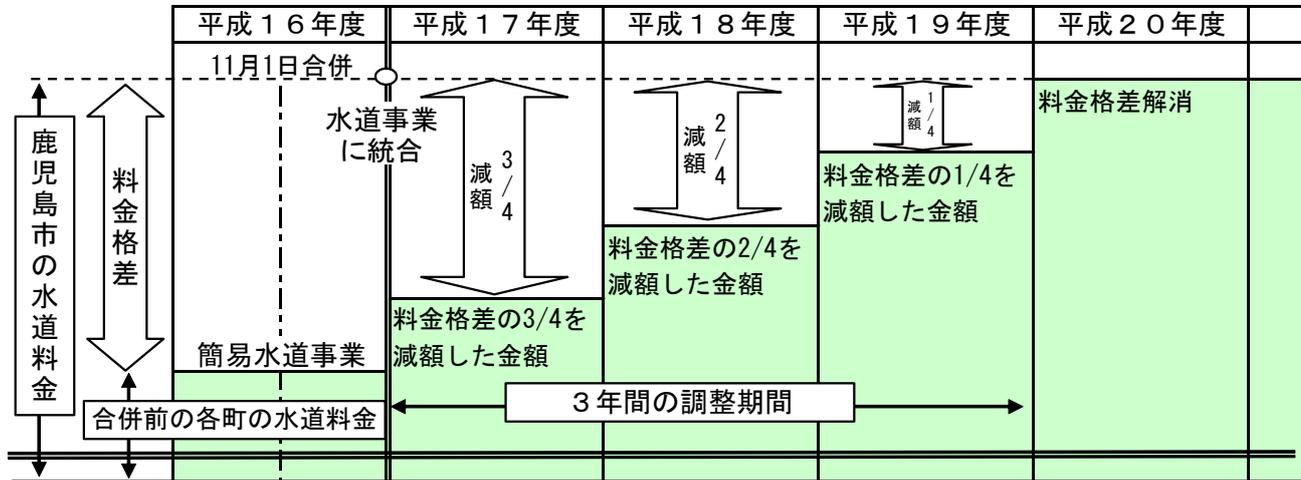
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1 世帯について	一般用に同じ	1 個について 1,400円
93,570円	670円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 40円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 105円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 185円 30m ³ を超える分 1m ³ について 245円	1m ³ について 65円	使用時間5分までごとに 2,000円
	共 用	公 衆 浴 場 用	私 設 消 火 栓
150mm以上	1 世帯について	一般用に同じ	1 個について 1,500円
102,370円	700円		
	10m ³ までの分 1m ³ について 45円 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ について 120円 20m ³ を超え30m ³ までの分 1m ³ について 210円 30m ³ を超える分 1m ³ について 275円	1m ³ について 70円	使用時間5分までごとに 2,200円

水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数
 て得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2. 平成16年11月1日に合併した5地域に係る水道料金の段階的調整

【水道料金の段階的調整について】

平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業については、平成17年4月1日に水道事業に統合されている。水道料金については、水道事業への統合により負担が増加する使用者に対して、平成17年度から平成19年度までの間に限り、段階的調整を行い平成20年度に料金格差を解消した。



※ 鹿児島市の水道料金が安くなる場合は、そのまま適用されます。

【事業統合前水道料金表】

(1) 吉田地域

種別	一般用									特別用
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	
基本料金	400円	700円	1,100円	1,600円	2,700円	4,200円	9,300円	15,500円	23,500円	一般用に同じ
水量料金	1m ³ ～5m ³		1m ³ あたり		70円		1m ³ につき220円			
	6m ³ ～10m ³		1m ³ あたり		90円					
	11m ³ ～20m ³		1m ³ あたり		100円					
	21m ³ ～30m ³		1m ³ あたり		110円					
	31m ³ ～40m ³		1m ³ あたり		120円					
	41m ³ ～50m ³		1m ³ あたり		130円					
	51m ³ ～100m ³		1m ³ あたり		150円					
	101m ³ ～		1m ³ あたり		170円					

- ・一般用とは一般家庭、学校、官公署、その他特別用以外で使用するもの。
- ・特別用とは仮事務所又は工事用水等臨時的に使用するもの。

注1 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05〔10円未満切り捨て〕

(2) 桜島地域

口径別	13mm	20mm	25mm	30mm以上
基本料金	336円	897円	1,223円	1,550円
従量料金	1m ³ ～10m ³ 1m ³ につき 91円	1m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 112円	1m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 120円	1m ³ ～100m ³ 1m ³ につき 128円
	11m ³ ～50m ³ 1m ³ につき 99円	51m ³ ～ 1m ³ につき 120円	51m ³ ～ 1m ³ につき 128円	101m ³ ～ 1m ³ につき 140円
	51m ³ ～ 1m ³ につき 106円			
	上記に該当しないものの料金は1m ³ あたり360円			

注1 水道料金=基本料金+従量料金〔10円未満切り捨て〕

(3) 喜入地域

水 道 使 用 料										
給水種別	一般用			営業用			船舶用		臨時用	
基本料金	250円			320円			—		1,100円	
従量料金	1m ³ につき 75円			1m ³ につき 105円			1m ³ につき 140円		1m ³ につき 105円	
計 量 器 使 用 料										
口 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	150mmを 超えるもの
使用料金 (1個1か月につき)	100円	200円	250円	300円	400円	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円	随時町長 が定める

注1 水道料金=(基本料金+従量料金+計量器使用料)×1.05 [10円未満四捨五入]

(4) 松元地域

基本料金	5m ³ まで	700円
超過料金	6m ³ 以上10m ³ まで	1m ³ につき 110円
	11m ³ 以上30m ³ まで	1m ³ につき 130円
	31m ³ 以上	1m ³ につき 200円

注1 水道料金=(基本料金+超過料金)×1.05 [10円未満切り捨て]

(5) 郡山地域

基本料金	1戸当たり	700円
水量料金	5m ³ まで	1m ³ 当たり 60円
	5m ³ を超え10m ³ まで	1m ³ 当たり 90円
	10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ 当たり 100円
	20m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ 当たり 110円
	30m ³ を超え40m ³ まで	1m ³ 当たり 120円
	40m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ 当たり 130円
	50m ³ を超える分	1m ³ 当たり 160円

注1 水道料金=(基本料金+水量料金)×1.05 [10円未満切り捨て]

3. 給水負担金の変遷

口径 改定年月日	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
昭和 47. 10. 1	10,000円	20,000円	30,000円	—	100,000円
昭和 50. 12. 1 (改定率 155.43%)	25,000円	60,000円	95,000円	—	270,000円
昭和 53. 10. 1 (改定率 87.92%)	47,000円	110,000円	170,000円	—	520,000円
昭和 56. 4. 1 (改定率 34.45%)	62,000円 (93,000円)	140,000円 (210,000円)	230,000円 (345,000円)	—	680,000円 (1,020,000円)
昭和 59. 9. 1 (改定率 11.56%)	70,000円 (105,000円)	160,000円 (240,000円)	250,000円 (375,000円)	390,000円 (585,000円)	760,000円 (1,140,000円)
平成 7. 1. 1	消費税 3 % を転嫁				
平成 9. 4. 1	消費税 5 % を転嫁				
平成 26. 4. 1	消費税 8 % を転嫁				
令和 元. 10. 1	消費税 10 % を転嫁				

現行給水負担金に係る注記

注1 給水装置を新設した場合の給水負担金は、上表の口径の区分に応じて定めた額に、100分の110

注2 給水装置を改造した場合の給水負担金は、当該改造の工事により設置されるメーターについて出した額を差し引いた額である。

50mm	75mm	100mm	150mm以上	備 考
200,000円	500,000円	1,000,000円	管理者が別に定める額	
530,000円	1,300,000円	2,500,000円	管理者が別に定める額	
1,000,000円	2,500,000円	4,800,000円	管理者が別に定める額	
1,300,000円 (1,950,000円)	3,300,000円 (4,950,000円)	6,400,000円 (9,600,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。
1,400,000円 (2,100,000円)	3,600,000円 (5,400,000円)	7,100,000円 (10,650,000円)	管理者が別に定める額	()内は受水槽の設置を伴う場合の金額である。

を乗じて得た額である。

上記の方法で算出した額から当該改造の工事前に設置されていたメーターについて上記の方法等で算

第3編 公共下水道事業

第1章 総説

1. 沿革

本市の下水道事業計画は、大正2年の市議会において上水道施設計画とともに論議されたのが始まりで、早くからその必要性は上水道と同等に認められながらも、財政的理由により水道建設が先に行われ、下水道についてはその後しばしば調査計画されながらその実現をみななかった。

第二次世界大戦下の空襲により、市街地の9割が焼土と化した本市は、徹底的な区画整理を断行する機会を得たものの、下水道に関しては雨水排除が主眼とされて、一般家庭、工場等から排出される汚水排除を含む下水道の具体的計画が策定されるまでには至らなかった。

第1次計画（昭和27～37年度）は、昭和25年に下水道建設の緊要性が論議され、ようやく建設計画が具体化したため、昭和26年度予算に調査費を計上し、昭和27年5月7日下水道築造の認可を受け、同年9月17日工事に着手した。まず、繁華街の山之口町を中心とする中央地区、城南地区など甲突川以北の汚水管布設を行うとともに、甲突川天保山橋下流左岸に高級処理（活性汚泥法）による終末処理場（沖ノ村汚水処理場、のちに錦江処理場に改称）の建設に着手し、昭和30年11月29日に同処理場は通水式が挙行され処理を開始した。

本市は、終末処理場をもつ公共下水道としては、全国で戦後最も早く工事に着手がなされ、戦前戦後を通じて全国7番目の公共下水道のある都市となった。

下水の排除方法は、雨水と汚水を分割して排除する分流式を採用した。これは合流式の下水道が巨額の建設費を必要とすること、及び本市の土質がシラス土壌で水の洗掘に対して非常に弱いため、多雨気候の本市の場合は、降雨により側溝水路等へ流入する土砂類の量も多く、これが合流式による地下埋設管に流入するとその排除に要する費用も膨大なものになることなどから、本市の場合は、合流式よりも分流式の方が経済的効用面において勝っていると判断したためである。また、本市の市街地は、海岸線に沿った比較的細長い平坦部に形成されており、地表の勾配は山麓から海岸に向って緩傾斜を成しているため、雨水の排除については道路や側溝、水路等の排水施設を整備することによって浸水の防止を図ることができる。更に昭和21年に着手した戦災復興土地区画整理事業の進捗に伴い、道路、側溝、水路等は整備され、従来豪雨のたびごとに受けていた浸水被害は次第に減少した。これに反して、市街地中心部への人口集中により汚水、特にし尿の処理が困難になってきたため、下水道事業に対する市民の関心は、し尿処理にその焦点が移ってきていたのである。

次に、第2次計画（昭和27～44年度）は、昭和35年10月5日処理区域を拡大するために変更計画の認可を得て、汚水管布設を中央・城南地区から北は上町方面へ、南は甲突川を横断して荒田・中洲地区へと進める一方、錦江処理場の整備拡充を行った。

第3次計画（昭和27～46年度）は、国の第2次下水道整備5箇年計画に基づき、昭和43年4月19日計画変更を行い、第2次計画に引き続き鴨池・城西地区へ汚水管布設を進めた。

第4次計画（昭和27～46年度）は、市街地周辺部に造成された大規模住宅団地（城山、緑ヶ丘、伊敷、原良等）の下水道を緊急に整備するため、昭和45年2月16日に事業計画を変更し、これらと新市街地の下水道とを接続した。また、鹿児島臨海工業地帯2号用地に立地する工場等の排水を処理するため、特定公共下水道として昭和46年11月25日から建設が進められていた2号用地処理場が翌年完成し、昭和47年8月1日に処理を開始した。その後、下水道法の一部改正により、昭和47年9月19日第4次計画の一部変更（昭和27～50年度）で公共下水道としての認可を得た。

第5次計画（昭和27～55年度）は、新都市計画法の施行（昭和44年6月14日）に伴い、昭和47年12月7日変更認可を得て、昭和48年1月5日脇田川河口左岸の南部処理場脇田分場の建設に着手し、翌年3月1日に処理を開始した。また、昭和50年7月31日には日本下水道事業団に委託して鹿児島臨海工業地帯2号用地に南部処理場の建設に着手し、昭和54年7月2日、これより先に着工していた甲突川天保山橋左岸と同処理場を結ぶ南部幹線（一部仮設配管）を使用して処理を開始した。同時に慈眼寺団地の区域を処理区域に編入し、昭和48年1月8日同団地の処理場等の移管を受けた。（公共下水道接続に伴い昭和61年8月1

日に廃止)その後、昭和55年11月12日に一部変更認可(昭和27~60年度)を得て、谷山第一地区土地区画整理事業区域と星ヶ峯ニュータウンを認可区域に編入した。

第6次計画(昭和27~62年度)は、昭和54年度の基本計画の見直しに伴い、処理区域の拡大を図り、特に千年団地、桜ヶ丘団地、武岡ハイランド等開発行為による大型団地を区域に編入し、昭和58年7月1日に変更認可を得て、下水道の整備を行った。

第7次計画(昭和27~平成2年度)は、昭和61年6月19日に変更認可を得て、谷山市街地を主とする市南部地域と、吉野町、坂元町、田上町、中山町等の市街地周辺地域の整備を進めた。また、1号用地を処理区域に編入するとともに、鹿児島開発事業団から昭和63年10月1日に1号用地処理場の移管を受け、谷山処理場の沈砂池、ポンプ設備の完成と同時に谷山処理区の一部の汚水を1号用地処理場へ圧送し、処理を行った。また、錦江処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、昭和61年度から圧送施設の工事を行い、昭和63年4月1日に運用を開始した。

第8次計画(昭和27~平成7年度)は、平成3年3月18日に認可を得て、宇宿中間地区土地区画整理事業区域及び坂元地区や実方地区を認可区域に編入し、面的整備を行った。また、大峯団地、伊敷ニュータウン、西郷団地、花野団地、皇徳寺ニュータウン等開発行為による大型団地を認可区域に編入した。

第9次計画(昭和27~平成12年度)は、平成7年1月19日に認可を得て、坂之上地区及び吉野地区土地区画整理事業区域を認可区域に編入するとともに、鹿児島港本港区埋立地区や星ヶ峯ニュータウンの一部等開発行為による団地の区域を編入し、さらに平成10年8月28日に一部変更認可(昭和27~平成16年度)を得て、土地区画整理事業の谷山第二地区及びその周辺地区、臨海部埋立1号用地A区地先等を編入した。また、坂之上地区等の処理区域の拡大に伴って、汚水量が増加してきたため、平成8年度から谷山処理場の建設に着手し、平成12年5月1日に処理を開始した。

第10次計画(昭和27~平成23年度)は、平成17年1月31日に認可を得て、星ヶ峯南地区、南皇徳寺台地区、明ヶ窪地区、武岡台地区、鴨池台ビュータウン等開発行為による団地の区域を認可区域に編入し、また、平成20年12月11日に一部変更認可(昭和27~平成23年度)を得て、下水道総合浸水対策緊急事業に伴う雨水ポンプ場及び管渠を事業計画に位置付け、整備を行った。なお、処理場の統廃合を進めるために、平成18年度から着手した、谷山処理場の4池目、5池目の増設及び谷山幹線の整備が完了したことから、平成22年3月31日に錦江処理場の甲系と2号用地処理場を廃止した。また、谷山処理場の汚泥を南部処理場で処理するため、平成19年度から圧送施設の工事を行い、平成22年2月10日に運用を開始した。

第11次計画(昭和27~平成29年度)は、平成22年10月1日に認可を得て、吉野地区、清和地区、光山地区及びマリンポートかごしま1期1工区等の区域を認可区域に編入した。また、処理場の統廃合を進めるため、平成22年度から着手した、谷山処理場の6池目、7池目の増設及び谷山幹線、1号用地幹線の整備が完了し、平成28年3月22日に運用を開始したことから、平成28年3月31日に南部処理場脇田分場と1号用地処理場を廃止した。さらに、平成26年10月31日に一部変更計画(昭和27~平成29年度)の県知事の同意を得て、谷山第三地区土地区画整理事業区域等を事業計画区域に編入した。

第12次計画(昭和27~令和6年度)は、平成29年12月7日に県知事の同意を得て、マリンポート(2工区)等の区域を事業計画区域に編入した。その後、令和元年12月25日に一部変更計画(昭和27~令和6年度)の県知事の同意を得て、吉野第二地区土地区画整理事業区域等を事業計画区域に編入した。

下水汚泥の処分は、資源として再利用するため全量堆肥化を目指し、昭和54年12月31日から鹿児島臨海工業地帯1号用地に下水汚泥堆肥化場の建設を行い、昭和56年4月24日に運転を開始し、堆肥化製品は緑農地還元を行っている。

公共下水道の事業運営形態は、雨水に関しては、市長事務局(一般会計)が所管し、汚水に関しては、水道局において建設当初(昭和27年度)から地方公営企業法を適用している。また、汚水は当初水道事業特別会計の中に包含していたが、昭和42年度から独立した公共下水道事業特別会計の下で運営されている。

令和元年度末の整備状況は、処理区域面積7,061ha、処理区域内人口471,100人で、事業計画区域面積7,467haに対して94.6%、行政区域内人口593,474人に対して79.4%の普及率となっている。

整備計画推移

区分 計画	認可年月 (協議年 月)	着手年月	完成(予 定)年 月	計画排水 及び 処理面積 (ha)	計画排水 及び 処理人口 (人)	排除方式	計 画 処 理 水 量			
							1日最大 (m ³)	1日平均 (m ³)	1人1日最大 (ℓ)	1人1日平均 (ℓ)
第1次 計 画	昭和 27年5月	昭和 27年9月	昭和 38年3月	300	70,000	分流式	18,900	12,600	270	180
第2次 計 画 (変更)	昭和 35年10月	—	昭和 45年3月	650	140,000	〃	37,800	25,200	270	180
第3次 計 画 (変更)	昭和 43年4月	—	昭和 47年3月	850	160,000	〃	56,000	38,400	350	240
第4次 計 画 (変更)	昭和 45年2月	—	昭和 47年3月	1,210	200,000	〃	70,000	48,000	350	240
第4次 計 画 (一部変更)	昭和 47年9月	—	昭和 51年3月	1,468.2	200,000	〃	81,000	56,400	350	240
第5次 計 画 (変更)	昭和 47年12月	—	昭和 56年3月	3,278.2	380,000	〃	200,400	140,960	500	350
第5次 計 画 (一部変更)	昭和 55年11月	—	昭和 61年3月	3,529	405,000	〃	212,900	149,710	500	350
第6次 計 画 (変更)	昭和 58年7月	—	昭和 63年3月	4,450	400,000	〃	222,000	185,800	555	465
第7次 計 画 (変更)	昭和 61年6月	—	平成 3年3月	5,670	455,000	〃	268,900	226,460	555	465
第8次 計 画 (変更)	平成 3年3月	—	平成 8年3月	6,430	470,000	〃	277,100	233,050	555	464
第9次 計 画 (変更)	平成 7年1月	—	平成 13年3月	6,920	505,000	〃	283,700	238,550	555	464
第9次 計 画 (一部変更)	平成 10年8月	—	平成 17年3月	7,013	518,000	〃	290,100	243,970	529	442
第10次 計 画 (変更)	平成 17年1月	—	平成 24年3月	7,098	496,000	〃	256,300	210,900	517	425
第11次 計 画 (変更)	平成 22年10月	—	平成 30年3月	7,345	496,000	〃	256,300	210,910	517	425
第11次 計 画 (一部変更)	平成 26年10月	—	平成 30年3月	7,387	499,000	〃	257,800	212,200	517	425
第12次 計 画 (変更)	平成 29年12月	—	令和 7年3月	7,399	468,000	〃	212,200	174,600	453	373
第12次 計 画 (一部変更)	令和 元年12月	—	令和 7年3月	7,467	472,000	〃	214,200	176,300	454	374

2. 事業計画

〔鹿児島市公共下水道事業 第12次変更計画(一部変更)〕

区 分	第 1 2 次 変 更 計 画(一部変更)
目 標 年 度	令和6年度
計 画 処 理 区 域 面 積	7,467 ha
計 画 処 理 区 域 内 人 口	472,000 人
計 画 1 人 1 日 最 大 汚 水 量	454 ℓ
計 画 1 日 最 大 汚 水 量	214,200 m ³ /日
排 除 方 法	分 流 式
処 理 方 法	高 級 処 理
処 理 場	南 部 処 理 場 谷 山 処 理 場
ポ ン プ 場	上 町 中 継 ポ ン プ 場 大 明 ヶ 丘 中 継 ポ ン プ 場 野 呂 迫 中 継 ポ ン プ 場 吉 野 中 継 ポ ン プ 場
事 業 費 (平成30～令和6年度)	125.9億円 (汚水)
	国庫補助 45.1億円
	起 債 71.8億円
	市 費 9.0億円

3. 令和元年度事業概要

(総括)

公共下水道事業においては、市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全のため、適正かつ合理的な運営と健全な経営を図るとともに、下水道施設の建設改良を行い、処理区域の拡大と水洗化の促進に努めた。

(業務量)

本年度末の処理件数は 25 万 4,819 件で、前年度末に比べて 2,236 件 (0.89%) の増、処理人口は 46 万 3,000 人で 600 人 (0.13%) の減、年間総有収水量は 5,435 万 8,376 m³ で、前年度に比べて 66 万 385 m³ (1.20%) の減となった。

なお、有収率は 90.40%となった。

また、行政区内人口に対する下水道の整備率は 79.38%で、前年度末に比べて 0.08 ポイントの増となり、処理区域内の水洗化率は 98.28%となった。

(建設改良事業)

下水道建設事業においては 18 億 4,573 万 8,400 円を投じて、汚水管路施設として野呂迫中継ポンプ場吐出管及び吉野地区並びに土地区画整理事業区域などに汚水管を延長 5,680.9m 布設するとともに、南部処理場の脱臭設備の更新などを行った。

下水道改良事業においては 9 億 1,718 万 2,195 円を投じて、汚水管を延長 5,601.6m 改良するとともに、南部処理場の機械設備の改良などを行った。

(経営状況)

総収益は 79 億 3,392 万 6,709 円、総費用は 76 億 7,541 万 5,254 円となり、2 億 5,851 万 1,455 円の純利益が生じました。この純利益が当年度末処分利益剰余金となった。

総収益は、国庫補助金や他会計補助金は増加したものの、下水道収益が減少したことなどから、前年度に比べて 4,796 万 5,759 円 (0.6%) の減となった。

総費用は、資産減耗費は減少したものの、処理費や総係費が増加したことなどから、前年度に比べて 2 億 3,148 万 6,187 円 (3.11%) の増となった。

第2章 排水

1. 事業の推移

項目		年度		22	23	24	25
		単位					
行政区域内	面積	ha		54,706	54,707	54,721	54,721
	世帯数	世帯		267,309	267,094	269,029	271,017
	人口(A)	人		605,682	605,609	605,883	605,695
処理区域内	面積	ha		6,818	6,863	6,900	6,927
	世帯数	世帯		215,900	217,300	219,300	221,500
	人口(B)	人		473,500	475,200	476,800	477,800
処理 (水洗化)	世帯数	世帯		211,000	212,500	214,800	217,000
	人口(C)	人		462,400	464,400	466,500	467,600
処理件数			件	234,237	237,167	240,305	242,743
普及率	対行政区域	整備率(B/A)	%	78.2	78.5	78.7	78.9
		水洗化率(C/A)	%	76.3	76.7	77.0	77.2
	対処理区域	水洗化率(C/B)	%	97.7	97.7	97.8	97.9
年間総処理水量			m ³	63,951,301	63,505,967	63,646,876	61,644,670
1日最大 処理水量	月日	—		6月22日	6月22日	6月27日	9月4日
	水量	m ³		239,392	227,474	241,676	210,016
1日最大 処理水量 (晴天時)	月日	—		6月24日	6月23日	6月22日	9月5日
	水量	m ³		216,348	217,444	206,529	187,234
1日最小 処理水量	月日	—		1月1日	1月1日	1月1日	1月1日
	水量	m ³		144,857	143,395	139,005	144,753
1日平均処理水量			m ³	175,209	173,514	174,375	168,890
1人1日最大処理水量			ℓ	519	491	519	449
1人1日最小処理水量			ℓ	314	309	298	310
1人1日平均処理水量			ℓ	379	374	374	361
年間総有収水量			m ³	58,052,190	57,676,524	57,362,514	57,001,003
有収率			%	90.8	90.8	90.1	92.5
処理能力			m ³ /日	228,200	228,200	228,200	228,200
汚水管延長			m	2,062,110	2,077,347	2,095,722	2,112,802

注1 処理件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに排水

注2 1日平均処理水量＝年間総処理水量÷年間総日数

注3 1人1日最大処理水量＝1日最大処理水量÷1日最大処理水量の属する月の処理人口

注4 1人1日最小処理水量＝1日最小処理水量÷1日最小処理水量の属する月の処理人口

注5 1人1日平均処理水量＝1日平均処理水量÷(年間延べ処理人口÷12月)

※ 注3～注5の数値については、「2. 処理人口・処理水量」を参照

26	27	28	29	30	令和元	2 (当初予算)
54,757	54,755	54,755	54,758	54,758	54,758	54,758
272,681	274,655	272,002	273,542	275,287	276,840	—
604,697	603,779	597,375	596,319	594,943	593,474	594,000
6,959	6,976	6,992	7,032	7,049	7,061	7,078
223,300	225,200	223,200	225,000	226,700	228,200	—
477,900	477,900	472,000	472,600	471,800	471,100	472,200
219,000	221,000	219,100	221,100	223,100	224,600	—
468,300	468,700	462,900	463,700	463,600	463,000	464,200
244,536	246,329	248,679	250,559	252,583	254,819	256,700
79.0	79.2	79.0	79.3	79.3	79.4	79.5
77.4	77.6	77.5	77.8	77.9	78.0	78.1
98.0	98.1	98.1	98.1	98.3	98.3	98.3
62,401,971	64,062,467	63,394,262	61,153,499	60,276,180	60,128,354	60,065,000
6月27日	6月25日	7月10日	9月22日	7月7日	7月3日	—
220,489	257,885	230,875	208,211	215,255	271,548	—
8月6日	7月7日	7月5日	4月19日	7月10日	7月6日	—
200,018	233,386	191,930	181,563	189,664	200,756	184,700
1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	—
144,143	144,369	143,857	140,780	139,836	139,171	—
170,964	175,034	173,683	167,544	165,140	164,285	164,600
471	550	492	450	464	585	—
308	308	310	304	301	301	—
365	373	372	362	356	354	—
55,911,302	55,907,563	55,855,189	55,616,359	55,018,761	54,358,376	53,888,000
89.6	87.3	88.1	90.9	91.3	90.4	89.7
228,200	221,800	221,800	221,800	221,800	221,800	221,800
2,126,621	2,136,549	2,148,450	2,160,282	2,172,529	2,178,060	—

設備が設置されているとみなして換算した数値である。

2. 处理人口・处理水量

項目		月		4	5	6	7	8
		单位						
行政区域	政内	世帯数	世帯	276,486	276,428	276,373	276,532	276,492
		人口	人	595,787	595,692	595,437	595,433	595,279
処区域	理内	世帯数	世帯	227,700	227,600	227,600	227,700	227,600
		人口	人	472,600	472,400	472,200	472,100	471,900
処理 (水洗化)		世帯数	世帯	224,100	224,000	223,900	224,000	224,000
		人口	人	464,300	464,100	463,900	463,800	463,700
処理件数			件	252,608	253,509	253,806	253,958	254,090
処理水量			m ³	4,800,548	4,935,812	4,816,940	5,894,103	5,155,981
1日最大 処理水量	月日	—		4月10日	5月22日	6月28日	7月3日	8月2日
		水量	m ³	169,714	167,753	187,634	271,548	175,793
1日最大 処理水量 (晴天時)	月日	—		4月19日	5月22日	6月25日	7月6日	8月2日
		水量	m ³	164,634	167,753	164,737	200,756	175,793
1日最小 処理水量	月日	—		4月28日	5月5日	6月2日	7月28日	8月14日
		水量	m ³	148,808	145,917	149,076	171,610	157,328
1日平均処理水量			m ³	160,018	159,220	160,565	190,132	166,322
1人1日最大処理水量			ℓ	366	361	404	585	379
1人1日最小処理水量			ℓ	320	314	321	370	339
1人1日平均処理水量			ℓ	345	343	346	410	359
有収水量			m ³	4,209,326	4,662,634	4,355,678	4,687,406	4,393,376

9	10	11	12	1	2	3	計
276,581	276,630	276,600	276,524	276,353	276,239	276,840	—
595,319	595,285	595,161	595,049	594,752	594,561	593,474	—
227,700	227,800	227,700	227,600	227,400	227,300	228,200	—
472,000	471,900	471,700	471,500	471,200	470,900	471,100	—
224,100	224,100	224,100	224,000	223,800	223,600	224,600	—
463,800	463,700	463,500	463,300	463,000	462,700	463,000	—
254,354	254,372	254,478	254,453	254,752	254,724	254,819	—
4,882,558	5,026,413	4,870,737	5,087,803	4,967,902	4,734,155	4,955,402	60,128,354
9月19日	10月3日	11月12日	12月28日	1月9日	2月5日	3月12日	7月3日
169,763	170,600	172,980	173,449	172,859	172,354	171,034	271,548
9月19日	10月31日	11月8日	12月28日	1月21日	2月5日	3月12日	7月6日
169,763	167,870	167,528	173,449	167,010	172,354	171,034	200,756
9月15日	10月14日	11月9日	12月1日	1月1日	2月3日	3月22日	1月1日
154,181	152,266	153,416	157,381	139,171	151,983	143,673	139,171
162,752	162,142	162,358	164,123	160,255	163,247	159,852	164,285
366	368	373	374	373	372	369	585
332	328	331	340	301	328	310	301
351	350	350	354	346	353	345	354
4,797,517	4,321,630	4,689,447	4,352,685	4,790,278	4,493,911	4,604,488	54,358,376

3. 処理場別処理水量

施設名 \ 月	4	5	6	7	8	9
錦江処理場	268,168	276,783	270,138	298,490	277,438	260,743
南部処理場	3,440,320	3,539,740	3,462,780	4,262,710	3,711,540	3,505,530
谷山処理場	1,092,060	1,119,289	1,084,022	1,332,903	1,167,003	1,116,285
計	4,800,548	4,935,812	4,816,940	5,894,103	5,155,981	4,882,558

4. 水質濃度別有収水量(水質料金適用分)

年度 \ 項目	水質濃度区画 (BOD+SS)				
	300を超え 400まで	400を超え 500まで	500を超え 600まで	600を超え 700まで	700を超え 800まで
元	件数(件)				
	水量(m ³)				
	料金(円)				

注1 平成18年度以降は水質料金対象事業所なし。

注2 料金は消費税込額である。

(単位：m³)

10	11	12	1	2	3	合 計
267,520	254,538	248,157	252,999	239,924	263,072	3,177,970
3,612,340	3,508,930	3,697,750	3,605,190	3,429,810	3,566,970	43,343,610
1,146,553	1,107,269	1,141,896	1,109,713	1,064,421	1,125,360	13,606,774
5,026,413	4,870,737	5,087,803	4,967,902	4,734,155	4,955,402	60,128,354

800を超え 900まで	900を超え 1,000まで	1,000を超え 1,100まで	1,100を超え るもの	合 計
				0
				0
				0

5. 用途別件数及び有収水量

用途			年度			28			
			27			28			
大分類	中分類	小分類	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	
生活用水	一般家庭用	家事用	1,021,156	30,276,421	14.82	1,035,811	30,479,875	14.71	
		共同住宅用	327,566	7,432,077	11.34	325,227	7,274,021	11.18	
		小計	1,348,722	37,708,498	13.98	1,361,038	37,753,896	13.87	
	家事兼営業用	家事兼営業用	16,989	660,556	19.44	16,872	644,979	19.11	
	複合ビル用	複合ビル用	9,364	310,647	16.59	9,425	312,464	16.58	
	公衆浴場用	公衆浴場用	234	2,294,496	4,902.77	237	2,406,376	5,076.74	
	計			1,375,309	40,974,197	14.90	1,387,572	41,117,715	14.82
都市生活動用水	官公署・学校	官公署用	2,518	906,226	179.95	2,425	861,883	177.71	
		学校用	2,273	925,026	203.48	2,314	922,031	199.23	
		公共用	3,267	324,531	49.67	3,281	303,648	46.27	
		水道施設用	66	2,181	16.52	66	1,385	10.49	
		小計	8,124	2,157,964	132.81	8,086	2,088,947	129.17	
	事務所用	事務所用	23,679	886,871	18.73	23,826	854,648	17.94	
	病院用	病院用	4,880	2,426,096	248.58	4,863	2,424,817	249.31	
	営業用	娯楽用	640	238,290	186.16	616	232,421	188.65	
		旅館用	1,032	1,379,107	668.17	943	1,349,838	715.71	
		飲食店用	14,119	1,428,491	50.59	14,211	1,414,721	49.78	
		その他	46,364	4,585,466	49.45	47,314	4,494,842	47.50	
		小計	62,155	7,631,354	61.39	63,084	7,491,822	59.38	
	工場用	工場用	3,008	1,831,081	304.37	2,967	1,877,240	316.35	
	計			101,846	14,933,366	73.31	102,826	14,737,474	71.66
	合計			1,477,155	55,907,563	18.92	1,490,398	55,855,189	18.74

注1 件数は、下水道条例第20条の2を適用するアパート・マンション等の共同住宅の場合、各世帯ごとに排水設備

注2 原単位欄の数値は、有収水量を件数の2倍で除している。

注3 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(単位：件，m³)

29			30			令和元			構成比(%) (令和元年度)	
件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量	原単位	件数	有収水量
1,047,007	30,483,332	14.56	1,057,580	30,487,939	14.41	1,066,776	30,432,411	14.26	69.91	55.98
325,546	7,258,399	11.15	326,911	7,192,919	11.00	328,828	7,208,120	10.96	21.55	13.26
1,372,553	37,741,731	13.75	1,384,491	37,680,858	13.61	1,395,604	37,640,531	13.49	91.46	69.25
16,716	627,560	18.77	16,623	612,180	18.41	16,434	599,482	18.24	1.08	1.10
9,363	314,299	16.78	9,356	310,902	16.62	9,370	309,086	16.49	0.61	0.57
236	2,347,125	4,972.72	228	2,208,171	4,842.48	213	1,973,318	4,632.20	0.01	3.63
1,398,868	41,030,715	14.67	1,410,698	40,812,111	14.47	1,421,621	40,522,417	14.25	93.17	74.55
2,401	775,458	161.49	2,418	739,651	152.95	2,347	716,808	152.71	0.15	1.32
2,310	900,584	194.93	2,341	885,662	189.16	2,720	862,733	158.59	0.18	1.59
3,286	300,711	45.76	3,304	297,004	44.95	3,287	280,144	42.61	0.22	0.52
66	895	6.78	66	1,009	7.64	66	1,757	13.31	0.00	0.00
8,063	1,977,648	122.64	8,129	1,923,326	118.30	8,420	1,861,442	110.54	0.55	3.42
23,841	832,800	17.47	23,918	815,905	17.06	24,071	795,077	16.52	1.58	1.46
4,827	2,351,263	243.55	4,817	2,277,427	236.39	4,850	2,267,171	233.73	0.32	4.17
599	217,675	181.70	577	212,354	184.02	564	206,201	182.80	0.04	0.38
919	1,421,156	773.21	908	1,420,375	782.14	900	1,366,635	759.24	0.06	2.51
14,114	1,378,298	48.83	13,922	1,350,973	48.52	13,690	1,295,354	47.31	0.90	2.38
47,978	4,521,749	47.12	48,369	4,594,815	47.50	48,928	4,527,457	46.27	3.21	8.33
63,610	7,538,878	59.26	63,776	7,578,517	59.42	64,082	7,395,647	57.70	4.20	13.61
2,909	1,885,055	324.00	2,848	1,611,475	282.91	2,826	1,516,622	268.33	0.19	2.79
103,250	14,585,644	70.63	103,488	14,206,650	68.64	104,249	13,835,959	66.36	6.83	25.45
1,502,118	55,616,359	18.51	1,514,186	55,018,761	18.17	1,525,870	54,358,376	17.81	100.00	100.00

が設置されているものとみなして換算した数値を示す。

6. 水量区画別件数及び有収水量

水量区画		年度	27	28	29	30	令和元
一 般 用	0m ³ ～10m ³	件数(件)	1,223,686	1,251,447	1,274,256	1,307,791	1,330,918
		水量(m ³)	7,024,992	7,114,955	7,172,033	7,321,106	7,401,353
		料金(円)	822,448,727	837,708,056	849,439,181	870,203,877	888,461,072
	11m ³ ～30m ³	件数(件)	1,556,043	1,557,328	1,561,211	1,557,462	1,560,826
		水量(m ³)	27,461,674	27,440,809	27,466,945	27,383,823	27,339,637
		料金(円)	2,466,444,911	2,464,383,848	2,466,551,195	2,458,961,415	2,469,958,293
	31m ³ ～50m ³	件数(件)	144,884	144,256	141,324	137,127	134,343
		水量(m ³)	5,201,512	5,175,455	5,070,743	4,925,568	4,820,369
		料金(円)	516,289,045	513,540,793	503,179,012	488,968,262	481,435,012
	51m ³ ～100m ³	件数(件)	21,875	21,744	21,188	20,860	20,561
		水量(m ³)	1,480,038	1,472,775	1,439,680	1,420,274	1,397,244
		料金(円)	176,456,800	175,644,381	171,802,869	169,558,199	167,780,557
	101m ³ ～200m ³	件数(件)	10,912	10,346	10,527	10,402	10,309
		水量(m ³)	1,524,839	1,443,072	1,470,257	1,460,393	1,446,599
		料金(円)	221,060,673	209,085,562	213,106,909	212,007,115	211,274,983
	201m ³ ～500m ³	件数(件)	7,647	7,526	7,534	7,474	7,091
		水量(m ³)	2,362,406	2,296,335	2,308,934	2,282,954	2,171,022
		料金(円)	414,735,312	402,226,930	404,757,613	399,960,792	382,868,953
	501m ³ ～1000m ³	件数(件)	2,530	2,492	2,302	2,327	2,353
		水量(m ³)	1,724,436	1,706,456	1,577,190	1,591,765	1,617,589
		料金(円)	338,685,870	335,341,790	309,961,104	312,766,546	319,983,181
	1001m ³ 以上	件数(件)	2,289	2,235	2,236	2,195	2,121
		水量(m ³)	6,833,170	6,798,956	6,763,452	6,424,707	6,191,245
		料金(円)	1,522,161,908	1,515,741,457	1,507,467,025	1,429,963,536	1,386,239,021
小 計	件数(件)	2,969,866	2,997,374	3,020,578	3,045,638	3,068,522	
	水量(m ³)	53,613,067	53,448,813	53,269,234	52,810,590	52,385,058	
	料金(円)	6,478,283,246	6,453,672,817	6,426,264,908	6,342,389,742	6,308,001,072	
公衆浴場用	件数(件)	467	473	473	460	429	
	水量(m ³)	2,294,496	2,406,376	2,347,125	2,208,171	1,973,318	
	料金(円)	20,035,408	21,005,698	20,494,482	19,288,353	17,353,121	
計	件数(件)	2,970,333	2,997,847	3,021,051	3,046,098	3,068,951	
	水量(m ³)	55,907,563	55,855,189	55,616,359	55,018,761	54,358,376	
	料金(円)	6,498,318,654	6,474,678,515	6,446,759,390	6,361,678,095	6,325,354,193	

注 件数は「基本料金件数」、水量は「有収水量」、料金は「水量料金(税込)」を示す。

種別件数(件)	1種	2,883,586	2,911,100	2,934,615	2,960,129	2,982,907
		2種	86,747	86,747	86,436	85,969

水量料金(円)	6,498,318,654	6,474,678,515	6,446,759,390	6,361,678,095	6,325,354,193
水質料金(円)	0	0	0	0	0
計(下水道使用料)(円)	6,498,318,654	6,474,678,515	6,446,759,390	6,361,678,095	6,325,354,193

第3章 業 務

1. 下水道使用料調定状況

(単位：件、円)

項目 年度	納 付 制		口 座 振 替 制		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
27	211,768 17.9	1,485,270,977 22.9	972,908 82.1	5,013,047,677 77.1	1,184,676	6,498,318,654 (6,016,961,717)
28	216,563 18.1	1,483,907,181 22.9	981,184 81.9	4,990,771,334 77.1	1,197,747	6,474,678,515 (5,995,072,700)
29	221,892 18.4	1,487,695,166 23.1	987,182 81.6	4,959,064,224 76.9	1,209,074	6,446,759,390 (5,969,221,658)
30	227,181 18.6	1,473,380,333 23.2	993,841 81.4	4,888,297,762 76.8	1,221,022	6,361,678,095 (5,890,442,681)
令和元	231,967 18.9	1,448,977,578 22.9	998,383 81.1	4,876,376,615 77.1	1,230,350	6,325,354,193 (5,820,679,164)

注 ()内は、消費税抜額である。

2. 下水道使用料収納状況

(単位：件、円)

項目 年度	前年度未 未 収		当 年 度 調 定		当 年 度 収 納		不 納 欠 損		当 年 度 未 未 収	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
27	155,326	801,822,751	1,184,676	6,498,318,654	1,183,882	6,486,792,343	2,830	14,955,972	153,290 (104,555)	798,393,090 (608,752,511)
28	153,290	798,393,090	1,197,747	6,474,678,515	1,195,860	6,479,752,616	3,089	12,823,097	152,088 (105,078)	780,495,892 (602,850,177)
29	152,088	780,495,892	1,209,074	6,446,759,390	1,203,842	6,445,323,651	3,734	11,255,372	153,586 (105,502)	770,676,259 (596,853,744)
30	153,586	770,676,259	1,221,022	6,361,678,095	1,218,790	6,369,367,118	3,304	7,260,638	152,514 (106,420)	755,726,598 (585,395,297)
令和元	152,514	755,726,598	1,230,350	6,325,354,193	1,231,677	6,311,438,858	2,596	5,838,799	148,591 (107,431)	763,803,134 (603,538,544)

注1 当年度収納は、過年度分の収納を含む。

注2 ()は、翌年度4月納入期限の3月調定分(納期未到来) ※2月調定のうち毎月口座振替分(4月振替分)を含む。

収納方法別内訳

(単位：件、円)

項目 年度	金 融 機 関 窓 口		口 座 振 替		水 道 局 窓 口		コ ン ビ ニ		合 計	
	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数 構成比(%)	金 額 構成比(%)	件 数	金 額
27	37,519 3.2	1,011,475,196 15.6	933,589 78.9	4,877,401,308 75.2	34,255 2.9	115,513,977 1.8	178,519 15.1	482,401,862 7.4	1,183,882	6,486,792,343
28	35,798 3.0	1,005,774,390 15.5	943,330 78.9	4,871,190,593 75.2	31,170 2.6	105,069,517 1.6	185,562 15.5	497,718,116 7.7	1,195,860	6,479,752,616
29	35,394 2.9	1,005,429,950 15.6	949,727 78.9	4,843,037,626 75.1	25,006 2.1	82,122,112 1.3	193,715 16.1	514,733,963 8.0	1,203,842	6,445,323,651
30	34,500 2.8	967,140,578 15.2	957,018 78.5	4,785,878,750 75.1	26,708 2.2	87,684,770 1.4	200,564 16.5	528,663,020 8.3	1,218,790	6,369,367,118
令和元	33,063 2.7	936,163,439 14.8	962,697 78.2	4,747,477,950 75.2	30,192 2.5	95,754,682 1.5	205,725 16.7	532,042,787 8.4	1,231,677	6,311,438,858

注 構成比は、端数の四捨五入のため個々の和が100と異なることがある。

3. 受益者負担金収入状況

(単位：件、円)

項目 年度	賦課件数	調 定 額	徴 収 額
27	592	26,288,933	25,770,435
28	438	17,861,179	17,339,398
29	341	13,759,921	13,354,900
30	606	23,791,727	23,384,471
令和元	431	17,876,565	17,570,678

4. 排水設備

(単位：件)

項目 年度	工 事 件 数 (完 成)					改 造	撤 去	合 計
	新 設				小 計			
	新 築	浄化槽改造	汲 取 改 造					
27	1,579	433	45	2,057	2,103	232	4,392	
28	1,546	463	35	2,044	1,988	194	4,226	
29	1,595	292	19	1,906	2,311	198	4,415	
30	1,557	442	14	2,013	2,472	250	4,735	
令和元	1,386	169	11	1,566	2,538	184	4,288	

5. 水洗便所改造資金融資あつ旋・助成金制度

(1) 水洗便所改造資金 融資あつ旋制度

令和2年3月31日現在

融資あつ旋制度	設備	限度額	利率	内容
	浄化槽便所	30万円※	無利子	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
			1.50%	処理開始の日から1年を超え3年以内に公共下水道へ接続する場合
			2.00%	処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合
	くみ取り便所		無利子	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合
2.00%			処理開始の日から3年を超えた日以後に公共下水道へ接続する場合	

※ 2か所以上の便所がある場合には、便所1か所増える毎に15万円を加算した額以内（いずれも工事に要した費用の範囲で、1万円単位とします。）

(2) 水洗便所改造資金 助成金制度

令和2年3月31日現在

助成金制度	設備	助成金額	内容
	浄化槽便所	浄化槽1基につき1万7千円	処理開始の日から1年以内に公共下水道へ接続する場合
くみ取り便所	便槽1槽につき1万7千円	処理開始の日から3年以内に公共下水道へ接続する場合	

注 融資あつ旋制度と助成金制度との併用はできない。

(3) 制度実績

融資あつ旋制度 (単位：戸、千円)

年度	項目 区分	融資の実行	
		戸数	金額
27	無利子	2	600
	1.50%	0	0
	2.15%	0	0
	計	2	600
28	無利子	4	1,290
	1.50%	0	0
	2.00%	1	300
	計	5	1,590
29	無利子	3	670
	1.50%	0	0
	1.95%	1	300
	計	4	970
30	無利子	6	1,440
	1.50%	0	0
	2.00%	0	0
	計	6	1,440
令和元	無利子	7	2,090
	1.50%	1	290
	2.00%	1	320
	計	9	2,700

助成金制度 (単位：戸、千円)

年度	項目 区分	助成金の交付	
		戸数	金額
27	浄化槽	209	3,553
	くみ取り	25	425
	計	234	3,978
28	浄化槽	189	3,213
	くみ取り	8	136
	計	197	3,349
29	浄化槽	129	2,193
	くみ取り	3	51
	計	132	2,244
30	浄化槽	209	3,553
	くみ取り	2	34
	計	211	3,587
令和元	浄化槽	84	1,428
	くみ取り	4	68
	計	88	1,496

6. 低宅地汚水ポンプ施設設置補助金制度

(1) 制度概要

令和2年3月31日現在

補助金制度	交付対象者	補助金の額	交付対象経費
	公共下水道の処理区域内にある低宅地の既存家屋に汚水ポンプ施設を設置しようとする者	〈補助の割合〉 交付対象経費の5分の4相当額 〈1件当たりの限度額〉 55万円	汚水ポンプ施設の設置工事

(2) 制度実績

(単位：千円)

項目	27	28	29	30	令和元
件数	1	0	0	1	0
補助金	550	0	0	550	0

7. 電力使用状況

(1) 電力使用量

(単位：kWh)

施設名	27	28	29	30	令和元
錦江処理場	2,547,936	2,579,568	2,615,520	2,666,880	2,780,745
南部処理場(2号用地処理場を含む)	18,914,584	18,747,920	18,642,416	18,472,068	18,827,096
南部処理場脇田分場	34,350	0	0	0	0
1号用地処理場	2,973,804	1,053,048	790,188	779,628	773,494
谷山処理場	4,417,092	5,420,652	5,292,780	5,251,116	5,267,759
下水汚泥堆肥化場	1,932,231	1,874,370	1,904,034	1,880,118	1,777,068
大明ヶ丘中継ポンプ場	179,220	174,888	168,570	164,916	166,512
上町中継ポンプ場	289,279	288,241	289,218	293,376	294,056
その他ポンプ所	142,819	130,850	101,191	92,950	87,110
計	31,431,315	30,269,537	29,803,917	29,601,052	29,973,840

(2) 電力料

(単位：円)

施設名	27	28	29	30	令和元
錦江処理場	41,665,605	38,935,888	42,504,946	45,768,450	46,495,931
南部処理場(2号用地処理場を含む)	276,635,020	251,193,024	272,021,676	291,185,301	307,827,948
南部処理場脇田分場	2,076,831	0	0	0	0
1号用地処理場	43,299,897	17,606,205	13,821,664	14,476,043	14,727,643
谷山処理場	68,092,782	76,892,642	81,835,521	87,375,826	89,387,750
下水汚泥堆肥化場	28,226,230	25,383,982	28,327,074	30,168,714	28,754,015
大明ヶ丘中継ポンプ場	4,034,396	3,776,547	3,739,645	4,100,460	4,041,591
上町中継ポンプ場	4,740,067	4,346,718	4,730,407	5,195,471	5,271,042
その他ポンプ所	4,343,760	3,994,824	3,672,676	3,660,984	3,613,731
計	473,114,588	422,129,830	450,653,609	481,931,249	500,119,651

8. 薬品使用状況

(1) 薬品購入量

(単位：kg)

		年度				
薬品名	施設名	27	28	29	30	令和元
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	45,980	46,000	41,460	41,540	36,820
	南部処理場	342,730	320,320	355,600	367,880	443,070
	南部処理場脇田分場	0	0	0	0	0
	1号用地処理場	28,100	0	0	0	0
	谷山処理場	126,590	113,340	113,410	108,600	113,320
	計	543,400	479,660	510,470	518,020	593,210
消石灰	南部処理場	1,546,360	1,331,250	1,315,100	1,433,490	1,327,670
塩化第二鉄	南部処理場	1,244,200	1,172,370	1,277,610	1,343,290	1,297,070
高分子凝集剤	南部処理場	73,500	84,900	90,300	95,490	81,225
	1号用地処理場	9,150	8,850	5,640	4,890	4,440
	計	82,650	93,750	95,940	100,380	85,665
ポリ塩化アルミニウム	1号用地処理場	0	0	0	0	0
消臭剤	南部処理場	23,400	23,800	22,170	22,190	22,150
ポリ硫酸第二鉄	南部処理場	0	0	0	0	0
	谷山処理場	65,420	53,550	41,630	64,550	70,770
	計	65,420	53,550	41,630	64,550	70,770
起泡助剤	南部処理場	1,980	2,304	2,412	3,006	2,682

(2) 薬品費

(単位：円)

		年度				
薬品名	施設名	27	28	29	30	令和元
次亜塩素酸ナトリウム	錦江処理場	2,651,755	2,608,200	2,283,613	2,288,020	2,046,813
	南部処理場	19,765,929	18,162,144	19,586,449	20,262,833	24,610,406
	南部処理場脇田分場	0	0	0	0	0
	1号用地処理場	1,620,579	0	0	0	0
	谷山処理場	7,300,696	6,426,378	6,246,620	5,981,683	6,306,394
	計	31,338,959	27,196,722	28,116,682	28,532,536	32,963,613
消石灰	南部処理場	55,947,300	46,007,995	45,449,851	50,748,665	48,465,325
塩化第二鉄	南部処理場	59,393,127	55,964,249	60,987,985	64,123,286	62,481,018
高分子凝集剤	南部処理場	79,851,420	94,298,904	99,769,482	104,077,483	93,139,415
	1号用地処理場	3,211,650	3,001,212	1,882,180	1,770,303	1,714,863
	計	83,063,070	97,300,116	101,651,662	105,847,786	94,854,278
ポリ塩化アルミニウム	1号用地処理場	0	0	0	0	0
消臭剤	南部処理場	12,420,540	12,686,760	11,732,364	11,806,128	12,026,500
ポリ硫酸第二鉄	南部処理場	0	0	0	0	0
	谷山処理場	2,472,876	1,476,310	1,007,819	2,081,777	2,777,463
	計	2,472,876	1,476,310	1,007,819	2,081,777	2,777,463
起泡助剤	南部処理場	1,133,351	1,256,601	1,302,480	1,657,065	1,542,419
その他	水質分析用薬品外	2,290,220	2,434,474	2,920,470	2,367,804	1,977,340
合計		248,059,443	244,323,227	253,169,313	267,165,047	257,087,956

9. 下水汚泥処分状況

(1) 脱水ケーキ量

(単位：t)

項目		年度					
		27	28	29	30	令和元	
南 処 理 場 部 系	脱水ケーキ量		36,639.31	37,686.12	39,112.23	40,186.87	40,241.54
	内訳	堆肥化	36,639.31	37,686.12	39,112.23	40,186.87	40,241.54
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1 号 用 地 系	脱水ケーキ量		3,522.39	3,086.63	2,286.23	1,946.18	1,482.60
	内訳	堆肥化	3,522.39	3,086.63	2,286.23	1,946.18	1,482.60
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	脱水ケーキ量		40,161.70	40,772.75	41,398.46	42,133.05	41,724.14
	内訳	堆肥化	40,161.70	40,772.75	41,398.46	42,133.05	41,724.14
		その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(2) 有効利用量

(単位：t)

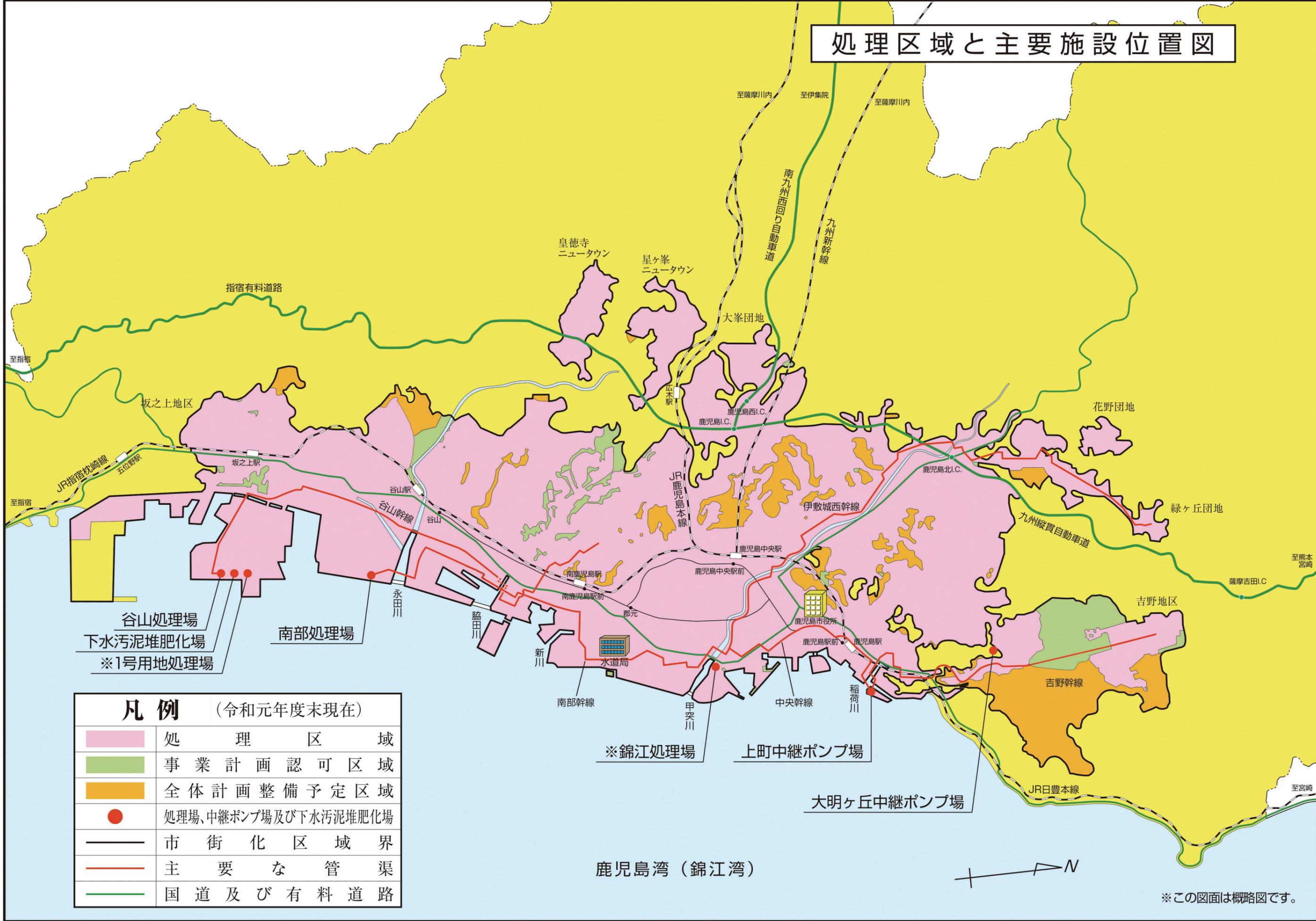
項目		年度					
		27	28	29	30	令和元	
サツマソイル (堆肥化製品)	有効利用量		11,386.833	11,515.233	10,675.109	10,043.263	10,386.136
	内訳	販売量	11,340.630	11,479.075	10,636.905	10,010.425	10,361.930
		その他	46.203	36.158	38.204	32.838	24.206

10. 水質試験成績表(放流水)

項目	施設名 単位	錦江処理場	南部処理場	谷山処理場
カドミウム	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
有機燐	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
鉛	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
砒素	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
P C B	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
セレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ほう素	mg/L	1 未満	1 未満	1 未満
ふっ素	mg/L	0.8 未満	0.8 未満	0.8 未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
アンモニア、アンモニウム、亜硝酸及び硝酸	mg/L	6.0	8.6	10.5
水素イオン濃度 (pH)	—	6.8	6.8	6.9
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.9	2.8	2.6
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	9.7	8.8	8.4
浮遊物質 (SS)	mg/L	2	2	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 未満	5 未満	5 未満
フェノール	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
銅	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	mg/L	0.03	0.03	0.03
溶解性鉄	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
溶解性マンガン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
大腸菌群数	個/cm ³	30 未満	30 未満	30 未満
全窒素	mg/L	9.6	12.9	23.8
全りん	mg/L	0.18	0.75	0.22
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		0.00004	

注 上記数値は、令和元年度の平均値を示す。

処理区域と主要施設位置図



凡例 (令和元年度末現在)	
	処理区域
	事業計画認可区域
	全体計画整備予定区域
	処理場、中継ポンプ場及び下水汚泥堆肥化場
	市街化区域界
	主要な管渠
	国道及び有料道路

※この図面は概略図です。

※ 1号用地処理場の水処理施設については平成27年度に廃止、錦江処理場は令和3年度を目標に廃止予定。

第4章 施設の概要

1. 処理場・汚泥堆肥化場・ポンプ場施設概要

(1) 錦江処理場

所在地 鹿児島市錦江町5番3号
敷地面積 14,315 m²
処理開始 昭和30年11月29日
処理能力 19,000 m³/日
処理方法 活性汚泥法

主要施設	数量	概要
沈砂池	1池	鉄筋コンクリート造 幅2m 長10m 高段
	1池	鉄筋コンクリート造 幅2m 長10m 低段
汚水ポンプ井	1池	鉄筋コンクリート造 幅6m 長4m 深4.09m 高段用
	1池	鉄筋コンクリート造 幅4m 長4m 深4.65m 低段用
汚水ポンプ	6台	立軸渦巻斜流ポンプ
	1台	水中汚水ポンプ
反応タンク	3池	鉄筋コンクリート造 乙系統 幅6m 長68m 深4.5m
	1池	鉄筋コンクリート造 乙系統 幅6m 長64m 深4.5m
最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造 乙系統 中央流入垂直流式
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造 乙系統 長方形回流式
塩素滅菌設備	1式	乙系統 次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ
汚泥圧送設備	2台	スクリーポンプ
送風機設備	4台	乙系統 電動機直結多段ターボブロワ
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 通信設備, 中央監視設備
本館	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 14m×39.5m
		地上2階 14m×31.5m
		地上3階 14m×26.0m
		地上4階 14m×4.55m
処理水再利用設備	1基	鋼板製重力式多層砂ろ過器
脱臭設備	2基	乙系統 脱臭装置
	1基	前処理 脱臭装置
乙系統水処理上屋	1棟	鉄筋コンクリート及びプレキャストコンクリート造
		地上1階 38.34m×56.10m
		28.44m×66.19m
		地上2階 33.70m×13.35m
地上3階 33.70m×13.35m		
第一機械室	1棟	木造平屋 18.20m×12.25m
第二機械室	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 9.0m×23.5m
		地上1階 9.0m×25.8m

(2) 南部処理場

所在地 鹿児島市南栄二丁目13番地
敷地面積 92,238 m²
処理開始 昭和54年7月2日
処理能力 149,600 m³/日
処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要
沈砂池	4池	鉄筋コンクリート造 幅 2.5m 長15m
汚水ポンプ	6台	立軸渦巻斜流ポンプ
予備エアレーションタンク	1池	鉄筋コンクリート造 幅 3.2m 長211.1m 深3.2m
最初沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造 幅 8.2m 長 24.0m 深2.5m
反応タンク	22池	鉄筋コンクリート造 幅8.35m 長 47.3m 深6.0m
最終沈殿池	22池	鉄筋コンクリート造 幅上層6.0m 下層8.4m 2階層式 上層24.1m 下層22.4m 有効水深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造 幅 4.0m 長180.0m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ
塩素滅菌機室	1棟	鉄筋コンクリート造 18.0m×14.0m
汚泥濃縮タンク	4池 2基 2基	重力式濃縮タンク有効径10.8m 有効水深3.0m 加圧浮上式濃縮タンク 常圧浮上式濃縮装置
脱水設備	4台 2台	加圧脱水機 204m ² (2m×2m×32室) スクリュープレス脱水機 (φ1,000)
送風機設備	4台 2台	電動機直結多段ターボブロワ 歯車増速式単段ターボブロワ
脱臭設備	1式	脱臭機, ダクト
管理本館 (沈砂池, ポンプ室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 30.0m×51.6m(沈砂池他) 地下1階 30.0m×51.6m(ポンプ室他) 地上1階 30.0m×51.6m 地上2階 30.0m×51.6m 地上3階 30.0m×34.8m 地上R階 12.0m×27.6m
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 通信設備, 中央監視制御設備
処理水再利用設備	1式	急速ろ過装置, オートストレーナー
放流渠等	1式	鉄筋コンクリート造 1.8m×1.8m 延長201.2m 1.8m×1.8m } × { 延長196.5m 1.5m×1.5m
雑用水棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 25.2m×29.8m 地上1階(鉄骨造) 23.0m×25.2m 6.9m×12.3m 5.4m×6.8m
汚泥し渣処理設備	1式	ドラムスクリーン, スクリュープレス
汚泥処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階 30.0m×54.0m 地上1階 30.0m×54.0m 地上2階 30.0m×54.0m 地上3階 30.0m×54.0m 地上4階 30.0m×54.0m

主要施設	数量	概要	要
汚泥濃縮棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 19.5m×52.5m 地上1階 19.5m×52.5m 地上2階 19.5m×52.5m
送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 12.0m×42.0m 地下1階 12.0m×42.0m 地上1階 12.0m×54.0m 地上2階 12.0m×18.0m 地上3階 12.0m×18.0m
計量器室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.8m×14.4m 地上1階 12.8m×2.6m
水処理上屋	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 182.15m×44.9m 地上2階 26.55m×22.0m 8.85m×22.0m 17.70m×27.5m
階段棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 8.9m×6.4m 3.65m×2.5m 2.4m×5.2m 地上1階 14.0m×6.6m 4.5m×2.2m 9.1m×6.6m 2.15m×2.15m
汚泥し渣処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.35m×47.0m 5.5m×13.0m 地上1階 16.65m×9.65m

(3) 谷山処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地5
敷地面積 45,000 m²
処理開始 平成12年5月1日
処理能力 53,200 m³/日
処理方法 標準活性汚泥法

主要施設	数量	概要	要
沈砂池	3池	鉄筋コンクリート造	幅 2.0m 長11.0m
汚水ポンプ	5台	立軸渦巻斜流ポンプ	
最初沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長22.3m 深3.0m
反応タンク	7池	鉄筋コンクリート造	幅7.35m 長44.2m 深8.1m
最終沈殿池	7池	鉄筋コンクリート造	幅 7.3m 長43.0m 深3.0m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅 2.8m 長122.9m 深2.7m
塩素滅菌設備	1式	次亜ソタンク, 次亜ソ注入ポンプ	
汚泥濃縮設備	1池 1台	重力式濃縮タンク 遠心濃縮機	有効径10.0m 有効水深3.0m
送風機設備	4台	歯車増速式単段ターボブロワ	
汚泥圧送設備	2台	吸込スクリー付汚泥ポンプ	
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備, 中央監視制御設備(1号用地処理場に設置)	
処理水再利用設備	1式	オートストレーナー, 移床式上向流砂ろ過器, 給水ユニット	
汚泥し渣処理設備	1式	スクリーン, スクリュープレス	
沈砂池ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 45.15m×24.20m 地下1階 45.15m×24.20m 中地下1階 12.52m×24.20m 地上1階 16.62m×24.72m
送風機棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 11.35m×26.35m 地上1階 25.57m×26.62m 地上2階 7.26m×7.50m 地上3階 14.26m×26.62m
雑用水棟 (塩素滅菌機室を含む)	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 26.30m×20.30m 地上1階 12.62m×20.62m
脱臭設備	1式	土壌脱臭床, 脱臭ファン, ダクト	
水処理上屋 (換気ファン室, 水処理電気室)	2棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 25.62m×5.69m
し渣処理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.00m×17.80m 地上1階 8.82m×16.72m
汚泥圧送棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 9.50m×9.00m 地上1階 9.50m×9.00m

(4) 1号用地処理場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地1
敷地面積 49,495 m²
処理開始 昭和63年10月1日
処理能力 12,000 m³/日
処理方法 回転円板法と接触酸化法
水処理施設(※)については平成27年度廃止

主要施設	数量	概要	要
※曝気沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	幅3.0m 長 4.0m
※汚水ポンプ	4台	水中汚水ポンプ	
※調整池	2池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 35.0m 深4.0m 6列
※回転円板池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 7.7m 深1.9m 5段
※中和池	2池	鉄筋コンクリート造	幅4.5m 長 4.5m 深2.5m
※中間沈殿池	4池	鉄筋コンクリート造	幅4.0m 長 23.0m 深3.0m
※接触酸化池	8池	鉄筋コンクリート造	幅3.2m 長28.55m 深4.0m
※最終沈殿池	8池	鉄筋コンクリート造	幅5.0m 長 27.0m 深2.5m
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造	幅2.0m 長 15.0m 深2.0m 3水路
※汚泥調整槽	1槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 10.0m 深4.2m
※汚泥濃縮タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	幅6.0m 長 6.0m 深4.0m
汚泥消化タンク	2槽	鉄筋コンクリート造	有効径18.0m 有効水深8.5m
汚泥脱水機	3台	遠心脱水機	5.0m ³ /時
管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 12.2m×22.8m 地上1階 12.4m×27.4m 地上2階 12.4m×27.4m
プロワ棟	1棟	鉄筋コンクリート造	地下1階 4.5m×28.0m 地上1階 18.0m×28.0m
※沈砂池ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造	地下2階 10.0m×20.0m 地下1階 10.0m×20.0m 地上1階 10.5m×6.5m
汚泥処理設備電気室	1棟	鉄筋コンクリート造	地上1階 6.0m×12.0m

(5) 下水汚泥堆肥化場

所在地 鹿児島市谷山港三丁目2番地4
敷地面積 16,500 m²
運転開始 昭和56年4月24日
処理方法 無添加コンポスト方式

主要施設	数量	概要	要
混合汚泥ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	300m ²
受入れホッパーヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	300m ² , 450m ²
発酵槽	1式	鉄筋コンクリート造一部鋼板使用	容量1,000m ³
発酵ヤード	1式	鉄筋コンクリート造,鉄骨構造(スレート葺,平屋)	2,012m ²
後熟ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	900m ²
電気室	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	400m ²
事務室	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	200m ²
製品ヤード	1式	鉄骨構造(スレート葺,平屋)	400m ²
脱臭設備	1式	脱臭ファン,ダクト,土壌脱臭床,水洗浄塔, 生物脱臭装置,活性炭吸着装置	

(6) 上町中継ポンプ場

所在地 鹿児島市祇園之洲町2番地
敷地面積 2,006 m²
運転開始 昭和57年9月1日
揚水能力 13.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地下2階 6.50m×12.00m 地下1階 26.50m×12.00m 地上1階 24.20m×12.00m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	4台	渦巻ポンプ (内1台予備)
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備
脱臭設備	1式	脱臭ファン, ダクト, 土壌脱臭床

(7) 大明ヶ丘中継ポンプ場

所在地 鹿児島市大明丘一丁目5番5号
敷地面積 857 m²
運転開始 昭和49年10月1日
揚水能力 5.0 m³/分

主要施設	数量	概要
ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 16.35m×8.40m 地上2階 10.70m×8.40m
破砕機	2台	細断機
汚水ポンプ	3台	渦巻ポンプ (内1台予備)
電気設備	1式	受変電設備, 動力設備, 計装設備, 発電機設備, 照明設備

2. 汚水管布設状況(1)

管種 口径	ビニル管					下水道用遠心力ダクタイル鋳鉄管				
	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm	123.250				123.250	28.250				28.250
75mm	6.300				6.300					
100mm	411,480.200	2,308.450	259.800	224.520	413,823.930	1,375.940				1,375.940
125mm	248.800				248.800					
150mm	125,263.970	678.700	334.800	128.750	126,148.720	5,388.300				5,388.300
200mm	782,061.140	1,988.950	259.700	133.000	784,176.790	11,315.040				11,315.040
250mm	182,298.150	177.850	5.300	28.850	182,452.450	235.200				235.200
300mm	15,579.360	182.450			15,761.810	1,052.950				1,052.950
350mm	9,897.440				9,897.440	68.050				68.050
400mm	3,310.560	142.650			3,453.210	116.550				116.550
450mm	2,201.630				2,201.630					
500mm	810.950				810.950					
600mm	412.630				412.630	546.610				546.610
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	1,533,694.380	5,479.050	859.600	515.120	1,539,517.910	20,126.890				20,126.890

管種 口径	陶管					更生陶管				
	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm	978.930			2.880	976.050	32.450				32.450
125mm										
150mm	3,140.860			261.950	2,878.910	809.000	3.650			812.650
200mm	173,300.330			203.850	173,096.480	10,730.600	202.850			10,933.450
250mm	159,117.210			3,059.100	156,058.110	35,282.400	2,986.750		6.200	38,262.950
300mm	1,436.400			485.900	950.500	5,901.550	579.900			6,481.450
350mm	994.950				994.950	157.800				157.800
400mm										
450mm										
500mm										
600mm										
700mm										
800mm										
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	338,968.680			4,013.680	334,955.000	52,913.800	3,773.150		6.200	56,680.750

汚水管布設状況(2)

(単位：m)

管種 口径	レジンコンクリート管					強化プラスチック複合管				
	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm										
75mm										
100mm										
125mm										
150mm										
200mm						13.650				13.650
250mm	303.900				303.900	15.350				15.350
300mm	455.450				455.450					
350mm						33.150				33.150
400mm										
450mm										
500mm						16.800				16.800
600mm	18.170				18.170	606.000				606.000
700mm						417.450				417.450
800mm	212.650				212.650	75.800				75.800
900mm										
1000mm										
1100mm										
1200mm										
1350mm										
1500mm										
1650mm										
1800mm										
2000mm										
2200mm										
2400mm										
計	990.170				990.170	1,178.200				1,178.200

(単位：m)

管種 口径	ポリエチレン管					合計				
	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長	30年度末 総延長	元年度			元年度末 総延長
		布設	受贈	撤去			布設	受贈	撤去	
50mm						151.500				151.500
75mm	290.450		151.700		442.150	296.750		151.700		448.450
100mm	352.950				352.950	414,220.470	2,308.450	259.800	227.400	416,561.320
125mm						248.800				248.800
150mm	25.000				25.000	134,643.930	682.350	334.800	390.700	135,270.380
200mm	34.550				34.550	1,030,936.120	2,191.800	259.700	336.850	1,033,050.770
250mm						411,457.870	3,614.100	5.300	3,543.650	411,533.620
300mm						37,207.530	894.100		617.650	37,483.980
350mm						23,100.640				23,100.640
400mm						25,700.420	287.150		144.500	25,843.070
450mm						7,983.150				7,983.150
500mm						4,732.740				4,732.740
600mm						9,672.620				9,672.620
700mm						13,085.200				13,085.200
800mm						17,495.870			197.300	17,298.570
900mm						8,821.840				8,821.840
1000mm						4,111.050				4,111.050
1100mm						6,839.150				6,839.150
1200mm						3,144.530				3,144.530
1350mm						2,963.470				2,963.470
1500mm						2,408.950				2,408.950
1650mm						3,801.100				3,801.100
1800mm						604.720				604.720
2000mm						2,058.930				2,058.930
2200mm						248.180				248.180
2400mm						6,593.820	45.100		45.100	6,593.820
計	702.950		151.700		854.650	2,172,529.350	10,023.050	1,011.300	5,503.150	2,178,060.550

第5章 工 事

1. 建設改良工事

(1) 下水道建設事業

()は完成予定年月日

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 事 業 費	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日	備 考
汚 水 管 路 施 設	管径：100mm～400mm 延長：5,680.9m	502,747,304 円	31.2.15 (平成年月日)	2.3.31	
上 町 中 継 ポ ン プ 場	汚水ポンプ設備更新	64,132,817 円	元.9.5	(3.1.29)	
南 部 処 理 場	脱臭設備更新 水処理散気設備更新 送風機設備更新 自動火災報知設備等更新 終沈流入ゲート設備等更新 沈砂池設備更新 汚水ポンプ設備更新	1,178,444,987 円	29.9.27 (平成年月日)	(4.1.31)	
谷 山 処 理 場	汚水ポンプ設備更新	8,153,508 円	元.9.4	(3.1.29)	
調 査 設 計 等	実施設計等	91,999,338 円	31.3.26 (平成年月日)	2.3.16	
そ の 他	土木積算システム導入業務委託	260,446 円	元.7.1	元.9.30	
合 計		1,845,738,400 円			

(2) 下水道改良事業

区 分	本 年 度 施 行 内 容	本 年 度 事 業 費	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日	備 考
汚 水 管 路 施 設	管径：100mm～2,400mm 延長：5,601.60m	834,170,339 円	31.3.14 (平成年月日)	(2.5.15)	
南 部 処 理 場	ドラムスクリーン改良 塩鉄注入ポンプ改良	33,934,171 円	元.7.19	2.2.28	
谷 山 処 理 場	空気調和機改良	18,904,560 円	元.12.26	2.3.18	
調 査 設 計 等	実施設計等	29,841,648 円	31.1.30 (平成年月日)	2.3.18	
そ の 他	土木積算システム導入業務委託	331,477 円	元.7.1	元.9.30	
合 計		917,182,195 円			

(3) 営業設備費

種 別	品 名	数 量	金 額	備 考
車 両 運 搬 具	ラ イ ト バ ン	2 台	2,548,800 円	
	キ ャ ブ バ ン	2 台	1,949,200 円	
	軽 貨 物 自 動 車	1 台	978,890 円	
	小 計	5 台	5,476,890 円	
工 具、器 具 及 び 備 品	全 窒 素 分 析 装 置	1 式	11,638,000 円	
	設 備 情 報 管 理 シ ス テ ム 機 器	1 式	986,333 円	
	リ ン グ 型 送 風 機	1 台	590,976 円	
	ノ ー ト 型 パ ソ コ ン	3 台	427,680 円	
	携 帯 用 無 線 機	1 台	286,740 円	
	超 音 波 洗 浄 器	1 式	286,200 円	
	オ ー ト レ ベ ル	2 台	265,960 円	
	天 秤	1 台	108,000 円	
小 計	—	14,589,889 円		
合 計		—	20,066,779 円	

(4) リース資産購入費

品 名	数 量	金 額	備 考
土 木 積 算 シ ス テ ム	1 式	622,080 円	

(5) ソフトウェア

品 名	数 量	金 額	備 考
土 木 積 算 シ ス テ ム (ソ フ ト ウ ェ ア)	25 台	6,118,589 円	

総 合 計	2,789,728,043 円
-------	-----------------

2. 汚水管路施設補修工事

項目 年度	汚 水 管 路 破 損 等 件 数 (件)		汚 水 管 路 移 設 件 数 (件)	汚 水 管 路 清 掃 延 長 (m)	マ ン ホ ー ル 調 整		汚 水 ま す 調 整	
	緊 急 修 繕	計 画 修 繕			鉄 蓋 取 替 有 り (箇所)	鉄 蓋 取 替 無 し (箇所)	鉄 蓋 取 替 有 り (箇所)	鉄 蓋 取 替 無 し (箇所)
	27	29	123	18	69,667	429	160	65
28	30	101	17	68,699	452	111	27	10
29	36	124	20	76,700	432	106	37	12
30	34	108	27	83,762	599	88	25	6
令和元	40	101	33	84,006	606	99	26	3

第6章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度					
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
収入	8,629,334,164	8,363,987,226	8,133,046,472	7,981,892,468	7,933,926,709	10,336,660,000
営業収益	6,057,466,965	6,031,086,693	6,002,841,896	5,924,982,466	5,852,080,730	6,463,984,000
下水道収益	6,016,961,717	5,995,072,700	5,969,221,658	5,890,442,681	5,820,679,164	5,763,819,000
雨水処理負担金	—	—	—	—	—	667,631,000
その他営業収益	40,505,248	36,013,993	33,620,238	34,539,785	31,401,566	32,534,000
営業外収益	2,516,868,675	2,329,104,088	2,127,920,887	2,056,158,456	2,080,066,023	3,872,676,000
受取利息	3,954,716	3,998,278	3,098,685	2,361,201	3,190,124	2,262,000
補償金	3,541,788	2,102,589	2,819,451	365,703	735,907	1,341,000
国庫補助金	59,524,000	68,930,930	9,012,000	15,500,000	74,819,150	60,262,000
他会計負担金	10,864,000	10,322,000	10,460,000	10,656,000	8,756,000	8,952,000
他会計補助金	892,964,586	743,413,393	631,823,947	518,026,000	527,045,000	544,148,000
堆肥化製品販売収益	13,964,111	13,570,684	12,706,217	11,961,187	11,722,763	12,708,000
長期前受金戻入	1,529,678,667	1,478,190,057	1,451,255,970	1,487,654,489	1,450,697,432	3,240,139,000
雑収益	2,376,807	8,576,157	6,744,617	9,633,876	3,099,647	2,864,000
特別利益	54,998,524	3,796,445	2,283,689	751,546	1,779,956	0
過年度損益修正益	54,758,466	3,222,602	924,523	739,593	477,375	0
その他特別利益	240,058	573,843	1,359,166	11,953	1,302,581	0
支出	7,803,685,100	7,737,558,917	7,558,013,039	7,443,929,067	7,675,415,254	10,027,191,000
営業費用	7,139,464,456	7,126,772,785	7,003,778,094	6,930,454,048	7,195,552,818	9,097,442,000
管さよ費	424,325,891	404,002,560	383,217,376	289,265,067	356,840,102	313,953,000
処理費	2,137,738,225	2,104,475,480	2,201,555,759	2,226,898,422	2,389,532,990	2,466,481,000
業務費	220,569,146	222,235,324	230,861,424	253,760,603	209,302,084	234,532,000
排水費	107,056,422	111,931,235	115,330,427	98,800,948	95,612,869	101,885,000
総係費	521,168,193	662,641,823	647,659,188	551,484,356	681,653,681	496,935,000
雨水費	—	—	—	—	—	208,648,000
減価償却費	3,459,345,608	3,447,532,093	3,360,753,758	3,326,748,102	3,370,683,184	5,178,164,000
資産減耗費	269,260,971	173,954,270	64,400,162	183,496,550	91,927,908	96,844,000
営業外費用	661,357,562	603,665,825	548,918,706	512,767,275	477,204,663	804,447,000
支払利息及び手数料	883,690,521	824,261,730	752,051,939	620,130,016	594,013,005	881,114,000
消費税及び地方消費税	0	0	0	0	0	0
雑支出	227,867,100	226,382,600	205,231,800	110,001,700	123,253,900	100,669,000
特別損失	2,863,082	7,120,307	5,316,239	707,744	2,657,773	117,121,000
固定資産売却損	130,809	123,779	0	0	0	0
過年度損益修正損	2,492,215	6,569,833	4,302,188	707,744	1,646,059	1,973,000
その他特別損失	240,058	426,695	1,014,051	0	1,011,714	115,148,000
予備費	0	0	0	0	0	8,181,000
▲ 当年度純利益	825,649,064	626,428,309	575,033,433	537,963,401	258,511,455	309,469,000
▲ 当年度純損失	0	0	0	0	0	0
▲ 当年度未処分利益	0	0	0	0	0	0
▲ 当年度未処分利益剰余金	825,649,064	626,428,309	575,033,433	537,963,401	258,511,455	309,469,000
▲ 当年度未処理欠損金	0	0	0	0	0	0
▲ 当年度経常利益	773,513,622	629,752,171	578,065,983	537,919,599	259,389,272	434,771,000
▲ 当年度経常損失	0	0	0	0	0	0

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 営業外収益雑収益税抜欄には、消費税及び地方消費税の納税計算上生じた差額が含まれる。

注3 営業外費用雑支出税抜欄には、特定収入等にかかる消費税及び地方消費税が含まれる。

注4 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注5 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当子)	27	28	29	30	令和元	2(当子)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.9	97.2	98.1	99.4	130.3
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.4)	(97.0)	(97.4)	(98.2)	(99.8)	(129.3)
70.2	72.1	73.8	74.2	73.8	62.5	100.2	99.6	99.5	98.7	98.8	110.5
(71.7)	(73.6)	(75.3)	(75.7)	(75.3)	(64.5)	(100.7)	(99.6)	(99.5)	(98.7)	(99.4)	(110.8)
69.7	71.7	73.4	73.8	73.4	55.8	100.2	99.6	99.6	98.7	98.8	99.0
(71.3)	(73.2)	(74.9)	(75.2)	(74.9)	(58.1)	(100.7)	(99.6)	(99.6)	(98.7)	(99.4)	(100.2)
—	—	—	—	—	6.5	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(6.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	101.2	88.9	93.4	102.7	90.9	103.6
(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.3)	(101.2)	(89.0)	(93.4)	(102.7)	(91.0)	(103.6)
29.2	27.8	26.2	25.8	26.2	37.5	97.4	92.5	91.4	96.6	101.2	186.2
(27.6)	(26.3)	(24.7)	(24.3)	(24.7)	(35.5)	(97.4)	(92.5)	(91.4)	(96.6)	(101.2)	(186.1)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	104.0	101.1	77.5	76.2	135.1	70.9
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(104.0)	(101.1)	(77.5)	(76.2)	(135.1)	(70.9)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,097.0	59.4	134.1	13.0	201.2	182.2
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1,097.0)	(59.4)	(134.1)	(13.0)	(201.2)	(182.2)
0.7	0.8	0.1	0.2	0.9	0.6	370.7	115.8	13.1	172.0	482.7	80.5
(0.7)	(0.8)	(0.1)	(0.2)	(0.9)	(0.6)	(370.7)	(115.8)	(13.1)	(172.0)	(482.7)	(80.5)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	94.0	95.0	101.3	101.9	82.2	102.2
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(94.0)	(95.0)	(101.3)	(101.9)	(82.2)	(102.2)
10.3	8.9	7.8	6.5	6.6	5.3	87.4	83.3	85.0	82.0	101.7	103.2
(9.8)	(8.4)	(7.3)	(6.1)	(6.2)	(5.0)	(87.4)	(83.3)	(85.0)	(82.0)	(101.7)	(103.2)
0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	107.5	97.2	93.6	94.1	98.0	108.4
(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(107.5)	(97.2)	(93.6)	(94.1)	(98.9)	(109.4)
17.7	17.7	17.8	18.6	18.3	31.3	100.9	96.6	98.2	102.5	97.5	223.4
(16.8)	(16.7)	(16.9)	(17.6)	(17.2)	(29.7)	(100.9)	(96.6)	(98.2)	(102.5)	(97.5)	(223.4)
0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	104.2	360.8	78.6	142.8	32.2	92.4
(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(103.0)	(474.9)	(81.1)	(143.8)	(30.3)	(80.0)
0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,835.6	6.9	60.2	32.9	236.8	皆減
(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6,000.1)	(6.9)	(59.1)	(34.2)	(225.8)	(皆減)
0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,810.2	5.9	28.7	80.0	64.5	皆減
(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(5,975.3)	(5.9)	(29.2)	(79.4)	(65.1)	(皆減)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	239.0	236.9	0.9	10,897.5	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆増)	(239.0)	(236.9)	(0.9)	(10,090.5)	(皆減)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.7	99.2	97.7	98.5	103.1	130.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.1)	(99.2)	(97.5)	(97.5)	(103.7)	(129.3)
91.5	92.1	92.7	93.1	93.7	90.7	99.7	99.8	98.3	99.0	103.8	126.4
(89.2)	(89.8)	(90.5)	(92.0)	(92.6)	(90.3)	(99.6)	(99.8)	(98.2)	(99.2)	(104.4)	(126.2)
5.4	5.2	5.1	3.9	4.6	3.1	95.5	95.2	94.9	75.5	123.4	88.0
(5.5)	(5.2)	(5.1)	(4.0)	(4.9)	(3.3)	(95.4)	(95.1)	(94.6)	(77.5)	(125.0)	(88.9)
27.4	27.2	29.1	29.9	31.1	24.6	94.2	98.4	104.6	101.2	107.3	103.2
(27.7)	(27.5)	(29.5)	(30.7)	(32.1)	(25.7)	(94.2)	(98.4)	(104.7)	(101.4)	(108.3)	(103.8)
2.8	2.9	3.1	3.4	2.7	2.3	94.0	100.8	103.9	109.9	82.5	112.1
(2.8)	(2.8)	(3.0)	(3.4)	(2.8)	(2.4)	(93.6)	(100.9)	(103.7)	(111.3)	(83.9)	(112.2)
1.4	1.4	1.5	1.3	1.2	1.0	97.3	104.6	103.0	85.7	96.8	106.6
(1.3)	(1.4)	(1.5)	(1.3)	(1.2)	(1.0)	(97.3)	(104.6)	(103.0)	(85.7)	(96.8)	(106.6)
6.7	8.6	8.6	7.4	8.9	5.0	97.7	127.1	97.7	85.2	123.6	72.9
(6.4)	(8.2)	(8.2)	(7.2)	(8.5)	(4.9)	(97.6)	(126.9)	(97.8)	(85.5)	(123.2)	(73.8)
—	—	—	—	—	2.1	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2.2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
44.3	44.6	44.5	44.7	43.9	51.6	98.7	99.7	97.5	99.0	101.3	153.6
(42.1)	(42.3)	(42.3)	(42.9)	(42.0)	(49.8)	(98.7)	(99.7)	(97.5)	(99.0)	(101.3)	(153.6)
3.5	2.2	0.9	2.5	1.2	1.0	396.3	64.6	37.0	284.9	50.1	105.3
(3.4)	(2.3)	(0.8)	(2.4)	(1.1)	(0.9)	(397.7)	(66.7)	(34.8)	(284.9)	(50.1)	(105.3)
8.5	7.8	7.3	6.9	6.2	8.0	92.7	91.3	90.9	93.4	93.1	168.6
(10.8)	(10.1)	(9.5)	(8.0)	(7.4)	(8.5)	(97.5)	(93.3)	(91.2)	(82.5)	(95.8)	(148.3)
8.3	7.7	7.2	6.8	6.1	7.5	92.1	91.3	91.6	92.8	92.8	161.4
(7.9)	(7.3)	(6.8)	(6.5)	(5.8)	(7.3)	(92.1)	(91.3)	(91.6)	(92.8)	(92.8)	(161.4)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—
(2.8)	(2.8)	(2.6)	(1.4)	(1.5)	(1.0)	(116.5)	(99.3)	(90.7)	(53.6)	(112.0)	(81.7)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	152.9	91.1	51.3	158.3	111.7	540.6
(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.2)	(122.4)	(77.4)	(71.8)	(180.9)	(48.1)	(951.0)
0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	1.2	2.7	248.7	74.7	13.3	375.5	4,406.7
(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(1.1)	(2.7)	(261.8)	(74.0)	(13.5)	(365.7)	(4,218.3)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	393.4	94.6	皆減	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(393.4)	(94.6)	(皆減)	(—)	(—)	(—)
0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	68.1	263.6	65.5	16.5	232.6	119.9
(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(66.3)	(278.4)	(65.4)	(16.5)	(232.6)	(121.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.2	177.7	237.7	皆減	皆増	11,381.5
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.1)	(0.2)	(177.7)	(237.7)	(皆減)	(皆増)	(11,381.5)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 資本的収支比較

科目	年度	金 額					(円)
		27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
収入		1,657,678,304	1,285,447,758	1,799,147,105	2,468,404,881	2,309,339,908	4,895,372,000
		(1,657,682,228)	(1,285,455,237)	(1,799,147,105)	(2,468,404,881)	(2,309,339,908)	(4,895,372,000)
国庫補助金		563,159,000	499,759,070	564,783,000	615,549,000	709,747,850	1,141,050,000
		(563,159,000)	(499,759,070)	(564,783,000)	(615,549,000)	(709,747,850)	(1,141,050,000)
他会計負担金		—	—	—	—	—	1,430,491,000
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1,430,491,000)
他会計補助金		54,002,414	44,061,607	28,613,053	13,979,000	2,898,000	3,035,000
		(54,002,414)	(44,061,607)	(28,613,053)	(13,979,000)	(2,898,000)	(3,035,000)
企業債		950,000,000	696,100,000	1,096,000,000	1,561,600,000	1,490,500,000	2,176,200,000
		(950,000,000)	(696,100,000)	(1,096,000,000)	(1,561,600,000)	(1,490,500,000)	(2,176,200,000)
受益者負担金		26,288,933	17,861,179	13,759,921	23,791,727	17,876,565	12,909,000
		(26,288,933)	(17,861,179)	(13,759,921)	(23,791,727)	(17,876,565)	(12,909,000)
工事負担金		63,401,582	26,343,000	94,917,122	252,834,000	87,791,000	130,950,000
		(63,401,582)	(26,343,000)	(94,917,122)	(252,834,000)	(87,791,000)	(130,950,000)
固定資産売却代金		49,076	93,521	0	0	0	0
		(53,000)	(101,000)	(0)	(0)	(0)	(0)
分担金		777,299	1,229,381	1,074,009	651,154	526,493	737,000
		(777,299)	(1,229,381)	(1,074,009)	(651,154)	(526,493)	(737,000)
支出		4,125,140,532	3,539,031,755	3,593,782,225	4,733,406,348	4,220,735,487	6,855,440,000
		(4,246,234,243)	(3,648,871,401)	(3,735,354,915)	(4,967,237,985)	(4,432,053,626)	(7,194,770,000)
建設改良費		1,758,668,110	1,620,485,202	2,008,004,461	3,148,769,243	2,578,479,560	3,744,737,000
		(1,879,711,791)	(1,730,268,288)	(2,149,564,831)	(3,382,096,022)	(2,789,728,043)	(4,078,621,000)
下水道建設事業費		1,331,269,753	1,301,005,010	1,474,673,220	2,201,926,701	1,712,164,231	1,948,605,000
		(1,421,545,217)	(1,388,397,447)	(1,576,439,512)	(2,363,488,135)	(1,845,738,400)	(2,122,183,000)
下水道改良事業費		399,513,030	301,031,672	520,067,421	886,307,159	841,711,622	943,780,000
		(428,249,487)	(322,145,505)	(558,999,459)	(953,428,739)	(917,182,195)	(1,032,521,000)
雨水整備事業費		—	—	—	—	—	837,854,000
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(907,967,000)
営業設備費		25,397,007	15,960,200	10,775,500	58,047,063	23,981,627	14,498,000
		(27,428,767)	(17,237,016)	(11,637,540)	(62,690,828)	(26,185,368)	(15,950,000)
リース資産購入費		2,488,320	2,488,320	2,488,320	2,488,320	622,080	0
		(2,488,320)	(2,488,320)	(2,488,320)	(2,488,320)	(622,080)	(0)
企業債償還金		2,365,847,043	1,917,839,553	1,585,623,764	1,578,326,371	1,641,459,357	3,056,152,000
		(2,365,847,043)	(1,917,839,553)	(1,585,623,764)	(1,578,326,371)	(1,641,459,357)	(3,056,152,000)
庁舎改良負担金		625,379	707,000	154,000	6,310,734	796,570	48,088,000
		(675,409)	(763,560)	(166,320)	(6,815,592)	(866,226)	(52,897,000)
其他資本的支出		0	0	0	0	0	100,000
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(100,000)
予備費		0	0	0	0	0	6,363,000
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7,000,000)
収支差引		▲ 2,467,462,228	▲ 2,253,583,997	▲ 1,794,635,120	▲ 2,265,001,467	▲ 1,911,395,579	▲ 1,960,068,000
		(▲ 2,588,552,015)	(▲ 2,363,416,164)	(▲ 1,936,207,810)	(▲ 2,498,833,104)	(▲ 2,122,713,718)	(▲ 2,299,398,000)
補填財源		(2,633,248,799)	(2,123,033,035)	(1,840,110,111)	(2,328,618,192)	(1,974,248,081)	(2,082,411,000)
建設改良積立金		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
資本的収支調整額		(77,140,216)	(74,446,129)	(96,097,699)	(170,214,912)	(148,465,637)	(216,987,000)
繰越工事資金		(▲ 121,837,000)	(165,937,000)	(0)	(0)	(0)	(0)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 繰越工事資金は、過年度からの繰越財源と次年度への繰越財源を相殺した額である。

注4 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	91.4	77.5	140.0	137.2	93.6	212.0
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(91.4)	(77.5)	(140.0)	(137.2)	(93.6)	(212.0)
34.0	38.9	31.4	24.9	30.7	23.3	74.9	88.7	113.0	109.0	115.3	160.8
(34.0)	(38.9)	(31.4)	(24.9)	(30.7)	(23.3)	(74.9)	(88.7)	(113.0)	(109.0)	(115.3)	(160.8)
—	—	—	—	—	29.2	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(29.2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
3.3	3.4	1.6	0.6	0.1	0.1	65.4	81.6	64.9	48.9	20.7	104.7
(3.3)	(3.4)	(1.6)	(0.6)	(0.1)	(0.1)	(65.4)	(81.6)	(64.9)	(48.9)	(20.7)	(104.7)
57.3	54.2	60.9	63.3	64.5	44.5	113.5	73.3	157.4	142.5	95.4	146.0
(57.3)	(54.2)	(60.9)	(63.3)	(64.5)	(44.5)	(113.5)	(73.3)	(157.4)	(142.5)	(95.4)	(146.0)
1.6	1.4	0.8	1.0	0.8	0.3	104.8	67.9	77.0	172.9	75.1	72.2
(1.6)	(1.4)	(0.8)	(1.0)	(0.8)	(0.3)	(104.8)	(67.9)	(77.0)	(172.9)	(75.1)	(72.2)
3.8	2.0	5.3	10.2	3.8	2.7	54.9	41.5	360.3	266.4	34.7	149.2
(3.8)	(2.0)	(5.3)	(10.2)	(3.8)	(2.7)	(54.9)	(41.5)	(360.3)	(266.4)	(34.7)	(149.2)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	316.6	190.6	皆減	—	—	—
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(316.6)	(190.6)	(皆減)	(—)	(—)	(—)
0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	63.7	158.2	87.4	60.6	80.9	140.0
(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(63.7)	(158.2)	(87.4)	(60.6)	(80.9)	(140.0)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.4	85.8	101.5	131.7	89.2	162.4
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(94.4)	(85.9)	(102.4)	(133.0)	(89.2)	(162.3)
42.6	45.8	55.9	66.5	61.1	54.6	89.2	92.1	123.9	156.8	81.9	145.2
(44.3)	(47.4)	(57.5)	(68.1)	(62.9)	(56.7)	(89.4)	(92.0)	(124.2)	(157.3)	(82.5)	(146.2)
32.3	36.8	41.0	46.5	40.6	28.4	90.4	97.7	113.3	149.3	77.8	113.8
(33.5)	(38.1)	(42.2)	(47.6)	(41.6)	(29.5)	(90.8)	(97.7)	(113.5)	(149.9)	(78.1)	(115.0)
9.7	8.5	14.5	18.7	19.9	13.8	81.4	75.3	172.8	170.4	95.0	112.1
(10.1)	(8.8)	(15.0)	(19.2)	(20.7)	(14.4)	(81.3)	(75.2)	(173.5)	(170.6)	(96.2)	(112.6)
—	—	—	—	—	12.2	—	—	—	—	—	皆増
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(12.6)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
0.6	0.5	0.3	1.2	0.6	0.2	402.3	62.8	67.5	538.7	41.3	60.5
(0.6)	(0.5)	(0.3)	(1.3)	(0.6)	(0.2)	(402.3)	(62.8)	(67.5)	(538.7)	(41.8)	(60.9)
0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	133.3	100.0	100.0	100.0	25.0	皆減
(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(133.3)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(25.0)	(皆減)
57.4	54.2	44.1	33.3	38.9	44.6	98.7	81.1	82.7	99.5	104.0	186.2
(55.7)	(52.6)	(42.4)	(31.8)	(37.0)	(42.5)	(98.7)	(81.1)	(82.7)	(99.5)	(104.0)	(186.2)
0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.7	217.2	113.1	21.8	4,097.9	12.6	6,036.9
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.7)	(217.2)	(113.1)	(21.8)	(4,097.9)	(12.7)	(6,106.6)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	皆増
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(皆増)
—	—	—	—	—	—	96.6	91.3	79.6	126.2	84.4	102.5
(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(96.4)	(91.3)	(81.9)	(129.1)	(84.9)	(108.3)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額					(円)
		27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
固定資産		85,872,101,391	84,103,627,927	82,748,212,220	82,569,809,465	81,739,714,189	122,746,130,000
有形固定資産		85,569,883,915	83,813,364,771	82,470,433,724	82,298,398,775	81,474,502,190	122,442,726,000
土地		3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,489,647	3,732,559,547	4,016,284,000
建物		2,409,458,699	2,215,236,543	2,043,433,119	1,890,316,565	1,802,915,131	2,014,012,000
構築物		68,107,172,759	67,994,055,978	66,978,749,211	66,011,115,516	64,694,782,432	105,256,808,000
機械及び装置		10,080,984,701	9,197,459,775	9,092,580,204	9,385,788,060	9,758,337,999	10,575,470,000
車両運搬具		5,966,049	8,870,389	8,430,100	8,408,361	10,844,127	14,330,000
工具、器具及び備品		26,227,340	30,694,933	31,564,675	104,545,050	96,316,760	90,202,000
リース資産		7,488,000	5,184,000	2,880,000	576,000	0	0
建設仮勘定		1,200,096,720	629,373,506	580,306,768	1,165,159,576	1,378,746,194	475,620,000
無形固定資産		294,217,476	282,263,156	269,778,496	263,410,690	257,211,999	295,404,000
施設利用権		293,158,276	281,203,956	268,682,496	262,314,690	249,902,561	284,609,000
電話加入権		1,059,200	1,059,200	1,096,000	1,096,000	1,096,000	2,121,000
ソフトウェア		—	—	—	—	6,213,438	8,674,000
投資その他の資産		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
地方公共団体金融機構出資金		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
流動資産		4,544,524,556	5,098,546,630	6,208,982,751	6,487,930,070	6,496,388,735	6,754,507,000
現金・預金		3,007,241,186	4,167,687,529	5,188,141,976	5,584,474,082	5,610,273,122	6,148,914,000
未収金		1,468,537,142	793,785,243	823,226,917	870,762,130	804,331,755	600,529,000
未収金		1,482,994,142	807,242,243	835,405,917	882,075,130	815,579,755	609,895,000
貸倒引当金		▲ 14,457,000	▲ 13,457,000	▲ 12,179,000	▲ 11,313,000	▲ 11,248,000	▲ 9,366,000
貯蔵品		5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,063,858	5,064,000
前払金		63,682,370	132,010,000	192,550,000	27,630,000	76,720,000	0
資産合計		90,416,625,947	89,202,174,557	88,957,194,971	89,057,739,535	88,236,102,924	129,500,637,000

注1 令和2年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
95.0	94.3	93.0	92.7	92.6	94.8	97.9	97.9	98.4	99.8	99.0	150.2
94.6	94.0	92.7	92.4	92.3	94.5	97.9	97.9	98.4	99.8	99.0	150.3
4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	3.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	107.6
2.7	2.5	2.3	2.1	2.0	1.6	93.1	91.9	92.2	92.5	95.4	111.7
75.3	76.2	75.3	74.1	73.3	81.3	99.2	99.8	98.5	98.6	98.0	162.7
11.1	10.3	10.2	10.5	11.1	8.2	98.2	91.2	98.9	103.2	104.0	108.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	123.6	148.7	95.0	99.7	129.0	132.1
0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	95.5	117.0	102.8	331.2	92.1	93.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.5	69.2	55.6	20.0	皆減	—
1.3	0.7	0.7	1.3	1.6	0.4	57.2	52.4	92.2	200.8	118.3	34.5
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	96.1	95.9	95.6	97.6	97.6	114.8
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	96.1	95.9	95.5	97.6	95.3	113.9
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	103.5	100.0	100.0	193.5
—	—	—	—	0.0	0.0	—	—	—	—	皆増	139.6
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5.0	5.7	7.0	7.3	7.4	5.2	109.7	112.2	121.8	104.5	100.1	104.0
3.3	4.7	5.8	6.3	6.4	4.7	123.6	138.6	124.5	107.6	100.5	109.6
1.6	0.9	0.9	1.0	0.9	0.5	90.9	54.1	103.7	105.8	92.4	74.7
1.6	0.9	0.9	1.0	0.9	0.5	91.0	54.4	103.5	105.6	92.5	74.8
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	98.4	93.1	90.5	92.9	99.4	83.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	72.2	207.3	145.9	14.3	277.7	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5	98.7	99.7	100.1	99.1	146.8

(2) 負債・資本の部

科目	年度					
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
固定負債	27,355,132,761	26,905,358,361	26,506,776,988	26,248,758,382	26,128,102,319	41,389,870,000
企業債	26,376,770,403	25,655,849,456	25,178,627,096	24,925,060,911	24,685,405,095	39,915,573,000
建設改良費等の 財源に充てるため の企業債	26,376,770,403	25,655,849,456	25,178,627,096	24,925,060,911	24,685,405,095	39,915,573,000
リース債務	5,184,000	2,880,000	576,000	0	0	0
引当金	973,178,358	1,246,628,905	1,327,573,892	1,323,697,471	1,442,697,224	1,474,297,000
退職給付引当金	444,254,559	717,705,106	798,650,093	966,016,041	1,274,134,757	1,418,323,000
修繕引当金	528,923,799	528,923,799	528,923,799	357,681,430	168,562,467	55,974,000
流動負債	2,740,161,270	2,177,328,969	2,484,014,440	2,768,550,776	2,448,034,282	4,118,889,000
企業債	1,917,839,553	1,417,020,947	1,404,619,543	1,641,459,357	1,730,155,816	3,198,121,000
建設改良費等の 財源に充てるため の企業債	1,917,839,553	1,417,020,947	1,404,619,543	1,641,459,357	1,730,155,816	3,198,121,000
リース債務	2,304,000	2,304,000	2,304,000	576,000	0	0
未払金	723,176,971	657,885,384	974,802,729	1,022,906,982	611,999,460	805,871,000
預り金	6,719,746	7,497,638	8,470,168	10,600,437	13,377,006	10,600,000
引当金	90,121,000	92,621,000	93,818,000	93,008,000	92,502,000	104,297,000
賞与引当金	90,121,000	92,621,000	93,818,000	93,008,000	92,502,000	104,297,000
繰延収益	33,083,192,308	32,254,919,310	31,526,802,193	31,062,865,626	30,423,820,217	54,319,991,000
長期前受金	70,081,579,619	70,664,456,719	71,104,551,633	71,741,035,027	72,231,746,272	99,715,746,000
国庫補助金	36,635,961,689	37,053,004,635	37,328,683,938	37,563,829,850	37,919,529,356	46,008,376,000
国庫負担金	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,965,603	6,966,000
県費補助金	496,587,200	496,051,758	490,955,381	486,942,639	484,551,495	587,080,000
他会計補助金等	2,020,276,011	2,060,025,874	2,073,461,357	2,058,571,047	2,052,802,425	16,955,080,000
工事負担金	13,827,248,864	13,845,428,026	13,927,439,873	14,150,063,774	14,225,288,186	14,375,794,000
分担金	5,695,782	6,847,638	7,852,673	8,458,168	8,946,248	9,932,000
補償金	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000	28,970,000
受贈財産評価額	13,877,357,263	13,969,678,434	14,034,139,893	14,212,675,587	14,267,307,144	18,489,130,000
受益者負担金	3,169,387,082	3,184,354,626	3,195,774,634	3,215,475,269	3,231,215,596	3,245,335,000
その他長期前受金	13,130,125	13,130,125	10,308,281	9,083,090	6,170,219	9,083,000
収益化累計額	▲ 36,998,387,311	▲ 38,409,537,409	▲ 39,577,749,440	▲ 40,678,169,401	▲ 41,807,926,055	▲ 45,395,755,000
国庫補助金	▲ 20,397,445,743	▲ 21,181,967,740	▲ 21,741,047,623	▲ 22,235,110,500	▲ 22,736,934,146	▲ 24,108,731,000
国庫負担金	▲ 2,749,150	▲ 2,874,524	▲ 2,999,898	▲ 3,125,272	▲ 3,250,646	▲ 3,375,000
県費補助金	▲ 307,741,609	▲ 317,006,893	▲ 321,518,566	▲ 328,657,889	▲ 335,995,732	▲ 351,582,000
他会計補助金等	▲ 1,158,323,219	▲ 1,197,345,593	▲ 1,222,975,035	▲ 1,242,087,107	▲ 1,272,757,797	▲ 2,520,350,000
工事負担金	▲ 6,367,573,411	▲ 6,611,797,627	▲ 6,856,776,675	▲ 7,100,423,755	▲ 7,351,033,782	▲ 7,616,256,000
分担金	▲ 287,120	▲ 389,993	▲ 513,652	▲ 655,290	▲ 807,908	▲ 975,000
補償金	▲ 20,114,205	▲ 20,635,664	▲ 21,157,123	▲ 21,678,582	▲ 22,200,042	▲ 22,721,000
受贈財産評価額	▲ 7,291,059,826	▲ 7,568,089,262	▲ 7,847,312,310	▲ 8,127,721,196	▲ 8,411,444,035	▲ 9,035,321,000
受益者負担金	▲ 1,440,619,417	▲ 1,496,956,502	▲ 1,553,655,698	▲ 1,610,080,881	▲ 1,667,640,263	▲ 1,727,561,000
その他長期前受金	▲ 12,473,611	▲ 12,473,611	▲ 9,792,860	▲ 8,628,929	▲ 5,861,704	▲ 8,883,000
資本金	22,353,793,963	22,999,057,972	23,625,486,281	24,200,519,714	24,738,483,115	24,738,483,000
剰余金	4,884,345,645	4,865,509,945	4,814,115,069	4,777,045,037	4,497,662,991	4,933,404,000
資本剰余金	2,765,963,446	2,765,963,446	2,765,963,446	2,765,963,446	2,766,033,346	3,018,785,000
国庫補助金	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,832,389	954,833,000
他会計負担金	—	—	—	—	—	252,821,000
他会計補助金	0	0	0	0	0	0
工事負担金	0	0	0	0	0	0
受贈財産評価額	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,131,057	1,811,200,957	1,811,131,000
受益者負担金	0	0	0	0	0	0
利益剰余金	2,118,382,199	2,099,546,499	2,048,151,623	2,011,081,591	1,731,629,645	1,914,619,000
建設改良積立金	1,292,733,135	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,190	1,473,118,000
当年度未処分 利益剰余金	825,649,064	626,428,309	575,033,433	537,963,401	258,511,455	441,501,000
負債・資本合計	90,416,625,947	89,202,174,557	88,957,194,971	89,057,739,535	88,236,102,924	129,500,637,000

注1 令和2年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注3 令和2年度より、公共下水道事業(雨水)に地方公営企業法を適用している。

注4 他会計補助金等には、他会計負担金が含まれる。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当子)	27	28	29	30	令和元	2(当子)
30.3	30.2	29.8	29.5	29.6	32.0	97.1	98.4	98.5	99.0	99.5	158.4
29.2	28.8	28.3	28.0	28.0	30.8	96.5	97.3	98.1	99.0	99.0	161.7
29.2	28.8	28.3	28.0	28.0	30.8	96.5	97.3	98.1	99.0	99.0	161.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.2	55.6	20.0	皆減	—	—
1.1	1.4	1.5	1.5	1.6	1.1	118.5	128.1	106.5	99.7	109.0	102.2
0.5	0.8	0.9	1.1	1.4	1.1	152.1	161.6	111.3	121.0	131.9	111.3
0.6	0.6	0.6	0.4	0.2	0.0	100.0	100.0	100.0	67.6	47.1	33.2
3.0	2.4	2.8	3.1	2.8	3.2	81.8	79.5	114.1	111.5	88.4	168.3
2.1	1.6	1.6	1.8	2.0	2.5	81.1	73.9	99.1	116.9	105.4	184.8
2.1	1.6	1.6	1.8	2.0	2.5	81.1	73.9	99.1	116.9	105.4	184.8
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	25.0	皆減	—
0.8	0.7	1.1	1.1	0.7	0.6	81.7	91.0	148.2	104.9	59.8	131.7
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.4	111.6	113.0	125.2	126.2	79.2
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	100.9	102.8	101.3	99.1	99.5	112.8
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	100.9	102.8	101.3	99.1	99.5	112.8
36.6	36.2	35.4	34.9	34.5	41.9	97.6	97.5	97.7	98.5	97.9	178.5
77.5	79.2	79.9	80.6	81.9	77.0	100.6	100.8	100.6	100.9	100.7	138.0
40.5	41.5	42.0	42.2	43.0	35.5	100.9	101.1	100.7	100.6	100.9	121.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	97.3	99.9	99.0	99.2	99.5	121.2
2.2	2.3	2.3	2.3	2.3	13.1	101.0	102.0	100.7	99.3	99.7	825.9
15.3	15.5	15.7	15.9	16.1	11.1	100.3	100.1	100.6	101.6	100.5	101.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	114.6	120.2	114.7	107.7	105.8	111.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15.3	15.7	15.8	16.0	16.2	14.3	100.4	100.7	100.5	101.3	100.4	129.6
3.5	3.6	3.6	3.6	3.7	2.5	100.7	100.5	100.4	100.6	100.5	100.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	94.3	100.0	78.5	88.1	67.9	147.2
▲ 40.9	▲ 43.1	▲ 44.5	▲ 45.7	▲ 47.4	▲ 35.1	103.5	103.8	103.0	102.8	102.8	108.6
▲ 22.6	▲ 23.7	▲ 24.4	▲ 25.0	▲ 25.8	▲ 18.6	103.3	103.8	102.6	102.3	102.3	106.0
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	104.8	104.6	104.4	104.2	104.0	103.8
▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.3	99.7	103.0	101.4	102.2	102.2	104.6
▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.9	101.3	103.4	102.1	101.6	102.5	198.0
▲ 7.0	▲ 7.4	▲ 7.7	▲ 8.0	▲ 8.3	▲ 5.9	103.9	103.8	103.7	103.6	103.5	103.6
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	145.5	135.8	131.7	127.6	123.3	120.7
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	102.7	102.6	102.5	102.5	102.4	102.3
▲ 8.1	▲ 8.5	▲ 8.8	▲ 9.1	▲ 9.5	▲ 7.0	103.9	103.8	103.7	103.6	103.5	107.4
▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 1.9	▲ 1.3	104.0	103.9	103.8	103.6	103.6	103.6
▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	94.5	100.0	78.5	88.1	67.9	151.5
24.7	25.8	26.6	27.2	28.0	19.1	415.5	102.9	102.7	102.4	102.2	100.0
5.4	5.5	5.4	5.4	5.1	3.8	23.2	99.6	98.9	99.2	94.2	109.7
3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	2.3	73.0	100.0	100.0	100.0	100.0	109.1
1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
—	—	—	—	—	0.2	—	—	—	—	—	皆増
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
2.0	2.0	2.0	2.0	2.1	1.4	77.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減	—	—	—	—	—
2.3	2.4	2.3	2.3	2.0	1.5	12.3	99.1	97.6	98.2	86.1	110.6
1.4	1.7	1.7	1.7	1.7	1.1	100.7	114.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.9	0.7	0.6	0.6	0.3	0.3	5.2	75.9	91.8	93.6	48.1	170.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5	98.7	99.7	100.1	99.1	146.8

4. 費用構成比較

項目	年度					
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
職員給与費	1,091,896,232 (1,092,776,441)	1,240,332,605 (1,241,258,327)	1,255,327,529 (1,256,249,652)	1,074,582,458 (1,075,464,780)	1,203,900,813 (1,204,909,235)	1,058,271,000 (1,059,480,000)
給料	472,951,550 (472,951,550)	476,052,818 (476,052,818)	485,963,038 (485,963,038)	446,251,317 (446,251,317)	452,516,429 (452,516,429)	502,720,000 (502,720,000)
手当	197,318,607 (198,198,816)	207,987,647 (208,913,369)	214,299,088 (215,221,211)	182,908,258 (183,790,580)	188,838,171 (189,846,593)	216,661,000 (217,870,000)
賞与引当金 繰入額	70,500,000 (70,500,000)	72,938,000 (72,938,000)	75,842,000 (75,842,000)	72,883,000 (72,883,000)	72,511,000 (72,511,000)	79,542,000 (79,542,000)
報酬	1,635,600 (1,635,600)	0 (0)				
退職給付費	203,196,654 (203,196,654)	341,193,327 (341,193,327)	324,829,553 (324,829,553)	235,319,632 (235,319,632)	350,364,929 (350,364,929)	105,180,000 (105,180,000)
法定福利費	146,293,821 (146,293,821)	140,525,213 (140,525,213)	152,758,250 (152,758,250)	135,584,651 (135,584,651)	138,034,684 (138,034,684)	154,168,000 (154,168,000)
委託料	984,446,455 (1,063,202,168)	950,397,987 (1,026,429,823)	962,603,997 (1,039,612,313)	1,102,710,755 (1,190,927,612)	1,272,701,123 (1,387,852,686)	1,361,611,000 (1,497,831,000)
修繕費	449,382,398 (485,332,987)	490,704,062 (529,960,385)	496,853,336 (536,601,600)	348,255,852 (389,815,689)	360,747,368 (413,163,258)	439,875,000 (498,966,000)
動力費	438,069,063 (473,114,588)	390,860,954 (422,129,830)	417,271,861 (450,653,609)	446,232,638 (481,931,249)	459,665,107 (500,119,651)	501,294,000 (551,424,000)
薬品費	229,684,670 (248,059,443)	226,225,211 (244,323,227)	234,416,031 (253,169,313)	247,375,044 (267,165,047)	235,955,356 (257,087,956)	247,540,000 (272,296,000)
資本費	4,109,703,874 (4,109,703,874)	4,041,181,715 (4,041,181,715)	3,904,535,535 (3,904,535,535)	3,831,381,476 (3,831,381,476)	3,838,800,048 (3,838,800,048)	5,933,480,000 (5,933,480,000)
減価償却費	3,459,345,608 (3,459,345,608)	3,447,532,093 (3,447,532,093)	3,360,753,758 (3,360,753,758)	3,326,748,102 (3,326,748,102)	3,370,683,184 (3,370,683,184)	5,178,164,000 (5,178,164,000)
企業債利息	650,358,266 (650,358,266)	593,649,622 (593,649,622)	543,781,777 (543,781,777)	504,633,374 (504,633,374)	468,116,864 (468,116,864)	755,316,000 (755,316,000)
その他経費	500,502,408 (739,444,806)	397,856,383 (638,368,189)	287,004,750 (499,675,754)	393,390,844 (509,196,504)	303,645,439 (430,717,839)	485,120,000 (575,653,000)
合計	7,803,685,100 (8,211,634,307)	7,737,558,917 (8,143,651,496)	7,558,013,039 (7,940,497,776)	7,443,929,067 (7,745,882,357)	7,675,415,254 (8,032,650,673)	10,027,191,000 (10,389,130,000)

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
14.0	16.0	16.6	14.4	15.7	10.6	97.7	113.6	101.2	85.6	112.0	87.9
(13.3)	(15.2)	(15.8)	(13.9)	(15.0)	(10.2)	(97.7)	(113.6)	(101.2)	(85.6)	(112.0)	(87.9)
6.1	6.2	6.4	6.0	5.9	5.0	94.9	100.7	102.1	91.8	101.4	111.1
(5.8)	(5.8)	(6.1)	(5.8)	(5.6)	(4.8)	(94.9)	(100.7)	(102.1)	(91.8)	(101.4)	(111.1)
2.5	2.7	2.8	2.5	2.5	2.2	94.6	105.4	103.0	85.4	103.2	114.7
(2.4)	(2.6)	(2.7)	(2.4)	(2.4)	(2.1)	(94.6)	(105.4)	(103.0)	(85.4)	(103.3)	(114.8)
0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	99.6	103.5	104.0	96.1	99.5	109.7
(0.9)	(0.9)	(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.8)	(99.6)	(103.5)	(104.0)	(96.1)	(99.5)	(109.7)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	100.0	100.0	100.0	100.0	皆減
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(皆増)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(皆減)
2.6	4.4	4.3	3.2	4.6	1.0	115.6	167.9	95.2	72.4	148.9	30.0
(2.5)	(4.2)	(4.1)	(3.0)	(4.4)	(1.0)	(115.6)	(167.9)	(95.2)	(72.4)	(148.9)	(30.0)
1.9	1.8	2.0	1.8	1.8	1.5	89.1	96.1	108.7	88.8	101.8	111.7
(1.8)	(1.7)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(1.5)	(89.1)	(96.1)	(108.7)	(88.8)	(101.8)	(111.7)
12.6	12.3	12.7	14.8	16.6	13.6	99.7	96.5	101.3	114.6	115.4	107.0
(12.9)	(12.6)	(13.1)	(15.4)	(17.3)	(14.4)	(99.7)	(96.5)	(101.3)	(114.6)	(116.5)	(107.9)
5.8	6.3	6.6	4.7	4.7	4.4	82.1	109.2	101.3	70.1	103.6	121.9
(5.9)	(6.5)	(6.8)	(5.0)	(5.1)	(4.8)	(82.1)	(109.2)	(101.3)	(72.6)	(106.0)	(120.8)
5.6	5.1	5.5	6.0	6.0	5.0	93.2	89.2	106.8	106.9	103.0	109.1
(5.8)	(5.2)	(5.7)	(6.2)	(6.2)	(5.3)	(93.4)	(89.2)	(106.8)	(106.9)	(103.8)	(110.3)
2.9	2.9	3.1	3.3	3.1	2.5	93.3	98.5	103.6	105.5	95.4	104.9
(3.0)	(3.0)	(3.2)	(3.4)	(3.2)	(2.6)	(93.3)	(98.5)	(103.6)	(105.5)	(96.2)	(105.9)
52.7	52.2	51.7	51.5	50.0	59.2	97.6	98.3	96.6	98.1	100.2	154.6
(50.0)	(49.6)	(49.2)	(49.5)	(47.8)	(57.1)	(97.6)	(98.3)	(96.6)	(98.1)	(100.2)	(154.6)
44.3	44.6	44.5	44.7	43.9	51.6	98.7	99.7	97.5	99.0	101.3	153.6
(42.1)	(42.3)	(42.3)	(42.9)	(42.0)	(49.8)	(98.7)	(99.7)	(97.5)	(99.0)	(101.3)	(153.6)
8.3	7.7	7.2	6.8	6.1	7.5	92.1	91.3	91.6	92.8	92.8	161.4
(7.9)	(7.3)	(6.8)	(6.5)	(5.8)	(7.3)	(92.1)	(91.3)	(91.6)	(92.8)	(92.8)	(161.4)
6.4	5.1	3.8	5.3	4.0	4.8	123.2	79.5	72.1	137.1	77.2	159.8
(9.0)	(7.8)	(6.3)	(6.6)	(5.4)	(5.5)	(121.3)	(86.3)	(78.3)	(101.9)	(84.6)	(133.6)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.7	99.2	97.7	98.5	103.1	130.6
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.1)	(99.2)	(97.5)	(97.5)	(103.7)	(129.3)

5. 処理原価構成比較

項目	年度		金額									
			27		28		29		30		令和元	
	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)	原価費用 (円)	1㎡あたりの 原価 (円・銭)
職員給与費	1,091,896,232 (1,092,776,441)	19.53 (19.55)	1,240,332,605 (1,241,258,327)	22.21 (22.22)	1,255,327,529 (1,256,249,652)	22.57 (22.59)	1,074,582,458 (1,075,464,780)	19.53 (19.55)	1,203,900,813 (1,204,909,235)	22.15 (22.17)		
給料	472,951,550 (472,951,550)	8.46 (8.46)	476,052,818 (476,052,818)	8.52 (8.52)	485,963,038 (485,963,038)	8.74 (8.74)	446,251,317 (446,251,317)	8.11 (8.11)	452,516,429 (452,516,429)	8.32 (8.32)		
手当	197,318,607 (198,198,816)	3.53 (3.55)	207,987,647 (208,913,369)	3.72 (3.74)	214,299,088 (215,221,211)	3.85 (3.87)	182,908,258 (183,790,580)	3.32 (3.34)	188,838,171 (189,846,593)	3.47 (3.49)		
賞与引当金	70,500,000	1.26	72,938,000	1.31	75,842,000	1.36	72,883,000	1.32	72,511,000	1.33		
繰入額	70,500,000	1.26	72,938,000	1.31	75,842,000	1.36	72,883,000	1.32	72,511,000	1.33		
報酬	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)	1,635,600 (1,635,600)	0.03 (0.03)		
退職給付費	203,196,654 (203,196,654)	3.63 (3.63)	341,193,327 (341,193,327)	6.11 (6.11)	324,829,553 (324,829,553)	5.84 (5.84)	235,319,632 (235,319,632)	4.28 (4.28)	350,364,929 (350,364,929)	6.45 (6.45)		
法定福利費	146,293,821 (146,293,821)	2.62 (2.62)	140,525,213 (140,525,213)	2.52 (2.52)	152,758,250 (152,758,250)	2.75 (2.75)	135,584,651 (135,584,651)	2.46 (2.46)	138,034,684 (138,034,684)	2.54 (2.54)		
委託料	984,446,455 (1,063,202,168)	17.61 (19.02)	950,397,987 (1,026,429,823)	17.02 (18.38)	962,603,997 (1,039,612,313)	17.31 (18.69)	1,102,710,755 (1,190,927,612)	20.04 (21.65)	1,272,701,123 (1,387,852,686)	23.41 (25.53)		
修繕費	449,382,398 (485,332,987)	8.04 (8.68)	490,704,062 (529,960,385)	8.79 (9.49)	496,853,336 (536,601,600)	8.93 (9.65)	348,255,852 (389,815,689)	6.33 (7.09)	360,747,368 (413,163,258)	6.64 (7.60)		
動力費	438,069,063 (473,114,588)	7.84 (8.46)	390,860,954 (422,129,830)	7.00 (7.56)	417,271,861 (450,653,609)	7.50 (8.10)	446,232,638 (481,931,249)	8.11 (8.76)	459,665,107 (500,119,651)	8.46 (9.20)		
薬品費	229,684,670 (248,059,443)	4.11 (4.44)	226,225,211 (244,323,227)	4.05 (4.37)	234,416,031 (253,169,313)	4.21 (4.55)	247,375,044 (267,165,047)	4.50 (4.86)	235,955,356 (257,087,956)	4.34 (4.73)		
資本費	減価償却費	3,459,345,608 (3,459,345,608)	61.88 (61.88)	3,447,532,093 (3,447,532,093)	61.72 (61.72)	3,360,753,758 (3,360,753,758)	60.43 (60.43)	3,326,748,102 (3,326,748,102)	60.47 (60.47)	3,370,683,184 (3,370,683,184)	62.01 (62.01)	
	長期前受金戻入	▲845,188,783 (▲845,188,783)	▲15.12 (▲15.12)	▲845,792,043 (▲845,792,043)	▲15.14 (▲15.14)	▲806,438,479 (▲806,438,479)	▲14.50 (▲14.50)	▲787,996,213 (▲787,996,213)	▲14.32 (▲14.32)	▲781,090,670 (▲781,090,670)	▲14.37 (▲14.37)	
	企業債利息	650,358,266 (650,358,266)	11.63 (11.63)	593,649,622 (593,649,622)	10.63 (10.63)	543,781,777 (543,781,777)	9.78 (9.78)	504,633,374 (504,633,374)	9.17 (9.17)	468,116,864 (468,116,864)	8.61 (8.61)	
	小計	3,264,515,091 (3,264,515,091)	58.39 (58.39)	3,195,389,672 (3,195,389,672)	57.21 (57.21)	3,098,097,056 (3,098,097,056)	55.70 (55.70)	3,043,385,263 (3,043,385,263)	55.32 (55.32)	3,057,709,378 (3,057,709,378)	56.25 (56.25)	
	一般会計補助金	▲892,964,586 (▲892,964,586)	▲15.97 (▲15.97)	▲743,413,393 (▲743,413,393)	▲13.31 (▲13.31)	▲631,823,947 (▲631,823,947)	▲11.36 (▲11.36)	▲518,026,000 (▲518,026,000)	▲9.42 (▲9.42)	▲527,045,000 (▲527,045,000)	▲9.70 (▲9.70)	
	計	2,371,550,505 (2,371,550,505)	42.42 (42.42)	2,451,976,279 (2,451,976,279)	43.90 (43.90)	2,466,273,109 (2,466,273,109)	44.34 (44.34)	2,525,359,263 (2,525,359,263)	45.90 (45.90)	2,530,664,378 (2,530,664,378)	46.56 (46.56)	
	その他経費	458,413,451 (697,310,948)	8.20 (12.47)	386,802,700 (626,821,711)	6.93 (11.22)	262,864,023 (475,217,646)	4.73 (8.54)	332,933,840 (448,686,769)	6.05 (8.16)	265,097,243 (392,046,662)	4.88 (7.21)	
その他経費	497,639,326 (736,536,823)	8.90 (13.17)	390,736,076 (630,755,087)	7.00 (11.29)	281,688,511 (494,042,134)	5.06 (8.88)	392,683,100 (508,436,029)	7.14 (9.24)	300,987,666 (427,937,085)	5.54 (7.87)		
長期前受金戻入	▲39,225,875 (▲39,225,875)	▲0.70 (▲0.70)	▲3,933,376 (▲3,933,376)	▲0.07 (▲0.07)	▲18,824,488 (▲18,824,488)	▲0.34 (▲0.34)	▲59,749,260 (▲59,749,260)	▲1.09 (▲1.09)	▲35,890,423 (▲35,890,423)	▲0.66 (▲0.66)		
合計 (処理原価)	6,916,407,360 (7,324,311,666)	123.71 (131.01)	6,880,713,191 (7,286,312,975)	123.19 (130.45)	6,727,433,833 (7,109,601,189)	120.96 (127.83)	6,595,475,850 (6,897,376,409)	119.88 (125.36)	6,855,776,388 (7,212,888,826)	126.12 (132.69)		
補助金控除後合計 (処理原価)	6,023,442,774 (6,431,347,080)	107.74 (115.04)	6,137,299,798 (6,542,899,582)	109.88 (117.14)	6,095,609,886 (6,477,777,242)	109.60 (116.47)	6,077,449,850 (6,379,350,409)	110.46 (115.95)	6,328,731,388 (6,685,843,826)	116.43 (123.00)		
1㎡あたりの 使用料単価	— (116.23)	107.62 (116.23)	— (115.92)	107.33 (115.92)	— (115.91)	107.33 (115.91)	— (115.63)	107.06 (115.63)	— (116.36)	107.08 (116.36)		
差益(▲差損)	— (▲14.78) (* 1.19)	▲16.09 * ▲0.12 (▲14.78) (* 1.19)	— (▲14.53) (* ▲1.22)	▲15.86 * ▲2.55 (▲14.53) (* ▲1.22)	— (▲11.92) (* ▲0.56)	▲13.63 * ▲2.27 (▲11.92) (* ▲0.56)	— (▲9.73) (* ▲0.32)	▲12.82 * ▲3.40 (▲9.73) (* ▲0.32)	— (▲16.33) (* ▲6.64)	▲19.04 * ▲9.35 (▲16.33) (* ▲6.64)		
年間有収水量	55,907,563 ㎡		55,855,189 ㎡		55,616,359 ㎡		55,018,761 ㎡		54,358,376 ㎡			

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価)－長期前受金戻入(うち公費負担分)

注2 1㎡あたりの処理原価＝原価費用÷年間有収水量

注3 1㎡あたりの使用料単価＝下水道収益÷年間有収水量

注4 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注5 1㎡あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

注6 差益(▲差損)の欄*は、補助金控除後合計との差益(▲差損)を示す。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
27	28	29	30	令和元	27	28	29	30	令和元
15.8	18.0	18.7	16.3	17.6	97.7	113.7	101.6	86.5	113.4
(14.9)	(17.0)	(17.7)	(15.6)	(16.7)	(97.7)	(113.7)	(101.7)	(86.5)	(113.4)
6.8	6.9	7.2	6.8	6.6	94.9	100.7	102.6	92.8	102.6
(6.5)	(6.5)	(6.8)	(6.5)	(6.3)	(94.9)	(100.7)	(102.6)	(92.8)	(102.6)
2.9	3.0	3.2	2.8	2.8	94.6	105.4	103.5	86.2	104.5
(2.7)	(2.9)	(3.0)	(2.7)	(2.6)	(94.7)	(105.4)	(103.5)	(86.3)	(104.5)
1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	99.2	104.0	103.8	97.1	100.8
(1.0)	(1.0)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(99.2)	(104.0)	(103.8)	(97.1)	(100.8)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増	100.0	100.0	100.0	100.0
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	皆増	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
2.9	5.0	4.8	3.6	5.1	115.6	168.3	95.6	73.3	150.7
(2.8)	(4.7)	(4.6)	(3.4)	(4.9)	(115.6)	(168.3)	(95.6)	(73.3)	(150.7)
2.1	2.0	2.3	2.1	2.0	89.1	96.2	109.1	89.5	103.3
(2.0)	(1.9)	(2.2)	(2.0)	(1.9)	(89.1)	(96.2)	(109.1)	(89.5)	(103.3)
14.2	13.8	14.3	16.7	18.6	99.7	96.6	101.7	115.8	116.8
(14.5)	(14.1)	(14.6)	(17.3)	(19.2)	(99.7)	(96.6)	(101.7)	(115.8)	(117.9)
6.5	7.1	7.4	5.3	5.3	82.1	109.3	101.6	70.9	104.9
(6.6)	(7.3)	(7.5)	(5.7)	(5.7)	(82.1)	(109.3)	(101.7)	(73.5)	(107.2)
6.3	5.7	6.2	6.8	6.7	93.3	89.3	107.1	108.1	104.3
(6.5)	(5.8)	(6.3)	(7.0)	(6.9)	(93.4)	(89.4)	(107.1)	(108.1)	(105.0)
3.3	3.3	3.5	3.8	3.4	93.4	98.5	104.0	106.9	96.4
(3.4)	(3.3)	(3.6)	(3.9)	(3.6)	(93.5)	(98.4)	(104.1)	(106.8)	(97.3)
50.0	50.1	50.0	50.4	49.2	98.8	99.7	97.9	100.1	102.5
(47.2)	(47.3)	(47.3)	(48.2)	(46.7)	(98.8)	(99.7)	(97.9)	(100.1)	(102.5)
▲12.2	▲12.3	▲12.0	▲11.9	▲11.4	97.7	100.1	95.8	98.8	100.3
(▲11.5)	(▲11.6)	(▲11.3)	(▲11.4)	(▲10.8)	(97.7)	(100.1)	(95.8)	(98.8)	(100.3)
9.4	8.6	8.1	7.6	6.8	92.1	91.4	92.0	93.8	93.9
(8.9)	(8.1)	(7.7)	(7.3)	(6.5)	(92.1)	(91.4)	(92.0)	(93.8)	(93.9)
47.2	46.4	46.0	46.1	44.6	97.6	98.0	97.4	99.3	101.7
(44.6)	(43.9)	(43.6)	(44.1)	(42.4)	(97.6)	(98.0)	(97.4)	(99.3)	(101.7)
▲12.9	▲10.8	▲9.4	▲7.9	▲7.7	87.4	83.3	85.3	82.9	103.0
(▲12.2)	(▲10.2)	(▲8.9)	(▲7.5)	(▲7.3)	(87.4)	(83.3)	(85.3)	(82.9)	(103.0)
34.3	35.6	36.7	38.3	36.9	102.1	103.5	101.0	103.5	101.4
(32.4)	(33.7)	(34.7)	(36.6)	(35.1)	(102.1)	(103.5)	(101.0)	(103.5)	(101.4)
6.6	5.6	3.9	5.0	3.9	160.8	84.5	68.3	127.9	80.7
(9.5)	(8.6)	(6.7)	(6.5)	(5.4)	(142.8)	(90.0)	(76.1)	(95.6)	(88.4)
7.2	5.7	4.2	6.0	4.4	166.4	78.7	72.3	141.1	77.6
(10.1)	(8.7)	(6.9)	(7.4)	(5.9)	(146.5)	(85.7)	(78.7)	(104.1)	(85.2)
▲0.6	▲0.1	▲0.3	▲0.9	▲0.5	269.2	10.0	485.7	320.6	60.6
(▲0.5)	(▲0.1)	(▲0.3)	(▲0.9)	(▲0.5)	(269.2)	(10.0)	(485.7)	(320.6)	(60.6)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.8	99.6	98.2	99.1	105.2
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.6)	(98.0)	(98.1)	(105.8)
87.1	89.2	90.6	92.1	92.3	100.8	102.0	99.7	100.8	105.4
(87.8)	(89.8)	(91.1)	(92.5)	(92.7)	(101.1)	(101.8)	(99.4)	(99.6)	(106.1)
—	—	—	—	—	100.2	99.7	100.0	99.7	100.0
					(100.7)	(99.7)	(100.0)	(99.8)	(100.6)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	100.0	99.9	99.6	98.9	98.8

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	年度				令和元 算出基礎	令和元	算出方法
		27	28	29	30			
負荷率	%	67.87	75.23	80.47	76.72	$\frac{164,285}{271,548} \times 100 =$	60.50	$\frac{1日平均処理水量}{1日最大処理水量} \times 100$
施設利用率	%	78.92	78.31	75.54	74.45	$\frac{164,285}{221,800} \times 100 =$	74.07	$\frac{1日平均処理水量}{1日処理能力} \times 100$
最大稼働率	%	116.27	104.09	93.87	97.05	$\frac{271,548}{221,800} \times 100 =$	122.43	$\frac{1日最大処理水量}{1日処理能力} \times 100$
汚水管使用効率	m ³ /m	29.98	29.51	28.31	27.74	$\frac{60,128,354}{2,178,060} =$	27.61	$\frac{年間総処理水量}{汚水管延長}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	7.49	7.56	7.42	7.32	$\frac{60,128,354}{8,147,450} =$	7.38	$\frac{年間総処理水量}{有形固定資産}$
職員1人当たり処理人口	人	3,720	3,674	3,832	3,962	$\frac{463,000}{114} =$	4,061	$\frac{処理人口}{損益勘定所属職員数}$
職員1人当たり有収水量	m ³	443,711	443,295	459,639	470,246	$\frac{54,358,376}{114} =$	476,828	$\frac{年間総有収水量}{損益勘定所属職員数}$
職員1人当たり営業収益	千円	48,075	47,866	49,610	50,641	$\frac{5,852,081}{114} =$	51,334	$\frac{営業収益}{損益勘定所属職員数}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	年度				令和元 算出基礎	令和元	算出方法
		27	28	29	30			
固定資産構成比率	%	94.97	94.28	93.02	92.71	$\frac{81,739,714,189}{88,236,102,924} \times 100 =$	92.64	$\frac{固定資産}{固定資産 + 流動資産 + 繰延資産【繰延勘定】} \times 100$
固定負債構成比率	%	30.25	30.16	29.80	29.47	$\frac{26,128,102,319}{88,236,102,924} \times 100 =$	29.61	$\frac{固定負債【+借入資本金】}{負債資本合計} \times 100$
自己資本構成比率	%	66.71	67.40	67.41	67.42	$\frac{59,659,966,323}{88,236,102,924} \times 100 =$	67.61	$\frac{資本 + 繰延収益【自己資本金 + 剰余金】}{負債資本合計} \times 100$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	年度				令和元 算出基礎	令和元	算出方法
		27	28	29	30			
固定資産対長期資本比率	%	97.94	96.64	95.69	95.69	$\frac{81,739,714,189}{85,788,068,642} \times 100 =$	95.28	$\frac{固定資産}{資本 + 繰延収益 + 固定負債【資本金 + 剰余金 + 固定負債】} \times 100$
固定比率	%	142.36	139.89	137.99	137.52	$\frac{81,739,714,189}{59,659,966,323} \times 100 =$	137.01	$\frac{固定資産}{資本 + 繰延収益【自己資本金 + 剰余金】} \times 100$
流動比率	%	165.85	234.17	249.96	234.34	$\frac{6,496,388,735}{2,448,034,282} \times 100 =$	265.37	$\frac{流動資産}{流動負債} \times 100$
当座比率	%	163.34	227.87	242.00	233.16	$\frac{6,414,604,877}{2,448,034,282} \times 100 =$	262.03	$\frac{現金・預金 + (未収金 - 貸倒引当金)【未収金】}{流動負債} \times 100$
現金比率	%	109.75	191.41	208.86	201.71	$\frac{5,610,273,122}{2,448,034,282} \times 100 =$	229.17	$\frac{現金・預金}{流動負債} \times 100$

※【】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基 礎	令和元	算出方法	
総資本回転率	回	0.07	0.07	0.07	0.07	$\frac{5,852,080,730}{88,646,921,230}$	=	0.07	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計}+\text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.10	0.10	0.01	0.10	$\frac{5,852,080,730}{57,084,199,954}$	=	0.10	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.07	0.07	0.07	0.07	$\frac{5,852,080,730}{82,154,761,827}$	=	0.07	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	1.39	1.25	1.06	0.93	$\frac{5,852,080,730}{6,492,159,403}$	=	0.90	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	3.89	5.27	7.31	6.90	$\frac{5,852,080,730}{848,827,443}$	=	6.89	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金}+\text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	4.10	4.14	4.11	4.11	$\frac{3,370,683,184}{79,989,995,632}$	$\times 100 =$	4.21	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産}+\text{無形固定資産}-\text{土地}-\text{建設仮勘定}+\text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益【自己資本金+剰余金】
【 】は、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基 礎	令和元	算出方法	
総資本利益率	%	0.91	0.70	0.65	0.60	$\frac{258,511,455}{88,646,921,230}$	$\times 100 =$	0.29	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計}+\text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対 総費用比率	%	110.58	108.10	107.61	107.23	$\frac{7,933,926,709}{7,675,415,254}$	$\times 100 =$	103.37	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対 営業費用比率	%	84.84	84.63	85.71	85.49	$\frac{5,852,080,730}{7,195,552,818}$	$\times 100 =$	81.33	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基 礎	令和元	算出方法	
利子負担率	%	2.30	2.19	2.05	1.90	$\frac{468,116,864}{26,415,560,911}$	$\times 100 =$	1.77	$\frac{\text{支払利息}}{\text{有利子負債}} \times 100$
企業債償還元金対 減価償却費比率	%	122.60	97.38	83.04	85.82	$\frac{1,641,459,357}{1,919,985,752}$	$\times 100 =$	85.49	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{減価償却費}-\text{長期前受金戻入}} \times 100$ 【減価償却費】
企業債償還元金対 料金収入比率	%	39.32	31.99	26.56	26.79	$\frac{1,641,459,357}{5,820,679,164}$	$\times 100 =$	28.20	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{下水道収益}} \times 100$
企業債利息対 料金収入比率	%	10.81	9.90	9.11	8.57	$\frac{468,166,864}{5,820,679,164}$	$\times 100 =$	8.04	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{下水道収益}} \times 100$
企業債元利償還金 対料金収入比率	%	50.13	41.89	35.67	35.36	$\frac{2,109,576,221}{5,820,679,164}$	$\times 100 =$	36.24	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{下水道収益}} \times 100$
職員給与費対 料金収入比率	%	18.15	20.69	21.03	18.24	$\frac{1,203,900,813}{5,820,679,164}$	$\times 100 =$	20.68	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{下水道収益}} \times 100$
累積欠損金比率	%	—	—	—	—	$\frac{0}{5,852,080,730}$	$\times 100 =$	—	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	—	—	—	—	$\frac{0}{5,852,080,730}$	$\times 100 =$	—	$\frac{(\text{流動負債}-\text{建設改良費等の財源に充てた企業債等})【流動負債】-(\text{流動資産}-\text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$

※ 【 】書きは、25年度以前の旧会計基準適用時の計算項目

8. 企業債に関する調べ

(単位：円)

1. 平成30年度末残高 (A)		26,566,520,268
2. 令和元年度借入額 (B)		1,490,500,000
3. 令和元年度償還額 (C)		1,641,459,357
4. 令和元年度末残高 (D)=(A)+(B)-(C)		26,415,560,911
5. (D)の借入先内訳	財 務 省	6,573,777,814
	郵便貯金・簡易生命 保 険 管 理 機 構	3,575,652,495
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	16,266,130,602
6. (D)の利率別内訳	(1) 1.0%未満	5,669,992,000
	(2) 1.0%以上2.0%未満	9,387,236,021
	(3) 2.0%以上3.0%未満	10,183,444,881
	(4) 3.0%以上4.0%未満	500,315,515
	(5) 4.0%以上5.0%未満	607,851,340
	(6) 5.0%以上6.0%未満	66,721,154

第7章 料金制度等

1. 下水道使用料の変遷

【昭和30年4月1日制定】

区 分	内 容	金 額
第 一 種 (多量の汚水を 排出するもの)	(イ) 銀行、会社、工場、事務所その他これに類するもので世帯でないもの 1か月人員1人について	10円
	(ロ) 官公署、学校、幼稚園、劇場、寄席、映画館その他これに類するもの 1か月職員・生徒の数又は定員50人及びその端数ごとに	200円
	(ハ) 公衆浴場業 1か月営業用家屋1㎡につき ただし、営業時間1日12時間を超えるときは5割増とする。	12円
	(ニ) 工場廃液その他特に処理を要するものについては、その性質濃度を参酌して、汚水量10㎡又はその端数ごとに50円の範囲内で使用料を増徴する。	
第 二 種 (前各種に該当 しないもの)	1か月人員につき ただし、次の職業に従事するときは、その従事人員に対する使用料は各倍額を徴収する。 病院、旅館、飲食店、バー、理美容業、醸造業、百貨店、駅その他必要と認めるもの	30円

【昭和35年4月1日改正】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	100㎡までは 1㎡について	10円
	101㎡以上 500㎡までは //	8円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	6円
	1,001㎡以上は //	4円
公衆浴場汚水	1㎡について	2円
工場廃液その他 特に処理費用 を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和44年6月1日〔改定率:68.8%〕】

汚水の種別	排除汚水量（1㎡未満は1㎡として計算）	金 額
一 般 汚 水	50㎡までは 1㎡について	16円
	51㎡以上 100㎡までは //	17円
	101㎡以上 500㎡までは //	14円
	501㎡以上 1,000㎡までは //	12円
	1,001㎡以上は //	8円
公衆浴場汚水	1㎡について	4円
工場廃液その他 特に処理費用 を要する汚水	前各号によって算出された使用料の3倍以内において定める。	

【改定 昭和47年8月1日】

工場廃液	<p>ア. 排除汚水の濃度200までは排除汚水量 1 m³について24円</p> <p>イ. 排除汚水の濃度200を超えるものについては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について 5 円を加算する。</p> <p>ウ. 化学的酸素要求量(COD)の数値が生物化学的酸素要求量(BOD)の数値を上回る場合又はその他の物質で特に処理費用を要する場合には、管理者が別に定める算式によるものとする。</p>
------	---

【改定 昭和50年12月1日〔改定率:下水道使用料 166.34%〕】

用 途	排 除 汚 水 量	1 m ³ 当たりの単価
一 般 用	30m ³ まで	28円
	30m ³ を超え 40m ³ まで	30円
	40m ³ を超え 50m ³ まで	32円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	35円
	100m ³ を超え 500m ³ まで	47円
	500m ³ を超え 1,000m ³ まで	48円
	1,000m ³ を超えるもの	49円
公衆浴場用	—————	4円
<p>〔水質料金〕</p> <p>1か月の排除汚水量が500m³を超える特定事業場に係る使用料については、排除汚水の濃度300までのものにあつては、排除汚水量 1 m³について49円とし、排除汚水の濃度300を超えるものにあつては、濃度100(濃度100未満の端数は100とする。)増加するごとに排除汚水量 1 m³について 10円を加算する。</p> <p>(備考) 排除汚水の濃度(F)は次の算出した数値とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">F = B + S</p> <p style="margin-left: 2em;">B : 排除汚水の生物化学的酸素要求量 (単位 : 1ℓ につき5日間mg)</p> <p style="margin-left: 2em;">S : 排除汚水の浮遊物質質量 (単位 : 1ℓ につきmg)</p>		

【改定 昭和55年10月1日〔改定率:下水道使用料 87.49%〕】

用 途	汚 水 種 別	基 本 料 金		従 量 料 金		
		排除汚水量	金額	排 除 汚 水 量		金 額
一般用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超え 30m ³ までの分	1 m ³ について	50円
				30m ³ を超え 50m ³ までの分	"	65円
				50m ³ を超え 100m ³ までの分	"	75円
	第2種	10m ³ までの分	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	"	95円
				200m ³ を超え 500m ³ までの分	"	105円
				500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	"	110円
1,000m ³ を超える分	"	115円				
公衆浴場用	第1種	10m ³ までの分	390円	10m ³ を超える分	1 m ³ について	5円
	第2種	10m ³ までの分	490円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が200を超え、1か月の排除汚水量が500m³を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
200を超え300まで	15円	700を超え 800まで	90円
300を超え400まで	30円	800を超え 900まで	105円
400を超え500まで	45円	900を超え1,000まで	120円
500を超え600まで	60円	1,000を超え1,100まで	135円
600を超え700まで	75円	1,100を超えるもの	150円

【改定 昭和59年9月1日〔改定率:下水道使用料 42.53%〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量	金額	
一般用	第1種	330円	10m ³ までの分	1m ³ について	30円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	65円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	100円
	50m ³ を超え 100m ³ までの分		〃	105円	
	100m ³ を超え 200m ³ までの分		〃	135円	
	200m ³ を超え 500m ³ までの分		〃	150円	
第2種	420円	500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	155円	
		1,000m ³ を超える分	〃	165円	
公衆浴場用	第1種	330円	1m ³ について		6円
	第2種	420円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	15円	800を超え 900まで	90円
400を超え500まで	30円	900を超え1,000まで	105円
500を超え600まで	45円	1,000を超え1,100まで	120円
600を超え700まで	60円	1,100を超えるもの	135円
700を超え800まで	75円		

【改定 平成7年1月1日〔改定率：下水道使用料 12.13% (税込改定率 15.49%)，消費税3%を転嫁〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量	金額	
一般用	第1種	350円	10m ³ までの分	1 m ³ について	35円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	75円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	110円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	115円
	第2種	440円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	150円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	165円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	175円
			1,000m ³ を超える分	〃	185円
公衆浴場用	第1種	350円	1 m ³ について		7円
	第2種	440円			

(備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。

2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。

3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額（水質料金）を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成9年4月1日 消費税5%を転嫁】

【改定 平成12年4月1日〔改定率：下水道使用料 15.59%〕】

用途	汚水種別	基本料金	従量料金		
			排除汚水量	金額	
一般用	第1種	390円	10m ³ までの分	1 m ³ について	41円
			10m ³ を超え 30m ³ までの分	〃	87円
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	〃	128円
			50m ³ を超え 100m ³ までの分	〃	134円
	第2種	490円	100m ³ を超え 200m ³ までの分	〃	175円
			200m ³ を超え 500m ³ までの分	〃	192円
			500m ³ を超え 1,000m ³ までの分	〃	204円
			1,000m ³ を超える分	〃	215円
公衆浴場用	第1種	390円	1 m ³ について		8円
	第2種	490円			

- (備考) 1 第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
- 2 第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。
- 3 排除汚水の濃度が300を超えるものは、汚水の濃度に応じ下表の額(水質料金)を加算して徴収する。

汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)	汚水の濃度 (BOD+SS)	金額 (1m ³ について)
300を超え400まで	17円	800を超え 900まで	102円
400を超え500まで	34円	900を超え1,000まで	119円
500を超え600まで	51円	1,000を超え1,100まで	136円
600を超え700まで	68円	1,100を超えるもの	153円
700を超え800まで	85円		

【平成26年4月1日 消費税8%を転嫁】

現行料金に係る注記

注1 使用料は、1か月について上表に定める用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

注2 水質料金については、備考3の表で定める汚水の濃度の区分に従い排除汚水量に応じて算出した金額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を注1の使用量に加算する。

注3 月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

【令和元年10月1日 消費税10%を転嫁】

現行料金に係る注記

注1 使用料は、1か月について上表に定める用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

注2 水質料金については、備考3の表で定める汚水の濃度の区分に従い排除汚水量に応じて算出した金額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を注1の使用量に加算する。

注3 月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定する。

2. 受益者負担金

- (1) 条例制度 鹿児島市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和47年7月1日施行)
- (2) 負担金額 土地面積1m²当たり131円(坪当たり約433円)
- (3) 納付方法 5年(年4回)の分割払い又は一括納付

3. 区域外流入分担金

- (1) 条例制度 鹿児島市公共下水道事業区域外流入分担金条例(平成21年4月1日施行)
- (2) 分担金額 土地面積1m²当たり131円(坪当たり約433円)
- (3) 納付方法 一括納付

第4編 工業用水道事業

第1章 総説

1. 沿革

喜入町では、若者が定着し、活力ある町づくりの一策として、町有林の一部に一倉工業団地の造成を行い、企業誘致の施策として、低廉豊富な工業用水を提供する目的で、昭和60年度にボーリング調査を行い、水源を確保した。昭和61年度には、工業用水道事業の届出書を通商産業大臣（現：経済産業大臣）に提出した。その届出書に基づいて、一般会計（町）の予算と鹿児島県からの補助金（工業団地基盤整備事業費補助金）で工業用水道施設の建設を開始し、昭和63年12月に工事が完了し、平成元年4月1日給水を開始した。給水開始当初の施設能力は、1,680m³/日であり、契約水量は、給水開始当初は、330m³/日であった。

平成16年11月1日の本市と喜入町との合併に伴い、本市水道局の工業用水道事業となった。

2. 令和元年度事業概要

（総括）

工業用水道事業においては、一倉工業団地などの給水事業所への安定的な給水に努めた。

（業務量）

本年度末の給水事業所数は4箇所、前年度と同数、年間契約水量は17万5,680m³で、前年度に比べて480m³の増、年間総給水量及び年間総有収水量は15万5,703m³で、前年度に比べて16,757m³（12.06%）の増となった。

なお、有収率は100%となった。

（経営状況）

決算の結果、総収益は726万6,215円、総費用は602万7,602円となり、123万8,613円の純利益が生じた。この純利益が当年度未処分利益剰余金となった。

総収益は、営業収益の給水収益が増加したことなどから、前年度に比べて36万2,624円（5.25%）の増となった。

総費用は、原水及び浄水費や資産減耗費が減少したことなどから、前年度に比べて37万1,415円（5.80%）の減となった。

第2章 給水

1. 事業の推移

項目		年度				
		27	28	29	30	令和元
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
年間契約水量	m ³	193,980	175,200	175,200	175,200	175,680
年間総給水量	m ³	133,876	137,315	140,774	138,946	155,703
1日平均給水量	m ³	366	376	386	381	425
年間総有収水量	m ³	133,876	137,315	140,774	138,946	155,703
施設能力	m ³ /日	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
配水池容量	m ³	300	300	300	300	300
配水管延長	m	1,413	1,413	1,413	1,413	1,413

2. 給水件数・給水量

項目		月				
		4	5	6	7	8
		単位				
給水事業所数	箇所	4	4	4	4	4
給水件数	件	4	4	4	4	4
契約水量	m ³	14,400	14,880	14,400	14,880	14,880
給水量	m ³	12,310	10,907	12,415	12,417	12,065
1日平均給水量	m ³	410	352	414	401	389
有収水量	m ³	12,310	10,907	12,415	12,417	12,065

2 (当初予算)
4
—
175,200
139,000
380
139,000
1,680
—
—

9	10	11	12	1	2	3	計
4	4	4	4	4	4	4	—
4	4	4	4	4	4	4	—
14,400	14,880	14,400	14,880	14,880	13,920	14,880	175,680
14,487	14,255	12,748	13,724	12,225	13,800	14,350	155,703
483	460	425	443	394	476	463	425
14,487	14,255	12,748	13,724	12,225	13,800	14,350	155,703

第3章 業 務

1. 工業用水道料金調定状況

(単位：件, 円)

年度	項目	納 付 制	
		件 数	金 額
27		48	7,393,442
28		48	6,723,935
29		48	6,693,543
30		48	6,684,643
令和元		48	7,067,282

注 平成27年度より消費税の免税事業者となっている。

2. 電力使用状況

年度	施設名 項目	一倉工水水源地	
		電力使用量 (kWh)	電力料 (円)
27		87,281	2,010,255
28		88,505	1,932,007
29		99,659	2,232,952
30		101,720	2,380,906
令和元		111,494	2,565,258

3. 水質検査結果表

項目	単位	系 統	一倉工業用水 (地下水)
水 温	°C		18.0
濁 度	度		0.1未満
pH 値			6.2

第4章 施設の概要

1. 施設概要

所在地 鹿児島市喜入一倉町
 主要施設 一倉工水水源池
 施設能力 1,680 m³/日
 配水池 300 m³ (RC造)
 送水管 1,685 m
 配水管 1,413 m

2. 送・配水管布設状況

(1) 送水管

管種 口径	ダクタイル 鑄鉄管			硬質塩		
	30年度末 総延長	元年度		元年度末 総延長	30年度末 総延長	
		布設	受贈	撤去		元 布設
30mm						
40mm						
50mm						
75mm						
100mm						
125mm						
150mm	170.0				170.0	1,515.0
200mm						
250mm						
300mm						
400mm						
500mm						
600mm						
700mm						
1000mm						
計	170.0				170.0	1,515.0

(2) 配水管

管種 口径	ダクタイル 鑄鉄管			硬質塩		
	30年度末 総延長	元年度		元年度末 総延長	30年度末 総延長	
		布設	受贈	撤去		元 布設
13mm						
16mm						
20mm						
25mm						
30mm						
40mm						
50mm						
75mm						1,343.0
100mm						
150mm						
200mm	70.0				70.0	
250mm						
300mm						
400mm						
450mm						
500mm						
600mm						
700mm						
800mm						
900mm						
1000mm						
計	70.0				70.0	1,343.0

第5章 財務

1. 損益計算比較

科目	年度					
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
収入	7,662,009	6,969,224	6,898,783	6,903,591	7,266,215	6,923,000
営業収益	7,393,442	6,723,935	6,693,543	6,684,643	7,067,282	6,746,000
給水収益	7,393,442	6,723,935	6,693,543	6,684,643	7,067,282	6,746,000
営業外収益	268,567	245,289	205,240	218,948	198,933	177,000
受取利息	145,406	122,427	82,378	57,351	76,071	55,000
長期前受金戻入	122,861	122,862	122,862	161,557	122,862	122,000
雑収益	300	0	0	40	0	0
支出	7,172,088	6,374,498	6,073,675	6,399,017	6,027,602	6,600,000
営業費用	7,171,888	6,374,498	6,073,675	6,399,017	6,027,602	6,500,000
原水及び浄水費	3,470,751	2,902,410	3,940,655	4,458,848	4,243,258	4,655,000
業務費	10,548	10,548	10,548	10,608	10,740	12,000
総係費	101,626	94,335	93,852	99,177	101,833	161,000
減価償却費	3,588,963	3,367,205	2,028,620	1,671,771	1,671,771	1,672,000
資産減耗費	0	0	0	158,613	0	0
営業外費用	0	0	0	0	0	0
消費税及び地方消費税	0	0	0	0	0	0
特別損失	200	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	100,000
当年度純利益	489,921	594,726	825,108	504,574	1,238,613	323,000
▲当年度純損失						
当年度経常利益	490,121	594,726	825,108	504,574	1,238,613	423,000
▲当年度経常損失						

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。なお、平成27年度より消費税の免税事業者となったこと

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

2. 資本的収支比較

科目	年度					
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
収入	0	0	0	0	0	0
支出	0	0	0	0	0	0
建設改良費	0	0	0	0	0	0
営業設備費	0	0	0	0	0	0
収支差引	0	0	0	0	0	0
補填財源						
損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金	0	0	0	0	0	0
資本的収支調整額	0	0	0	0	0	0
繰越工事資金	0	0	0	0	0	0

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	83.1 (78.5)	91.0	99.0	100.1	105.3	95.3
96.5	96.5	97.0	96.8	97.3	97.4	83.9 (77.9)	90.9	99.5	99.9	105.7	95.5
96.5	96.5	97.0	96.8	97.3	97.4	83.9 (77.9)	90.9	99.5	99.9	105.7	95.5
3.5	3.5	3.0	3.2	2.7	2.6	65.3 (99.9)	91.3	83.7	106.7	90.9	89.0
1.9	1.8	1.2	0.8	1.0	0.8	99.7 (99.7)	84.2	67.3	69.6	132.6	72.3
1.6	1.8	1.8	2.3	1.7	1.8	100.0 (皆増)	100.0	100.0	131.5	76.0	99.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2 (皆増)	皆減	—	皆増	皆減	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	80.8 (76.1)	88.9	95.3	105.4	94.2	109.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5	80.8 (77.8)	88.9	95.3	105.4	94.2	107.8
48.4	45.5	64.9	69.7	70.4	70.5	82.3 (76.3)	83.6	135.8	113.1	95.2	109.7
0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	107.7 (99.8)	100.0	100.0	100.6	101.2	111.7
1.4	1.5	1.5	1.5	1.7	2.4	121.0 (116.0)	92.8	99.5	105.7	102.7	158.1
50.0	52.8	33.4	26.1	27.7	25.3	78.5 (78.5)	93.8	60.2	82.4	100.0	100.0
0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	— (—)	—	—	皆増	皆減	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	— (皆減)	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	— (皆減)	—	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆増 (皆増)	皆減	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	— (—)	—	—	—	—	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

から、会計処理を税込方式によっている。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
—	—	—	—	—	—	— (—)	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	— (—)	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	— (—)	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	— (—)	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	— (—)	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 貸借対照比較

(1) 資産の部

科目	年度	金 額				(円)	
		27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
固定資産		47,624,060	44,256,855	42,228,235	40,397,851	38,726,080	37,052,000
有形固定資産		47,624,060	44,256,855	42,228,235	40,397,851	38,726,080	37,052,000
建物		8,091,041	7,855,820	7,620,599	7,385,378	7,150,157	6,913,000
構築物		32,001,622	30,960,292	29,918,962	28,877,632	27,836,302	26,794,000
機械及び装置		7,531,397	5,440,743	4,688,674	4,134,841	3,739,621	3,345,000
流動資産		112,800,729	116,101,298	118,867,866	120,868,817	122,849,033	123,760,000
現金・預金		111,724,752	115,168,394	117,934,962	119,935,913	121,741,223	123,187,000
未収金		1,075,977	932,904	932,904	932,904	1,107,810	573,000
資産合計		160,424,789	160,358,153	161,096,101	161,266,668	161,575,113	160,812,000

注1 令和2年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

(2) 負債・資本の部

科目	年度	金 額				(円)	
		27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
固定負債		747,900	747,900	373,900	0	0	0
引当金		747,900	747,900	373,900	0	0	0
修繕引当金		747,900	747,900	373,900	0	0	0
流動負債		867,391	328,891	738,593	940,043	132,737	322,000
未払金		867,391	328,891	364,593	566,143	132,737	322,000
引当金		-	-	374,000	373,900	0	0
修繕引当金		-	-	374,000	373,900	0	0
繰延収益		3,539,620	3,416,758	3,293,896	3,132,339	3,009,477	2,888,000
長期前受金		9,117,208	9,117,208	9,117,208	8,343,316	8,343,316	8,343,000
県費補助金		9,117,208	9,117,208	9,117,208	8,343,316	8,343,316	8,343,000
収益化累計額		▲ 5,577,588	▲ 5,700,450	▲ 5,823,312	▲ 5,210,977	▲ 5,333,839	▲ 5,455,000
県費補助金		▲ 5,577,588	▲ 5,700,450	▲ 5,823,312	▲ 5,210,977	▲ 5,333,839	▲ 5,455,000
資本金		104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,950,614	104,951,000
剰余金		50,319,264	50,913,990	51,739,098	52,243,672	53,482,285	52,651,000
利益剰余金		50,319,264	50,913,990	51,739,098	52,243,672	53,482,285	52,651,000
利益積立金		9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000	9,590,000
建設改良積立金		40,239,343	40,729,264	41,323,990	42,149,098	42,653,672	42,654,000
当年度未処分利益剰余金		489,921	594,726	825,108	504,574	1,238,613	407,000
負債・資本合計		160,424,789	160,358,153	161,096,101	161,266,668	161,575,113	160,812,000

注1 令和2年度分は、当初予算作成時点での予定貸借対照表に基づいている。

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
29.7	27.6	26.2	25.1	24.0	23.0	93.0	92.9	95.4	95.7	95.9	95.7
29.7	27.6	26.2	25.1	24.0	23.0	93.0	92.9	95.4	95.7	95.9	95.7
5.0	4.9	4.7	4.6	4.4	4.3	97.2	97.1	97.0	96.9	96.8	96.7
19.9	19.3	18.6	17.9	17.2	16.7	96.4	96.7	96.6	96.5	96.4	96.3
4.7	3.4	2.9	2.6	2.3	2.1	77.8	72.2	86.2	88.2	90.4	89.4
70.3	72.4	73.8	74.9	76.0	77.0	103.1	102.9	102.4	101.7	101.6	100.7
69.6	71.8	73.2	74.4	75.3	76.6	103.4	103.1	102.4	101.7	101.5	101.2
0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.4	78.0	86.7	100.0	100.0	118.7	51.7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	100.5	100.1	100.2	99.5

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0	皆減	-	-
0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0	皆減	-	-
0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0	皆減	-	-
0.5	0.2	0.5	0.6	0.1	0.2	58.5	37.9	224.6	127.3	14.1	242.6
0.5	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	58.5	37.9	110.9	155.3	23.4	242.6
-	-	0.2	0.2	0.0	0.0	-	-	皆増	100.0	皆減	-
-	-	0.2	0.2	0.0	0.0	-	-	皆増	100.0	皆減	-
2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	96.6	96.5	96.4	95.1	96.1	96.0
5.7	5.7	5.7	5.2	5.2	5.2	100.0	100.0	100.0	91.5	100.0	100.0
5.7	5.7	5.7	5.2	5.2	5.2	100.0	100.0	100.0	91.5	100.0	100.0
▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 3.3	▲ 3.4	102.3	102.2	102.2	89.5	102.4	102.3
▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 3.3	▲ 3.4	102.3	102.2	102.2	89.5	102.4	102.3
65.4	65.4	65.1	65.1	65.0	65.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
31.4	31.8	32.1	32.4	33.1	32.7	101.0	101.2	101.6	101.0	102.4	98.4
31.4	31.8	32.1	32.4	33.1	32.7	101.0	101.2	101.6	101.0	102.4	98.4
6.0	6.0	6.0	5.9	5.9	6.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25.1	25.4	25.7	26.1	26.4	26.5	100.9	101.2	101.5	102.0	101.2	100.0
0.3	0.4	0.5	0.3	0.8	0.3	144.4	121.4	138.7	61.2	245.5	32.9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	100.5	100.1	100.2	99.5

4. 費用構成比較

項目	年度					
	金額				(円)	
	27	28	29	30	令和元	2(当初予算)
職員給与費	0	0	0	0	0	50,000
手当	0	0	0	0	0	50,000
委託料	716,925	724,463	783,961	789,677	835,559	1,214,000
修繕費	496,800	0	680,400	889,600	608,400	652,000
動力費	2,010,255	1,932,007	2,232,952	2,380,906	2,565,258	2,359,000
資本費	3,588,963	3,367,205	2,028,620	1,671,771	1,671,771	1,672,000
減価償却費	3,588,963	3,367,205	2,028,620	1,671,771	1,671,771	1,672,000
その他経費	359,145	350,823	347,742	667,063	346,614	653,000
合計	7,172,088	6,374,498	6,073,675	6,399,017	6,027,602	6,600,000

注1 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。なお、平成27年度より消費税の免税事業者となった

注2 構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)						前 年 度 比 (%)					
27	28	29	30	令和元	2(当予)	27	28	29	30	令和元	2(当予)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	— (—)	—	—	—	—	皆増
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	— (—)	—	—	—	—	皆増
10.0	11.4	12.9	12.3	13.9	18.4	99.8 (92.4)	101.1	108.2	100.7	105.8	145.3
6.9	0.0	11.2	13.9	10.1	9.9	108.0 (100.0)	皆減	皆増	130.7	68.4	107.2
28.0	30.3	36.8	37.2	42.6	35.7	79.3 (73.6)	96.1	115.6	106.6	107.7	92.0
50.0	52.8	33.4	26.1	27.7	25.3	78.5 (78.5)	93.8	60.2	82.4	100.0	100.0
50.0	52.8	33.4	26.1	27.7	25.3	78.5 (78.5)	93.8	60.2	82.4	100.0	100.0
5.0	5.5	5.7	10.4	5.8	9.9	60.3 (42.5)	97.7	99.1	191.8	52.0	188.4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	80.8 (76.1)	88.9	95.3	105.4	94.2	109.5

ことから、会計処理を税込方式によっている。

5. 給水原価構成比較

年度 項目	金額									
	27		28		29		30		令和元	
	原価費用 (円)	1m ³ あたりの 原価 (円・銭)								
職員給与費	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
手当	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
委託料	716,925	3.68	724,463	4.10	783,961	4.45	789,677	4.49	835,559	4.62
修繕費	496,800	2.55	0	0.00	680,400	3.86	889,600	5.05	608,400	3.36
動力費	2,010,255	10.32	1,932,007	10.94	2,232,952	12.67	2,380,906	13.52	2,565,258	14.19
資本費	3,466,102	17.79	3,244,343	18.37	1,905,758	10.82	1,548,909	8.80	1,548,909	8.57
減価償却費	3,588,963	18.42	3,367,205	19.07	2,028,620	11.51	1,671,771	9.50	1,671,771	9.24
長期前受金 戻入	▲ 122,861	▲ 0.63	▲ 122,862	▲ 0.70	▲ 122,862	▲ 0.70	▲ 122,862	▲ 0.70	▲ 122,862	▲ 0.68
その他経費	358,945	1.84	350,823	1.99	347,742	1.97	628,368	3.57	346,614	1.92
その他経費	358,945	1.84	350,823	1.99	347,742	1.97	667,063	3.79	346,614	1.92
長期前受金 戻入	0	0.00	0	0.00	0	0.00	▲ 38,695	▲ 0.22	0	0.00
合計 (給水原価)	7,049,027	36.18	6,251,636	35.40	5,950,813	33.78	6,237,460	35.43	5,904,740	32.65
1m ³ あたりの 供給単価	—	37.95	—	38.07	—	37.99	—	37.97	—	39.08
差益(▲差損)	—	1.77	—	2.67	—	4.21	—	2.54	—	6.43
年間有収水量	194,823 m ³		176,601 m ³		176,181 m ³		176,058 m ³		180,830 m ³	

注1 原価費用＝経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費)－長期前受金戻入

注2 工業用水道事業は責任使用水量制であるので、給水原価及び供給単価の算定に使用する年間有収水量には、基本

注3 1m³あたりの給水原価＝原価費用÷年間有収水量

注4 1m³あたりの供給単価＝給水収益÷年間有収水量

注5 ()内は、消費税及び地方消費税込額である。平成27年度より消費税の免税事業者になったことから、税込方式

注6 1m³あたりの原価・構成比欄は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

構 成 比 (%)					前 年 度 比 (%)				
27	28	29	30	令和元	27	28	29	30	令和元
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	— (—)	—	—	—	—
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	— (—)	—	—	—	—
10.2	11.6	13.2	12.7	14.2	128.2 (118.7)	111.4	108.5	100.9	102.9
7.0	0.0	11.4	14.3	10.3	138.6 (128.1)	皆減	皆増	130.8	66.5
28.5	30.9	37.5	38.2	43.5	101.8 (94.4)	106.0	115.8	106.7	105.0
49.2	51.9	32.0	24.8	26.2	100.0 (100.0)	103.3	58.9	81.3	97.4
50.9	53.9	34.1	26.8	28.3	100.7 (100.7)	103.5	60.4	82.5	97.3
▲ 1.7	▲ 2.0	▲ 2.1	▲ 2.0	▲ 2.1	128.6 (128.6)	111.1	100.0	100.0	97.1
5.1	5.6	5.8	10.1	5.9	77.3 (54.4)	108.2	99.0	181.2	53.8
5.1	5.6	5.8	10.7	5.9	77.3 (54.4)	108.2	99.0	192.4	50.7
0.0	0.0	0.0	▲ 0.6	0.0	— (—)	—	—	皆増	皆減
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	103.3 (97.3)	97.8	95.4	104.9	92.2
—	—	—	—	—	107.7 (100.0)	100.3	99.8	99.9	102.9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	77.9	90.6	99.8	99.9	102.7

使用水量と超過使用水量との合計水量を用いる。

によっている。

6. 経営分析

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
施設利用率	%	21.79	22.38	22.98	22.68	$\frac{425}{1,680} \times 100 =$	25.30	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
配水管使用効率	m ³ /m	43.21	44.32	45.44	44.85	$\frac{155,703}{3,098} =$	50.26	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{年導送配水管延長}}$
固定資産使用効率	m ³ /万円	28.11	31.03	33.34	34.39	$\frac{155,703}{3,873} =$	40.21	$\frac{\text{年間総給水量}}{\text{有形固定資産}}$

7. 財務分析

(1) 構成比率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
固定資産構成比率	%	29.69	27.60	26.21	25.05	$\frac{38,726,080}{161,575,113} \times 100 =$	23.97	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$
固定負債構成比率	%	0.47	0.47	0.23	0.00	$\frac{0}{161,575,113} \times 100 =$	0.00	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	%	98.99	99.33	99.31	99.42	$\frac{161,442,376}{161,575,113} \times 100 =$	99.92	$\frac{\text{資本} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$

(2) 財務比率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
固定資産対長期資本比率	%	29.85	27.66	26.33	25.20	$\frac{38,726,080}{161,442,376} \times 100 =$	23.99	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益} + \text{固定負債}} \times 100$
固定比率	%	29.99	27.79	26.40	25.20	$\frac{38,726,080}{161,442,376} \times 100 =$	23.99	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本} + \text{繰延収益}} \times 100$
流動比率	%	13,004.60	35,300.84	16,093.83	12,857.80	$\frac{122,849,033}{132,737} \times 100 =$	92,550.71	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
当座比率	%	13,004.60	35,300.84	16,093.83	12,857.80	$\frac{122,849,033}{132,737} \times 100 =$	92,550.71	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
現金比率	%	12,880.55	35,017.19	15,967.52	12,758.56	$\frac{121,741,223}{132,737} \times 100 =$	91,716.12	$\frac{\text{現金} \cdot \text{預金}}{\text{流動負債}} \times 100$

(3) 回転率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
総資本回転率	回	0.05	0.04	0.04	0.04	$\frac{7,067,282}{161,420,891}$	= 0.04	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2}$
自己資本回転率	回	0.05	0.04	0.04	0.04	$\frac{7,067,282}{160,884,501}$	= 0.04	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$
固定資産回転率	回	0.15	0.15	0.15	0.16	$\frac{7,067,282}{39,561,966}$	= 0.18	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$
流動資産回転率	回	0.07	0.06	0.06	0.06	$\frac{7,067,282}{121,858,925}$	= 0.06	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$
未収金回転率	回	6.02	6.69	7.17	7.17	$\frac{7,067,282}{1,020,357}$	= 6.93	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$
減価償却率	%	7.01	7.07	4.58	3.97	$\frac{1,671,771}{40,397,851}$	×100 = 4.14	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$

※ 自己資本=資本+繰延収益

(4) 収益率

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
総資本利益率	%	0.31	0.37	0.51	0.31	$\frac{1,238,613}{161,420,891}$	×100 = 0.77	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計})/2} \times 100$
総収益対総費用比率	%	106.83	109.33	113.58	107.89	$\frac{7,266,215}{6,027,602}$	×100 = 120.55	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
営業収益対営業費用比率	%	103.09	105.48	110.21	104.46	$\frac{7,067,282}{6,027,602}$	×100 = 117.25	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

(5) その他

分析項目	年度 単位	27	28	29	30	令和元 算出基礎	令和元	算出方法
累積欠損金比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{7,067,282}$	×100 = -	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率	%	-	-	-	-	$\frac{0}{7,067,282}$	×100 = -	$\frac{(\text{流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債等})}{(\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})} \times 100$ 営業収益 - 受託工事収益

第6章 料金制度

1. 工業用水道料金

年月日	種別	金額
平成元年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 37円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 70円

注 平成16年11月1日付の市町村合併に伴い、喜入町工業用水道事業を鹿児島市工業用水道事業として引き継いだ。

【平成26年4月1日改正 内税方式を外税方式に改めるとともに、消費税8%を転嫁】

年月日	種別	金額
平成26年4月1日	基本料金	基本使用水量1立方メートルにつき 35円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 67円

現行料金に係る注記

注 料金は、上表に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

【令和元年10月1日 消費税10%を転嫁】

現行料金に係る注記

注 料金は、上表に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。

第5編 参考資料

1. 年度別降水量(月間)

年度 \ 月		4	5	6	7	8
27		199.0	234.5	1,300.5	529.5	385.5
28		302.5	342.5	774.0	493.5	77.5
29		396.0	158.0	476.5	229.0	139.0
30 (A)		121.5	342.5	339.5	436.5	46.0
令和元 (B)		130.0	132.5	253.5	1,005.5	186.0
平年 (C)		204.6	221.2	452.3	318.9	223.0
比較増減	対前年 (B)－(A)	8.5	-210.0	-86.0	569.0	140.0
	対平年 (B)－(C)	-74.6	-88.7	-198.8	686.6	-37.0

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の降水量とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

2. 年度別降灰量(月間)

年度 \ 月		4	5	6	7	8
27		107	309	18	6	0
28		5	10	22	74	0
29		0	11	2	0	0
30 (A)		39	173	803	62	79
令和元 (B)		3	47	3	0	2
比較増減	対前年 (B)－(A)	-36	-126	-800	-62	-77

注 当月初日の9時から翌月初日の9時までの観測値を当月の降灰量とした。

(単位：mm)

9	10	11	12	1	2	3	計
227.0	48.5	183.0	215.0	159.0	115.0	222.0	3,818.5
340.5	248.5	124.0	86.5	34.0	83.5	139.5	3,046.5
337.5	141.5	110.5	29.0	96.0	97.5	158.5	2,369.0
368.5	53.5	92.0	245.0	34.5	158.0	169.0	2,406.5
86.5	100.5	73.5	140.5	86.5	160.5	138.0	2,493.5
210.8	101.9	92.4	71.3	77.5	112.1	179.7	2,265.7
-282.0	47.0	-18.5	-104.5	52.0	2.5	-31.0	87.0
-124.3	-1.4	-18.9	69.2	9.0	48.4	-41.7	227.8

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：g/m²)

9	10	11	12	1	2	3	計
4	1	0	0	0	4	0	449
0	0	0	0	0	0	0	111
92	55	2	0	3	0	20	185
19	2	8	10	0	17	10	1,222
115	143	69	54	75	21	3	535
96	141	61	44	75	4	-7	-687

(資料：鹿児島地方気象台)

3. 年度別気温(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
27	最高		27.6	31.7	29.8	35.2	36.1
	最低		9.4	12.7	17.0	18.9	22.2
	平均		18.8	21.2	22.7	26.7	27.9
28	最高		28.2	30.2	32.6	34.9	37.4
	最低		9.0	12.5	16.6	23.0	20.5
	平均		18.4	21.8	24.7	28.6	29.8
29	最高		26.5	29.5	31.5	35.7	36.0
	最低		5.8	13.6	16.8	23.8	24.1
	平均		17.5	21.1	23.3	29.2	29.7
30 (A)	最高		28.5	30.3	33.2	35.7	36.3
	最低		7.8	10.2	17.4	23.8	25.0
	平均		18.5	21.7	24.7	28.6	29.6
令和元 (B)	最高		27.9	30.7	30.3	34.7	35.0
	最低		6.6	13.5	18.8	21.4	21.2
	平均		17.5	21.3	24.0	27.2	28.8
平年 (C)		平均	16.9	20.8	24.0	28.1	28.5
比較増減	対前年 (B)－(A)	最高	-0.6	0.4	-2.9	-1.0	-1.3
		最低	-1.2	3.3	1.4	-2.4	-3.8
		平均	-1.0	-0.4	-0.7	-1.4	-0.8
	対平年 (B)－(C)	平均	0.6	0.5	0.0	-0.9	0.3

注1 当月初日の0時から当月末日の24時までの観測値を当月の気温とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

4. 年度別日照時間(月間)

年度		月	4	5	6	7	8
27			88.4	167.2	63.2	137.5	205.1
28			120.5	174.6	98.0	218.6	258.1
29			170.0	215.6	138.8	199.3	230.3
30 (A)			227.7	160.8	123.3	200.6	235.2
令和元 (B)			198.0	195.9	125.3	138.7	161.4
平年 (C)			167.5	174.2	121.8	190.9	206.2
比較増減	対前年 (B)－(A)		-29.7	35.1	2.0	-61.9	-73.8
	対平年 (B)－(C)		30.5	21.7	3.5	-52.2	-44.8

注1 日照時間とは直射日光が地表を照射した時間で、日照とは「直達日射量が0.12kW/m²以上」とした。

注2 平年値は、1981年から2010年までの30年間の観測値の平均をもとに算出したものである。

(単位：℃)

9	10	11	12	1	2	3	年度最高
							年度最低
							年度平均
32.1	31.0	26.0	21.9	19.8	21.4	24.0	36.1
18.6	12.3	6.3	1.5	-5.3	1.2	1.8	-5.3
25.1	20.8	18.3	12.6	9.0	9.6	13.3	18.8
34.1	32.4	27.1	22.3	20.4	22.4	21.5	37.4
21.5	14.7	4.3	2.5	-0.3	0.6	3.5	-0.3
27.3	23.8	16.7	12.6	9.0	9.2	11.6	19.5
34.6	31.3	25.6	18.9	20.1	17.7	25.9	36.0
17.7	12.1	4.1	1.6	-1.2	-1.3	3.1	-1.3
25.7	22.4	15.3	8.7	7.6	8.2	14.5	18.6
33.7	29.5	25.2	24.5	19.4	20.1	23.2	36.3
19.1	11.4	6.4	1.9	0.6	2.1	5.2	0.6
26.4	20.1	16.0	12.2	9.6	11.3	13.6	19.4
33.8	31.5	26.1	22.1	21.7	22.1	24.4	35.0
20.6	14.2	7.7	2.9	0.9	1.2	4.0	0.9
27.8	23.0	17.0	12.1	11.1	11.4	14.0	19.6
26.1	21.2	15.9	10.6	8.5	9.8	12.5	18.6
0.1	2.0	0.9	-2.4	2.3	2.0	1.2	-1.3
1.5	2.8	1.3	1.0	0.3	-0.9	-1.2	0.3
1.4	2.9	1.0	-0.1	1.5	0.1	0.4	0.2
1.7	1.8	1.1	1.5	2.6	1.6	1.5	1.0

(資料：鹿児島地方気象台)

(単位：h)

9	10	11	12	1	2	3	計
156.0	241.0	120.1	144.3	87.6	142.8	198.8	1,752.0
167.0	126.5	173.2	180.0	157.1	175.7	160.3	2,009.6
148.7	142.9	143.5	145.0	144.1	139.7	180.5	1,998.4
152.7	194.5	188.4	103.7	155.7	105.6	185.6	2,033.8
203.2	177.3	195.6	128.9	125.4	159.6	163.6	1,972.9
176.7	186.7	155.2	149.8	132.7	135.1	148.8	1,945.6
50.5	-17.2	7.2	25.2	-30.3	54.0	-22.0	-60.9
26.5	-9.4	40.4	-20.9	-7.3	24.5	14.8	27.3

(資料：鹿児島地方気象台)

5. 指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事事業者数

項目 \ 年度	27	28	29	30	令和元
指定給水装置工事事業者	364	357	357	359	365
指定排水設備工事事業者	256	257	254	257	256

注 各年度末の数

6. 事業年表

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
享保8年 (1723年)		当主島津継豊の命により冷水の湧水 (現冷水第一水源地)を城内に引水、 その余水を城下の一部に給水	
明治5年 (1872年)		7月 廃藩置県により冷水水道を県 に移管	
明治22年	4月 鹿児島市制施行		
明治23年		2月 冷水水道施設及び維持管理を 鹿児島県から鹿児島市に移管 5月 鹿児島市飲水水道修築保存法 及び費用徴収規則を公布	
明治36年		10月 鹿児島市飲水水道規則を公布	
明治38年		4月 冷水第一水源地改修工事竣工 11月 城山配水池築造工事、冷水第 二水源地改修工事竣工	
明治39年		11月 冷水水道改良工事竣工式	
明治40年		5月 鹿児島市飲水水道条例を公布	
明治44年	9月 伊敷村の一部(草牟田) 西武田村の一部(武)を 市域に編入		
大正2年 (1913年)		7月 近代水道布設のための上水道 委員会設置 8月 鹿児島市水道使用条例の制定 9月 近代水道布設計画認可申請	
大正4年		3月 近代水道布設計画認可 4月 水道事務所を開設 9月 上之原配水池予定地で水道布 設工事の起工式	
大正5年		1月 山下町(現裁判所付近)に鉄管 検査所を開設	
大正8年	9月 水道課新設	10月 七窪水源地～上之原配水池間 の通水試験 鹿児島市水道使用条例を公布 11月 上之原配水池で通水式、本市 に近代水道が誕生	
大正9年	10月 伊敷村の一部(永吉、 原良、玉里)を市域に 編入		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
大正10年 (1921年)		4月 鉄管検査所を二之丸市役所構内へ移転	
大正11年		3月 近代水道創設工事竣工水道事務所の廃止	
大正12年		12月 鹿児島市水道使用条例を公布	
大正13年		1月 水道使用料第1次改定	
大正14年		10月 南林寺町に鉄管検査所を移転	
昭和2年 (1927年)		10月 第24回全国上水協議会総会を鹿児島市公会堂で開催	
昭和9年	8月 中郡宇村、西武田村、吉野村を市域に編入		
昭和12年	6月 市庁舎落成		
昭和20年		4月 水道使用料第2次改定 8月 戦災により漏水率90%に達す	
昭和21年		4月 水道使用料第3次改定 10月 水道使用料第4次改定	
昭和22年		4月 水道使用料第5次改定 10月 水道使用料第6次改定	
昭和23年		6月 水道使用料第7次改定	
昭和24年		1月 水道使用料第8次改定 4月 吉野水道組合の水道施設を買収 水道会計が特別会計となる	
昭和25年	10月 伊敷村、東桜島村を市域に編入	4月 水道課新庁舎を南林寺町鉄管検査所構内に新築	
昭和26年	4月 組織の改正により水道課に下水道係を設置	4月 水道使用料第9次改定	3月 下水道事業調査費100万円を予算計上
昭和27年	10月 初代管理者に緒方虎之助氏(助役兼任)組織の改正により水道部発足	10月 地方公営企業法施行に伴い、水道事業に法の規定の全部を適用	9月 下水道築造工事に着手 10月 地方公営企業法施行に伴い、下水道事業に法の規定の全部を適用 12月 中央公民館において公共下水道築造工事起工式
昭和28年	1月 企業会計制度を実施	4月 水道使用料第10次改定	11月 錦江処理場用地として甲突川河口左岸の公有水面造成に着工

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
昭和29年 (1954年)		4月 鹿児島市水道部指定水道工事店制度が発足	
昭和30年	7月 組織の改正により次長制を新設、下水道係を下水道課に昇格		4月 鹿児島市下水道条例施行 11月 公共下水道通水式 (錦江処理場)
昭和33年	6月 第2代管理者に河野良雄氏(前水道部次長)次長制廃止	3月 水道法施行に伴い鹿児島市水道使用条例を廃止し鹿児島市給水条例を公布 4月 水道料金第11次改定	
昭和35年	7月 組織の改正により水道部が水道局となる		4月 下水道使用料第1次改定
昭和36年		4月 水道料金第12次改定	
昭和40年		4月 河頭浄水場通水式	
昭和42年	4月 水道事業会計から公共下水道事業会計を分離 谷山市との合併 5月 第3代管理者に越場三郎氏(前建設部長)	4月 谷山市水道事業を合併、谷山市水道課は谷山営業所として発足 10月 指定水道・衛生工事店制度を統合	
昭和43年	4月 水道事業及び公共下水道事業経営審議会を設置	12月 水道料金第13次改定	
昭和44年	7月 吉野営業所営業開始	10月 第38回日本水道協会全国総会を鹿児島県体育館で開催	6月 下水道使用料第2次改定
昭和45年	8月 組織の改正により企画室を設置		
昭和46年		4月 毎月検針を隔月検針制に変更 料金徴収は納付制または集金制となる 12月 平川簡易水道事業を廃止し、一部を水道事業に統合	
昭和47年		8月 水道料金第14次改定 10月 給水負担金制度の施行	8月 工場排水にかかる水質使用料の設定 2号用地処理場処理開始
昭和48年	7月 組織の改正により局に総務部、水道部、下水道部を設置	4月 水道料金を毎月徴収制から隔月徴収制に変更 6月 水道料金の口座振替制を実施	4月 公共下水道事業受益者負担金制度の施行

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
昭和49年 (1974年)	4月 谷山営業所新庁舎落成 5月 水道局章の制定		3月 南部処理場脇田分場処理開始
昭和50年	7月 第4代管理者に原田徳郎氏(前環境保全局長)	3月 滝之神浄水場通水式 12月 水道料金第15次改定 給水負担金第1次改定	12月 下水道使用料第3次改定
昭和51年	6月 水道局庁舎落成式		
昭和53年		5月 濁水対策本部を設置 (6.23解散) 10月 水道料金第16次改定 給水負担金第2次改定	
昭和54年	7月 管理者に原田徳郎氏再任	5月 濁水対策本部を設置 (7.31解散)	10月 南部処理場通水式
昭和55年			10月 下水道使用料第4次改定
昭和56年		4月 水道料金第17次改定 給水負担金第3次改定 9月 万之瀬川導水について、万之瀬川流域水利用協議会、鹿児島県及び鹿児島市の間に「万之瀬川取水協定」を締結	4月 下水汚泥堆肥化場運転開始
昭和57年	8月 組織の改正により企画室を総務部に吸収し、水道部に「浄水場」を設置、下水道部に「処理場」を設置 9月 水道史編さん準備室を設置		
昭和58年	7月 第5代管理者に福留達夫氏(前教育委員会次長)		
昭和59年		9月 水道料金第18次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行) 給水負担金第4次改定	9月 下水道使用料第5次改定 (資金ベースから損益ベースへ移行)
昭和60年	7月 第6代管理者に山下清治氏(前経済局長)		
昭和62年	4月 集金委託業務の廃止		
昭和63年			10月 鹿児島開発事業団から1号用地処理場を移管
平成元年 (1989年)	4月 消費税課税(3%) 7月 第7代管理者に岩下勉氏(前経済局長)	6月 万之瀬川導水事業完成 平川浄水場通水式	
平成2年	4月 組織の改正により総務部等の再編を行う		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成3年 (1991年)		4月 水道料金第19次改定	
平成5年	1月 水道料金等管理システム (汎用コンピュータ)稼働開始 ハンディターミナルによる検針開始 7月 第8代管理者に西小野昭雄氏(前総務局長) 8月 集中豪雨により上下水道施設に被害を受ける (8・6水害)		
平成6年	4月 長沙市の研修生を初めて受け入れる 9月 福岡市の湧水に給水応援隊(4人)を派遣		
平成7年	1月 阪神淡路大震災 4月 組織の改正により料金課を収納課と営業課に分課、吉野・谷山営業所を廃止し、事務所とする 受益者負担金管理システム稼働 7月 第9代管理者に中村忍氏(前総務局長) 水道モニター制度発足 12月 九州九都市災害時相互応援に関する協定締結	1月 水道料金第20次改定 (消費税3%転嫁を含む) 阪神・淡路大震災に給水応援隊を派遣	1月 下水道使用料第6次改定 (消費税3%転嫁を含む)
平成8年	4月 業務手当の廃止、職員による休日受付業務の廃止 12月 市住民情報オンラインシステムと接続		
平成9年	4月 財務会計システム稼働 給与の口座振込の開始 消費税改訂(3%→5%)	4月 水道料金第21次改定 (消費税5%転嫁のみ) 10月 岡之原団地専用水道を編入	4月 下水道使用料第7次改定 (消費税5%転嫁のみ) 6月 社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が就任
平成10年	4月 指定工事店制度の改正 9月 水道局ホームページの開設	6月 川辺ダム定礎式	6月 社団法人日本下水道協会の会長に赤崎義則市長が再任 (平成12年6月迄)
平成11年	4月 排水設備工事責任技術者の県統一登録制度等の開始 7月 管理者に中村忍氏再任		

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成12年 (2000年)	4月 管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	6月 水道応急・維持管理センター開所	4月 下水道使用料第8次改定 5月 谷山処理場通水 9月 建設大臣賞 「甦る水 百選」の受賞
平成13年	4月 組織改正により総務部水道部の再編及び課の名称変更等を行う 6月 吉野・谷山事務所を廃止し、所管の業務を本局に一元化する 12月 鹿児島市下水道事業協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結		
平成14年	3月 水道局初の低公害車(天然ガス車)の導入 8月 低公害車(ハイブリッド車)の導入	8月 皇徳寺ニュータウン専用水道を編入	8月 皇徳寺ニュータウン下水道施設の移管を受ける
平成15年	7月 管理者に中村忍氏再任	4月 川辺ダム供用開始	
平成16年	11月 吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町を市域に編入	11月 工業用水道事業の引継	
平成17年	6月 第10代管理者に園田太計夫氏(前建設局長) 9月 台風で被害を受けた宮崎市へ応援給水を実施	4月 平成16年11月1日に合併した5地域の簡易水道事業を水道事業へ統合	
平成18年	4月 給排水台帳ファイリングシステムを稼働 8月 県建設業協会及び管工事協同組合と災害時における応急復旧に関する協定締結	4月 給水条例一部改正条例の施行(消滅時効が完成した水道料金債権の5年での放棄)	
平成19年		4月 水道料金の口座振替者への毎月振替の開始 12月 七瀬水源地が(社)土木学会の「選奨土木遺産」に認定	4月 下水道使用料の口座振替者への毎月振替の開始
平成20年		4月 水道料金のコンビニ収納の開始 10月 広報用としてペットボトル水製造(15,000本) 11月 乙女塚・婦ノ木連絡管の完成	4月 下水道使用料のコンビニ収納の開始
平成21年	6月 管理者に園田太計夫氏再任	4月 水道ビジョンを策定 11月 近代水道創設90周年記念写真展(市役所市民ホール)	4月 公共下水道事業区域外流入分担金制度の施行

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成22年 (2010年)		10月 奄美大島豪雨災害被災地に 応急資機材の輸送	3月 錦江処理場甲系・2号用地 処理場廃止
平成23年	3月 東日本大震災 6月 第11代管理者に松山芳英氏 (前総務局長)	3月 東日本大震災被災地(宮城 県宮城郡利府町)に給水応 援隊を派遣	
平成24年	3月 上下水道事業経営計画を策 定	10月 水道料金の基本料金日割計 算の開始	10月 下水道使用料の基本料金日 割計算の開始
平成25年	4月 未収金の法的整理体制の強 化(2名増員)	3月 滝之神浄水場のろ過池等に 降灰対策として覆蓋を設置 4月 水道の布設工事監督者の配 置及び資格並びに水道技術 管理者の資格の基準に関す る条例の施行 7月 かごしまのおいしい水PR 事業(48,000本:かごしま 銘水めぐり 七窪の水・冷 水の水)	4月 公共下水道の構造の技術上 の基準等に関する条例の施 行 8月 「下水道展かごしま」の開始
平成26年	4月 新財務会計システム稼働 消費税改訂(5%→8%) 平成26年度予算・決算か ら新会計基準の適用	4月 水道料金第22次改定 (消費税8%転嫁のみ) 工業用水道料金第1次改定 (内税方式から外税方式に 改め、消費税8%を転嫁し たのみ)	4月 下水道使用料第9次改定 (消費税8%転嫁のみ)
平成27年	1月 新水道料金等システム稼働 新受益者負担金管理システ ム稼働 3月 水道局ホームページのリ ニューアル 6月 管理者に松山芳英氏再任	3月 松元春山送水施設の完成	
平成28年	4月 熊本地震 10月 県建設業協会谷山支部と災 害時における応急復旧に関 する協定締結	3月 鉛製給水管取替事業の終了 4月 熊本地震被災地(熊本市、 宇城市、益城町、南阿蘇 村)に給水隊、応急復 旧隊等を派遣	3月 南部処理場脇田分場及び 1号用地処理場廃止 環境学習用小水力発電の運 転開始(南部処理場) 4月 熊本地震被災地(益城町) に下水道災害復旧にかかる 一時調査隊を派遣 8月 熊本地震被災地(益城町) に下水道災害復旧にかかる 長期職員派遣
平成29年	4月 第12代管理者に秋野博臣氏 (前企画財政局長)	3月 簡易水道等編入事業の終了	
平成30年	4月 お客様料金センター開設 7月 平成30年7月豪雨	2月 河頭浄水場のろ過池等に降 灰対策として覆蓋を設置 7月 平成30年7月豪雨被災地 (江田島市)に給水隊 を派遣	

年	一 般 事 項	水 道・工 業 用 水 道	下 水 道
平成31年 (2019年)	4月 組織の改正により営業課と 収納課を廃止、料金課を新 設	3月 水道ビジョンの見直し	
令和元年 (2019年)	10月 消費税改訂（8%→10%）	8月 水道管路技術研修施設の完 成 10月 水道料金第23次改定 (消費税10%転嫁のみ) 工業用水道料金第2次改定 (消費税10%転嫁のみ) 11月 水道100周年記念パネル展 (市役所市民ギャラリー) 12月 水道100周年記念式典 (みなみホール)	10月 下水道使用料第10次改定 (消費税10%転嫁のみ)
令和2年 (2020年)	3月 設備情報管理システム稼働		

7. 関係法令

(令和2年3月31日現在)

(1) 鹿児島市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

昭和42年4月29日

条例第113号

(事業の設置)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を設置する。

(法の適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1に定めるとおりとする。

3 工業用水道事業の給水区域及び1日最大給水量は、別表第2に定めるとおりとする。

4 公共下水道事業の排水及び処理区域、排水及び処理人口並びに1日最大処理水量は、別表第3に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を通じて水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

3 管理者は、水道局長とする。

第5条 削除

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項及び令第26条の3の規定に基づき、予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が、30,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定に基づき、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30,000,000円以上のもの及び法律上本市の義務

に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,500,000円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額に1,500,000円を加えた額）以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第9条 管理者は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか、経営の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができない場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

別表第1 水道事業

給水区域	給水人口	1日最大給水量
<p>鹿児島市の区域内並びに姶良市及び日置市の各一部。ただし、鹿児島市の次の区域を除く。</p> <p>西陵一丁目、西陵二丁目、西陵三丁目、西陵四丁目、西陵五丁目、西陵六丁目、西陵七丁目、西陵八丁目及び平田町の全部</p> <p>吉野町、小山田町、皆与志町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、五ヶ別府町、中山町、上福元町、下福元町、平川町、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、四元町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の各一部</p>	586,200人	220,800 立方メートル

別表第2 工業用水道事業

給水区域	1日最大給水量
喜入一倉町の一部	1,680立方メートル

別表第3 公共下水道事業

排水及び処理区域	排水及び処理人口	1日最大処理水量
<p>鹿児島市の区域内。ただし、次の区域を除く。</p> <p>犬迫町、小山田町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、下福元町、平川町、七ツ島二丁目、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目、桜島赤水町、桜島横山町、桜島小池町、桜島赤生原町、桜島武町、桜島藤野町、桜島西道町、桜島松浦町、桜島二俣町、桜島白浜町、新島町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、松陽台町、四元町、平田町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町及び川田町の全部</p> <p>岡之原町、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町、吉野二丁目、大明丘一丁目、坂元町、東坂元三丁目、東坂元四丁目、西坂元町、清水町、鼓川町、池之上町、稲荷町、上竜尾町、冷水町、長田町、平之町、照国町、城山町、新照院町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、玉里町、玉里団地二丁目、永吉三丁目、明和一丁目、明和三丁目、明和四丁目、明和五丁目、原良町、原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、武二丁目、武三丁目、唐湊一丁目、唐湊二丁目、唐湊三丁目、田上台一丁目、郡元町、南郡元町、南新町、日之出町、紫原一丁目、紫原二丁目、紫原六丁目、田上町、田上一丁目、田上五丁目、田上六丁目、田上七丁目、田上八丁目、広木二丁目、西別府町、武岡一丁目、武岡四丁目、武岡五丁目、武岡六丁目、西陵一丁目、西陵五丁目、西陵七丁目、西陵八丁目、伊敷町、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目、伊敷台四丁目、伊敷台七丁目、西伊敷二丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、千年二丁目、下伊敷町、下伊敷二丁目、小野町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、皆与志町、五ヶ別府町、皇徳寺台一丁目、皇徳寺台二丁目、皇徳寺台三丁目、皇徳寺台四丁目、皇徳寺台五丁目、星ヶ峯一丁目、星ヶ峯二丁目、星ヶ峯三丁目、星ヶ峯四丁目、星ヶ峯五丁目、山田町、中山町、中山一丁目、自由ヶ丘一丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘五丁目、東谷山六丁目、東谷山七丁目、上福元町、西谷山三丁目、西谷山四丁目、希望ヶ丘町、清和一丁目、清和三丁目、慈眼寺町、坂之上七丁目、坂之上八丁目、光山二丁目及び七ツ島一丁目の各一部</p>	472,000人	214,200立方メートル

(2) 鹿児島市給水条例

昭和43年11月29日

条例第43号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給水装置の新設等（第4条～第7条）
- 第3章 給水（第8条～第14条）
- 第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料（第15条～第27条の2）
- 第5章 管理（第28条～第34条）
- 第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）
- 第7章 補則（第37条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種別）

第3条 給水装置は、次の3種に区分する。

- (1) 専用給水装置（1世帯又は1か所で専ら使用するもの）
- (2) 共用給水装置（屋外に設置し、2世帯以上で共同して使用するもの）
- (3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

第2章 給水装置の新設等

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置工事の施行及び指定給水装置工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（管理人及び代表者）

第7条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する管理人を置かなければならない。

2 水道の利用者（以下「利用者」という。）は、共用給水装置を使用するとき又は管理者が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、利用者のうちから代表者を選定しなければならない。

3 管理者は、第1項の管理人又は前項の代表者を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第8条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他特別な理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したために利用者、所有者、管理人又は代表者（以下「利用者等」という。）に損害が生じることがあつても、管理者はその責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第8条の2 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(計量制の原則)

第9条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置及び保管)

第10条 メーターは、管理者が設置し、使用者等に保管させるものとする。

2 メーターの設置に要する費用は、管理者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを所有者の負担とすることができる。

3 メーターは、給水装置又は受水槽から各戸の給水栓までの給水に用いる設備（以下「受水槽以下設備」という。）に設置し、その位置は、管理者が指定する。

4 共同住宅の各戸の給水装置又は受水槽以下設備へのメーターの設置は、所有者から申込みがあり、管理者が定める基準に適合していると認める場合に限り行うものとする。設置されたメーター（以下「各戸メーター」という。）の数若しくは口径の増加又は撤去についても、同様とする。

5 使用者等は、その保管するメーター及びその付近を常に清潔に、かつ、検針しやすい状態に保持しなければならない。

6 使用者等が、その責めに帰すべき理由により、管理者の設置したメーターを亡失し、又は損傷した場合には、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(私設消火栓の使用)

第11条 私設消火栓は、消火又は消防演習のほか、これを使用することができない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いのうえ、行わなければならない。

(使用者等の届出義務)

第12条 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 給水装置の用途を変更するとき。
- (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 代表者又は管理人を選定したとき。
- (2) 使用者等の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (3) 私設消火栓を消火に使用したとき。
- (4) 共用給水装置の使用世帯数に変更があつたとき。

(使用者等の給水装置の管理責任)

第13条 使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないように善良な管理者の注意をもつて給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 給水装置又は供給する水の水質について使用者等から検査の請求があつたときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金、給水負担金、工事負担金及び手数料

(料金の徴収)

第15条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者等から徴収する。

(料金)

第16条 料金は、1か月について次の表に掲げる種別、用途及び口径別等の区分に従い、基本料金と、使用水量等に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

※次表略す(96ページ参照)

2 前項に該当しない料金は使用水量に1立方メートルについて435円を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(料金表の適用)

第17条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。

2 前条第1項の表に定める用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 メーターの設置されていない給水装置に係る料金は、当該給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなし、前条第1項の表を適用する。

(定例日)

第18条 管理者は、料金の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(料金の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて、その計量した日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要と認めたときは、定例日以外の日に使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定することができる。

3 水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に水道を使用したときは、その都度、使用水量を計量し、その使用水量をもつて料金を算定する。

(特別な場合における料金の算定)

第20条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところに

より日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 料金算定の基準となる月の中途において、給水装置の種別若しくは用途又はメーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の種別若しくは用途又はメーターの口径の料金により、これを算定する。

第21条 管理者は、共同住宅の各戸の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、当該共同住宅に設置されているメーターの口径の大きさにかかわらず、申請によつて各戸の使用者が使用する給水装置のメーターの口径の大きさを13ミリメートルとみなして料金を算定することができる。この場合における各戸の使用者の使用水量は、均等とみなす。

(使用水量の認定)

第22条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 天災その他特別な理由により、メーターを検針することができないとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

(料金の徴収方法)

第23条 料金は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要と認めたときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の料金の増減)

第24条 料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の料金で精算することができる。

(給水負担金)

第25条 給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する工事及び第3項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーターについて当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

- (1) 給水装置の新設 次表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額

メーターの口径	金額
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	250,000円
30ミリメートル	390,000円
40ミリメートル	760,000円
50ミリメートル	1,400,000円
75ミリメートル	3,600,000円
100ミリメートル	7,100,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- (2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーターに係る前号に定める額から当

該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前号又は次項第1号に定める額を差し引いた額

2 受水槽を設置しており、又は設置しようとする場合において、給水装置の新設又は改造の工事（次項に規定する各戸メーターの新設等に伴う工事を除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事により給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）について当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。ただし、管理者が特に認める工事に係る給水負担金の額については、前項の規定による額とする。

(1) 給水装置の新設 前項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額に100分の150を乗じて得た額

(2) 給水装置の改造 当該改造の工事により設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る前号に定める額から当該改造の工事前に設置されていたメーターに係る前項第1号又は前号に定める額を差し引いた額

3 共同住宅の各戸メーターの新設、数若しくは口径の増加又は撤去（以下「各戸メーターの新設等」という。）の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額を給水負担金として納入しなければならない。

(1) 各戸メーターの新設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 給水装置の新設を伴う場合 当該新設される各戸メーターについて第1項第1号の表左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表右欄に定める額の合計額

イ ア以外の場合 当該新設される各戸メーターに係るアに定める額から当該新設前に給水装置に設置されていたメーターに係る第1項第1号若しくは前項第1号に定める額又は設置されていた各戸メーターに係るアに定める額を差し引いた額

(2) 各戸メーターの数又は口径の増加 当該増加後におけるすべての各戸メーターに係る前号アに定める額から当該増加前において設置されていた各戸メーターに係る前号アに定める額を差し引いた額

(3) 各戸メーターの撤去 当該撤去後に給水装置に設置されるメーター（メーターに変更がないときは、現に設置されているメーター）に係る第1項第1号又は前項第1号に定める額から当該撤去前において設置されていた各戸メーターに係る第1号アに定める額を差し引いた額

4 前3項の給水負担金は、工事の申込み又は各戸メーターの新設等の申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

5 既納の給水負担金は還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合には還付することがある。

6 メーターの設置のない給水装置の新設又は改造の工事に係る第1項及び第2項の給水負担金の算定においては、給水装置の引込管の口径をメーターの口径とみなす。

（工事負担金）

第26条 管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに応ずるため、配水管その

他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場合（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場合を含む。）に新たな配水管等の設置を必要とするときは、当該工事申込者から工事負担金を徴収することができる。

2 工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより、当該配水管等の設置及び能力の増強に要する費用とこれらに付随する費用との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 工事負担金は、前納しなければならない。

4 前条第5項の規定は、工事負担金について準用する。

（手数料）

第26条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第6条第1項の規定による指定 1件につき 13,000円

(2) 第6条第2項の規定による設計審査（使用材料の確認を含む。） 次の表に掲げる額

メーターの口径	種別	給水装置の新設又は改造に係る設計審査	給水装置の修繕又は撤去に係る設計審査
20ミリメートル以下		1件につき 3,300円	1件につき 800円
25ミリメートル以上40ミリメートル以下		1件につき 4,100円	
50ミリメートル以上		1件につき 4,900円	
備考 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る設計審査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。			

(3) 第6条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

メーターの口径	種別	給水装置の新設又は改造に係る工事検査	給水装置の修繕又は撤去に係る工事検査
20ミリメートル以下		1件につき 4,900円	1件につき 800円
25ミリメートル以上40ミリメートル以下		1件につき 5,800円	
50ミリメートル以上		1件につき 6,600円	
備考 1 メーターの設置を伴わない給水管の新設又はメーターが設置されていない給水管の改造に係る工事検査にあつては、引込管の口径をメーターの口径とみなす。 2 給水装置の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。			

（料金等の減免）

第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない料金、給水負担金、工事負担金及び手数料を減額し、又は免除することができる。

（料金の支払請求権の放棄）

第27条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第28条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に適切な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、使用者等の負担とする。

(給水装置の変更)

第29条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、配水管の移転等の原因者において負担するものとする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の切離し)

第30条 管理者は、次の各号の一に該当する場合において、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が60日以上所在不明で、かつ、使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

2 前項各号にあつては、所有者にその旨を通知し、通知を發した日から30日を経過したときは、給水装置を切り離すことができる。この場合、所有者の所在不明等の理由により通知することができないときは、公示をもつて通知に代えることができる。

(給水の停止)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) この条例による管理者に対する納入金を納入しないとき。

(2) 正当な理由がなくて、第19条の計量又は第28条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なおこれを改めないとき。

(過料)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、50,000円以下の過料を科す

ることができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去を行つた者
- (2) 第6条第1項の指定を受けないで、給水装置工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を施行した者
- (3) 正当な理由がなくて、第10条第1項のメーターの設置、第28条第1項の検査又は第31条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第10条第5項の管理義務を怠つたため、メーターを亡失し、又は損傷した者
- (5) 第11条の規定に違反した者
- (6) 第13条第1項の管理義務を怠つたため、水を汚染し、又は漏水させた者
- (7) 正当な理由がなくて、給水装置（メーターを含む。）を移動し、又は加工した者
- (8) 正当な理由がなくて、止水栓、制水弁等を開閉した者
- (9) 正当な理由がなくて、管理者の施した封かん、標識等を廃棄した者
（料金等を免れた者に対する過料）

第33条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて料金又は第26条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

（貯水槽水道に関する管理者の責務）

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(3) 鹿児島市下水道条例

昭和42年4月29日

条例第122号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 排水設備等の新設等（第3条～第7条）
- 第3章 公共下水道の使用（第8条～第15条）
- 第4章 使用料及び手数料（第16条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第29条）
- 第6章 罰則（第30条～第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市（以下「市」という。）の公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法第2条の例によるものとする。

- (1) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備で、市の管理する公共下水道に汚水を流入させるため、これに直結して設けた排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器等を含み、屎尿浄化槽を除く。）及び雨水を流入させるために設けた施設をいう。
- (2) 除害施設 法第12条第1項又は法第12条の11第1項に規定する除害施設をいう。
- (3) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (4) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (5) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道で、市が設置するものをいう。
- (6) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

第2章 排水設備等の新設等

（排水設備の接続方法及び内径）

第3条 排水設備の新設又は改造（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道の排水管、ます及びその他の排水施設（法第11条第1項の規定によ

り他人の排水設備を使用する場合又は同項の規定によらないでその排水設備の所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべき施設に、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべき施設に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより行うこと。

(3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除するための排水管で延長3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人員(人)	150まで	150を超え300まで	300を超え600まで	600を超えるもの
円形管内径(ミリメートル)	100以上	150以上	200以上	250以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び排水渠の断面は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次表に定めるところによること。ただし、一の敷地から排除される雨水を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (平方メートル)	排水管内径		排水渠断面	
	円形管内径 (ミリメートル)	半円管内径 (ミリメートル)	内のり (ミリメートル)	深さ (ミリメートル)
200まで	100以上	150以上	150以上	80以上
200を超え600まで	150以上	200以上	200以上	100以上
600を超えるもの	200以上	250以上	250以上	120以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定により、その設置について許可を受けるべき排水施設を除く。)の新設をしようとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべき施設に、雨水は公共ます等で雨水を排除すべき施設に流入させるように設けること。

(2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(3) 陶器、コンクリート、れんが、その他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置を講ぜられていること。

(排水設備等の設置及び管理)

第5条 排水設備又は排水施設(以下「排水設備等」という。)は、所有者、使用者又は占有者において設置し、及び管理するものとする。

2 所有者が本市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者は、この条例に定

める一切の事項を処理させるため、本市内に居住する者を管理人として選定するものとする。

3 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(排水設備等の工事の申込み)

第6条 排水設備等の新設等又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(排水設備等の工事の設計及び施行)

第7条 排水設備等の工事の設計及び施行は、管理者又は排水設備等の工事に関し技能を有する者として管理者が別に定める者が専属する事業者で管理者が指定したもの（以下「指定排水設備工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定により指定排水設備工事事業者が排水設備等の工事の設計及び施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 排水設備等の工事の設計及び施行並びに指定排水設備工事事業者の指定について必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 公共下水道の使用

(除害施設の計画等の届出)

第8条 除害施設の新設又は改良の工事を行おうとする者は、あらかじめその概要を明らかにする図書を添付した計画書を管理者に届け出なければならない。

2 前項の計画書及びこれに添付した図書に記載した事項を変更しようとする場合においてもあらかじめ変更する事項を管理者に届け出なければならない。

3 第1項の規定により届け出た除害施設の新設又は改良の工事が完了したときは、工事完了報告書を管理者に届け出なければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。第11条において同じ。）を使用する者は、次の各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質より緩やかな水質の

排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置)

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。ただし、第4号に掲げる項目について管理者が別に定めた場合は、この限りでない。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

(尿尿の排除の制限)

第12条 使用者は、尿尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

(公共下水道の使用の制限等)

第13条 管理者は、公共下水道の使用について、著しくその施設の機能を妨げ、若しくは妨げるおそれがあり、又はその施設を損傷し、若しくは損傷するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水設備等の構造、使用の方法若しくは下水の水質を改善することを命じ、

又は排水設備等の使用若しくは当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(報告の徴収等)

第14条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において除害施設の設置者及び法第12条の2第1項に規定する特定施設の設置者に対し、事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(使用の開始等の届出)

第15条 所有者、使用者又は管理人(以下「所有者等」という。)は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 所有者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 管理人を選定したとき。

(2) 所有者等の氏名又は住所に変更があつたとき。

3 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から、その排除汚水量に応じて下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

(定例日)

第17条 管理者は、使用料の算定の基準日として、使用者ごとに毎月の定例日を定める。

(使用料の額)

第18条 使用料は、1か月について次の表に掲げる用途及び汚水種別の区分に従い、基本料金と、排除汚水量に応じて算出した従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

※次表略す(154ページ参照)

2 前項の規定にかかわらず、排除される汚水の水質が著しく悪いため、汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認められるもので、規程で定める汚水の水質のものについては、当該排除汚水量に1立方メートルについて153円の範囲内で規程で定める額を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同項の使用料に加算するものとする。

(使用料の算定)

第19条 管理者は、隔月の定例日に排除汚水量を算出し、その排除汚水量をもつて、その日の属する月分及びその前月分の使用料を算定する。この場合において、排除汚水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、必要があると認めたときは、定例日以外の日に排除汚水量を算出し、その排除汚水

量をもつて使用料を算定することができる。

- 3 公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は臨時に使用したときは、その都度、排除汚水量を認定し、その排除汚水量をもつて使用料を算定する。

(特別な場合における使用料の算定)

第20条 使用料算定の基準となる月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本料金は、管理者が別に定めるところにより日割りにより算定する。ただし、同一と認められる使用者が公共下水道の使用の開始、休止等を繰り返す等の場合であつて、継続して使用していると管理者が認めるときは、この限りでない。

- 2 使用料算定の基準となる月の中途において、第18条第1項の表の用途又は汚水種別に変更があつたときの使用料は、その使用日数の多い用途又は汚水種別の使用料により、算定する。ただし、その使用日数が同じであるときは、変更後の用途又は汚水種別の使用料により、これを算定する。

第20条の2 管理者は、アパート・マンション等共同住宅の各世帯の使用者であつて、管理者の定める基準に適合しているものについては、申請によつて各世帯の使用者の排除汚水量を均等とみなして使用料を算定することができる。

(排除汚水量の算出方法)

第21条 排除汚水量の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の水を使用して汚水を排除する場合は、水道の使用水量とする。ただし、2人以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用水量を確知することができないときは、その使用水量は均等とみなす。
- (2) 井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除する場合は、水の使用の様態を勘案して管理者が認定する。
- (3) 氷製造業その他これに類する営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排除する汚水(第18条第2項の規定の適用を受ける特定事業場から排除される汚水を除く。)の量と著しく異なるものを営む使用者は毎月その月の排除汚水量及びその算出方法の根拠を記載した申告書をその月の定例日から7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定にかかわらず、管理者はその申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除汚水量を認定する。

(排水設備の用途等の変更等)

第21条の2 所有者等は、第18条第1項の表の用途又は汚水種別を変更するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 2 使用者が専ら水道の水を使用して汚水を排除している場合において、新たに井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。現に井戸等水道以外の水を使用して汚水を排除している場合において、排除汚水量の認定方法又は既に認定

を受けている排除汚水量に変更を生ずるときもまた同様とする。

(資料の提出等)

第22条 管理者は、使用料を算定するために必要と認めるときは、使用者に対し適当な場所に排除汚水量を測定するための計量装置を設置させ、又は水質の測定結果を記録するための水質測定記録装置を設置させることができるほか、関係資料の提出を求めることができる。

(使用料の徴収方法)

第23条 使用料は、納付制、口座振替制又は集金の方法により、隔月徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、毎月又は随時に、これを徴収することができる。

(徴収後の使用料の増減)

第23条の2 使用料徴収後、その使用料に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以後の使用料で精算することができる。

(使用料の前払い)

第24条 公共下水道を一時使用する場合において、管理者は、必要があると認めるときは、使用料の概算額を前払いさせることができる。

2 前項の使用料の概算額は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき又は管理者が必要と認めるときに精算する。

(手数料)

第24条の2 管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申込者から申込みの際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第7条第1項の規定による指定 1件につき 14,000円

(2) 第7条第2項の規定による設計審査(使用材料の確認を含む。) 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る設計審査	排水設備等の撤去に係る設計審査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 3,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 5,800円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 15,700円	

(3) 第7条第2項の規定による工事検査 次の表に掲げる額

種別	排水設備等の新設又は改造に係る工事検査	排水設備等の撤去に係る工事検査
1日当たり設計排除汚水量		
10立方メートルまで	1件につき 5,300円	1件につき 800円
10立方メートルを超え50立方メートルまで	1件につき 10,700円	
50立方メートルを超えるもの	1件につき 18,200円	
備考	排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち、現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円とする。	

(使用料等の減免)

第25条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納入しなければならない使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる図面を添付して管理者に申請しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。)を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第27条 法第24条第1項の「条例で定める軽微な変更」は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設置した物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(特別の必要による公共ます及び取付管の新設等)

第28条 管理者が使用者の特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設等を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部又は一部を負担しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで排水設備等の工事を施行した者
- (2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を設計し、又は施行した者
- (3) 第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出を怠つた者
- (4) 第10条、第11条又は第12条の規定に違反した者
- (5) 第13条の命令に従わなかつた者
- (6) 第14条又は第22条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者
- (7) 第6条の規定による申込み、第8条第1項、第2項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による届出に係る資料、第21条第3号の規定による申告書又は第14条若しくは第22条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した者
- (8) 第26条の規定による許可を受けなかつた者

(使用料等を免れた者に対する過料)

第31条 市長は、詐欺その他不正な行為によつて使用料又は第24条の2の手数料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

(4) 鹿児島市工業用水道事業給水条例

平成16年10月18日

条例第95号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給水の申込み及び給水量の決定（第6条—第8条）
- 第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担（第9条—第12条）
- 第4章 給水（第13条—第18条）
- 第5章 料金（第19条—第22条）
- 第6章 雑則（第23条・第24条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、鹿児島市工業用水道事業の給水についての料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する給水用具のうち量水器までの部分をいう。
- (2) 使用者 基本使用水量の決定通知を受けた者をいう。
- (3) 基本使用水量 使用者に供給する1日当たりの水量をいう。
- (4) 超過使用水量 基本使用水量を超えて使用した水量をいう。

（給水の対象）

第3条 工業用水の供給は、1日15立方メートル以上の水量を使用する者に対して行う。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（氏名等の変更）

第4条 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 使用者は、工業用水道の使用に関する一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は引き受けさせてはならない。ただし、管理者が承認したときは、この限りでない。

第2章 給水の申込み及び給水量の決定

（給水の申込み）

第6条 給水を受けようとする者は、1日の使用水量の予定を定めて給水の申込みをしなければな

らない。

(基本使用水量の決定)

第7条 前条の規定による申込みがあったときは、管理者は、速やかにその申込みをした者の基本使用水量を決定し、これを通知するものとする。ただし、給水能力その他の理由により給水することができないときは、その旨通知するものとする。

(基本使用水量の変更)

第8条 基本使用水量の変更については、前2条の規定を準用する。

2 基本使用水量は、年度の途中では変更しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第3章 給水施設工事及び管理並びに費用の負担

(工事の申込み)

第9条 給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 工事は、管理者が別に定める者が施行し、工事に要する費用は、使用者の負担とする。

3 第1項の規定により使用者が工事を行う場合においては、管理者の設計審査、材料検査及び工事完了検査を受けなければならない。

(給水施設の維持及び管理並びに費用の負担)

第10条 使用者は、善良なる管理者の注意をもって給水施設を管理し、給水に異状があると認めるときは、管理者に届け出て指示を受けなければならない。

2 管理者が必要と認めたときは、修繕その他の措置を命ずることができる。

3 第1項の指示又は前項の命令を受けて行った措置に要した費用は、使用者の負担とする。

(給水施設等の検査等)

第11条 管理者は、管理上必要と認めるときは、その職員に給水施設等を検査させ、使用者に必要な措置を執ることを命ずることができる。

2 前項の規定による給水施設等の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(配水管の設置に要する費用の負担)

第12条 給水の申込みによって新たに配水管の設置が必要となるときは、その設置に要する費用は、使用者の負担とする。

第4章 給水

(給水の原則)

第13条 管理者は、天災地変その他不可抗力の事由による場合又は工業用水道施設の維持若しくは改良工事等のため必要な場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 緊急の事由による場合のほか、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその区域及び期間を定めて、その都度使用者に予告するものとする。

3 第1項に掲げる場合において、給水を制限し、又は停止したために使用者に損害を生ずることがあっても、管理者は、その責めを負わないものとする。

(均等使用の原則)

第14条 使用者は、1日の使用水量を24時間で除して8時間に乗じた分の水量を貯水することができる受水槽を設置し、工業用水道を常時均等に使用するよう努めなければならない。

(使用の開始等)

第15条 使用者は、工業用水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、使用廃止の届出があったとき又は使用廃止の状態にあると認めたときは、給水施設の撤去等の必要な措置を執ることができる。

3 前項の措置に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用水量の決定)

第16条 使用水量は、毎月定例日に量水器によって決定する。ただし、使用水量が量水器の故障等により測定することができないとき又は不明であるときは、管理者が認定する。

2 管理者は、使用水量を決定したときは、速やかに使用者に通知するものとする。

(量水器の検査)

第17条 使用者は、量水器に異状があると認めたときは、管理者に対し量水器の機能について検査すべきことを請求することができる。

2 管理者は、前項の検査に特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(水質)

第18条 工業用水の水質は、次の表に掲げる基準によるものとする。

項目	基準
水温	常温
濁度	20度以下
水素イオン濃度	ペーハー値6.0以上8.5以下

第5章 料金

(料金等)

第19条 料金は、次に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1月ごとに使用者から徴収する。

※次表略す（174ページ参照）

2 料金の納付期限は、翌月の末日とする。

(延滞金)

第20条 管理者は、使用者が前条の料金を納付期限までに完納しないときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により督促状を發した場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて未納額につき年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を經過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を徴収する。

3 前項の延滞金は、10円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、総額が10円未満のときはこれを徴収しない。

（責任使用水量制）

第21条 第19条の規定による料金の算定においては、使用者の使用した水量が基本使用水量の1月分に満たない場合であっても、基本使用水量の1月分まで使用したものとみなす。ただし、料金算定の基礎となる1月の期間の途中で使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金の算定については、日割計算とする。

（料金の減免）

第22条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

第6章 雑則

（給水の停止）

第23条 第13条第1項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者は、給水を停止することができる。

- (1) 詐欺その他不正な方法により、料金の徴収を免れようとしたとき。
- (2) 管理者の承認を受けずに量水器又は管理者の管理する制水弁等を操作したとき。
- (3) 第11条第1項の規定による職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨げたとき。
- (4) 料金その他この条例により使用者が負担すべき費用の納付を2月以上遅延したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例に違反したとき。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

8. 中核市・九州県都一覧表

(1) 水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市企業局	〒030-0841 青森市奥野1-2-1 TEL 017(734)4201 FAX 017(774)4913	中核市 平成18年 10月指定
八戸圏域水道企業団	〒039-1112 八戸市南白山台1-11-1 TEL 0178(70)7032 FAX 0178(70)7070	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
山形市上下水道部	〒990-0836 山形市南石関27 TEL 023(645)1177 FAX 023(644)0924	中核市 平成31年 4月指定
福島市水道局	〒960-8601 福島市五老内町3-1 TEL 024(535)1118 FAX 024(535)1133	中核市 平成30年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市水道局	〒970-8026 いわき市平字童子町2-5 TEL 0246(22)9309 FAX 0246(21)4844	中核市 平成11年 4月指定
水戸市上下水道局	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029(231)4115 FAX 029(231)8396	中核市 令和2年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1282 FAX 027(326)4027	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
川口市上下水道局	〒332-8501 川口市青木5-13-1 TEL 048(258)4132 FAX 048(256)4871	中核市 平成30年 4月指定
越谷・松伏水道企業団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷3-5-22 TEL 048(966)3931 FAX 048(963)0706	中核市 平成27年 4月指定
柏市水道部	〒277-0025 柏市千代田1-2-32 TEL 04(7166)3181 FAX 04(7167)1165	中核市 平成20年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)9840 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8580 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
福井市企業局	〒910-8522 福井市大手3-13-1 TEL 0776(20)5615 FAX 0776(27)2753	中核市 平成31年 4月指定
甲府市上下水道局	〒400-0046 甲府市下石田2-23-1 TEL 055(228)3319 FAX 055(237)4331	中核市 平成31年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2863 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
吹田市水道部	〒564-8551 吹田市南吹田3-3-60 TEL 06(6384)1253 FAX 06(6384)1902	中核市 令和2年 4月指定
高槻市水道部	〒569-0067 高槻市桃園町4-15 TEL 072(674)7952 FAX 072(674)7949	中核市 平成15年 4月指定
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4196 FAX 072(848)6508	中核市 平成26年 4月指定
八尾市水道局	〒581-0007 八尾市光南町1-4-30 TEL 072(923)6546 FAX 072(991)5991	中核市 平成30年 4月指定
寝屋川市上下水道局	〒572-0832 大阪市寝屋川市本町15-1 TEL 072(825)2247 FAX 072(824)3090	中核市 平成31年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-6 TEL 06(6724)1221 FAX 06(6721)2374	中核市 平成17年 4月指定
姫路市水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2703 FAX 079(221)2706	中核市 平成8年 4月指定
尼崎市公営企業局	〒660-0051 尼崎市東七松町2-4-16 TEL 06(6489)7405 FAX 06(6489)7403	中核市 平成21年 4月指定
明石市水道局	〒673-8686 明石市中崎1-5-1 TEL 078(918)5064 FAX 078(911)4066	中核市 平成30年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-0911 西宮市池田町8-11 TEL 0798(32)8002 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(34)9204	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市企業局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1124 FAX 073(435)1280	中核市 平成9年 4月指定
鳥取市水道局	〒680-1132 鳥取市国安210-3 TEL 0857(53)7953 FAX 0857(53)7802	中核市 平成30年 4月指定
松江市上下水道局	〒690-0826 松江市学園南1-17-24 TEL 0852(55)4888 FAX 0852(55)4890	中核市 平成30年 4月指定
倉敷市水道局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3654 FAX 086(427)7271	中核市 平成14年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(928)1631	中核市 平成10年 4月指定
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
香川県広域水道企業団	〒760-8514 高松市番町1-8-15 TEL 087(826)6112 FAX 087(826)1132	中核市 平成11年 4月指定
松山市公営企業局	〒790-8590 松山市二番町4-4-6 TEL 089(998)9802 FAX 089(932)3325	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒781-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9685	中核市 平成28年 4月指定
大分市上下水道局	〒870-0045 大分市城崎町1-5-20 TEL 097(538)2404 FAX 097(535)1241	中核市 平成9年 4月指定
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(26)7580 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7802 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定
福岡市水道局	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 TEL 092(483)3133 FAX 092(482)6918	九州県都 (政令指定 都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4135	九州県都 (政令指定 都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

(2)下水道関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
函館市企業局	〒040-8541 函館市末広町5-14 TEL 0138(27)8741 FAX 0138(22)5075	中核市 平成17年 10月指定
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 TEL 0166(24)3160 FAX 0166(25)9500	中核市 平成12年 4月指定
青森市環境部	〒030-0801 青森市新町1-3-7 TEL 017(718)1190 FAX 017(718)1193	中核市 平成18年 10月指定
八戸市環境部	〒031-0801 八戸市江陽3-1-111 TEL 0178(44)8259 FAX 0178(47)9065	中核市 平成29年 1月指定
盛岡市上下水道局	〒020-0013 盛岡市愛宕町6-8 TEL 019(623)1411 FAX 019(623)1410	中核市 平成20年 4月指定
秋田市上下水道局	〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 TEL 018(823)8434 FAX 018(824)7414	中核市 平成9年 4月指定
山形市上下水道部	〒990-0836 山形市南石関27 TEL 023(645)1177 FAX 023(644)0924	中核市 平成31年 4月指定
福島市都市政策部	〒960-8601 福島市五老内町3-1 TEL 024(525)3789 FAX 024(534)8228	中核市 平成30年 4月指定
郡山市上下水道局	〒963-8016 郡山市豊田町1-4 TEL 024(932)7644 FAX 024(939)5820	中核市 平成9年 4月指定
いわき市生活環境部	〒970-8686 いわき市平字梅本21 TEL 0246(22)7519 FAX 0246(22)7572	中核市 平成11年 4月指定
水戸市上下水道局	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029(231)4115 FAX 029(231)8396	中核市 令和2年 4月指定
宇都宮市上下水道局	〒320-8543 宇都宮市河原町1-41 TEL 028(633)3230 FAX 028(633)3264	中核市 平成8年 4月指定
前橋市水道局	〒371-0035 前橋市岩神町3-13-15 TEL 027(898)3011 FAX 027(234)5544	中核市 平成21年 4月指定
高崎市下水道局	〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL 027(321)1263 FAX 027(325)8352	中核市 平成23年 4月指定
川越市上下水道局	〒350-0054 川越市三久保町20-10 TEL 049(223)3061 FAX 049(223)3078	中核市 平成15年 4月指定
川口市上下水道局	〒332-8501 川口市青木5-13-1 TEL 048(258)4132 FAX 048(256)4871	中核市 平成30年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
越谷市建設部	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 TEL 048(963)9206 FAX 048(963)9198	中核市 平成27年 4月指定
船橋市建設局	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 TEL 047(436)2648 FAX 047(436)2647	中核市 平成15年 4月指定
柏市土木部	〒277-0005 柏市柏255 TEL 04(7167)1409 FAX 04(7167)2586	中核市 平成20年 4月指定
八王子市水循環部	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 TEL 042(620)7289 FAX 042(626)3019	中核市 平成27年 4月指定
横須賀市上下水道局	〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL 046(822)9840 FAX 046(822)2442	中核市 平成13年 4月指定
富山市上下水道局	〒930-0859 富山市牛島本町2-1-20 TEL 076(432)8580 FAX 076(432)8635	中核市 平成8年 4月指定
金沢市企業局	〒920-0031 金沢市広岡3-3-30 TEL 076(220)2611 FAX 076(220)2679	中核市 平成8年 4月指定
福井市企業局	〒910-8522 福井市大手3-13-1 TEL 0776(20)5615 FAX 0776(27)2753	中核市 平成31年 4月指定
甲府市上下水道局	〒400-0046 甲府市下石田2-23-1 TEL 055(228)3319 FAX 055(237)4331	中核市 平成31年 4月指定
長野市上下水道局	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL 026(224)5070 FAX 026(224)5114	中核市 平成11年 4月指定
岐阜市上下水道事業部	〒500-8156 岐阜市祈年町4-1 TEL 058(259)7878 FAX 058(259)7522	中核市 平成8年 4月指定
豊橋市上下水道局	〒440-8502 豊橋市牛川町字下毛田29-1 TEL 0532(51)2702 FAX 0532(51)2708	中核市 平成11年 4月指定
岡崎市上下水道局	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 TEL 0564(23)6334 FAX 0564(23)6368	中核市 平成15年 4月指定
豊田市上下水道局	〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565(34)6653 FAX 0565(36)5529	中核市 平成10年 4月指定
大津市企業局	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL 077(528)2863 FAX 077(523)3399	中核市 平成21年 4月指定
豊中市上下水道局	〒560-0022 豊中市北桜塚4-11-18 TEL 06(6858)2921 FAX 06(6858)4883	中核市 平成24年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
吹田市下水道部	〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 TEL 06(6384)2011 FAX 06(6368)9903	中核市 令和2年 4月指定
高槻市都市創造部	〒569-0067 高槻市桃園町2-1 TEL 072(674)7432 FAX 072(675)3252	中核市 平成15年 4月指定
枚方市上下水道局	〒573-1030 枚方市中宮北町20-3 TEL 072(848)4196 FAX 072(848)6508	中核市 平成26年 4月指定
八尾市都市整備部	〒581-0003 八尾市本町1-1-1 TEL 072(924)3883 FAX 072(922)3587	中核市 平成30年 4月指定
寝屋川市上下水道局	〒572-0832 大阪市寝屋川市本町15-1 TEL 072(825)2247 FAX 072(824)3090	中核市 平成31年 4月指定
東大阪市上下水道局	〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 TEL 06(4309)3246 FAX 06(4309)3827	中核市 平成17年 4月指定
姫路市下水道局	〒670-8501 姫路市安田4-1 TEL 079(221)2653 FAX 079(221)2679	中核市 平成8年 4月指定
尼崎市公営企業局	〒660-0051 尼崎市東七松町2-4-16 TEL 06(6489)6551 FAX 06(6489)6559	中核市 平成21年 4月指定
明石市都市局	〒674-0063 明石市大久保町八木742 TEL 078(934)9620 FAX 078(934)9622	中核市 平成30年 4月指定
西宮市上下水道局	〒662-0911 西宮市池田町8-11 TEL 0798(32)8002 FAX 0798(32)2278	中核市 平成20年 4月指定
奈良市企業局	〒630-8001 奈良市法華寺町264-1 TEL 0742(34)5200 FAX 0742(34)9204	中核市 平成14年 4月指定
和歌山市企業局	〒640-8511 和歌山市七番丁23 TEL 073(435)1093 FAX 073(435)1276	中核市 平成9年 4月指定
鳥取市下水道部	〒680-0902 鳥取市秋里903 TEL 0857(30)8382 FAX 0857(20)3318	中核市 平成30年 4月指定
松江市上下水道局	〒690-0826 松江市学園南1-17-24 TEL 0852(55)4888 FAX 0852(55)4890	中核市 平成30年 4月指定
倉敷市環境リサイクル局	〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL 086(426)3581 FAX 086(425)5645	中核市 平成14年 4月指定
呉市上下水道局	〒737-0051 呉市中央6-2-9 TEL 0823(26)1604 FAX 0823(26)1656	中核市 平成28年 4月指定

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等	備 考
福山市上下水道局	〒720-8526 福山市古野上町15-25 TEL 084(928)1529 FAX 084(928)1631	中核市 平成10年 4月指定
下関市上下水道局	〒750-8525 下関市春日町7-32 TEL 083(231)3121 FAX 083(231)3122	中核市 平成17年 10月指定
高松市都市整備局	〒760-8514 高松市番町1-8-15 TEL 087(839)2765 FAX 087(839)2776	中核市 平成11年 4月指定
松山市下水道部	〒790-8571 松山市二番町4-7-2 TEL 089(948)6533 FAX 089(934)5862	中核市 平成12年 4月指定
高知市上下水道局	〒781-8010 高知市棧橋通3-31-11 TEL 088(821)9230 FAX 088(833)6549	中核市 平成10年 4月指定
久留米市企業局	〒839-8501 久留米市合川町2190-3 TEL 0942(30)8506 FAX 0942(30)8570	中核市 平成20年 4月指定
長崎市上下水道局	〒850-8563 長崎市桜町6-3 TEL 095(829)1203 FAX 095(829)1205	中核市 平成9年 4月指定
佐世保市水道局	〒857-0028 佐世保市八幡町4-8 TEL 0956(25)9660 FAX 0956(25)9685	中核市 平成28年 4月指定
大分市上下水道局	〒870-0045 大分市城崎町1-5-20 TEL 097(538)2404 FAX 097(535)1241	中核市 平成9年 4月指定
宮崎市上下水道局	〒880-8507 宮崎市鶴島3-252 TEL 0985(26)7580 FAX 0985(24)1047	中核市 平成10年 4月指定
那覇市上下水道局	〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 TEL 098(941)7802 FAX 098(941)7821	中核市 平成25年 4月指定
福岡市道路下水道局	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 TEL 092(711)4503 FAX 092(733)5596	九州県都 (政令指定 都市)
熊本市上下水道局	〒862-8620 熊本市中央区水前寺6-2-45 TEL 096(381)4330 FAX 096(384)4135	九州県都 (政令指定 都市)
佐賀市上下水道局	〒849-8558 佐賀市若宮3-6-60 TEL 0952(33)1330 FAX 0952(33)1315	九州県都

9. 関係団体一覧表

(1) 国関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
厚生労働省	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(5253)1111
総務省	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 TEL 03(5253)5111
国土交通省	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館(分館) TEL 03(5253)8111
環境省	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 TEL 03(3581)3351
経済産業省 九州経済産業局	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6階、7階 TEL 092(482)5405 FAX 092(482)5960

(2) 県関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
鹿児島県くらし保健福祉部 生活衛生課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎3階 TEL 099(286)2784 FAX 099(286)5562
鹿児島県土木部 河川課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎15階 TEL 099(286)3586 FAX 099(286)5625
鹿児島県土木部 生活排水対策室 (都市計画課内)	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 行政庁舎14階 TEL 099(286)3685 FAX 099(286)5633
鹿児島県工業用水道部 工業用水課	〒891-0133 鹿児島市平川町5681-1 TEL 099(230)0630 FAX 099(230)0631

(3) 市関係

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
環境局資源循環部 資源政策課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1288 FAX 099(216)1292
環境局環境部 環境衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1300 FAX 099(216)1292
健康福祉局保健所 生活衛生課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(803)6881 FAX 099(803)7026
建設局都市計画部 都市計画課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1378 FAX 099(216)1398
建設局道路部 道路建設課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1404 FAX 099(216)1400
建設局建設管理部 河川港湾課	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 099(216)1412 FAX 099(216)1414
消防局総務課	〒892-0816 鹿児島市山下町15-1 TEL 099(222)0280 FAX 099(224)8119

(4)その他

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号 等
(公社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9 TEL 03(3264)2281 FAX 03(3262)2244 (総務部) 03(3264)2205 (調査部)
(公社)日本水道協会 九州地方支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-28-15 福岡市水道局総務部総務課内 TEL 092(483)3104 FAX 092(482)1376
(公社)日本水道協会 鹿児島県支部	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
鹿児島県水道協会	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課内 TEL 099(286)2790 FAX 099(286)5562
(公社)日本下水道協会	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル5～8階 TEL 03(6206)0260 (総務部) 03(6206)0679 (企画調査部) 03(6206)0369 (技術研究部) FAX 03(6206)0265 (総務部)
九州地方下水道協会	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市道路下水道局総務部下水道経営企画課内 TEL 092(711)4613 FAX 092(733)5596
鹿児島県下水道協会	〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1-10 鹿児島市水道局総務部総務課内 TEL 099(213)8502 FAX 099(252)6728
地方共同法人日本下水道事業団	〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル3、7、8階 TEL 03(6361)7800 FAX 03(5805)1800
地方共同法人日本下水道事業団 鹿児島事務所	〒892-0846 鹿児島市加治屋町18-8 大樹生命鹿児島ビル8階 TEL 099(219)5155 FAX 099(219)5455

令和2年版 水道・公共下水道・工業用水道事業年報

令和2年9月

編集及び発行 〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号
鹿児島市水道局総務部経営管理課